嵐山町議会平成２６年第３回定例会会議録
目　　次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号　（９月４日）

議事日程……３
出席議員……４
欠席議員……４
本会議に出席した事務局職員……４
説明のための出席者……４
開会の宣告……７
開議の宣告……７
会議録署名議員の指名……７
会期の決定……７
諸般の報告……８
行政報告……９
常任委員会所管事務調査報告……１１
議会運営委員会所管事務調査報告……２１
広報広聴特別委員会所管事務調査報告……２７
報告第６号の上程、説明、質疑……３１
報告第７号の上程、説明、質疑……３３
認定第１号～認定第６号の上程、説明、質疑……３５
議案第４６号の上程、説明、質疑……６０
決算審査特別委員会の設置、委員会付託……６１
決算審査特別委員会委員の選任……６２
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告……６２
休会の議決……６３
散会の宣告……６３

第　２　号　（９月９日）

議事日程……６５
出席議員……６６
欠席議員……６６
本会議に出席した事務局職員……６６
説明のための出席者……６６
開議の宣告……６９
諸般の報告……６９
一般質問……６９
１３番　渋　谷　登美子　議員……６９
３番　佐久間　孝　光　議員……１０１
６番　畠　山　美　幸　議員……１１２
２番　大　野　敏　行　議員……１４０
散会の宣告……１４６

第　３　号　（９月１０日）

議事日程……１４７
出席議員……１４８
欠席議員……１４８
本会議に出席した事務局職員……１４８
説明のための出席者……１４８
開議の宣告……１５１
諸般の報告……１５１
一般質問……１５１
７番　吉　場　道　雄　議員……１５１
９番　川　口　浩　史　議員……１６４
８番　河　井　勝　久　議員……１８１
１０番　清　水　正　之　議員……２１０
会議時間の延長……２３８

散会の宣告……２３９

第　４　号　（９月１１日）

議事日程……２４１
出席議員……２４３
欠席議員……２４３
本会議に出席した事務局職員……２４３
説明のための出席者……２４３
開議の宣告……２４５
諸般の報告……２４５
議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決……２４５
議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２６２
議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７２
議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８９
議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９４
議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９６
議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９７
議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３０６
議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決……３０７
休会の議決……３２９
延会の宣告……３２９

第　５　号　（９月１２日）

議事日程……３３１
出席議員……３３２
欠席議員……３３２
本会議に出席した事務局職員……３３２
説明のための出席者……３３２
開議の宣告……３３５
諸般の報告……３３５

議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３５
議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３３６
議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３６９
議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７３
議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７４
議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７６
議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７９
休会の議決……３８２
散会の宣告……３８３

第　６　号　（９月２５日）

議事日程……３８５
出席議員……３８７
欠席議員……３８７
本会議に出席した事務局職員……３８７
説明のための出席者……３８７
開議の宣告……３８９
諸般の報告……３８９
認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決……３９０
認定第２号～認定第６号、議案第４６号の委員長報告、質疑、討論、採決……３９９
議員派遣の件について……４０６
閉会中の継続調査の申し出について……４０６
日程の追加……４０７
報告第８号の上程、説明、質疑……４０７
発議第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決……４０９
発議第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決……４１２
発議第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決……４２０
発議第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決……４２３
発議第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決……４２９
発議第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決……４３２

発議第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決……４３５
発議第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決……４３８
発議第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決……４４１
町長挨拶……４４３
議長挨拶……４４４
閉会の宣告……４４５

署名議員……４４７

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第１６６号

平成２６年第３回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２６年８月２７日

嵐山町長　　岩　澤　　勝

１．期　　日　　平成２６年９月４日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○不応招議員（なし）

平成２６年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

９月４日（木）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告（青柳議長）
日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　岩澤町長）
（行政報告　小久保教育長）
日程第　５　常任委員会所管事務調査報告
日程第　６　議会運営委員会所管事務調査報告
日程第　７　広報広聴特別委員会所管事務調査報告
日程第　８　報告第　６号　平成２５年度嵐山町健全化判断比率の報告について
日程第　９　報告第　７号　平成２５年度嵐山町資金不足比率の報告について
日程第１０　認定第　１号　平成２５年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　認定第　２号　平成２５年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　認定第　３号　平成２５年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　認定第　４号　平成２５年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　認定第　５号　平成２５年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　認定第　６号　平成２５年度嵐山町水道事業会計決算認定について
日程第１６　議案第４６号　平成２５年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人 議員	２番	大野敏行 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
６番	畠山美幸 議員	７番	吉場道雄 議員
８番	河井勝久 議員	９番	川口浩史 議員
１０番	清水正之 議員	１１番	安藤欣男 議員
１２番	松本美子 議員	１３番	渋谷登美子 議員
１４番	青柳賢治 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
根岸寿一	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務
柳　　勝　次		代表監査委員
清　水　正　之		監　査　委　員

◎開会の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第３回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第10番　　清水　正之　議員

第11番　　安藤　欣男　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長　おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第３回定例会を前にして、８月28日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として青柳議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただきまし

て、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告２件、条例８件、予算６件、認定６件、その他３件、合計25件ということでございます。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第３回定例会は本日９月４日から９月25日までの22日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については受け付け順として、９月９日に１番の渋谷議員から４番の大野議員、９月10日に５番の吉場議員から８番の清水議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日４日から９月25日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月25日までの22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は報告２件、条例８件、予算６件、認定６件、その他３件の計25件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、柳代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配

付しておきましたので、ご了承願います。

次に、６月定例会から８月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第１項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長宛て要望を申し上げておきましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、さきの定例会において可決されました発委第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出について、発議第９号　ＨＰＶワクチン健康被害に関する公的支援制度を求める意見書の提出について及び発議第10号　軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について。以上３件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお､町長から行政報告にあわせて本定例会召集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成26年嵐山町議会第３回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町勢進展

のためまことに感謝にたえないところであります。

また、柳代表監査委員並びに清水議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告２件、条例８件、予算６件、認定６件、その他３件の計25件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成26年５月から７月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

さて、今年の夏は台風や集中豪雨など、日本列島が異常気象に見舞われました。特に、広島市では８月19日からの大雨によりまして、大規模な土砂崩れが相次いで発生をし、多数の住宅被害とともに多くの尊い命が奪われました。被災されました皆様に、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りを申し上げます。

嵐山町及び日本赤十字社埼玉県支部嵐山分区では、被災者の援護の一助として義援金を受け付けております。皆様のご協力をお願いいたします。

災害は、いつ我が身に降りかかるかわかりません。想定を超える災害に、自然への認識や防災意識が今まで以上に高まっていることと思います。

本町では、来る９月28日に市が武蔵台を対象とした防災訓練を実施をいたします。より一層地域の防災力を高め、安全安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じております。今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長　事務に関する説明書、37ページをお開きください。教育委員会関係の２、学校教育関係、工事関係について申し述べます。

嵐山幼稚園から菅谷小、中学校を含めまして、町内幼小中学校の普通教室等空調設

備工事及び小中学校のエレベーター安全装置取りつけ工事等につきまして、工期、概要、請負金額等、記載されたとおりでございまして、既に工事は終了し、試運転も終わり、検査を待つのみの状況でございます。

38ページのほうを開いてください。玉ノ岡中学校高架水槽パルプ類、また菅谷小学校管理棟女子トイレ修繕、菅谷小学校西門門扉等改修工事、既に終了したところでございます。なお、委託関係、物品関係につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長　総務経済常任委員会より報告いたします。朗読をもって報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

総務経済常任委員長　吉　場　道　雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

１　調査事項

「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」及び「土地利用と開発行為等について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」及び「土地利用と開発行為等について」を調査するため、６月17日、７月１日、17日及び８月７日に委員会を開催し、調査研究しました。

（１）６月17日の委員会について

当日の委員会は、おもてなし日本一の埼玉県観光づくり基本計画について山下企業支援課長より、また小千代山の状況及び嵐山農産物直売所、駐車場西側の民地については大塚環境農政課長より説明を受けました。

ア　おもてなし日本一の埼玉県観光づくり基本計画に基づく事業について

（ア）県の単独事業で補助率は２分の１。(川のまるごと再生事業と同じもの)

（イ）現地調査を行い、計画を立て県へ打診。

（ウ）町で構想を練り、プレゼンテーション、その後、協議まで２年程度かかる。平成28年度終了事業のため、これから準備を進めても期間的に厳しい。

イ　小千代山の状況について

（ア）平成20年１月取得。

（イ）平成20年７月、町の条例により「嵐山町里地里山づくり保全地域」に指定、嵐山モウモウ緑の少年団に対して使用許可し、緑地保全ボランティア活動の拠点として位置づける。平成21年４月には都市計画法の「特別緑地保全地区」として決定。

したがって、建築物などを建てるのは難しい。

ウ　嵐山農産物直売所、駐車場西側の民地について

（ア）13筆あり総面積は１ヘクタール以上で全て民地。野菜づくり２筆、米づくり８筆、保全管理３筆。

（２）７月１日の委員会について

これまでの委員会の中で町の観光の推進を考えた場合、最も集客が見込めるものは、嵐山農産物直売所とその周辺との位置づけにより、埼玉中央農業協同組合、味菜工房との意見交換会を実施しました。

埼玉中央農業協同組合からは利根川組合長、大澤常任理事、根岸営農部長、島田営農推進課長、味菜工房からは瀬山代表、内田様にご出席をいただきました。

主な意見として、

・嵐山町の環境は、地域資源ですばらしいものがある。これを活かした工夫が必要。直売所周辺を整備し、地域の方々の参加型自然体験ができる施設、また小千代山を利用した自然体験で集客したい。

・土地の有効利用が考えられる。味菜工房裏に圃場が１ヘクタール以上ある。散歩コースとしての利用、花を植え、花の摘み取り、イチゴ狩り、田植え等の体験も考えられる。

・直売所は午後の来客数が少なくなる。敷地内に飲食施設があれば、人の流れが変わる。また、味菜工房の仕事は朝が早いので若い人は働きづらい。飲食施設ができれば、若い人の雇用にもつながる。

・小千代山を散策できるよう整備し、休憩やお弁当を食べる際、利用できるベンチの設置等、子供たちも遊べるよう、憩いの場所にしたい。

・味菜工房の敷地の一部に飲食施設、観光案内所を設けて観光の推進の拠点とする。

（３）７月17日の委員会について

再生可能エネルギーを利用した発電について、町内数カ所で町に対し事業実施を目的にした相談がある。総務経済常任委員会では、このことを踏まえ、町の土地利用及び開発の観点から、所管事務調査を行う。

当日は、「土地利用と開発行為等について」初めての委員会であり、開発許可制度の内容について、山下企業支援課長に出席を求め、説明を受けました。

ア　開発行為について

主として建築物の建築または特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う行為のことを「開発行為」という。

※区画形質の変更とは

・区画の変更

住宅の敷地など、物理的な利用状況が他の土地とは独立して区切られた土地の範囲の変更を行う行為

・形の変更

切土、盛り土などによる形状変化を伴う造成工事を行う行為

・質の変更

土地の利用形態上の性質（宅地、農地、山林等）を変更する行為

※特定工作物とは

・第１種特定工作物

コンクリートプラント・アスファルトプラント・危険物貯蔵施設など

・第２種特定工作物

ゴルフコース、１ヘクタール以上の野球場・陸上競技場・墓園など

これらを念頭におき、どのような規制があるのか説明を受け、調査しました。

太陽光発電事業については、建築物の建築を伴わないケースが多く、このような場

合は、都市計画法の開発行為に該当しないため、規制の対象とはならない。

しかし、事業の区域に一定の山林が含まれている場合については、林地開発許可制度の対象となる。

主な質疑として、

（問）古里、吉田地域の太陽光発電施設建設に当たっては開発許可が必要なのか。

（答）林地開発の許可が必要。

（問）町の開発審査会のメンバーは。

（答）嵐山町開発審査会規定により、副町長が会長、関係する課長が委員。

（問）県条例により、市街化整備区域の最低敷地面積は原則300平方メートル以上、市街化区域は条例等の制限がないとあるが、町の規定はあるのか。

（答）町要綱により、全域150平米以上。ただし、市街化調整区域は県条例の300平米以上が適用となる。また、大字千手堂地内の中島団地、大字平沢、志賀地内の金井団地及び広野文化村は町の要綱により165平米以上。

（４）８月７日の委員会について

当日の委員会は、大塚環境農政課長に出席を求め、林地開発許可制度について説明を受けました。

ア　林地開発許可制度の概要

（ア）対象となる森林は、国有林や保有林以外。

（イ）対象となる開発行為は、１ヘクタール以上を超えて森林を開発する場合で住宅団地、太陽光・風力等の再生可能エネルギー発電施設など。

（ウ）許可の基準は、森林の働きが損なわれないこと。（災害を防ぐ、水害を防ぐ、水を育む、環境を守る働き。）

（エ）環境を守る働きを保つ目的は、開発目的により20％から60％の森林を残す必要がある。

イ　林地の開発を行うには

（ア）地域森林計画対象民有地で開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。

（イ）不正な手段で開発を行ったり、違反行為があった場合には、森林法に基づき「中止命令」や「復旧命令」の監督処分を受け、また、処分に従わない場合には罰則が適用される。

以上の説明を受けた後、町内林地開発の現状の説明、質疑、意見交換を行いました。

（ウ）古里地区の現状

事業者より、地権者の同意が得られず、同意を待っていたのでは事業が始まらない。区域を３つに分け、同意が得られたところから開発を進めたいとの申し出があり、林業事務所はこれを承諾。また、調整池など、防災関係施設の工事を先行させる。

主な質疑として、

（問）許可申請手続に際し、町としての意見は言えないのか。

（答）許可申請が受理された時点で、県は関係の市町村長の意見を求めるので、町の意見は言える。

（問）古里地区の太陽光発電事業の具体的な内容と進捗状況は。

（答）具体的な図面・計画等がまだ提出されていないため、詳細は不明。

主な意見として、

周囲に影響を及ぼすことが推測される規模の事業については、地権者等の当事者だけではなく、地域の課題として事業者から説明を聞く機会を設けるなど、地域としての取り組むことが重要と思われる。

以上、報告し中間報告とします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　４ページの古里地区の現状なのですけれども、区域を３つに分け同意が得られたところから開発を進めたいとの申し出があり、林業事務所はこれを承諾ということになっていますが、３つの区域はそれぞれもう、３つの区域のうちに、１つか２つでも同意が全部とれたというところはどのくらいあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場道雄総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　お答えします。

ここにも書いてありますように、ちょっと同意が難しいということで、同意してあるところを１工区、２工区、３工区と分けまして、その１工区から、１つの工区から事業を始めたいということなのです。そこにはこういう条件の、防水関係施設だとか調整池だとか設けまして、その効果が終わってから第２工区に移っているということ

なのですけれども。だから、同意していないところには手をかけられないということなのですけれども。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　同意した地区というのはどのくらいあるのですか。３つのうちの。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場道雄総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　この前、皆さんもご存じのとおり、全協ですか、４月のときに全協があったと思いますけれども、そのときに大塚課長のほうから説明では、地域者が23名、同意したのが13名、同意率が面積から言ったら63.5％です。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　地区を３つに分けて同意をとるということで、全部同意がとれたところというのは幾つの区があるのですかということなのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場道雄総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　実際には一つもありません。

そういうことがありますので、区域に分けて、その中で調整。だけれども、設計だとかこの図面というのは、まだ全然役場のほうにも、県のほうにも上がってこないし、どういう状態なのか、全然今未知の世界ですので、私たち総務委員会としても動くことができない状況でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　それでは、お引き取りを願います。

ちょっと待ってください。失礼しました。

11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　ただいまの件なのですが、林業事務所はこれを承諾ということなのですが、そういうやり方でいいですよという承諾をされたということが判明したということなのですか。それは担当者が林業事務所に行ったら、そういう申し出があったときには、あったら承諾しますよという回答があったという捉え方なのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場道雄総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　業者のほうとしても、同意が非常に難しいということで、それを３工区に分けてやりたいのだけれどもということで、林業事務所に相談をしたところ、林業事務所はそれでいいですよということで、そういう話で課長のほうから話を聞きました。

○青柳賢治議長　安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　いいですか。環境課長の話で、林業事務所の取り扱いがそういう取り扱いにするようだという説明だったということなのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場道雄総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　そのとおりです。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　内容的には、その後進展はあるのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

吉場道雄総務経済常任委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　あくまでも、私たちもそのような質問を聞きました。課長のほうでは、今までは全協以外からは全然動きがなくて、だから計画も出てこないし、どのように進めていくのかということも全然、まだありません。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　それでは、ないようですのでお引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員会の所管事務の報告を、朗読をもって行いたいと思います。

記とあります下から朗読いたします。

１　調査事項

「子ども子育てについて」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」を調査するため、６月25日、７月16日及び８月６日に委員会を開催し、調査研究を行いました。

３回の委員会では、東昌保育園における一時保育の状況及び若草保育園における子育て支援センターの状況を視察いたしました。また、学童保育と放課後こども教室を一体的に進めている「放課後対策の総合的な推進について」及び、既に学童保育と放課後こども教室を一体的に実施している茨城県守谷市の放課後子どもプランについて調査をいたしました。

初めに、町における一時保育の状況は以下のとおりとなっております。なお、本町で一時保育を行っているのは東昌保育園のみであります。

一時保育室の広さは８畳ほどでありました。２人の幼児の保育中でありました。長谷川園長に対応いただき、説明では、保育士は２人で保育している。利用については、月曜から金曜までの週３日が基本であるが、週５日の特例もあるということです。時間は、半日利用が８時30分から12時まで、１日利用が８時30分から16時30分までであります。年齢は５歳までということでした。

質疑では

（問）１日の一時保育利用者人数は。

（答）10人になることもありますが、平均すると５～６人でしょう。

（問）どのような理由により一時保育が利用されているのですか。

（答）パートの方、幼稚園に入園する前に集団生活になれさせるためという方がおります。

（問）ゼロ歳児の利用があるのでしょうか。

（答）ゼロ歳児から５歳児までの保育を行っている。

ということでした。

帰庁後、簾藤こども課長より、平成25年度の総利用者数は1,485人あり、平成24年度の707人から大幅に増加しているということでした。また、年齢的にはゼロ歳児と２歳児の利用が多かったなど、東昌保育園における一時保育の状況の補足説明がありました。

質疑では、

（問）一時保育のゼロ歳児の利用が多かったということだが、正規のゼロ歳児保育

の利用もふえているのか。

（答）やはりふえている。ひとり親家庭の転入等が要因の一つになっていると思われる。

（問）利用料の金額は。

（答）半日利用が１回500円、１日利用は食事が入るので１回1,500円であります。なお、１日の利用人数は12人までであります。

（問）一時保育は土曜日も実施しているのでしょうか。

（答）土曜日は半日実施しております。

ということでした。

次に、子育て支援センターの実情を調査いたしました。子育て支援センターは中学校区に１カ所設置されております。若草保育園のほか、こども図書館にありますが、今回は若草保育園の子育て支援センターの状況を視察いたしました。

子育て支援センターは、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子供や子育てを巡る環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や親の孤独感、不安感に対応するため、乳幼児及びその保護者が交流し、子育てについての相談や情報の提供、助言を行い、子供の健やかな成長を支援する施設であります。

若草保育園の子育て支援センターは16畳ほどの広さであります。数人の子供たちの保育中でありました。遠藤園長に対応いただきました。

センターでは、保育士２人で保育に当たっております。月曜から金曜までの週５日開設しているということです。時間は午前10時から午後３時までの５時間で、平成25年度の年間延べ利用人数は1,837人ありました。

ここを利用する保護者は、入園前に自分の子供とほかの子供が一緒に遊ぶことができるか、給食や離乳食を食べることができるかなど、子供の集団生活への対応状況を見るための利用が多いということでありました。

また、今年度「園」を建て替えますが、新しい「園」では子育て支援センターを続けることができないなどの説明がありました。説明後、以下のとおり質疑を行いました。

（問）子育て支援センターを続けられない理由は何か。

（答）保育園の建設には補助金をいただけるが、それでも相当な費用負担を「園」としてみなければならない。一方、子育て支援センターの建設には補助金がない。

やむなく断念した次第である。

ということでした。

（問）仮に補助金があれば続ける考えはあるのか。

（答）続けたいと考えている。

ということでした。

帰庁後、簾藤こども課長並びに前田副課長に対し質疑を行いました。

（問）子育て支援センターの建設には補助金はないのか。

（答）民間の保育園の場合、子育て支援をするのは当然ということから、補助金が廃止になるということとなった。一方、行政が行う場合は補助金はあります。

（問）若草保育園に子育て支援センターが設置されないことに伴い、別に設置する予定があるのか。

（答）早期に対応したいが、現在予定はない。

（問）玉ノ岡中学校区では、一時、子育て支援センターがないということになるのか。

（答）そういうことも想定している。

ということでありました。

次に、学童保育と放課後こども教室について、平成26年５月28日に田村憲久厚生労働大臣及び下村博文文部科学大臣の連名により策定された「放課後対策の総合的な推進について」をもとに調査研究を行いました。共働き家庭の「小１の壁」を打破するため、全ての児童が放課後を安心安全に過ごせるよう総合的に放課後対策に取り組むもの。また、共働きの家庭だけでなく、専業主婦の家庭の児童も一緒に体験・活動ができるという内容となっております。

具体的には、学習支援や体験プログラム（実験や工作教室などであります）があり、またスポーツ活動もあります。午後５時過ぎからはおやつがあり、さらに活動の時間もあるというプログラムとなっております。これらを放課後児童指導員やコーディネーター、地域のボランティアが指導するというものでありました。

続いて、平成19年から実施されている茨城県守谷市の放課後子どもプランについて調査研究を行いました。守谷市では、プラン推進のため実行委員会を設置しており、教育長が委員長となり、委員は小学校長、ＰＴＡ会長、コーディネーターやマネジャーなどで構成されております。その下部組織として運営委員会があり、委員は学校職

員、ＰＴＡ役員、マネジャー、地域住民などで構成されております。しかし、マネジャーの交代や教員の異動などにより運営体制が弱まってしまったため、平成24年からはコーディネーターを業務委託し、学校間での差が生じないようにしてきたとのことでありました。

以上のとおり調査を行いましたが、資料による調査では不明な点が多いため、茨城県守谷市の実情を視察することとなりました。

以上報告し、中間報告といたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議会運営委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第６、議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

議会運営委員会の調査報告を委員長に求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長　議会運営委員会から委員会所管事務の調査報告をいたします。

朗読をもちまして報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

議会運営委員長　安　藤　欣　男

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

１　調査事項

議会運営について

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「議会運営について」を調査するため、７月

25日に委員会を開会し、調査結果を行いました。

（１）委員会・協議会における議事録のあり方についてでございます。本町議会は、委員会・協議会における議事録の作成を全文記録で行ってきました。しかし、近年、常任委員会等の開催回数の増加があり、録音テープからのペーパー化のおくれが課題となってきたところであります。録音テープは保存されております。

この問題について検討・協議を進め、既に全員協議会にも報告をしてきたところですが、電磁的記録媒体の進化もある現在、紙ベースでの記録は要点記録による記録方法にすることに大方の合意となり、改めて協議をしました。

初めに、参考資料（１）に基づき、裏に、２枚目の裏側につけてあります、後で説明をいたしますが、山岸議会事務局長より説明を受けました。県内の町村議会での委員会等の開催状況や会議録の作成状況について、また現在の本町議会の会議録の現状と、今後の方策についても説明を受けました。

県内の町村議会のほとんどは、要点記録での作成方法をとっている。しかも、全文記録のところでは、年間に開催する委員会等の回数が少なく、業者委託によって作成しているところもあります。

ちなみに嵐山町議会は、委員会・協議会の開催回数は86回。委員会等の開催時間にすると、職員が会議録を作成するのに要する時間は、年間1,720時間と試算される。これは、正規職員の年間勤務時間に当たることに、ほぼ当たることになります。

今後の方策を種々検討した結果、費用対効果の観点から、記録を音声で残し、文書は要点記録とすることに決定しました。ただし、要点記録の仕方や電磁的記録媒体による保存について等、詳細を決めることにしました。

参考までに12ページをごらんいただければと思いますが、参考資料１の説明でございます。委員会の開催状況ですが、県内の常任委員会の開催、23町村の平均は年間5.9日、嵐山町の常任委員会の開催状況は年間13.5日であります。郡内の委員会等の開催状況、表にありますように、平均では嵐山町を除きますと31回ですが、嵐山町はごらんのように86回ということになっております。委員会というのはこれ、常任委員会ですが、括弧の下に米印がありますが、議運は議会運営委員会、全協は全員協議会、特委は広報広聴特別委員会です。

なぜこういうふうにふえてきたかといいますと、最近ふえてきたのは、議会報告会の開催に備えての委員会がふえてきておるということになるかと思います。この太字

は、会議録作成を全文記録している町村ですが、委員会ですが、括弧は業者委託をして、小川町と鳩山町、これは業者委託でございます。

会議録の作成状況でございますが、全国的にも要点記録をしているところが、委員会では74.6％が要点記録、調整協議の場、これは69.2％が要点記録、協議会につきましては87.5という数字になっております。

県内の状況ですが、要点記録にしているところが委員会では18団体で78.3、協議調整の場14団体で87.5、協議会12ということで、ほぼ100％ということになっています。

委員会の全文記録はここにありますように５町村、伊奈、小川、鳩山、川島、嵐山の５町村で、こんな状況になっておるということの説明の中で、嵐山町は今後、要点記録にしていきましょうということに方向性を決めました。

ただ、要点記録のまとめ方等がやっぱり必要、どうするかということでございますが、９ページにまたお戻りいただきたいと思います。

ア　要点記録のまとめ方や方法についてですが、概要を載せるが、議論の中で明らかな相違点があった場合は記録に残す。めくっていただきたいと思いますが、あわせて発言者も記録する。発言者名ですね。事務局職員が記録した程度とし、正副委員長が確認をするということです。

イ、録音テープによる保存について及び開示ですが、録音テープ等の保存は、電磁的記録媒体とし、保存期間は、町の文書管理規定に基づき10年とすること。

次に、音声テープの開示方法について協議しました。

電磁的記録媒体（ＵＳＢメモリー及びＳＤカード等）にデータを落とし、渡すことになります。ＵＳＢメモリーやＳＤカード代は、当事者負担とすることが妥当であろうということになりましたが、町の担当者と協議することになりました。町がどういうふうな対応をするかということもありますので、こういうことに決めさせていただきました。役場内において、ＩＣレコーダーから直接音声を聞く方法は対応することができる。また、開示申請者の住所、氏名は記録保持することにすると。

ウ、施行日については平成26年９月１日としますと。

エ、決定事項について。

議員全員協議会の決定を経て、議会申し合わせ事項に追加することとします。この決定事項については、８月５日に開催した全員協議会で議を経ております。

（２）議員提出議案について全会一致の際の提出方法（書式）についてですが、こ

れまで全会一致の議員提出議案は、提出者を議会運営委員長、賛成者を各常任委員長としてきましたが、去る６月議会にこれを変更し、議会への最初の提案をした者を提出者、賛成者は各会派の代表としました。この件を再度確認の点から協議をしました。その結果、６月議会と同様に提出書式は、議案提出者は最初の提出者とする、議案の賛成者は、原則として各会派から１人とする。

以上のように決定しました。決定事項は、議員全員協議会の決定を経て、議会申し合わせ事項に追加することになりました。この件についても、８月５日の全員協議会の議を経て決定をさせていただいております。

（３）議長宛て申立書について。

平成26年７月14日、渋谷議員より議長宛てに申立書が提出されました。申立書について議長より報告があり、検討内容として提出されました。内容は、６月議会最終日における渋谷議員提出の意見書の質疑の際、被害者の氏名が事実と異なるため、個人名の削除と、質疑における反問権を活用させる仕組みが必要であり、議会運営委員会のあり方の改正を求めるというものでありました。

申立書を配付し、同時に嵐山町議会会議規則（抜粋）、質疑と質問、これにつきましては議員必携抜粋を配付し、協議しました。その結果、議員の発言の取り消し、または訂正については、その会期中に申し立てが必要であり、閉会後の訂正はできない。ただし、明らかな錯誤によるものは、議長において訂正が可能とする見解があるため、議長が本人に確認をしたところ、発言が間違いとの認識のため、錯誤として訂正することにしました。

質疑は質問と違い、自己の意見を述べることはできない（会議規則第54条第３項）、質疑に対する質疑は許されない質疑となる。このことから、質疑には反問権を与えることは考えにくい。

以上のことから、議員全員にもう一度確認してもらい、今後の議会運営について徹底していくことになりました。

以上、報告といたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。10ページの議長宛ての申立書のところの３行

目です。渋谷議員提出の意見書の質疑の際に、ここのところの文章が非常にわかりにくいので、意見書に対しての質疑の際とかそういうのにかえてもらわないと、何だか、何が問題になっているのかわからないというふうに思うのですけれども、私は自分のことであるのですごくよくわかるのですけれども、これは言っている内容がわからないと思うのですが、このような文章でわかると判断された理由というのを伺いたいと思うのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤議会運営委員長。

○安藤欣男議会運営委員長　この件についても、全員協議会でこういうことがありますという説明をしております。したがいまして、議員の皆さん方には、この内容についてはご理解いただけているというふうに思っています。

その次の質疑の際という、その後、被害者の氏名が事実と異なるため、個人名の削除をしてほしいという申し立ての意見でございました。そういう判断の中で、コンパクトにまとめようと思ったものですから、まとめた次第でございます。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　恐れ入りますけれども、この書き方なのですけれども、訂正していただけませんか。これでは非常にわかりにくいと思います。

渋谷議員提出の意見書の質疑の際、質疑に対して質疑された方、被害者の氏名が事実と異なる質疑をされたので、渋谷議員から個人名の削除というふうな形にしてもらわないと、これちょっとわかりにくいかなと思うのですけれども、これはちょっと何ぼ何でも全くわからないと思います。

議員の方はわかるかもしれませんけれども、一般の方にはわかりにくいので、一般の方にわかるように内容訂正していただければと思いますが。

○青柳賢治議長　渋谷議員、発言の途中ですけれども、一応委員長報告でございますので、委員長報告については、一応委員長、副委員長に一任されているということ、それから、今、そういう質疑でございますので、その辺もすっかり捉えてほしいのですけれども。

渋谷議員。

○13番（渋谷登美子議員）　委員長、副委員長に一任されているといっても、これでは内容が住民の方に通じないというふうに言っているわけで、その場合には質疑であっ

たとしても、それについては何らかの処置をしていただくべきだと思いますけれども、皆さんがわかるとしても、ほかの方、一般の方にはわかりにくいと思います。これは何のことだかわからないと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤議会運営委員長。

○安藤欣男議会運営委員長　この申立書については、議会内のことについて変更してくれということでございました。ここにありますように慎重に議論をしたわけですが、その際にいずれにしても渋谷議員から申立書はあったわけですが、本来、発言の削除、訂正、そうしたものについては、ここに説明をしましたが、会期中でないとできないということでございます。

それで、渋谷さんは、町民にわかりやすいということをおっしゃっています、趣旨は。町民にわかりやすいということの意味が、これ議会の運営のための、あるいは、議員の発言の削除を求めたそのことでございまして、その対応は議会がやるわけですから、議会の方々が理解されて削除されれば、これ本来は削除できないのですけれども、錯誤という捉え方もあるということで、ではそれを適用したらどうかということになりました。そういう形で削除しておりました。本来はできないのですが、対応したということでございます。ご理解いただけると思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　安藤委員長、ちょっと申し上げますけれども、これ質疑ですので、この文書を直す直さないということではないですよ。質疑ですから。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１０時５８分

再　　開　午前１０時５８分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

安藤議会運営委員長。

○安藤欣男議会運営委員長　これ清水さんのかわりに対する答弁ですよね。

○青柳賢治議長　清水議員は質疑しておりませんので、安藤委員長のほうで答えていただいて結構です。

○安藤欣男議会運営委員長　これ終わっているのだよな、３回。ではいいです。

議運でもこの委員長報告をどうしようという投げかけをしました。というのは、報告の中でもありますように、既に全員協議会で議会運営委員会の決定事項は報告をしておりまして、全員協議会の議を経て、その申し合わせ事項にしているという２点がありました。

この申立書の関係もあったわけですが、そうした関係から委員長報告は削除しても何ら問題はないのではないかなというふうに私は思ったのですが、いや報告をすべきだということの中でこの報告書をつくることにいたしました。

それで、わかるようにしてくれというのは、結局、くどいようですが、議会がわかれば、それでこのつくり方も渋谷さんの名前は入れましたが、相手の方の名前はあえて入れません。そういうことで文章をつくらせていただきました。

それで、正副委員長に一任をしますと、つくり方においては一任しますという議を経て作成されていました。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　以上で、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開の時間は午前11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時０２分

再　　開　午前１１時１４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第７、広報広聴特別委員会の所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長　議長より指名をされましたので、広報広聴特別委員会の委員会報告を行います。朗読をもって行いますので、よろしくお願いいたします。

平成26年９月４日

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

広報広聴特別委員長　長　島　邦　夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

１　調査事項

議会報告会、ＩＣＴ（情報通信技術）及び議会モニターについて

２、調査結果

本委員会は、５月17日、18日に実施された議会報告会の報告書作成、議会モニター活動及び委嘱式、ＩＣＴについて、６月23日、７月４日、８月20日に委員会を開催し、調査研究を行いました。

（１）６月23日の委員会について。

ア、第５回議会報告会について

第４回までの議会報告会は、主に議案報告、質疑を中心に進めてきましたが、今回の報告会は参加者との意見交換を重視し、実施したため、報告書作成に当たり各担当より提出された資料を議長、正副委員長で精査し、わかりやすい報告書になるよう案を作成、委員会に提出をいたしました。

その中で、報告書の概要、報告会の内容、参加者の質問（質疑応答）については、特に異論はなく決定をしました。

意見交換会の報告については、項目ごとに検討、精査し、修正点として

（ア）意見交換を全文載せるのは困難であるが、要約の仕方によっては受け取り方が違ってくるので注意が必要。

（イ）意見交換には、さまざまな発言がある。事実と異なる発言等を報告書に記載する場合は、注釈を加える。

（ウ）アンケートでの設問には番号をつける。

上記について訂正し、次回の委員会に再度提出することになりました。

次回報告会の改善点として

（ア）発言確認の必要性が生じるため、録音をする。

（イ）意見交換は１つの設問に対し、さまざまな意見が述べられるものであり、結論が出ない場合もある。

（ウ）意見交換においては、議員個人の考え方を発言できることを、議員全員が再確認する。

（エ）意見交換会の報告書の作成では、各常任委員会（各グループ）とも、統一した形式の報告書を作成する。

イ、ＩＣＴについて。議長より自治問題研修会でのＩＣＴの活用について、事務局長より先進自治体議会の現状として下記の報告がありました。

（ア）議会のインターネット動画配信。

（イ）登録者のメール配信。

（ウ）タブレットの利用。

その他、町ホームページから動画及び音声を配信することが可能なのか、費用対効果、ＩＣＴを進める意義等の説明もあり、今後、議会での取り組み方の方向性として、議会発信の必要性、ＩＣＴの有効性をより理解すること等が検討をされました。

ウ、議会モニター活動、委嘱式について。

再任同意をいただいた９名の方を委嘱、当日は６名の方に出席をいただき、下記のような意見をいただきました。

（ア）事業実施に際しては、費用対効果を重視する。

（イ）議会活動に関する設備の導入等を行う場合は、モニターにも意見を求める。

（ウ）モニターへのアンケート内容を工夫すべき。

以上でありました。

（２）７月４日の委員会について。

ア、第５回報告会報告書について。

前回の委員会での修正箇所を再度確認し、見やすい観点から設問自体を変える提言がされ採用、報告書の最終確認もされました。また、報告書の備えつけは議会事務局、ふれあい交流センターの２カ所と決定しました。

イ、第５回議会報告会の反省点について。

前回の委員会での反省点も含め、下記の事項について改善していくこととなりまし

た。

（ア）町外からの参加者の意見交換時の対応については、次回までに検討する。

（イ）あくまでも意見交換であり、結論を出すのではなく、問題点を掘り下げるような進行に注意する。

（ウ）議会への質問等で、後日回答すべき事項については、議長、議会運営委員会で検討する。

ウ、ＩＣＴについて。

議会でのＩＣＴ活用については、初めにＩＴアドバイザーよりＩＣＴ全般について、基礎を学ぶことで確認がされた。研修実施のため日程調整を進めることとなりました。

エ、議会モニターについて。

（ア）議会モニターより意見をいただくため、議会だより、報告会資料及び報告書を送付する。

（イ）新たに議会モニターを選任、嵐山町菅谷、新井茂様に承認いただき、委嘱を進める。

以上でありました。

（３）８月20日の委員会について。

議会における情報技術の活用を推進する一環として、タブレット端末の操作等の研修会を実施した。端末利用の有効性はさまざま挙げられているが、構内情報通信網（ラン）を利用した会議資料等の提供の速さ、ペーパーレス化による印刷物の削減、ごみの減量化等について説明を受けた。今回の研修は実際に端末を操作することにより、情報技術の活用について、より理解が深まったと思われる。また、今後費用対効果を含めた検討を行うに当たり、十分な成果があったとも思われる。

以上、委員会報告といたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を終わります。

ここで休憩とします。

休　　憩　午前１１時２４分

再　　開　午前１１時２４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第６号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第８、報告第６号　平成25年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第６号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第６号は、平成25年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づきまして、平成25年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、報告第６号の細部につきましてご説明を申し上げます。

裏面をごらんください。まず、実質赤字比率でございますが、町の一般会計の赤字の程度を指標化いたしまして、財政運営の深刻度を示したものでございます。赤字ではありませんので、数値は表示されておりません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、全ての会計の赤字、黒字を合算いたしまして、町全体としての赤字の程度を指標化いたしまして、町としての財政運営の深刻度を示すものでございますが、これにつきましても、全体を合算しても赤字ではありませんので、数値は表示されておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等への返済額、こういったものを加味した公債費の大きさを指標化いたしまして、基金繰

りの危険度を示すものでございます。8.4％でございまして、前年度と比較いたしますと1.4ポイント減少しております。

次に、将来負担比率でございますが、町の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化したものでございます。将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。81.0％でございまして、前年度と比較いたしますと5.8ポイント減少しております。括弧内につきましては、本町の早期健全化基準でございまして、この数値と対していただきますと、健全な財政運営が行われていることがご理解いただけるかと思います。

それでは、本日、参考資料としてお配りをいたしましたものをごらんいただきたいと思います。

報告第６号の参考資料でございます。３ページをごらんいただきたいと思います。実質公債費比率の総括表でございますけれども、真ん中の一番右に実質公債比率がございます。先ほど申し上げましたように、平成25年度は8.4％と、前年度比1.4ポイント減少したわけでございますけれども、その脇に単年度の実質公債比率がございます。平成25年度のところを見ていただきますと7.69593％で、前年度と比較いたしますと0.49744ポイント減少いたしました。この実質公債比率は３カ年の平均でございまして、平成23、24、25年度を平均いたしますと8.4％になるものでございます。

平成25年度は、地域総合事業債をはじめ、幾つかの起債の償還が終了したこと等によりまして、単年度の実質公債比率が下がったものでございます。

４ページをごらんいただきたいと思います。将来負担比率関係の総括表でございますけれども、まず左の一番上に町債の現在高がございます。平成25年度は69億194万9,000円でございます。平成24年度はと申しますと68億5,721万4,000円でございました。差し引きいたしますと4,473万5,000円ほど町債の現在高は増加している状況でございますが、財政調整基金等の充当可能基金が増加したこと等によりまして、将来負担比率は前年度対比で5.8ポイントほど減少したということでございます。以下につきましてはご高覧願いたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成25年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳　勝次代表監査委員登壇〕

○柳　勝次代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、平成25年度嵐山町健全化判断比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月23日に役場205会議室におきまして、清水監査委員とともに実施いたしました。

各健全化判断比率は、ただいま報告にありましたように、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告をさせていただきます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑がないようですので、本件につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第７号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第９、報告第７号　平成25年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第７号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第７号は、平成25年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定に基づき、平成25年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　報告第７号につきまして細部説明をさせていただきます。

報告書の裏面をごらんください。平成25年度嵐山町資金不足比率報告書でございます。

水道事業会計及び下水道事業特別会計とも資金不足はありませんので、ここに数値的な表示はされておりません。

なお、備考の金額につきましては、事業費の規模について記載をさせていただいております。

水道事業会計につきましては４億7,573万9,000円でございます。営業収益から受託工事収益を差し引いた金額について記載をしております。

次に、下水道事業特別会計の２億1,896万5,000円につきましては、下水道の使用料及び手数料、さらには諸収入を合計した事業収益から受託工事収益を差し引いた金額について記載をしております。

報告第７号の参考資料につきましては、ご高覧をいただければというふうに思います。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成25年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳　勝次代表監査委員登壇〕

○柳　勝次代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、平成25年度嵐山町資金不足比率について審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月23日に役場205会議室におきまして、清水監査委員とともに実施しました。

各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎認定第１号～認定第６号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第10、認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、認定第４号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14、認定第５号　平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第15、認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定６件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　認定第１号から順次ご説明申し上げます。

認定第１号は、平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額62億9,635万4,119円、歳出総額59億5,328万1,360円、歳入歳出差引額３億4,307万2,759円であります。また、繰越明許費繰越額500万7,000円及び事故繰り越し繰越額253万6,120円であり、実質収支額は３億3,552万9,639円であります。

続きまして、認定第２号についてご説明申し上げます。認定第２号は、平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額21億2,468万3,923円、歳出総額20億6,865万7,760円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は5,602万6,163円であります。

続きまして、認定第３号についてご説明申し上げます。認定第３号は、平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総

額１億5,760万4,997円、歳出総額１億5,466万5,387円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は293万9,610円であります。

続きまして、認定第４号についてご説明申し上げます。認定第４号は、平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額10億7,757万7,484円、歳出総額10億3,406万1,313円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は4,351万6,171円であります。

続きまして、認定第５号についてご説明申し上げます。認定第５号は、平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額６億4,817万2,836円、歳出総額６億2,777万7,903円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は2,039万4,933円であります。

以上、認定第１号から認定第５号を、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

続きまして、認定第６号について説明申し上げます。認定第６号は、平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件でございます。平成25年度の業務状況は、給水人口１万8,249人、給水戸数7,452戸、年間総配水量284万3,604立方メートル、総有収水量266万6,040立方メートル、有収率は93.76％と、前年度に比べて1.42ポイントの減となりました。経営状況は、税抜きで事業収益４億8,055万6,614円に対し、事業費用は４億631万7,619円で、当年度純利益は7,423万8,995円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額が1,552万7,100円に対し、支出額２億9,859万756円で、不足する額２億8,306万3,656円は、減債積立金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

以上、認定６号は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　続いて、内田会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

内田会計管理者兼会計課長。

〔内田　勝会計管理者兼会計課長登壇〕

○内田　勝会計管理者兼会計課長　認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

決算書でご説明申し上げますので、決算書の14ページ、15ページをごらんください。

１款町税ですが、１項町民税の個人現年課税分の収入済額は８億5,137万8,281円で、前年度に比較しまして567万1,449円の減額となりました。減額の要因としましては、人口減、高齢化などの構造変化が進行し、納税義務者が減っていること、給与等のベースアップがないという状況、また株式等の譲渡所得分がふえておりますが、土地の譲渡所得分が減ったことが影響していると考えられます。１項町民税の法人の現年課税分の収入済額は２億8,708万3,700円で、前年度に比較しまして1,880万700円の減額となりました。減額の要因としましては、平成24年の日本経済は、輸出が想像以上の悪化で、特に尖閣諸島をめぐり日中間の政治的、社会的な緊張が高まり、中国向けの輸出が減少したことなどが影響していると考えられます。しかしながら、25年に入り、アベノミクスの推進により、日本経済も新たな変化を見せ始め、企業業績の回復などにより、予想したほどの減額とはなりませんでした。

２項固定資産税の現年課税分の収入済額は14億4,101万4,330円で、前年度に比較しまして6,348万7,760円の増額となりました。増額の要因としましては、土地については宅地の価格が毎年下落しており減額となりましたが、家屋については、花見台工業団地の工場の増築や消費税の影響があるのかもしれませんが、新築住宅の増加により増額となりました。また、償却資産につきましても、企業の設備投資などにより増額となりました。

３項軽自動車税の現年課税分の収入済額は3,434万4,200円で、前年度に比較しまして185万8,000円の増額となりました。増額の要因としましては、全体の課税台数は減少となりましたが、税率の高い軽四輪乗用がふえたため増額となりました。

４項町たばこ税の収入済額は１億4,120万8,369円で、たばこの売り上げ本数が減少しましたが、税率の引き上げにより1,322万8,592円の増額となりました。

20、21ページをお願いします。上段になります。10款地方交付税ですが、普通交付税は６億4,667万9,000円で、前年度に比較しまして966万7,000円の減額、特別交付税は１億914万8,000円で905万円の減額となりました。

28、29ページをお願いします。上段になります。４目教育費国庫補助金の３節社会教育費補助金の文化財保存事業補助金4,114万円は、杉山城跡公有化事業への補助金

であります。

５目総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金3,300万4,000円は、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図るためのもので、議場音響施設整備工事、庁舎照明制御盤工事及び庁内ＬＡＮ整備工事等に交付されたものであります。

30、31ページをお願いします。下から２行目になります。４目労働費県補助金の１緊急雇用創出基金市町村事業費補助金428万4,000円は、空き家等の管理台帳整備業務に必要な経費として交付されたものであります。

32、33ページをお願いします。上段になります。１節農業委員会費補助金の２農地制度実施円滑化事業補助金49万8,000円は、農地基本台帳の整備等に必要な経費として交付されたものであります。

３節農地費補助金の１県費単独事業土地改良補助金202万7,000円は、ふるさと地区排水路整備の工事への補助金として交付されたものであります。その下の２震災対策農業水利施設整備事業補助金の1,212万7,500円は、ため池一斉点検調査業務実施のために交付されたものであります。

36、37ページをお願いします。16款財産収入の２項１目不動産売払収入の土地売払収入1,832万396円は、大字菅谷、川島及び越畑の雑種地合わせて397.92平方メートルを払い下げしたものであります。

42、43ページをお願いします。３目の８節雑収入ですが、備考欄４財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,979万9,000円は、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの売り上げの一部が助成されたもので、子ども医療費給付事業及び図書等購入事業に充てたものであります。26東京電力（株）線下補償料685万7,985円は、３年に１度納入されるものであります。25自治総合センターコミュニティ事業助成金250万円は、ふるさと獅子舞保存会補助金に充てたものであります。

44、45ページをお願いします。備考欄の中段になりますが、24地域海洋センター修繕等助成事業助成金1,250万円は、Ｂ＆Ｇ海洋センターの修繕工事のために交付されたものであります。その下にあります27自動販売機設置時一時金204万円は、Ｂ＆Ｇ海洋センターに自動販売機を３年契約で４台設置しましたが、その一時金として交付されたものであります。その６行下になりますが、同じく27自動販売機設置時一時金63万円は、ふれあい交流センターに設置した自動販売機３台分の一時金として納付さ

れたものであります。続きまして、31ゴルフ緑化促進会委託事業交付金150万円は、都市公園管理事業の駅西公園緑化整備工事のために交付されたものであります。

続きまして、歳出ですが、51ページをお願いします。備考欄の中段より少し下になります。08議場修繕事業の工事請負費1,260万円は、議場の音響施設整備工事を実施したものであります。

55ページをお願いします。備考欄の上から２行目、15工事請負費110万2,500円では、役場庁舎と健康増進センターの案内標識移設工事を実施しました。中段22補償補填及び賠償金の賠償金107万5,529円ですが、国家賠償法第２条第１項による損害賠償で４件の事案に対し支出したものであります。

61ページをお願いします。備考欄の上から５行目、19住民税情報システム運用管理事業の13委託料の電算委託料1,806万1,416円の主なものは、埼玉県町村情報システム共同化事業によるものであります。

63ページをお願いします。備考欄の中段、02法規管理事業の14使用料及び賃借料の使用料102万2,952円の主なものは、新規に導入した例規システムの使用料であります。

65ページをお願いします。備考欄の中段、01庁舎管理事業の11需用費の修繕料192万7,989円は、排煙窓修繕、庁舎天窓ガラス交換工事等を実施したものであります。同じページの下から８行目、15工事請負費の1,349万2,500円では、庁舎照明制御盤整備工事及び熱源機器差圧計交換工事を実施したものであります。

89ページをお願いします。備考欄の中段、01参議院議員選挙執行事業933万4,916円は、昨年７月執行の第23回参議院議員選挙にかかった費用であります。

113ページをお願いします。備考欄の上から６行目、20扶助費の子ども医療費給付金の給付額は3,685万2,728円で、登録者数は1,955人でありました。同じページの中段より少し下になります。01児童手当特例給付金支給事業の20扶助費の児童手当支給額２億5,626万円で、延べ児童数は２万3,162人でありました。また、特例給付の支給額は339万円で、延べ人数は678人でありました。

○青柳賢治議長　内田会計課長、細部説明の途中ですけれども、ここで休憩とさせていただきたいと思います。

ここで、暫時休憩といたします。午後の再開の時間は１時30分となります。

休　　憩　午後　零時００分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、一般会計歳入歳出決算認定について、細部説明を続行します。

内田会計管理者兼会計課長。

〔内田　勝会計管理者兼会計課長登壇〕

○内田　勝会計管理者兼会計課長　それでは、午前中に引き続きまして説明をさせていただきます。

決算書の119ページをお願いします。４款衛生費になります。備考欄の中段、15、工事請負費378万9,450円はフィットネス21パーク遊具設置工事の費用であります。

121ページをお願いします。備考欄中段の13、委託料の予防接種医師委託料は3,777万7,260円でありました。

125ページをお願いします。備考欄の中段、04、空き地等管理事業の空き家等管理台帳整備委託料は24年度からの継続事業で、428万4,000円でありました。

137ページをお願いします。６款農林水産業費になります。備考欄の中段、01、土地改良事業の13、委託料の測量設計委託料88万8,300円では、県費単独土地改良事業による古里地内排水路整備の測量設計委託を、また15、工事請負費の546万円では、同じく古里地内排水路整備工事を実施したものであります。

139ページをお願いします。備考欄上から７行目、13、委託料の測量設計委託料1,212万7,500円は、震災対策農業水利施設整備事業ため池一斉点検調査業務を実施したものであります。

141ページをお願いします。７款商工費になります。備考欄の中段、03、工業総務事業の土壌分析委託料183万7,500円では、川島地内の土壌分析調査を実施しました。また、その下にあります工事請負費204万2,250円では、企業誘致優遇措置看板設置工事等を実施したものであります。

143ページをお願いします。備考欄上から３行目、05、住宅リフォーム補助事業は824万6,000円で、68件の住宅リフォームが実施されました。

149ページをお願いします。８款の土木費になります。備考欄の中段より少し上になります。14、使用料及び賃借料の機械器具借上料1,092万1,823円は、２月に降った大雪の除雪作業のためにかかった費用であります。

その下になりますが、02、道路修繕事業の測量設計委託料707万4,900円では、路面

性状調査及び舗装たわみ量調査を実施。また、工事請負費１億5,733万4,595円では、その調査結果を踏まえ、道路修繕工事等を実施したものであります。

153ページをお願いします。備考欄１行目、03、道路照明灯施設設置事業の工事請負費274万4,385円では、道路照明灯のＬＥＤ化にかかった費用で33基設置することができました。

159ページをお願いします。備考欄１行目、02、都市公園等管理事業の工事請負費446万9,850円では４カ所の公園整備等を実施し、駅西公園緑化整備工事ではゴルフ緑化促進会委託事業の交付金を受け、650平方メートルの芝張りを実施しました。

167ページをお願いします。10款教育費になります。備考欄の中段になります。12、役務費、児童生徒映画鑑賞手数料62万5,200円では、町内の小中学生1,042人が映画「じんじん」を鑑賞しました。

171ページをお願いします。備考欄の中段よりやや下になります。14、小中学校学年費補助事業の小中学校学年費補助金1,846万円は、子ども医療費の窓口払い代替事業として24年度から始まった事業ですが、小学生868人、中学生489人、合計1,357人に交付したものであります。

183ページをお願いします。備考欄の中段になります。06、小学校施設改修事業の空調設備設計委託料262万5,000円は、小学校３校の空調設備設計業務委託料であります。

191ページをお願いします。備考欄の中段になります。05、中学校施設改修事業の13、委託料の測量設計委託料120万7,500円は、菅谷中学校駐輪場新築工事設計業務委託料であります。また、空調設備設計委託料157万5,000円は、中学校２校の空調設備設計業務委託料であります。その下、15、工事請負費1,818万1,800円では、菅谷中学校駐輪場新築工事、同じく菅谷中学校の舗装工事及び玉ノ岡中学校のプールろ過装置修繕工事を実施したものであります。

197ページをお願いします。備考欄の中段になります。01、幼稚園教育振興事業の幼稚園就園奨励費補助金は561万8,900円で、支給該当者は54人でした。

205ページをお願いします。備考欄の中段より少し下になります。15、工事請負費308万7,000円は、畠山重忠公修復工事費であります。

207ページをお願いします。備考欄の下段になります。05、杉山城跡整備事業の17、公有財産購入費5,080万円は杉山城跡の公有化を図るもので、５万800平方メートルの

土地を購入したものであります。

213ページをお願いします。備考欄の中段になります。15、工事請負費2,558万2,830円では、Ｂ＆Ｇ海洋センター修繕工事を実施しました。

続きまして、222ページをお願いします。実質収支に関する調書であります。歳入総額は62億9,635万4,119円、歳出総額は59億5,328万1,360円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で４億581万9,190円、歳出で４億9,045万5,642円といずれも減額となりました。歳入歳出差引額は３億4,307万2,759円でありますが、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額が４事業６件で500万7,000円、事故繰越し繰越額が１事業１件で253万6,120円でありますので、実質収支額は３億3,552万9,639円となりました。

続きまして、343ページをお願いします。財産に関する調書であります。１、公有財産の（１）土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産を合わせまして100万7,951平方メートル、建物につきましては、行政財産、普通財産を合わせまして５万1,841平方メートルでありました。

下段の表の行政財産の数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。公園の土地89平方メートルの減は、駅西公園用地のうち183平方メートルを払い下げ、新たに94平方メートルを取得したことによるものであります。その他の施設５万800平方メートルの増は、杉山城跡の公有地化によるものであります。

次のページをお願いします。普通財産ですが、山林の5,187平方メートルの増は、大字平澤の土地5,187平方メートルの寄附を受けたことによるものであります。雑種地の115平方メートルの減は大字川島の土地200平方メートルを払い下げたこと、また同じく大字川島の土地85平方メートルの寄附を受けたことによるものであります。その他の441平方メートルの増につきましては、町内の方より、畑441平方メートルの寄附を受けたことによるものであります。

346、347ページをお願いします。２の物品でございます。金額が50万円以上のものを記載しておりますので、ご高覧願います。

次のページをお願いします。３、基金の状況でございます。積み立て基金はそれぞれ取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末現在高の総額は９基金で７億6,771万7,000円となりました。また、定額基金は５基金で、決算年度末現在高は現金6,537万4,000円、貸付金2,956万6,000円となりました。

なお、土地につきましては増減はありませんでした。

定額基金の運用状況につきましては、別に配付しました定額基金運用状況調書をご高覧願います。

なお、決算の詳細につきましては、平成25年度主要な施策の説明書をご参照いただきますようお願いします。

以上、簡単ですが、認定第１号　平成25年度一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

○青柳賢治議長　続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　それでは、認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の234、235ページをお開きください。歳入ですが、１款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせて、収入済額４億8,285万4,674円でありました。

次の２款使用料及び手数料は、説明を省略させていただきます。

236、237ページをお開きください。次に、３款国庫支出金は、収入済額４億1,191万1,808円でありました。内訳として、１項国庫負担金１目療養給付費等負担金は、収入済額３億3,476万８円が交付されました。これは療養給付費分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の納付に要する費用として、国負担分が交付されたものであります。

２目高額医療費共同事業負担金は、標準高額医療費拠出金の４分の１に相当する額903万4,800円が交付されました。

３目特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に対して、対象経費の３分の１に相当する額221万円が交付されました。

次に、２項国庫補助金１目財政調整交付金は、保険者の財政力の不均衡を調整するために収入済額6,564万6,000円が交付されたものであります。

また、２目災害臨時特例補助金は、収入済額26万1,000円が交付されました。これ

は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難している２世帯の保険税の減免、一部負担金の免除の特例措置に対して、国の予算の範囲内で、その額の10分の８が交付されたものであります。

次に、４款療養給付費交付金は、収入済額１億3,024万円が交付されました。これは、退職被保険者等に係る医療給付に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

238、239ページをお開きください。次に、５款前期高齢者交付金は、収入済額５億2,602万6,464円が交付されました。これは、全国平均の前期高齢者加入率12％を基準にして、前期高齢者加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付されたものであります。

なお、町の前期高齢者加入率は、平成25年度末現在で41.9％となっております。

６款県支出金ですが、１項県負担金１目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に標準高額医療費拠出金の４分の１に相当する額903万4,800円が交付されました。

２目の特定健康診査等負担金も国庫負担金と同額の221万円が県負担分として交付されました。

２項県補助金１目第１号県調整交付金は、収入済額6,627万4,000円が交付されました。

また、２目第２号県調整交付金は、収入済額5,447万3,000円が交付されました。これは、人間ドック等検診費用、レセプト点検、定率国庫負担の２％相当分及び医療費通知等に対し交付されたものであります。

次に、７款共同事業交付金１項１目共同事業交付金は、収入済額3,525万7,216円が交付されました。これは、レセプト１件80万円を超える高額療養費について、対象件数165件分に対し、当該超える額の100分の59に相当する額が交付されたもの、及びレセプト１件420万円以上の超高額医療費について、200万円を超える額を対象に、対象件数はゼロ件ですが、被保険者割が交付されたものであります。

240、241ページをお開きください。２目の保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額２億1,445万1,853円が交付されました。これは、１件10万円を超えるレセプトのうち、自己負担相当分の８万円以上から高額医療共同事業の80万円までの医療費の合計額の100分の59に相当する額が交付されたもので、対象件数は1,681件であります。

８款財産収入は、説明省略させていただきます。

次に、９款繰入金ですが、１項１目一般会計繰入金は、収入済額5,820万4,100円であります。この内訳として、１節の保険基盤安定繰入金は低所得者に係る保険税の軽減相当額が、２節の出産育児一時金繰入金は支給基準額の３分の２に相当する額が、３節の国保財政安定化支援事業繰入金は国保財政の健全化、国保税負担の平準化に資するために交付税措置された額が、４節のその他繰入金は事務費や保険事業に要する経費が、そして５節の保険基盤安定繰入金は保険料軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額がそれぞれ繰り入れられたものであります。２項基金繰入金は、保険給付費支払準備基金より、2,500万円を繰り入れしております。

242、243ページをお開きください。次に、10款繰越金は収入済額１億529万4,863円であります。１目療養給付費交付金繰越金597万5,986円は療養給付費交付金の確定に伴う返還金分で、２目その他繰越金9,931万8,877円は前年度繰越金でございます。

次の11款諸収入は説明を省略させていただきます。

224、225ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は21億4,401万3,000円で、調定額22億4,378万9,554円に対し収入済額は21億2,468万3,923円で、不納欠損額1,260万5,799円、収入未済額は１億649万9,832円でありました。

246、247ページをお開きください。次に、歳出ですが、１款総務費は支出済額996万3,545円で、これは人件費、事務執行経費等でございます。

248、249ページをお開きください。２款保険給付費は、支出済額13億5,505万4,747円であります。内訳として、１項１目一般被保険者療養給付費は10億8,825万8,133円で、前年度比較3,050万4,690円、率にして2.9％と、わずかながら増額となっており、２目退職被保険者等療養給付費は、支出済額9,108万6,881円で、前年度比較2,838万6,003円、率にして23.8％の大幅な減額となっております。

次の３目一般被保険者療養費は、支出済額1,559万3,449円、４目退職被保険者等療養費は支出済額153万5,641円で、前年度と比較するとどちらも減額となっております。

次に、２項高額療養費は支出済額１億4,718万4,912円であります。支払い件数は、一般被保険者分2,154件、退職被保険者等分133件であり、前年度と比較し、一般被保険者分は、件数は増加していますが、金額は減額となっており、退職被保険者等分は、件数、金額ともに減少しております。

250、251ページをお開きください。４項出産育児諸費１目出産育児一時金は、支出

済額が672万円、件数は16件で、前年度に対し４件減少しております。

５項葬祭諸費１目葬祭費は、支出済額175万円、件数は35件で、前年度に対し１件減少しております。

次に、３款後期高齢者支援金等ですが、252、253ページをお開きください。

１項１目後期高齢者支援金は、支出済額２億8,704万9,808円であります。これは、後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費のうち４割を現役世代の保険料や保険税から拠出するもので、被保険者数１人当たりの負担額等により算出された額を社会保険診療報酬支払基金に支出したものであります。

次に、４款前期高齢者納付金等及び５款老人保健拠出金は、国から示された算定方法に基づき、それぞれ計算され、その確定した額を社会保険診療報酬支払基金へ支払いしたものであります。

次に、６款介護納付金は、支出済額１億2,087万5,053円で、同じく社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

次に、７款共同事業拠出金は、支出済額２億1,850万4,664円であります。この制度には、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の２事業があり、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、１件当たりの医療費が一定金額を超えるものを対象とし、その一定割合を埼玉県国保連合会へ拠出したものでございます。

254、255ページをお開きください。８款保険事業費は、支出済額2,410万5,333円であります。

１項１目疾病予防費は、支出済額1,407万7,226円で、内容は人間ドック、脳ドック、子宮がん及び乳がん等の検診委託料が主なものであります。

２項１目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので、929万3,107円であります。特定健康診査の受診結果ですが、平成25年度の目標率40％に対し、実施率は人間ドック等の受診者も含め33.7％でございました。

256、257ページをお開きください。９款基金積立金は、保険給付費支払準備基金へ利子分も含め1,000万5,409円の積み立てを行い、その結果、基金の25年度末現在高は1,180万1,702円となっております。

10款公債費は、説明を省略させていただきます。

11款諸支出金１項３目償還金は、支出済額4,181万4,962円で、平成24年度分の療養

給付費等負担金返還金及び退職者医療療養給付費等交付金返還金でございます。

258、259ページをお開きください。

以上、歳出合計ですが、予算現額21億4,401万3,000円に対し、支出済額は20億6,865万7,760円で、不用額は7,535万5,240円でございます。

260ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、３の歳入歳出差引額は5,602万6,163円で、５の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の268、269ページをお開きください。歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料は、収入済額１億2,316万9,510円であります。収納率は、特別徴収分が100％、普通徴収の現年度分が99.59％でありました。また、平成25年度末現在の被保険者数は2,164人で、前年度と比較して60人、率にして2.8％増加しております。

２款使用料及び手数料及び３款寄附金は説明を省略させていただきます。

次に、４款繰入金は、収入済額3,149万5,980円で、一般会計から事務費分及び低所得者等の保険料軽減分として、県と町負担分を合わせた保険基盤安定分を繰り入れしております。

次に、５款繰越金は、収入済額292万6,331円で、内容は前年度繰越金でございます。

270、271ページをお開きください。６款諸収入は説明を省略させていただきます。

以上、歳入合計ですが、予算現額は１億6,221万2,000円で、調定額１億5,798万3,497円に対し収入済額は１億5,760万4,997円、不納欠損額７万7,520円、収入未済額は30万980円でございました。

272、273ページをお開きください。歳入ですが、１款総務費は支出済額100万6,767円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額１億5,365万1,640円で、これは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したものでございます。

次の３款諸支出金及び４款予備費は説明を省略させていただきます。

274、275ページをお開きください。歳入合計は、予算現額１億6,221万2,000円に対し支出済額は１億5,466万5,387円で、不用額は754万6,613円でございます。

次に、276ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、３の歳入歳出差引額は293万9,610円で、５の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、認定第４号の細部につきましてご説明を申し上げます。

決算書の288、289ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入の１款保険料でございますが、調定額２億4,938万470円、収入済額２億3,475万8,270円、不納欠損額611万3,297円、収入未済額850万8,903円となりまして、歳入決算額に占める割合は21.8％でございます。収納率は94.14％で、前年度と比較し0.09ポイント減少しております。

次に、３款国庫支出金でございますが、収入済額１億9,673万2,942円でございまして、このうち１項国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分といたしまして１億7,346万22円交付されております。

２項国庫補助金の１目調整交付金につきましては、後期高齢者の比率や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成25年度調整標準給付費の1.86％、1,787万7,000円が交付されたものでございます。

290、291ページをお願いいたします。４目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に係る避難指示区域から転入された方に対する介護保険料減免措置に対しまして7,000円が交付されたものでございます。

５目総務費補助金につきましては、消費税増税に伴う介護報酬改定等に係るシステム改修に対する補助金が交付されたものでございます。

４款支払基金交付金でございますが、収入済額が２億8,347万円で、これは第２号被保険者の保険料でございまして、社会保険診療報酬支払基金から平成25年度の標準給付費及び介護予防事業費の29％が交付されたものでございます。

次に、５款県支出金の収入済額１億4,672万7,955円につきましては、１項の県負担金といたしまして、介護給付費の定率負担分１億4,417万7,495円、２項の県補助金は、

地域支援事業の定率負担分といたしまして255万460円が交付となっております。

次に、292、293ページをお願いいたします。７款繰入金でございますが、収入済額１億7,682万6,000円で、このうち１項の一般会計からの繰入金１億4,882万6,000円は、町負担分といたしまして、介護給付費及び地域支援事業の定率負担分並びにその他一般会計負担分を繰り入れたものでございます。

また、２項基金繰入金につきましては、介護給付費支払金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金から2,800万円を繰り入れたものでございます。

294、295ページをお願いいたします。８款繰越金につきましては、3,889万2,581円を前年度から繰り越しいたしました。

296、297ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、予算現額11億1,468万7,000円、調定額が10億9,219万9,684円、収入済額10億7,757万7,484円となっております。

続きまして、298、299ページの歳出をお願いいたします。１款総務費は、支出済額1,461万3,410円であり、そのうち３項の介護認定審査会費の1,096万156円につきましては、比企広域への負担金及び主治医の意見書作成料が主なものでございます。

300、301ページをお願いいたします。２款保険給付費は、支出済額が９億6,732万8,968円、前年度比2,640万7,326円、2.8％の増でございまして、歳出決算額の93.5％を占めております。

１項の介護サービス等諸費のうち、１目の居宅介護サービス給付費３億9,368万5,085円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供した居宅介護サービス費用の９割を給付したものでございまして、年度末現在で291名の方が利用をされました。

５目の施設介護サービス給付費につきましては、支出済額が３億8,133万8,810円で、年度末現在122名の利用でございます。

302、303ページをお願いいたします。９目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額4,106万9,936円で、要介護者に対しケアプランを作成した費用といたしまして、3,438件分を介護支援サービス事業者に10割給付をしたものでございます。

２項の介護予防サービス等諸費につきましては、支出済額4,316万7,217円で、これは介護認定におきまして、要支援１、または２と判定された方に対しまして、状態の改善と悪化の予防のためのサービスを提供したものでございます。

304、305ページをお願いいたします。４項の高額介護サービス等費の1,537万8,306円でございますが、サービス利用料の軽減制度といたしまして、１割の利用者負担額が高額になった場合、一定の負担額を超えた分について償還払いで交付をしたものでございまして、総数は1,541件となっております。

５項の高額医療合算介護サービス等費の169万7,423円でございますが、医療保険の一部負担金並びに介護保険の利用者負担の１年間の総額が一定額を超えた分につきまして、償還払いで交付をしたものでございます。

306、307ページをお願いいたします。６項の特定入所者介護サービス等費3,511万8,530円につきましては、低所得の方の介護保険施設等における食費と居住費の負担限度額を超えた部分につきまして給付をしたものでございまして、1,522件分となっております。

３款地域支援事業費の１項１目二次予防事業費280万2,312円につきましては、要介護状態となるおそれの高い二次予防事業対象者を把握するために要した経費と介護予防のための元気はつらつ体操教室等を行ったものでございます。

308、309ページをお願いいたします。２目の一次予防事業費620万75円につきましては、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、介護予防についての教室などを実施したものでございます。平成25年度は新規事業といたしまして、認知症予防のための脳の健康教室事業を実施をし、参加者からは大変好評をいただくことができました。

312、313ページをお願いをいたします。２項の包括的支援事業任意事業費452万8,093円でございますが、次ページの５目の任意事業費の中で行っております配食サービス事業及び高齢者見守りのための事業費が主なものでございます。

316、317ページをお願いをいたします。４款の基金積立金でございますが、１項１目の介護給付費支払準備基金積立金といたしまして1,303万3,527円を積み立てまして、年度末の基金残高は１億3,076万5,522円となっております。

５款諸支出金につきましては、支出済額2,555万4,928円となっておりますが、主なものといたしましては、平成24年度決算における精算分といたしまして、国、県支払基金への返還金と一般会計繰出金でございます。

歳出合計でございますが、予算現額11億1,468万7,000円、支出済額10億3,406万1,313円、不用額8,062万5,687円で、執行率は92.8％でございました。

318ページの実質収支に関する調書につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算について細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　認定第５号　平成25年度下水道事業特別会計歳入歳出の細部説明をさせていただきます。

主要な施策の説明書を一度ごらんいただきたいと思います。主要な施策の説明書の193ページをお願いいたします。

主要な施策の説明書の193ページですけれども、１、事業の概要でございます。平成25年度末現在の整備状況でございます。全体計画面積418ヘクタールで変更がございません。認可面積301.8ヘクタールにつきましても変更がございません。処理区域面積は296.7ヘクタールとなり、前年度より0.5ヘクタールの増となっております。

行政人口は１万8,286人となり、前年度より109人の減でございます。全体計画人口ですが、１万6,000人には変更がございません。処理区域人口は１万1,847人となり、前年度より113人の減でございます。水洗化人口は9,705人で、前年度より206人の増となっております。

人口普及率につきましては64.8％でございます。面積普及率は71％となり、前年度より0.1％の増となっております。水洗化率につきましては81.9％で、前年度より2.5％の増となっております。

以上が、平成25年度末の整備状況でございます。

それでは、決算書のほうでご説明をさせていただきたいと思います。決算書の326、327ページをお開きください。第１款分担金及び負担金１項１目浄化槽事業負担金でございますが、収入済額は1,111万9,000円でございます。受益者負担金として、浄化槽事業費の１割相当額を分担金として納付されたものでございます。

次に、２項１目下水道事業負担金の収入済額は1,811万6,280円でございます。公共下水道区域において接続可能となった区域に対し、賦課対象面積に応じて負担をお願

いしている負担金でございます。平成25年度新たに賦課をした地区につきましては、川島地区の一部などでございます。

第２款使用料及び手数料の１項１目下水道使用料の収入済額は２億1,222万7,156円でございます。使用者の戸数につきましては4,016戸で、前年度より68戸の減となっております。現年度賦課分の収納率につきましては95.3％でございます。不納欠損額につきましては168万7,735円でございます。

次に、１項２目浄化槽使用料の収入済額は480万4,823円でございます。町管理型浄化槽整備推進事業による平成25年度末の町管理浄化槽の件数は、寄附浄化槽を含め381基となっております。

次に、第３款国庫支出金の１項１目公共下水道事業費国庫補助金ですが、561万5,000円でございます。川島地区の公共下水道整備に要した費用及び公共下水道管渠耐震改良工事について補助されたものでございます。

２目浄化槽整備事業費国庫補助金ですが、6,406万1,000円でございます。単独浄化槽から合併浄化槽への転換、くみ取りトイレから合併浄化槽への転換等、町管理型浄化槽整備推進事業により設置された浄化槽に対して補助されたものでございます。補助対象基数につきましては102基でございます。

328、329ページをお願いいたします。第４款県支出金１項１目浄化槽整備事業費補助金ですが、収入済額が2,074万4,000円でございます。浄化槽の配管費及び既設浄化槽やくみ取りトイレの撤去費に対して、それぞれ限度額を設けて補助されたものでございます。

第５款繰入金１項１目一般会計繰入金ですが、２億590万円でございます。前年度実績と比較しまして2,555万9,000円の減となっております。

第６款繰越金及び第７款諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

330ページ、331ページをお願いいたします。第８款町債１項１目下水道事業債ですが、8,350万円でございます。前年度実績と比較しまして2,150万円の減となっております。

歳入合計ですが、予算現額６億8,484万8,000円に対し、収入済額６億4,817万2,836円でございます。不納欠損額としまして168万7,735円を計上してございます。

332ページ、333ページをお願いいたします。歳出ですが、第１款公共下水道費１項１目一般管理費の支出済額は2,847万3,917円で、主な支出は、事業実施のために要す

る人件費でございます。

334ページ、335ページをお願いいたします。第２項公共下水道事業費１目建設事業費の支出済額でございますが、3,247万4,715円でございます。

１目建設事業費の15節工事請負費は2,580万9,000円でございます。内容ですが、川島地内の管渠の布設工事と菅谷地内のマンホール等の耐震化工事の費用でございます。平成25年度の管渠の布設延長は、約191メートルの布設を行いました。

２目維持管理費は１億3,156万5,014円でございます。11節需用費の光熱水費は、マンホールポンプの電気料の支出でございます。13節委託料ですが、公共下水道マンホールポンプ清掃委託料などでございます。15節工事請負費ですが、花見台工業団地内公共ますの修繕工事を実施しました。19節負担金補助及び交付金でございますが、市野川流域維持管理負担金としまして１億1,394万3,313円の支出をしたものでございます。

336、337ページをお願いいたします。２項浄化槽事業費１目建設事業費の支出済額ですが、１億5,636万8,000円でございます。町管理型浄化槽整備推進事業実施に伴い、17節公有財産購入費は、買い取りした浄化槽107基分の費用が１億2,399万7,000円でございます。買い取りした浄化槽107基の内訳としまして、一般家庭用が102基、地区集会所分が５基でございます。19節負担金補助及び交付金の支出済額は3,237万1,000円で、内容は浄化槽配管費への補助及び既設浄化槽の撤去に対して補助した額でございます。

２目維持管理費の13節委託料ですが、町が管理する浄化槽保守管理委託料として883万9,044円の支出をしたものでございます。また、浄化槽の清掃委託料として606万9,840円の支出をしたものでございます。浄化槽使用料徴収委託料としまして15万7,920円、これにつきましては延べ752件分でございます。

第３款公債費ですが、１項公債費、元金及び利子の償還額合計額ですが、２億5,888万6,257円の償還をしまして、平成25年度末公債費現在額が30億9,667万7,585円でございます。

338、339ページをお願いいたします。歳出合計ですが、予算現額６億8,484万8,000円に対し、支出済額が６億2,777万7,903円となりました。前年度の支出済額と比較し9,933万6,066円の減となっております。

340ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、５の実質

収支額ですが、2,039万4,933円でございます。

以上で、認定第５号　平成25年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定について細部説明をさせていただきます。

決算書の352、353ページをお願いいたします。嵐山町水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出ですが、収入からご説明をします。

第１款事業収益ですが、決算額が５億429万942円でございます。

第１項営業収益ですが、内容は水道料金加入金の収入が４億9,985万6,410円でございます。前年度と比較し1,515万1,851円の減額となっています。平成25年度に水道料金の引き下げを行った影響と考えております。

次に、第２項営業外収益ですが、443万4,532円でございます。

次に、支出でございますが、第１款事業費用の決算額が４億1,723万6,742円でございます。

第１項営業費用の決算額ですが、４億250万1,681円でございます。前年度の決算額と比較し1,021万984円の減となっております。

第２項営業外費用ですが、1,454万5,089円でございます。前年度の決算額と比較し611万8,773円の減となっております。

次に、第３項特別損失ですが、この内容は不納欠損でございます。

第４項予備費につきましては支出がございません。

354、355ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入ですが、第１款資本的収入の決算額が1,552万7,100円でございます。

第１項負担金は52万7,100円でございます。

第２項補助金は1,500万円でございます。前年度の決算額と変わりはございません。

次に、支出ですが、第１款資本的支出の決算額が２億9,859万756円でございます。地方公営企業法第26条の規定による翌年度繰越額は415万8,000円でございます。

第１項建設改良費の決算額が２億7,361万8,981円で、翌年度繰越額415万8,000円につきましては、第１浄水場の機械室と管理棟及び第２浄水場の管理棟の建物３棟につきまして、耐震診断を業務委託したものでございます。耐震診断の検討に時間を要するために工期の延長を行ったことによるものでございます。

第２項企業債償還金ですが、2,497万1,775円でございます。前年度の決算額と比較し88万265円の増となっております。

なお、欄外の記載ですが、資本的収入額1,552万7,100円が資本的支出額２億9,859万756円に対して不足する額２億8,306万3,656円は、減債積立金2,400万円、建設改良積立金6,000万円、過年度損益勘定留保資金１億8,641万7,906円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,265万5,750円で補填をさせていただいたものです。

357ページをお願いいたします。水道事業損益計算書でございます。この金額につきましては税抜きで記載をしてございます。

１、営業収益ですが、（１）給水収益から（３）のその他営業収益までの営業収益合計額が４億7,613万8,500円となりました。

次に、２、営業費用ですが、（１）の原水及び浄水費から（６）の資産減耗費までの営業費用合計額としまして３億9,444万1,402円となりました。営業利益は8,169万7,098円となりました。

３、営業外収益ですが、（１）受取利息及び配当金及び（２）雑収益と合わせまして、営業外収益合計額が441万8,114円となりました。

４、営業外費用は、（１）支払利息及び（２）雑支出の合計額が1,169万5,289円となりました。

３、営業外収益が４、営業外費用に対して不足する額は727万7,175円でありまして、経常利益としては7,441万9,923円となりました。

５、特別損失ですが、過年度損益修正損としまして、不納欠損の額18万928円でございます。当年度純利益としましては7,423万8,995円となり、前年度の決算額と比較しますと455万4,216円の減となりました。

次に、前年度繰越利益剰余金は１万9,139円で、当年度未処分利益剰余金につきましては7,425万8,134円となりました。

358ページ、359ページをお願いいたします。嵐山町水道事業剰余金計算書でございますが、平成25年度に変動のあるところにつきましてご説明申し上げます。

資本金のうち自己資本金が8,400万円の増でございます。内容は、減債積立金からの組み入れ及び建設改良積立金からの組み入れの合計額でございます。自己資本金の当年度末残高につきましては22億381万3,769円でございます。

次に、借入資本金は、当年度の変動額が2,497万1,775円の減でございます。内容は、

企業債の償還に伴うものでございます。借入資本金の当年度末残高は３億155万9,774円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金において変動があるところにつきましては、受贈財産評価額と負担金及び国庫補助金でございます。

受贈財産評価額でございますが、214万2,856円でございます。内容は、大字川島地内の開発造成に伴い布設した上水道配水管の評価額でございます。

負担金の受入額が50万2,000円でございます。内容は、消火栓２基の設置費用でございます。

次に、国庫補助金の受入額1,500万円でございます。これは、送水管、配水管の耐震管への布設替え工事に対する国庫補助金でございます。

資本剰余金の合計の欄でございますが、当年度変動額が1,764万4,856円でございます。資本剰余金の合計の当年度末残高でございますが、20億4,735万5,330円でございます。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金及び建設改良積立金につきましては、資本的収入及び支出のところで補填をしております。その額が減債積立金は2,400万円、建設改良積立金は6,000万円でございます。減債積立金の当年度末残高は１億3,440万円、建設改良積立金の当年度末残高は5,974万円でございます。

未処分利益剰余金の当年度変動額ですが、7,423万8,995円でございます。未処分利益剰余金の当年度末残高は、前年度からの繰越利益剰余金の１万9,139円がありますので、7,425万8,134円となるものでございます。

利益剰余金合計の当年度末残高でございますが、２億6,839万8,134円でございます。資本合計の当年度末残高ですが、48億2,112万7,007円でございます。

次に、嵐山町水道事業剰余金処分計算書の案でございますが、処分案につきましては、改めて議決をしていただく予定となっておりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高7,425万8,134円を減債積立金へ2,580万円、建設改良積立金へ4,840万円、それぞれ積み立て処分をする案としているものでございます。

360ページ、361ページをお願いいたします。水道事業貸借対照表でございます。初めに、資産の部の固定資産ですが、（１）有形固定資産のイの土地からチの建設仮勘定までの有形固定資産合計としまして39億465万5,432円でございます。次に、無形固定資産は68万5,900円で、前年度と変動がございません。固定資産合計ですが、39億

534万1,332円でございます。

続きまして、２、流動資産ですが、（１）の現金貯金から（６）の前払金までの流動資産合計が14億1,019万6,828円でございます。資産合計ですが、53億1,553万8,160円でございます。前年度の額と比較しますと１億5,440万2,667円増加しております。

次に、361ページの負債の部ですが、３、固定負債では、（１）引当金、これは修繕引当金でございます。３億176万5,777円は前年度と変動がありません。

４、流動負債の（１）未払金から（５）浄化槽使用料までの流動負債合計ですが、１億9,264万5,376円でございます。負債合計としましては４億9,441万1,153円でございます。

次に、資本の部ですが、５、資本金につきましては、（１）自己資本金、（２）借入資本金の資本金合計が25億537万3,543円でございます。前年度の額と比較しまして5,902万8,225円の増でございます。

６、剰余金の（１）の資本剰余金において変更があったものは、イの受贈財産評価額、ハ、負担金、それからチ、国庫補助金に変動がありまして、資本剰余金合計ですが、20億4,735万5,330円でございます。

次に、（２）の利益剰余金でございますが、イ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金の利益剰余金合計ですが、２億6,839万8,134円でございます。

剰余金合計は23億1,575万3,464円で、前年度より788万3,851円の増となるものです。

資本合計は48億2,112万7,007円となりまして、負債合計は53億1,553万8,160円でございます。これが資産合計と合致をするものでございます。

371ページをお願いいたします。371ページに平成25年度の重要契約の主なもののご説明としまして、県道大野―東松山線配水管布設替え工事としまして2,545万5,150円及び、上から５行目の送配水管布設替え工事としまして8,006万4,600円等を実施したものでございます。

377ページをお願いいたします。企業債明細書でございます。企業債の未償還残高でございますが、計９口の未償還残高３億155万9,774円が平成25年度末残高でございます。

363ページからの決算附属書類につきましては、ご高覧をいただければと思います。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　以上で、提案説明及び細部説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開の時間は午後３時とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時４７分

再　　開　午後　２時５９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳　勝次代表監査委員登壇〕

○柳　勝次代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、平成25年度嵐山町の一般会計国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の６会計及び定額基金の運用状況につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月23日から８月１日までの間、主に役場205会議室におきまして清水監査委員とともに実施いたしました。

審査結果でありますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、決算審査に当たっての意見を述べさせていただきます。

平成25年度の我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略による、いわゆる３本の矢として政策を推し進めてきたことによる経済効果から円安、株高が進み、内需を中心とした景気回復の動きがありました。

大手企業では、例年を上回る賃金改定が見られる一方、デフレ脱却や円安等による物価の上昇があり、今後これらによる家計への影響が懸念されます。

そうした中で、嵐山町の財務については前年度と比べ歳入の根幹をなす個人及び法人町民税は減額となりましたが、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税は増額となり、町税合計で5,400万円余りの増収となりました。

一方、地方交付税については1,800万円の減額となっております。

今後、景気の回復により中小企業も含めた賃金上昇が見込まれますが、人口減に伴う納税者の減少もあり、持続的な税収増は見込めない状況であります。

また、高齢化率の上昇などにより、社会保障費の増加や多岐にわたる住民サービスなどの義務的経費が増大し、引き続き厳しい状況下での財務運営が続いております。

平成25年度の決算は、このような財政状況のもとで町税の進展と、住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映したものであると言えます。

各会計とも町の基本方針を示した、第５次総合振興計画に沿い、町が置かれている状況を念頭に、自主財源の確保、経済対策関連予算の活用等、効果的な事業展開に組織を挙げて努力されたことに敬意を表する次第であります。

そうした大変努力されている中ですが、次の２点について改善、あるいはご検討いただければと思います。

まず１点目、補助金についてですが、各担当課ともその内容については十分把握されるようお願いいたします。

言うまでもなく補助金は、町の発展、町の活性化、あるいは文化の向上等、行政には必要欠かざるべきものです。しかしながら、その財源の一部は町民の貴重な税金から支出されています。その観点からも、内容について把握されるよう希望するものです。

２点目は、町長もよく言われますが、事業は費用対効果を検討し、実施する必要があります。もちろん各課ともそれを十分検討した上で実施されていると思われますが、結果的にごく一部の事業ですが、費用に対する効果が生まれなかったものではないかと思われるものがありました。

今後の事業計画に対しては、今まで以上ご検討されるよう望むものです。

以上２点について、改善、検討をお願いいたします。

水道事業につきましては、昨年度と比べ給水人口は減少しましたが、年間総配水量は増加いたしました。水道料金の引き下げによる収益の落ち込みにもかかわらず、経費の節減等に努力された結果、当年度利益は昨年度と同程度の7,400万円余りが確保されています。

安定供給、安心、安全な水道水、そして安価であることが、住みよい町として重要な点であると考えます。その観点からも、水道料金の引き下げは、町民の福祉の面で

大きく評価できるものと言えます。

今後も、設備の更新など計画的に実施し、これまで同様、水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

以上、６会計についての審査結果をご報告いたしました。申し上げるまでもありませんが、地方自治体における行政はサービス業です。これからも、奉仕の精神で住民サービスの向上に努めますよう希望いたします。

以上、甚だ簡単ですが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は決算議案６件を一括して行います。

どうぞ。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

◎議案第４６号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第16、議案第46号　平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第46号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。

地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、平成25年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長〕

○新井益男上下水道課長　議案第46号につきまして細部説明をさせていただきます。議案書の裏面をごらんください。

平成25年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございません。未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高7,425万8,134円を議会の議決によります処分額としまして、7,420万円の処分を提案させていただくものでございます。

内容は、減債積立金への積み立てに2,580万円、建設改良積立金の積み立てに4,840万円、それぞれ積み立て処分をさせていただき、処分後の残高が５万8,134円とするものでございます。

なお、この５万8,134円につきましては、繰越利益剰余金となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

本決算認定６件及び議案第46号の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、今決算認定６件及び議案第46号は、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算認定６件及び議案第46号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、決算認定６件及び議案第46号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○青柳賢治議長　続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時１３分

再　　開　午後　３時３１分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○青柳賢治議長　先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、松本美子議員、副委員長、大野敏行議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

松本美子決算審査特別委員長。

〔松本美子決算審査特別委員長登壇〕

○松本美子決算審査特別委員長　ただいまは、決算特別委員会委員長に就任をさせていただきました。

微力ではございますけれども、スムーズなる審議をしていただき、議案が可決、決定されますようにご協力をいただき、委員長職を務めさせていただきますので、どう

ぞよろしくお願いをいたします。

○青柳賢治議長　ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　3時３３分

再　　開　午後　3時３３分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により、９月５日及び８日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、９月５日及び８日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　3時３４分）

平成２６年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

９月９日（火）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第13番議員　　渋　谷　登美子　議員

第３番議員　　佐久間　孝　光　議員

第６番議員　　畠　山　美　幸　議員

第２番議員　　大　野　敏　行　議員

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人 議員	２番	大野敏行 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
６番	畠山美幸 議員	７番	吉場道雄 議員
８番	河井勝久 議員	９番	川口浩史 議員
１０番	清水正之 議員	１１番	安藤欣男 議員
１２番	松本美子 議員	１３番	渋谷登美子 議員
１４番	青柳賢治 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
中村　滋	税務課課税担当副課長
山下次男	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
根岸寿一	まちづくり整備課長

新　井　益　男	上下水道課長
内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第３回定例会第６日の会議を開きます。

（午前　９時５９分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、説明員中の中西税務課長は、午前中所要のため欠席いたしております。かわって税務課、中村課税担当副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○青柳賢治議長　それでは、本日最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１の嵐山町の将来予測についてからです。どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、渋谷登美子ですけれども、通告書に従って質問をしていきます。

まず、嵐山町の将来予測ですけれども、10年前と比べても今と全く違う状況になっているということがあります。それで、30年後の日本は一層の人口減少と気候変動の影響が当然あるわけですけれども、今現在の原発事故がこれ以上ないこと、それから日本が戦渦に巻き込まれることがないということを仮定して、どのような社会になる

かイメージを伺いたいと思います。

その次に、２番目ですけれども、利用するエネルギー源がかなり変わると思われます。産業構造も当然変わってくるわけですし、一層のＩＴ化社会になって、今の企業もこれからビッグデータを活用していくと言われていますし、それからクラウド化の推進によっていろいろな産業構造が変わってくると思うのですが、それをどのように変化するとイメージするかお伺いします。

それから、３番目です。30年後の変化、これは予測するというのは非常に難しいものですけれども、見据えて10年後に実現したほうがよいと考えられるような政策はどのようなものか、また提言していくための準備があると思うのですが、それについて伺います。

４番目です。町民が30年後の嵐山町のビジョンをどのようにつくっていくかと、自分が町長だったら、10年後にはこんな政策を展開するというふうな政策提言を小学校の高学年ぐらいから多くの人に募集して、嵐山町のビジョンというのを話し合ってみる機会があったほうがよいと思うのですが、それについて伺います。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　渋谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

嵐山町の将来予測ということでご質問いただきました。４項目あるわけですけれども、皆関連をしておりますけれども、順次お答えをさせていただきたいと思います。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、約30年後の2040年の嵐山町の人口１万3,253人、生産年齢人口、これらも著しく低くなり、少子高齢化がさらに進む、こういうふうに見込まれております。単純にこの人口を過去にさかのぼって比較をしてみると、嵐山町では昭和48年、1973年ですので、40年前が１万3,381人、こういうことでありました。そして、その年度の一般会計の当初予算が８億2,400万、今年度の当初予算の約７分の１以下の予算規模、こういう状況でございました。このときというのは、人口の増加をしている時代でありまして、町の予算についても対前年度比80％増というような状況であった時代背景でございました。こうしたこのまま人口が減少していく、それで経済も縮小する、税収も減少する、そうした中で人口減少と気候変動への対応、まさに国を挙げての大きな課題であるわけです。しかしながら、

こうした課題に対しても国、県、市町村、行政はもちろんですけれども、家庭、地域、そして教育、あらゆる面の分野で英知を結集して取り組めば、30年後といっても特別悲観をする必要はないというふうに考えております。

続きまして、２番ですけれども、ＩＴ社会、そしてビッグデータ、クラウドの推進、こういうようなことで産業構造はどう変わるかということですけれども、ＩＴ社会の進展、毎日日々進展している状況ですけれども、そしてこのビッグデータの活用、そしてクラウド化、そしてこれらがさらに推進、進んでいくわけでございますので、産業面においてもさらに情報化が進むというふうに思っております。情報化が進むといういうのは、世界が小さくなる。ですので、産業面においてもますます今以上にグローバル化、日本ということだけでなくて、世界と日本が同じような状況で考えていく社会になるのではないかな。日本以上に国内だけでなく海外を意識した産業構造、産業構造だけでなくて社会もそういうようなことになっていく予想がされます。

また、ビッグデータの活用というのは、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務の運営の効率化、そしてそれらに伴って新産業が創出をされていくのではないか。期待をされるわけですけれども、このビッグデータといっても、ただそれがあればどうにかなるということでなくて、それを使いこなさなければいけないわけですから、それらに対応する人材の育成というのは、当然自治体と地域にとっても必要になってくるというふうに考えておりますが、産業の進展、こういうものに大きな影響というのは出てくるのだろうなというふうに考えております。

それから、３番目、30年後の変化、これを見据えて10年後に実現したほうがよいと思われる政策をというご質問でございます。基本的には30年後も現在も変わりがないというふうに思っております。それで、基本的には町民福祉の向上、これがいつの時代になっても政策の基本に据えるべきことである。町民の幸せ、これが第一であるわけです。そういった中で、嵐山町では総合振興計画に盛られておりますけれども、改めて述べさせていただきますが、人口減少の社会到来と少子高齢化の問題、そして急激な情報通信技術の進展、そして安全・安心への取り組み、それから地球環境問題への取り組み、地方分権の拡大、これらが現在の課題だというふうに考えて、町民の皆さんと相談の上で総合振興計画をつくらせていただいております。ですので、これから10年後、30年後のその時々というのは、時代の変化、変動にそのときにあったことをやっていかなければいけないと思いますが、基本的には変わらない形でいくだろう。

そして、不易流行という言葉がありますけれども、守るべきことはしっかり守っていく、そして変えなければいけないこと、対策を講じなければいけないことというのは、スピーディーに取り組んでいく、こういう姿勢かなというふうに思っております。

質問項目の４番ですけれども、町民の30年後の嵐山町のビジョンと、自分が町長であったら、10年後にはこんな政策を展開すると、政策提言を小学の高学年から多くの人に募集をして、参加者で話し合って嵐山町の将来ビジョンを考える機会を設けることを提案するがどうかという提案とご質問でございます。今まで答弁をさせていただいてまいりましたけれども、嵐山町ではご承知のように、平成23年度を初年度とする第５次総合振興計画を策定をして、町民の皆様のご意見を伺ってこれをつくって、それに沿って事業を進めているということでございます。総合振興計画が、中間年が平成28年度でございますので、その28年度をめどにいたしまして、総点検を行って、そして見直すべき箇所があれば見直していく。そのときにご意見を聞く必要があるということであれば、そういうようなこともやっていく必要があろうかなというふうに思っておりますので、渋谷議員のご提言を念頭に置いて、今後の総振の進め方というものを考えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私この質問をしましたのは、人口減少で非常に縮小していくイメージがあって、消滅自治体と言われていますけれども、逆に可能性というのをどういうふうに持ってくるかということを話すことで、活気づいていくというふうなこともあるのではないかというふうな形で出したのですけれども、実際にはこの１番ですよね。どのような社会になるかというと、40年前と同じくらいのあれだけれども、悲観することはないという形で話されていて、そして２番目、これはそれはよい、そのようなイメージですので、悲観されずよいとして、２番目なのですけれども、産業構造とか社会全体がどのように変わっていくかということに関しては、もっとイメージを持たれてもいいのかなと思うのですけれども、例えば私なんかが思っているのは、エネルギーに関しては、今は再生可能エネルギーという形になっていますけれども、水素エネルギーがもっと主流になってくるのではないかとか。水素エネルギーが主流になってくると、海水や水で電気を起こすことができる形になってきますので、グローバル化社会での戦争というのがある程度下火になってくるのではないかなという可

能性を考えるのですけれども、逆に戦争でもうけている人たちが今世界全体を動かしているわけですから、石油を獲得する、そのために原発を動かすというふうな形でＣＯ$_2$の削減という形で原発を動かすという形でやっているので、そうするともう全然エネルギー構造、エネルギー自体が変わってくることによって、日本というか、社会全体が変わってくるのではないかなというふうなイメージがとても強いのですね。

そういうふうなイメージを持つということが、逆に子供にとっても新しい科学への可能性とか、今開拓時代ということではなくて、日本の子供たちというのは、未来に対しても全く可能性がないというか、非常に消極的な感じがイメージとしてあるのですけれども、逆に言えばそういったものも出てくるというふうな、私はもっと科学的なもの、エネルギーに対しての政治的な、議会や皆さんが持っていくということが、次の世代につなげていくと思うのですけれども、今どうしてもＩＴ化にしても後追いですよね。後追い、後追いでやっていっていますけれども、エネルギーに対してももう少し後追いではなくて、こういったものがあるのだなというのをキャッチして、30年後の世界をつくりながらということは考えられると思うのですけれども、ＩＴ化に関しては人材の、クラウド化に関してビッグデータの活用に関しては、人材の育成が必要であるというふうなお答えだったと思うのですけれども、それ以上にもう少し別な形のイメージというのですか、新しい産業への可能性というのを自治体自体がもっと持っていく必要性はあると思うのですが、その点について伺いたいと思います。これ２番目ですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっと答弁のほうが漠としている部分もあったかなというふうに思うのですけれども、何しろ将来予測ですから、これがこうなります、ここのとこはこうやると、こうつきますよという形ではわからないわけでして、基本とすると、その心配ないだろうな。心配になるような形に国がやっていたのでは、おかしいことであって、それに対応していかなければいけないわけですから、今答弁させていただいたように、そんなに暗いものではないというふうに思うのです。

それで、一つ一つここに書いてありますように、人口減少の問題、特に気候の問題が書いてあるわけですけれども、歴史年表なんか見ると、本当に短い２～３ページの間のところですから、時代も幾つもないわけですけれども、そこのところで富士山は

爆発する、あっちの山は爆発する、こっちの山、木曽が爆発する、何が、火山の爆発だけでもとんでもなく書いてあるわけですね。それで、その間に地震のあれがこういうふうに、100年置きぐらいにいっぱい書いてある。そのほかに歴史年表の中では大火、火事、これがすごく多いのですね。それと水害があるとか、それで今では余り、ちょっと今代々木公園のほうが騒いでいますけれども、ああいうようなパンデミックというのですか、いろんな疫病がはやってしまって、人口が落ちていくというようなことだとかいうのを日本民族というのは経験をしてきて、それを乗り越えてきて今があるというのを見ると、かなり打たれ強いなというふうに思うのですね。ですから、こういう人口減少が起きて、そしていろんなことが悲観をすればされるような状況もあるわけですけれども、必ずやそれを乗り越えていけるのではないかなというふうに思っています。

それで、ちょっとエネルギーの話もありましたけれども、エネルギーによって本当におっしゃるとおり、産業がどうなるかと、エネルギーの問題だと思うのですね。ですから、ここのところもしっかり取り組んでいかないと、安定した基盤電力というものをどこのところにどう置くのかということがないと、やっぱり産業がということはできないと思いますし、そのビッグデータというような話があった中で、産業構造の話ありましたけれども、今はもう既に言われているのが、国保のあれを変えていくためには、国民のそれぞれの人たちがかかっている医療のデータ、岩澤勝はこういうことでお医者さんに行って、薬がこういうものが出ている。それが何カ月に１回出てるのか、毎日行っているのかというのを、日本人が全部持っている。これがビッグデータ。そして、それを見直していったときに、無駄が省けるのではないだろうかというのが今言われていますね。これは、だから健康、医療の関係がそういうようなことになると思うのです。

それでまた、もう一つ言われて動き出しているのでしょうけれども、皆さん持っているこの免許証、それで免許証で岩澤勝の運転の仕方というのは、ブレーキの踏み方が急だとか、遅過ぎるとか早過ぎるとかいうようなこと、それでそういうようなものをみんな全部あるわけですから、その人ごと、その人ごとにやっていくと、この人はゆっくり運転をする、あるいはこの人はちょっとせっかちっぽい運転をするということが入ってくると、自動車保険の料金表のところまでいく。この人は安くていいのではないか、この人は高くなるのではないか。それで、そういうものが入ってくると、

道路の中の事故がある箇所というのが想定がされてくる。そうすると、警察署というのはそこら辺のところを重点的にやれば、あるいはそういう道路の改修がどうだとかいうようなこと、それで安心・安全の道路の運転の仕方はどうしたらいいとかいうようなことまで進んでいくのではないか。

だから、こういうようなことのビッグデータって、これが集積をするわけですから、社会がとんでもなく変わるのではないかなというふうな気もしますけれども、それはどこのところでどういうふうになるかというのは、ちょっとわからないですけれども、そういうような状況。それで、それが世界中で起こるわけですから、日本がとかって言っている場合ではなくなってしまうのかな。もう全部つながってきてしまって、そんなような状況が想定、イメージといいますか、何か漠とした話ですけれども、そんなふうに想定と思っています。

それと、国連がちょっと発表している数字があるのですけれども、国連の発表なのですけれども、2050年、36年後に人口が90億に達するだろうというのが国連で言っています。それで、エネルギーの需要というのが今の1.8倍、それで食料需要というのが1.7倍、それから水が1.6倍、こういうふうに国連は予測をしているのですね。そうすると、日本では人口が減っていく、だけれどもこういうような状況というのは、世界では起きてくるという状況の中で、日本の国の産業はどうしたらいいのか、嵐山町はどういうふうになるのだろうというようなことも全部つながってきてしまうような感じが、もっと身近につながってきてしまうような感じがしております。そんな感じです。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　３番目は、３番と４番と続けて一緒の形でやっていきたいと思うのですけれども、先ほど町長は総合振興計画の中でやっていくというお話でした。地方自治法は、改正になりまして基本構想はつくらないでいいことになっていて、総合振興計画は前期計画はあるのですけれども、後期計画がつくられるかどうかも今のところ担保されていない。その中で、私はやっぱり基本構想というのはあったほうがいいのだろうなというふうに思っているのですね。少なくとも町民、今の町長の話ですと、28年度には後期基本計画がつくられるというふうな予定でいますけれども、私はこれは自治法で担保されていないのでわからないというふうに思っているのです。

基本構想自体がもうつくる必要がないので、嵐山町の議会基本条例は、基本計画は議決事件にするというふうになっているのですけれども、基本構想がつくられないものですから、今後基本計画がどうなるのか、これがどういうふうな動き方になるのかなということがわからずに、私はやっぱり今のこういうふうな状況の中で、27年に皆さんで総合振興計画の住民の意見を聞いて、後期基本計画を立てるということができていけばとてもいいなと思うのですけれども、それはどのような形で具体的に実現することができるのか。どこにもないのですよ。地方自治法にないから、全てないという。議会では議決事件にだけはなっている。そのために、住民参加をどういうふうな形でやっていくかとか、なるだけ多くの方で、私自身は今しぼんでいくような状況の日本社会ですから、実際にこれは本当に危険だなという状況になってきているのがわかっているけれども、それでも皆さんに未来思考でいくためには、どんな形を持っていくのがいいのかということで、その点について町長としては後期基本計画をつくるときに、こういった形のものをつくっていきたいというものがあるとして、実際に、ではそれはどこにも法令上は担保されていないということについて、どのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　何か的確な答弁ができなくて申しわけないのですけれども、漠然とあるわけですね。こんなふうになるのではないだろうかとか、こういうふうになるのではないだろうか。ですから、大きな方向というのは先ほど言いましたけれども、町民福祉の向上、人の幸せを求めていくのだ。これは、いつの時代になっても変わらない。それで、その時々、時々にいろんな課題という問題が出てくると思うのですね。この前の議会のときもご質問をいただいた貧困の問題というようなことはどうするのだというような質問がありました。それで、そのときに言わせていただいたのが、風上では、風下ではどういうことができるだろう、川上では、川下ではどういうことができるだろうという話を答弁させていただいたのですが、その時々にはやっぱりいろんな課題が出てくると思うのですね。

それで、これきのうか何か新聞に出たと思うのですけれども、生活困難者、ちょっと細かい話ですけれども、生活困難者に対する対応というのを今月から県で始めますよということで、今社会福祉協議会、行政のほうに話を、行政のほうも急いであれで

すけれども、嵐山町の場合には来年の４月１日から対応していこうということのようですけれども、生活困難者に対する相談支援事業というのですね。これは、今生活に困っている人、それでセーフティーネットのところにかかっているあれではなくて、そこのところに近い人で、ちょっと今食べるもの、あるいは何に電話代が払えない、電気代が払えないとかいうようなことで、それを相談、そして支援、応援をしていこうという事業なのだそうです。

それで、これもこの事業をどうやってやるかというのが、県内に約750ある社会福祉法人、嵐山町にもありますけれども、そういった法人が社会福祉法人が税金を納めなくていいわけですよね。それで、その分でも利益が出ているわけだからということが考えの基本にあるようなのですが、そこのところから何万円か、幾らになるかわかりませんが、そういうものを出して、拠出をした中で事業として最高限度額を10万円にして、それで病院にかかれないとか、米が買えないとか、あるいは電話代が払えないとか、税金がたまってしまったとかいうようなこと、税金はないわけですけれども、何かそういうようなことをお金でなくて物でやるという事業が始まるということなのですね。きのうの新聞か何かに載りましたよね。おといか、載ったわけですけれども、その時々こういう細かいことというのは、対応をしていく必要は当然出てくると思うのです。だけれども、大きな方向の流れというのは、そんなには変わらないと思うのです。先ほど総振の内容で言わせていただきましたけれども、今も基本的に取り組むものというのは、そういうものに取り組んでるわけですから、安心・安全がそう。それからビッグデータといいますけれども、情報化に対応していくことだとかいうようなことなので、おっしゃることに的確な答弁ができなくて申しわけないですけれども、そういうようなイメージ、その中で対応が図れていくのではないだろうかというふうに思っています。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は嵐山町の将来予測ということから入っているのですけれども、基本構想的なものがやっぱりどこかで打ち出されなくてはいけないかなというふうに思っているのです。後期基本計画はつくられるというふうな、今のところ予測ではあるのですけれども、これは前期基本計画の中では、自治基本条例はつくるというふうな形になっていますから、そこの中で後期基本計画というか、基本計画だとか基本構想は嵐山町はつくっていくというふうなものは、ある程度出していただけれ

ば、こういったまた町民の方も含めてのビジョンづくりになっていくと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、総合振興計画の関係についてお答えをさせていただきます。

現在、平成23年度に初年度として10年の計画として、総合振興計画を町は行政の進むべき指針として、議会のご同意をいただきながら策定をさせていただきました。確かに渋谷議員さんおっしゃるように、基本構想というものについては自治法の改正によりまして、改めて作成をする必要はないというふうになっておりますが、嵐山町の総合振興計画につきましては、23年度からは10年間の長期計画という形で定めさせていただいておりまして、この中間年という28年度においての見直しというのは、この総合振興計画の中で28年度をめどに、この10年間の計画、このもの自体を見直すということでうたわれております。そういったことで、前期、後期という意味ではなくて、この10年間の総合振興計画、このもの自体を５年経過したところで見直しをさせていただく。そういった中で、当然町長のほうからもご答弁がありましたように、この５年間、それまで中間年までのいわゆる評価をしながら、町民の皆様方の何らかの形でのご意見をお聞きしながら、その後の５年間、いわゆる10年の残りの５年間という意味でございますけれども、その計画自体を見直すと。これが総合振興計画の中に定められておりますので、その意味で見直しを行うということでご答弁をさせていただいたということでございます。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、今現在は総合振興計画が嵐山町の将来ビジョンの一番大きなものになっているわけですけれども、それ以外のものというのは、住民が加わってビジョンをつくっていくというふうな形のものというのは、今どこにも担保されていないわけですよね。法令上も、どこにも担保されていない。それはとても私は危険なことだな。今の国の動きを見ていますと、とても危険なことだなというふうに思うのですね。そのことについて、やっぱり嵐山町の将来予測とちょっと離れてしまいますけれども、そういったことに関しては、やっぱりきっちりした視線をある程度持っていく部分があってもよいかなと思うのです。あったほうがいいなと思う

のですけれども、その点についてはいかがに思われるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　先ほどから言っていますように、将来ビジョン、こういうところに行くのだというのは、基本というのは決まっているわけで、町民福祉の向上、さっきから言っていますように。それで、その都度、その都度いろんなことというか、こういう方向のほうが富士山に登りやすいのではないかとか、こっちの山のほうがいいよ、この道のほうがいいよ、いろんなものが出てくると思うのです。だけれども、それはそのとき、そのとき英知を結集をしてやっていくべきだというふうに先ほど言ったけれども、そういうことだと思うのです。ですから、今想定がされている、思っていることというのは、総振の中で基本に掲げたものが変わっていないというふうに、現在では。それで、10年後に変わるかというふうに聞かれても、変わらないのではないだろうかと、今の。ただ、そこのところでちょっとこっちのほうが近道になるのではないだろうか、あれになるのではないだろうかというのは、さっきのビッグデータの話もありますけれども、考え方、方向というのが全く違ってくると思うのですね。そういうふうになったときには、どうなのだろう。だけれども、求めているものというのは、町民福祉の向上、人の幸せを求めていこうということですから、イメージとするとそういうようなことなのですね。そんなにここのところがこうだとか、ここはこうだとかという具体的な方向でそれだけやればいいのではないかというような方向というのはちょっと答弁できないというか、考えられないというか、言いにくいというか、そういうような状況ですけれども。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これは将来予測についてもっと大きな問題というか、本当に基本的なものなので、ここで時間を割いていくのも大変だと思いますので、次に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　公共施設の総合的な管理計画策定についてですけれども、道路、橋、上下水道、浄化槽、学校、役場庁舎、Ｂ＆Ｇ、図書館などの公共施設は人口減少化時代の必要性、それから維持管理の長期的な展望と歳入のバランスを考えた管理計画が必要であるということで、今公共施設白書をつくるということが国から言

われているということを聞きましたが、総合的な管理計画策定について伺います。

２番目として、町民の負担増が予測される場合に、今後の歳入見込み、歳出の情報提供、施設維持について町民の協議が必要ですが、その考えを伺います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　それでは、ナンバー２の公共施設の総合的な管理計画策定について、まずその（１）の問題でございますけれども、この問題につきましては、将来に向けて嵐山町においても避けては通れない課題であろうというふうに考えております。この公共施設の管理、計画的な管理の推進につきましては、本年の４月に総務大臣から各都道府県知事、それから指定都市の市長に通知が出されております。その内容でございますけれども、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、国においては昨年の６月に閣議決定をした経済財政運営と改革の基本方針、これにおいてインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うこと、ここへの重点化が課題であるとされました。この認識によりまして、11月にはインフラの長寿命化基本計画が策定をされました。

こうした国の動きに歩調を合わせまして、地方公共団体におきましても、速やかに公共施設等の総合管理計画の策定に取り組みの要請があったところでございます。町では、議員さんご承知のように平成20年度に鎌形小学校を廃校いたしまして、町立の幼稚園、そして南部交流センターへ転用し、効果を、有効活用を図っているところでございます。平成23年度には、役場の出張所、中央公民館、勤労福祉会館の３施設を１施設に統合いたしまして、２つの施設を解体をいたしました。まさにこの総務省が言っている、新しくつくることから賢く使うこと、これを実践をしてきたわけでございます。本年度はさらに吉田集会所を解体いたしまして、北部交流センターに統合することとしております。施設の統廃合につきましては、これまでも積極的に行ってきておるところでございます。国や他の地方公共団体と同様、人口減少と施設の老朽化に伴う対策は大変大きな課題となっておりますので、町のこれまでの実績を踏まえつつ、まずは大まかな方針の策定を行い、その後計画の策定というスケジュールで進んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、（２）でございますけれども、財政の見通しにつきましては、税制度、地方財政計画、交付税制度など、現在では不確定な要素が余りにも多く、推計は難し

いというふうに考えておりますが、人口が減少していく中、税収が増加することは難しいと考えております。歳出につきましても、社会保障制度の内容が決定しておりませんので、推計することも同様に難しいと考えております。

公共施設の維持管理経費における建て替えを含めた長期的な経費につきましては、今後算出していく予定でございます。

維持管理に関する町民の皆様との協議でありますが、これまでも鎌形小学校の廃止、ふれあい交流センターの建設、そして現在の北部交流センターの改修の検討等、これらにつきましては、利用者や関係団体の方々にご意見を伺ったり、パブリックコメントを実施してまいりました。このような町民との協働、そして知恵を出し合うというこの姿勢に変わりはございません。

今後の方針や計画策定、管理方法につきましても、これまでどおり町民の皆様の意向を大切にしてまいりたいと考えております。公共施設は、皆様の利用があって生きてくるものでございます。できる限り財政負担の軽減を図りながら、サービス水準を落とさない嵐山町らしい方法を町民の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　公共施設と、それから道路はちょっと道路台帳を見せていただいて、すごくたくさんあるなということがわかったのですが、水道はかなり古いものからあって、そして下水道は志賀２区の下水道がまだ長寿命化計画に入らないということで、そのままになっているということでした。それで、今一つ一つの公共施設とか、全体的なことを話していただいたわけですけれども、それを総合してどこにって、今道路はまちづくり整備課ですか、下水道と水道課に関しては上下水道課というふうな形で、それぞればらばらに持っているわけなのですけれども、それをそのほかにまたあるのが広域施設ですよね。一番大きいのは焼却場があると思うのですけれども、そういったものの全体的な施設管理をしていくための総合的なものが必要だなというふうに思っていまして、まず嵐山町では、事業別のコストがまだ出ていないのですね、これは。それと、施設別のコストも出ていないので、それからもう一つライフサイクルポストというのですか、そういったものも総合的なものがこれからつくられていくのか、そういったものがどの程度国から通達が来ているのかわからないので

すけれども、私は総合的なものが必要だなと思って、その中で皆さんが本当に多分歳入が縮小していくと思うのですね。その中で選ばざるを得ないような状況になってくるのがもう目に見えているのかなと思うのですけれども、その点については、総合的な施設管理について、どこでマネジメントをしていくかということ、もうそろそろ考えていくべきだと思うのですが、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　施設ごとのアセットマネジメントにつきましては、渋谷議員さん今おっしゃられた道路はまちづくり整備課、上下水道は上下水道課、その他例えば学校教育施設はこども課、その他の公共施設については、総務課が中心となってというようなことで考えておるわけでございますけれども、個々の計画の大体この方向性というのは、今もつかんでおりまして、今渋谷議員さんがおっしゃられた施設のこれからのコストですとか、維持管理するコストはどうなのかとか、そういう詳細なものについては、これからスケジュールを組んでやっていきたいと思っていますけれども、ちょっと申し上げてみたいと思いますけれども、道路は町の総延長が439キロございます。このうち舗装になっている町道ですね、全体の47％、209キロが舗装になっておるわけでございますけれども、舗装の耐用年数は15年というふうになっております。これを昨年度から国の補助金をいただきながら、計画的に整備を進めようということで、舗装の傷み調査というのを実施したわけです。これで実施をできる距離が約30キロ、30キロは国の補助金をいただいて、社会資本整備の補助金をいただいて実施をすると。25、26、27、この３年間で11キロがもう予定に、ロードマップに載っているというふうなことでございまして、残りのものについては、順次28年度から実施をしていくというようなことでございます。その他の残りの大体85％の、今30キロ以外の舗装になっている部分、これについては、総合的な今管理計画の中で現況を調査し、どのくらいの経費がかかるのか、どうしたら長寿命化が図れるのか、その辺を推測をいたしまして、今後このインフラの計画を総合的な管理計画の中に位置づけているというふうなことでございます。

それから、橋梁でございますけれども、２メートル以上の橋梁が71ございます。この71の橋につきましては、国のメンテナンスサイクルというのが５年に１度点検を実施をしなさいというふうなことが決まりました。これに基づいて基本的にはやってい

くわけですけれども、今現在、耐震化の調査が終わって補修をやらなければならない橋が７橋ございます。これは、別の考え方で安全な対策が講じられるように補修を行っていく予定です。それと、主要な橋、35あるのですけれども、35橋につきましては、これから平成27年度以降に点検をし、設計をし、必要な補修を行っていくというふうな計画でいます。大ざっぱに言って、道路と橋梁はそういうふうな考え方です。

それから、水道でございますけれども、水道につきましては、ご案内のように町の今の水道の能力というのは２万5,000人の給水人口に対する施設、１日最大給水量が１万4,800トン給水できる施設を持っているわけです。それが１万8,300人、そして将来１万5,000、3,000という、何も手だてを講じなければということですけれども、人口減少社会の中で現在の施設をどう維持管理、補修をしていくのか。やはり縮小する方向でプランをつくって計画的にやっていかなければならないというふうなことで、水道についても、そのプランづくりに入っております。

それから、下水道でございますけれども、下水道は、ご案内のように耐用年数が50年と非常に長い施設でございます。この中で今課題になっているのは、議員さんおっしゃられた志賀２区がもう既に43年でしょうか、たっているのです。これをいかに効率的に、国の制度に乗りながら布設がえをやっていくかということが大きな課題で、あとの残りの下水道管につきましては、耐用年数が非常に長いですから、将来的にまだ間に合うのかというふうに思っています。

それから、学校なのですけれども、学校につきましては、大規模改修、耐震補強、嵐山町100％終わっています。ですから、大きな地震があっても一応心配ない体制はできています。ただ、施設が昭和40年代、50年代につくったものが非常に多いのです。そういった施設をどこでどう更新していくのか、長寿命化を図っていくのか、これが大きな課題だろうと思っています。今後10年以内に更新が必要なものが約３割、今後20年以内に更新が必要なものが47％、棟数でいくと、そういうふうなことになっておりまして、これを今申し上げたようなことが課題になっております。

それから、その他の公共施設ですけれども、主要な公共施設ですね、庁舎ですとか、そういった類のものですけれども、これについては比較的嵐山町は公共施設が新しいわけなのです。今後10年間に更新が必要な施設は、主要な公共施設12棟ございますけれども、そのうちの１棟、これは木造の施設です。今後20年間に更新が必要になってくるものが35％、そういうふうな大変大まかなことですけれども、そういうふうに捉

えておりまして、これを将来に向けてどういうふうに維持管理をしていくのか、人口が減っていく中で統廃合をどう進めていくのか、施設の総体の規模をどう考えていくのか。ただ学校におきましては、ただ学校を縮減するということではなくて、他の施設、例えば福祉施設やなんかと一緒に考えられないのか、そういったことも検討していかなければならないだろうというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、総合的な管理については副町長がやっていくという感じになるのですか。どこの部門でやっていくのか、それと、それを住民の皆さんに情報をどのように提供していくかということがあると思うのです。

それと、もう一つなのですけれども、一緒にやってしまっていいですか。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　道路に関して言いますと、補助金があるものはできていくけれども、そうでないものはなかなか町でやっていかざるを得ないのかな。橋に関しては、非常に危険度が高いので、補助金が来るのだろうなというふうに思うのですけれども、その場合、生活道路に関しては、どのような形でやっていくというふうに考えていらっしゃるのか。全部、副町長部門でそういうことを、副町長という立場でやっていくのか、それぞれの部分があったのを統合的に副町長がまとめていくのか、統合部門という一つのセクションをつくるのか、そこら辺を伺いたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　施設の主管をするのは、総務課が取りまとめをして、将来の財政見通し等ございますので、そこが中心になって取りまとめをしますけれども、それぞれの所管課も個別のアセットマネジメントを考えていかなくてはならない。職員がそれによって状況、現状を知り、将来の予測もできるというふうなことになりますので、取りまとめは総務課のほうで取りまとめをし、必要な調整は私がやっていきたいというふうに考えています。

それから、町民の方との連携でございますけれども、公共施設を縮減をするとか、例えば道路も、この道路、440キロある道路の一部を廃止をするとか、そういう町民

生活にかかわることですから、頭はわかっていてもなかなか難しいテーマです。この東上沿線のある大学の調査ですけれども、公共施設の統廃合には市民が大体７割、８割、今のこの時代、将来予測をすると賛成だと。しかし、利用料金の引き上げは反対だと。渋谷議員さん、ごらんになっていると思いますけれども、負担をふやしてでも公共施設を維持したいという考え方は納税者にはないというふうに、この調査ではなっておるわけですけれども、そこのところなのです。公共施設を要は縮減をする、統廃合するときに、どう多様な、町民の皆様がご利用をなさっているその多様な町民の意見を、町民の皆様同士で意見を交換し合ったり、状況を見ていただいたり、そういう中でどういう方向に持っていくのか。それは、パブリックコメントも今までやってきましたし、多様な意見はお聞きをしてまいりましたけれども、そういう場を設けることができるのか、できないのか。今東上沿線の大学の先生は、かなり町民参加、その辺について見識を持っておられますけれども、現実的に果たしてそれがそのまま嵐山町に当てはまるのかどうなのかということもございます。先ほどもおっしゃいましたように、町民の皆様と一緒にこの問題については考えていかなければならないテーマだろうというふうに思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、この部分はこの程度に済ませまして、次に行きたいと思います。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　３番目ですけれども、妊娠期・出産後の母親支援についてということで、１番として、妊娠期と出産後では、女性は育てる側になり、しかも身体の変化が大きいため、精神的にも不安定になる。里帰り出産と自宅で出産後を過ごす場合では負担が異なります。妊娠期と出産後を通して、気軽に相談できる体制、出産後の不調、マタニティブルー等への対応、おっぱいマッサージ等のわざを持った助産師による出産後すぐの訪問や情報提供は、こんにちは赤ちゃん事業以前に必要です。嵐山町での妊娠期、出産後のケアについての今後の考え方を伺います。

これは、実は10年以上前もこのことを言われて、今回といいますか、やはり赤ちゃんを産んでからおっぱいのトラブルがあるのだけれども、町に相談したんだけれども、町ではその対応ができなかったということで、町で知らなかったというのはどういう

ことなのでしょうかねというふうにお医者さんに聞いたのです。そしたら、医者が何の情報を持っているかということを町が知らないのではないか。それを聞いてくれると、皆さんのところにも多くいろんなサービスができるのではないかという、こんな形のところから、この質問を考えています。10年前にもこういった質問があったということです。

２番目です。出産した医療機関や産院と、嵐山町で出産後の生活を送る町民と、町の医療機関と町保健師との情報交換と連携を伺いたいと思います。

３番目です。フィンランドでは、ネウボラという妊娠期から産後ケア、６歳までの切れ目のない支援を行います。日本では、先進自治体として、世田谷区、浦安市、高浜市、名張市などで実施しています。嵐山町においても妊娠期からの切れ目のない子育て支援を保健師、地域の医療機関とつくっていくべきだが、考えを伺います。

４番目です。妊娠期・出産後の家事や育児サポートサービスの利用しやすい制度が奈良市、国立市などで実施されています。和光市も10月から始めるということで、本町も妊娠、出産直後のサポートサービス構築の考えを伺います。ということで、資料をおつけしたのですけれども、この資料は嵐山町の状況というのは出産後とか、そういった状況は全然把握できなかったのです。

これは2008年の７月１日から2009年の１月15日まで、マドレボニータ「産後白書」というのをつくっていて、そこから持ってきたものなのですけれども、女性のことですけれども、「出産後、身体は楽になりましたか」ということで、「ノー」が58％、「楽になった」という人が31％、「変わらない」が10％でした。「どんなトラブルがありましたか」というのは、「おなかのたるみ」というのが一番多いのですけれども、その次、「肩こり・腰痛」というのが出てきます。「睡眠は十分にとれましたか」というのが、「ノー」が93％です。「おっぱいのトラブルはありましたか」というのが、「あった」という人が62％、「尿のトラブルはありましたか」というのが、41％の人があって、「痔のトラブルがありましたか」というのがあって、「あった」という人が48％です。「継続している」人が28％で、「治った」人が22％、「会陰周りのトラブルがありましたか」というのが、「あった」という人が47％、未記入の人が２％という形で、体に関してはこれだけのトラブルがあるのですけれども、今まで全く対象になっていなったのですけども。

次なのですけれども、裏側になります。「退院後はどこで過ごしましたか」という

のがあって、「実家に里帰り」が57％、「自宅で過ごした」という人が43％でして、「里帰りした人」というのが左側のほうなのですけれども、大体１カ月から２カ月という人で80％弱ぐらいになるのですか、里帰りした人、それから自宅で過ごした人というのは、「誰に家事のサポートをお願いしましたか」というのが、「夫」が30％、「実家の母」が27％、それから「義理の母」が16％という形で、ほとんどお母さんと、本当に身近な人に頼んでいるということなのですけども。

それで、その下なのですけれども、これ全体に通してなのですけれども、「産後の身体の不調について、夫は理解していますか」ということで、「全て知っている」という人が25％、「全く知らない」という人が20％、「少しは知っている」という人が36％で、ほとんど知らないのだろうなというふうな感じで、50％ぐらいになるのですかね。「出産後、夫との会話は」というのが、「変わらない」が44％、「減った」が40％で、その中でいろんな調査があったのですけれども、これはちょっとおもしろいなと思ったので入れたのですけれども、「産後、離婚の文字が浮かんだことがありますか」という人は、「イエス」という人が52％、「ノー」という人が48％で、出産直後のサポートというか、産後の産褥期のサポートというのがとても重要になってくると思うのですが、それを踏まえて質問に答えていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目の（１）から（４）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大項目の３番目、妊娠期・出産後の母子支援ということでご質問をいただきました。答弁書に沿ってちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

妊娠初期における母子手帳の交付に際しては、できるだけ保健師が対応して、マタニティセットによる妊娠・出産に対する健診、日常生活、食生活等の情報提供だけでなく、生活環境に関する聞き取りやさまざまな相談に対応、そして支援が必要と思われる家庭については随時連絡をとってやっている。また、プレママ・プレパパ教室等に参加できない妊婦さんには妊婦訪問、これにより妊娠後期の出産間際の準備、あるいは不安等を伺いながら支援を行っております。出産後は、出生届と出生連絡票が提出されますので、お誕生日セットによる出産後の健診、日常生活、予防接種、救急対応等に対する情報提供を行って、生後４カ月までのこんにちは赤ちゃん訪問、こんにちは赤ちゃん訪問の前に出生後１カ月以内には母親と連絡をとり、母子の状況等を確認をして１カ月健診、これを必ず受診するように勧めており、訪問以前に母子の状況

の把握に努めているところであります。

妊娠期からもそうですが、出産後の状況からも支援が必要とされるケースにつきましては、新規または継続で定期的な接触、訪問等を行いながら、保健師や地区担当により、個々の支援についても地域、人と結びついた活動を行っており、今後もきめ細かい対応によるケアを進めていきたいと考えております。

２番でございます。医療機関において出生に関し、母子それぞれに対し、心身等についての支援が必要な場合は、養育支援連絡表により保健所から町に情報提供があるほか、個別のケースでは、医療機関から町に連絡があることもありますが、全ての医療機関との情報交換、連携はとれておりません。ただし、妊娠期の妊婦健診においては、各課への受診表に市町村への連絡事項の欄があり、埼玉県内の医師会加入医療機関との連携はとれております。この妊娠期における医療機関との情報共有、これにより個別の連絡、訪問を行い、必要に応じて支援を行っております。

出産後の医療機関との連携につきましては、今後、比企管内各市町村と比企医師会との協議の中でより連携を深めていきたいと考えております。

（３）ですが、妊娠期から産後にかけての支援は、質問事項（１）でお答えさせていただいたとおりでございます。産後のこんにちは赤ちゃん訪問以降、３～４カ月児健診、９～10カ月児健診、１歳６カ月児健診、３歳児健診と定期点検を行っておりますけれども、この健診には町内医療機関の小児科及び産婦人科の医師に、健診後のカンファレンスに参加をしていただき、町保健師と連携をし、情報共有をしております。これらの定期健診の間には、赤ちゃん教室や月１回の乳児相談、また隔月の幼児相談により、離乳食や子供との触れ合いの仕方や不安、あるいは悩みに対してきめ細かいフォローを行って、１歳６カ月以降、養育支援が必要な母子、これには親子教室、また、すくすく相談によって理学療法士、言語聴覚士などの専門職種の連携のもとに支援をしております。さらに、健診あるいは相談にも見えない母子に対しては、電話連絡や訪問、これを行って支援の必要な家庭には対応をしております。

３歳児から就学児前につきましては、引き続き幼児相談、あるいは支援の必要なケースは継続をして支援しておりますが、保育園、幼稚園にも情報提供を行って連携を図っております。嵐山町においては、ネウボラのような妊娠、出産、育児のみに特化をした支援組織体制はとっておりません。当町の自治体規模といたしましては、現在担当課の保健師は正職員が３名、嘱託職員が１名という体制で、母子だけでなく成人

まで、町民全体の健康を担当しております。母子については、答弁のとおり数少ない保健師でありますが、地区担当を決めて、地域、人それぞれ結びついた妊娠期から就学期まで、切れ目のない支援を行っており、より細かい支援体制ができるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

４番ですけれども、現在妊娠期及び家事に対する公共サービス、これらは行っておりません。妊娠期、産後で支援が必要な家庭については、定期的な訪問等において、家事、育児、家族のサポート等についての相談や指導を行っております。なお、出産後の育児サービスは、ファミリーサポートセンター、緊急サポートセンター等の事業を活用いただくことで対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は午前11時20分とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時０６分

再　　開　午前１１時２０分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項３の妊娠期・出産後の母親支援についての再質問からです。

渋谷議員、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　まず、１番から行きますけれども、いろいろな出産期、妊娠初期からのサービスを何ったわけですけれども、これはどうなんでしょうかね。ほとんど虐待と、それから障害児に対応するための形のケアというのですか、それをチェックするような形のほうが今の状況だと多いのかなと思っていて、それで母体というのですか、妊娠した女性の体を回復するまでのチェックとか、体がどう変化していくかということに対応へのチェックというのが非常にこの状況では難しいのかなというふうにも思うのですが、その点については、私も産後の体の調査というのをどういうふうなものなのかなというのを見たのが、白書という形でアンケートをとったのを見つけたのが初めてでしたので、実際に行政のほうでも余り国のほうでも把握されていないことなのだと思うのです。そうすると、やはりこれに対応したような形のものがもうそろそろ日本でも必要になってくると思うのですが、その点についてはいかが

なんでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

先ほどの渋谷議員さんからご提示がありましたこのアンケート調査、こちらのほう拝見させていただきましたけれども、町としてもアンケートというのは最近とっておりませんけれども、このような形で、また町も機会があればこのようなアンケートをとって、またそれに基づきまして検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今、日本の場合は実家に里帰りをして産む方と自宅で過ごして産む方と二通りあるわけですよね。実家で過ごす方というのは、割と実家のお母さんとか家族の支援を受けやすいわけですけれども、自宅で過ごさなくてはいけない人というのは、そういうふうなものが少ないわけですよね。そこに対して、それも実家で過ごす人と、それから自宅で過ごす人の比率も実はわからないなと思って、それで伺ってみたのは、嵐山町でどんなふうになっているのかというのを聞いていただいたのは、赤ちゃん訪問事業で他市町村に赤ちゃんを訪問した件数というのは、25年度だったら４件ということなので、他市町村に帰って産まれて、実際にそこまでいられた方がいて、そして嵐山町で赤ちゃんを訪問された件数というのは25年度で２件で、実際には本当に実家で過ごされるか、それから自宅で過ごされるかというのは全く未知数というのかな、そういうふうな状況にあると思うのですね。まず、それから調査をしていただかなくてはいけないだろうなというふうに思っているのですけれども。それで、嵐山町に実家がある方もいらっしゃると思うのですね。それと、それから嵐山町に転入してきて赤ちゃんを産まれた方というのもいらっしゃると思うのですけれども。私に電話をしてこられた方というのは、やっぱり嵐山町で１人で赤ちゃんを、夫と二人だけで赤ちゃんを産まなくてはいけなくて、夫は結局２週間何とか会社を休むことができたので、しのぐことができたという状況なのですけれども、恐らくは今介護、お母さんが介護をせざるを得ない状況になっている人とかいっぱいいると思うのですね。そうした場合にはどうしても嵐山町の公的支援、あるいは民間での支援というのが、民間でヘルパーさんがあるというふうな形のものがつくられていなくては

いけないと思ったのですが、それを嵐山町で近辺探したところ、なかったのです。ヘルパーさんという産前産後ヘルパーさんというのがちょっと見つからなかったのですね。

そういうふうな意味でとても難しいなと思っているのですが、それに関しても、例えば２になっていきますけれども、そういったものが全て連携がとれていたら、情報というのをどこかで持っていくことができて、それを嵐山町のほうで情報提供ができればまだいいと思うのです。でも、情報提供ができない状況なので、まず情報を集めていくということが必要だと思うのですが、これでは一応関係はあるということなのですが、実際に産んだ後すごく厳しい、体調が決してよいわけではない女性たちに対しての支援をするための情報が、まずどこも持っていないのではないかなと思うのですけれども、それはどのように考えられますか。私自身はウエブを探しますと少し出てくるのですね。産前産後のヘルパーさんというのが出てくるのですけれども、嵐山町近辺ではなかったのです。その点についてどのように考えるか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをさせていただきます。

町のこども課のほうでも嵐山町子育て応援ガイドブックという冊子がございまして、この中で子育て関係のいろいろな情報等が１冊にまとまっているものがございまして、このようなことを配布をしてお知らせをしているところでございます。また、こちらのほうの健康管理のほうでも、各健診月、また乳児相談等いろいろなそういった関係のときに、いろいろ相談に乗りまして情報提供はさせていただいております。

また、子育てのヘルプの関係なのですけれども、社会福祉協議会のほうでも子育てヘルプということで、最近はちょっと数が少ないみたいなのですけれども、平成24年のときに１～２件あったということですけれども、食事づくりだとか、掃除だとか、そのような事業で手助けをさせていただいているというケースがございます。

以上です。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、３番に行きますけれども、嵐山の場合は母子保健とこども課とが一体化していないですよね。それぞれに分かれています。それで、切れ目のない支援というのがなかなか難しい状況になっているのかなと思うのですけれど

も、今、平成25年度からなのですけれども、国の制度としては、新規事業なのですけれども、母子保健コーディネーターという制度ができています。それについては、まだ全然嵐山町は手を挙げていないのですけれども、平成26年度段階で33市町村が手を挙げているということです。これについては、事業として把握なさっていたかどうか伺いたいと思うのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　こちらでネット等でもちょっと確認させてもらったのですけれども、妊娠・出産包括支援モデル事業ということで、国のほうでも実施をしているということは把握をしておりまして、この中に母子保健のコーディネーターの配置等の内容も入っているわけですけれども、こちらの内容はネットのほうでちょっと確認をさせていただきました。

以上です。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、嵐山町の場合は、今のところ産婦人科があるようでないような状況です。実際に助産師さんが、私は、保健師さんはいても助産師さんは嵐山町の中にいないのかなというふうに思っているのですけれども、こういった形のものを手を挙げていく、それで新たに母子保健とこども課とが一体になったような形のシステムをつくっていくべきなのではないかなという、非常に職員の方が難しいということで、保健師の人が３人しかいなくて、それで対応していくのは難しいというふうなお話でした。確かに老人保健と、それから障害関係と、ほかの健康関係と子供関係というのがあるので難しいのかなとは思うのですけれども、これを私はどういうふうにしてすみ分けをしていくかという形がとても今の嵐山町の機構の中でつくりにくいのだろうと思うのですけれども、これはやっていかざるべきことであると思うのですね。やっていかなくてはいけないことであると思うのです。

それで、ファミリーサポートセンターを使うとか、そういったことも言われたのですけれども、それから子供の一時預かりというのもあるので、どの程度利用されているのかというのをちょっと見ていただいたのですけれども、いずれも、次の子供を産むために、お母さんたちがファミリーサポート事業を使ったりとか、それから一時預かりを使うという項目がないのだそうです。ないので、それがチェックできないとい

うことで、わかりませんでした。ですけれども、私は少なくとも産前産後ヘルパーというのですか、それに関していえば、ファミリーサポート事業は使えるのかなというふうに思ったのですけれども、ところが産前産後ヘルパー認定資格というのがありました。それは、日本医療教育財団というのがつくっていて、幾つかあるのですけれども、やっぱりこういったものを学習していただいた方に入っていただくということは、ファミリーサポート事業でできるのなら可能でしょうし、社会福祉協議会のヘルパーさんが、それができるのならば可能でしょうけれども、そういった形の人を養成していくというふうな形が必要なのかなと思うのです。少なくとも嵐山町では年間100人から120人の出生数はあるわけですから、それに対応していくための方策は必要だと思うのですが、それについて伺いたいと思います。３番と４番一緒になってしまいました。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今ご指摘いただいております。それで、答弁の中でも話をさせていただきましたけれども、嵐山町ではそういう状況で今させていただいている。それで、またこれちょっと別の話になりますけれども、少子化対策ということで見ていくと、子供が生まれたのを育てる応援、それから生まれるのにする応援、これ両方が必要なのですね。そこのところの切れ目のない形で支援をしているつもりなのですけれども、嵐山町の場合には。ただ、ご指摘のように、こういうふうにしたほうがいいではないか、このほうがいいようというようなことというのは、各課の中で連携をとりながら、さらに連携が切れ目のない支援体制ができるようなものというのは、嵐山町でもこれから考えとっていかなければいけないというふうに思っています。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、身近ですと和光市があるわけなのですけれども、そういったことも含めて浦安市、高浜市それぞれやっているわけです。私、町とか村とかが出ているのにそれがどこになるのかわからなかったのですけれども、でもできないわけではないということと、それからヘルパーさんですからもともと、これは別の産後ヘルパーさんというのを利用された方のブログ等を見ますと、やっぱり子供さんを産んで育てた方にヘルプしてもらうことで、非常に安心感があるという形ですので、ある程度の研修をしていただければ、それほど難しいことではないというふ

うに思うのです。

もう一つ、医療機関との連携というふうな形でも、実は嵐山の近くなのですけれども、助産師さんが一人開業していらっしゃる方がいて、その方なんかも手伝うことができて、おっぱいマッサージとかいろんなことができる人がいるのですよね。いるのだけれども、それを町が把握していなかったり、情報を持っていないということが問題なので、そういった全ての情報に対して一度、子供を切れ目のない支援をしていくというふうな形での、もう一回どのようなことが本当に必要なのかということを精査していって、アンケートをとっていくということが先ほどおっしゃいましたけれども、そういったことの必要性というのは、私は直ちにやるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

私もちょっと助産師の１名がいるという形で、ちょっとわからなかったものですけれども、これから先ほど言ったようにアンケート、必要に応じてこちらのほうとって、また今後の参考にしていければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、では、次に行きます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　次、マイナンバー制度についてです。１番として、社会保障と税の一体改革として、今マイナンバー制度が進んでいますけれども、マイナンバー制度の実施の町の進捗状況を伺います。

２番目として、政府・与党社会保障改革検討本部の社会保障・税番号制度の大綱に記載されているように、個人情報保護の視点から政府は番号制度に対する３つの懸念として、１、国家管理の懸念、２、個人情報の追跡、名寄せ、突合に対する懸念、３、財産、その他の危害の懸念を挙げています。この３点の懸念に対しての本町の取り組みを伺います。

３ですけれども、最高裁の住基ネット判決では、個人情報をみだりに第三者に開示、公表されない。個人情報を一元的に管理することができる機関が存在しない。管理、

利用等が法案等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲で行われる。システム上情報が容易に漏えいする具体的な危険がない。目的外利用または秘密の漏えい等は懲戒処分または刑罰をもって禁止している。第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取り扱いを担保する制度的措置を講じていること等の要件を備える必要があるとして、そして、それが住基ネットに関しては、そうであるからとして合憲とされました。マイナンバー制度は、私は、これは全て抵触していると思うのですが、その見解を伺います。

次に、４番目です。マイポータルシステムの利用ができない人への対応、行政機関、警察などが不正にアクセスした場合への対応を伺います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　それでは、マイナンバー制度につきましてお答えをさせていただきます。

（１）でございますけれども、マイナンバー制度の導入につきましては、平成27年10月の個人番号通知、平成28年１月の個人番号カード交付などスケジュールが定まっており、本町でもこれに対応するよう準備を進めているところです。導入までの主な作業としては、情報システムの改修、特定個人情報保護評価の実施、番号利用提供条例の制定、個人情報保護条例の改正、住民に向けた広報などがあります。これらの作業を各課で情報共有を図りながら効果的に進めるため、町では本年２月に庁内のプロジェクトチームを設置いたしました。このプロジェクトチームを中心に、現在マイナンバー制度に関係する各課の事務の抽出作業を行っているところです。現在の作業を行った後は、個々の事務の必要に応じて特定個人情報保護評価を行い、さらに例規類の整備等の事務手続を進めることとなっております。

また、各種システムの改修につきましては、18町村で構成する埼玉県町村情報システム共同化推進協議会を中心として進めており、来年度早期から始まる運用テストに向けて取り組んでおります。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。議員ご質問の３つの懸念については、大綱の個人情報の保護の必要性の項目の中で、番号制度に対し国民の間に生ずるのではないかと考え得る懸念はとして３点が挙げられております。そして、このような懸念に適切に対処し、国民に安心して番号制度を利用していただくために、そ

れぞれの懸念項目ごとに講じるべき制度上の保護措置、システム上の安全措置を具体的に示しています。

また、番号制度の導入に当たりましては、国民が自己情報をコントロールできる仕組みとしつつ、情報漏えい等をしっかりと防ぐ対策を講じるなど、個人情報の保護を図ることが肝要である。番号制度はこうした取り組みを行う中で、最少の費用で確実かつ効率的な仕組みとして整備する必要があるとしています。町といたしましては、大綱に示された措置が講じられてマイナンバー制度が導入されるものとして、遺漏のないように準備をしていく考えであります。

続きまして、（３）でございますが、大綱の中では番号制度導入に当たり、住民基本台帳ネットワークシステム、最高裁判決との関係の項目の中で、議員ご質問の６つの点について要件を備える必要があるものとした上で、それぞれの要件を充足するための具体的な制度設計を示しています。例えば①につきましては、番号に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨法律に規定するとともに、正当な理由のない提供行為等を処罰する罰則を設けるなどであります。以下②から⑥についても、それぞれについて具体的な対策が制度設計として示されております。したがいまして、マイナンバー制度につきましては、このような要件を具備して導入されるものと理解しております。

次に、（４）につきましてお答えいたします。マイポータルが利用可能となるのは、平成29年１月からとなりますが、マイポータル利用に当たり、高齢者や障害者の方への対応や家にパソコンがない人への対応につきましては、現在のところマイポータルの画面設計等に関して、高齢者や障害者の方の使いやすさにも配慮していきたい、またパソコンがない方等にもマイポータルを使っていただけるよう、公的機関への端末設置を予定しているという方針が示されております。

また、マイポータルでは成り済ましにより特定個人情報を詐取されることのないように、利用の際は情報セキュリティー及びプライバシー保護に配慮した厳格な本人認証が必要であり、このため個人番号カードのＩＣチップに登載される公的個人認証を用いたログイン方法を採用する予定とされていることから、個人番号カードを使わずに、行政機関や警察等が不正にアクセスすることはできない仕組みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　マイナンバー制度は町の制度ではなくて、国の制度なので導入せざるを得ないというのが現実で、それを忠実に実行するのが町だと思うのですけれども、私はこの制度は非常に問題があると思っていまして、それで質問するのですけれども、まずそれぞれの問題に関して最高裁の住基ネット判決で言われるものに関して、国がそれぞれ対応しているということですけれども、それについて本当に嵐山町としては、これに対応にしっかりのっとることができるのか。そして、成り済ましを防ぐということがＩＣチップだということですけれども、それは嵐山町ではどのような形でＩＣチップを入れて成り済ましを、具体的には嵐山町独自としてどのように防いでいくのか。もし成り済ましが起きたときに、ここは、嵐山町はどのように対応していくのか伺いたいと思います。一遍に言ってしまいましたけれども。

○青柳賢治議長　渋谷議員、そうすると（４）まで含めた形でよろしいのですか。

○13番（渋谷登美子議員）　一遍に言ってしまいましたけれども。もう時間もないし。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　渋谷議員さんは、最高裁の判決にこのマイナンバー制度については、のっとっているとしているが、いろいろ心配の点があるのではないかということだと思います。そのことにつきましては、町で把握していることについては、それについては、しっかりその最高裁の判決を踏まえて対策を講じていますというふうなことが国から来ておりまして、町としては、国が示した方向にのっとって粛々と事務を進めていくというふうに考えております。

具体的な３つの懸念がございましたけれども、３つの懸念につきましては、こうに考えているというのを申し上げてみたいと思いますけれども、３つの懸念、簡単に言いますと、個人情報が外部に漏えいするのではないか、それから成り済ましに対してしっかり対策が講じられているのか、それから国家によって情報が一元管理されるのではないか、これが３つの懸念というふうなことになっておりますけれども、これにつきましては、制度面による保護措置、それからシステム面による保護措置を考えていますということになっております。

制度面では、特定個人情報の収集・保管、それからファイルの作成については、法律をもって禁止しています。特定情報保護委員会が監視・監督をしています。特定個人情報保護評価システムでしっかり守られています。罰則を強化していますから、そ

ういう違法な行為に対しては抑止力が働いています。それから、マイポータルって新しい仕組みができたわけですけれども、自分の情報を検索をされたり、使われたり、要は痕跡を自分でみずから調べることができる。

それから、システム上の保護措置でございますけれども、情報を一元管理をするのではなくて、分散管理を実施をしています。それから、個人番号はマイナンバーカードに出てくるわけですけれども、それでもってアクセスするわけでなくて、暗号化した符号を用いて、本人だけしかわからないその符号を使ってアクセスをしていくというふうなことで、そういったものを使っています。

それから、アクセス制御により、例えば町のマイナンバーに係る情報の処理に当たる職員は、秘匿性の高い情報を扱うわけですから、人を特定をするというふうなことになっています。そういった面では、アクセスできる人の制限をいたします。

それから、何よりもシステム大事なのは、暗号化の実施なのですね。その暗号化の実施については、現在の情報処理、最高の情報処理を使った暗号でもって処理をしていますというふうなことが示されておりまして、我々市町村で事務を実施する者とすれば、国から示されたこういった情報を的確に実施をすることによって、最高裁判決の３つの懸念が払拭をされて、このシステムが円滑に運用されるように我々は努力をしていくというふうなことで考えております。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は、これ町に言ってもどうしようもないのだろうなと思いながらもなのですけれども、個人情報が一遍に統合化されて、住基ネットの情報とは全く違うものになってきますよね、これは。所得もわかってくるし、それから、それは今後、この前のお話ですと、銀行情報も統合されるというふうな形ですし、医療情報も今後統合されていくかもしれないというふうになってきて、本当に全ての個人の情報が、プライベートなものが一つの国家管理になっていくというふうな形でどんどん行くわけですけれども、それが秘密保護法案によって、マイポータルシステムを使ったとしても、自分たちの情報が、私の情報が例えば国家機密によって秘密保護法案で入ってきたことがわからないわけですよね、今の現状ですと。そういった状況のものに対して、嵐山町はこれを個人のプライバシーをどう管理していくのか、そこのところが非常に大きな問題だと思うのですね。そういったものに対して、嵐山町は、第三者機関の監視力というのは国の第三者機関ですよね。町の機関ではないですから、

それに対してどのように対応していくのか、課題として……

○青柳賢治議長　渋谷議員に申し上げます。

一般質問の持ちが５分前です。

○13番（渋谷登美子議員）　伺いたいと思います。大変なことになっているのですけれどもね。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　繰り返しになってしまうわけですけれども、渋谷議員さんが抱かれている心配というのは、国民がひとしく感じていることだと思います。これをいかに安全性、セキュリティーをしっかり維持しながら、これは平成29年の１月から運用を開始されますので、それに向けていろいろ対策を講じながら、遺漏のないように事務を進めていくというふうなことになるわけですけれども、例えば職員についても、それぞれ13課、14課にわたる職員が、誰でも取り扱えるわけではなくて、限られた職員しかこの情報には情報処理はできないわけでして、またその辺のところも、職員にもしっかり研修をしていかなければなりません。情報の扱う職員は、本当に秘匿性の高い情報を扱うわけですから、それが仮にも外部に漏れたりなんかしないように、しっかりその辺については対策を講じていくというふうなことでございます。

例えば今年の８月でしょうか、ある市で職員が今の住基ネットを使って不正アクセスをした、新聞にも出ましたですけれども、その職員は懲戒処分になったのですね。ただ、調査の結果、情報は外部に漏れていないと。ある芸能人の情報を住基ネットを使って個人的に収集をしたというふうなことでして、こういったことを仮に町の職員あるいは他の情報ネットワークを使えるところの方がやったとすると、今度の法律では４年以下の懲役または200万円以下の罰金、または併科というふうなことになっておりまして、ということになると、今申し上げました、これまでの公務員法等の、あるいは個人情報保護法等の罰則では、今申し上げたような懲戒処分程度で済んだのが、あるいは刑罰をもって罰則を与えられるということですから、今の公務員法上からいけば、その時点で、起訴をされた時点で身分を失うというふうなことにもなるわけでして、非常にご心配いただいている町行政職員ですとか、あるいは警察官がそういうことをやったとすると、非常に厳しい罰がそこのところに待っているというふうなことでございまして、そういったことが一つは抑止力になっている。我々もそういった

ことを頭にしっかり置いて、この問題について対応していくというふうなふうに考えています。

以上です。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　嵐山町の庁内ではそのような職員の漏えいという形でしか多分対応ができないと思うのですけれども、漏えいを防ぐというふうな形しか対応ができないと思うのですけれども、実際には銀行とかいろんなところに情報が入っていくわけですよね。銀行情報や医療情報も加わってくるとなってきますから、そのときに嵐山町は情報が、嵐山町のところから情報がというか、職員から情報が漏れたときには罰則というふうな形で済むと思うのですけれども、そうではないことが実際には起き得るわけで、それで秘密保護法案があるわけですから、それは全く私たちにとっては何が起きているかわからないような状況が起きるほど怖いシステムで、これは全世界的にもこのように情報が統合されている情報システムはないというふうなことで、日本独自のものだそうです。そのことを踏まえて、私たちはこれをやっていかなくてはいけないのですけれども、こういったことに対しての対応というのは、嵐山町では全くとれないと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　先ほど申し上げましたけれども、国が制度を設計をして、町はその中で実施をしていくと。このマイナンバーについてはそういうことですけれども、そこで注意しなければならない……

○青柳賢治議長　渋谷議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間は過ぎましたので、質問、答弁の途中ですが……

〔「答弁だけはしたほうがいいよ」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　いや、渋谷議員の一般質問、これにて打ち切ります。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時２８分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　佐久間　孝　光　議　員

○青柳賢治議長　本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号第３番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項１の出生率向上策についてからです。どうぞ。

〔３番　佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○３番（佐久間孝光議員）　議席番号３番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、大項目１番、出生率向上策について。もとの総務大臣であります増田寛也氏が座長を務める日本創成会議が本年５月に発表した提言「ストップ『人口急減社会』」において、嵐山町は2010年に比べ、2040年には20歳～39歳女性人口変化率マイナス53.3％、人口は１万8,807人から１万3,253人となり、自治体としての運営が極めて困難になることが予想されています。つまり消滅可能性都市に含まれているということであります。先ほどの議論の中にありましたけれども、これはやはり今何も対策を打たないということが大前提となった数字ではありますけれども、これから大変厳しい時代を迎えるなということは明らかなように思っております。

そこで、（１）といたしまして、全国、埼玉県、嵐山町の出生率、これは合計特殊出生率でありますけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

（２）といたしまして、嵐山町における出生率アップに対する取り組みはどのようなことをなされているのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　質問項目１の（１）につきましてお答えをいたします。

比較できるデータとして公表されております合計特殊出生率、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの、の平成24年度のデータでございますが、全国が1.41、埼玉県が1.29、嵐山町が1.05でございます。嵐山町の過去３カ年の推移では、平成22年の1.00、平成23年の0.98と、下降ぎみであったものが若干上昇しておりますが、全国平均、埼玉県平均よりは低くなっております。埼玉県内でも比企地域は特に低く、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、鳩山町、東秩父村は1.00を下回ってお

り、1.00を上回っているのは滑川町、東松山市と嵐山町だけであります。

次に、（２）につきましてお答えをいたします。出生率アップの取り組みといたしましては、まず嵐山町に若い世代の方々に住んでいただくということから、本年度から嵐山町子育て世帯等転入奨励事業を始めております。また、出生率アップに向けた出会いの場づくりとしまして、商工会青年部の主催で、町も後援をする炎の焼きコンが９月27日に開催され、40歳くらいまでの独身男女100名の出会いの場が設定されております。このほかにも妊娠中から子育て家庭の支援となるパパ・ママ応援ショップが町内で39店舗、赤ちゃんの駅が４店舗、12施設加入いただいておりますし、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に基づき、町としても子育て支援を総合的に推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

（１）と（２）、ちょっと関連をしていますので、一緒にさせていただきたいと思います。今課長のほうからご報告をいただいたように、嵐山町はほかの近隣と比べると、多少はいい方向性に来ているのかなというふうに思いますけれども、やはり国よりも、また県よりも低いと。私は、前回のときも申し上げたと思いますけれども、嵐山町には本当にすばらしい自然がたくさんあるわけです。そして、車であっても鉄道であっても１時間以内で都心に行くことができる、やはりそういうところを考えると、子育ての地としては本当に理想的な地ではないのかなというふうに思っております。

そういった中で、何か改善の余地はないだろうか。今課長のほうからも幾つか政策的にご披露いただきました転入促進だとか、あるいはまた焼きコンだとか、そういうことで、いろんな立場でいろんな方が今頑張っていただいていることも承知しております。基本的に私は、出生率のアップというのは国が本当に本腰を入れてやらなければ、なかなか難しい問題かなと。人口の減というのは、もう統計上出ていますから、これはある程度やむを得ないと思いますけれども、出生率に関しては、例えば海外の例を見ますと、フランスですとかイギリスとかというのは、ＧＤＰの大体３％以上をかけているわけです、家族関係費として。それに対して日本は、わずかＧＤＰ比0.79％、平成24年度には児童手当というものが加算されましたので、それを含めても１％ちょっとであるわけです。

こういった背景を受けて、内閣府の識者の会議であります、これは少子化危機突破タスクフォースという有識者の会議が、今日本はＧＤＰ比１％しかないけれども、これを倍増していくべきだというような答申を政府のほうに出しました。しかし、本当に実現可能だろうかということが少し不安であります。皆さんもご承知のとおりに、日本は今1,000兆円を超える借金もある、そしてまたそれはいまだにふえ続けている、そしてまた子育ては大切ですよと言いながら、10％の消費税が実現したときには、その中から出しましょうというような、まだまだ不安定要素がたくさんある中でありますので、そういう中で、なかなか大きな財政的な支援が国のほうから地方のほうに来るというのは考えづらいかなというふうに思います。

その中で、嵐山町として何かできるものはないだろうか。お金もそんなにかけずに何か効果が上がるものはないだろうかということで、私もいろいろ調べさせていただきました。その中で、私が注目したのがアメリカのケースであります。アメリカはＧＤＰ比0.65％です。日本よりも低いのですね。それにもかかわらず、出生率が２％を達成しておるわけです。どこが違うのかなということで幾つかお話をさせていただきたいと思いますけれども、まず資料１のほうを見ていただけますでしょうか。この資料は、出典は財団法人のこども未来財団、子育てに関する意識調査ということで、平成15年度に実施された調査の結果でありますが、妊娠、出産に関して重要と思われること、夫の気遣いと家事や育児への参加。この棒グラフを見ていただくと、もう一目瞭然だと思いますけれども、この割合が圧倒的に高いわけですね。女性の立場から見ると、本当に一番身近な人に理解をしていただきたい、協力をしていただきたいというようなことがうかがえるかなと思います。

ただ、これは平成15年でありますので、今からもう11年ぐらい前の統計でありますけれども、先月読売新聞の８月の９日の新聞の記事のほうに発表になりました国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしました2013年の全国家庭動向調査の結果、これを見ましても、育児の79.8％は妻任せと。要するに約80％が妻任せになっているのだというような印象を持っている。これに関しては、女性も大変大きな負担感を感じている。しかしながら、それと同時に、この調査の中には、ではもう一人お子さんが欲しいですかということの問いに対して、夫の協力があれば、またぜひつくりたいという結果も出ているわけです。ですから、基本的には11年前と全く同じような状況が今でも続いているのかなというふうに考えております。

その裏面のほうになりますけれども、資料２のほうです。ちょっと説明が続きますけれども、父親の家事・育児に対してどれくらいの時間を割いているかということの国際比較であります。一番左の男性というところで、日本は丸がついていますけれども、圧倒的に諸外国に比べると、男性の育児、家事に充てる時間数は少ないわけです。アメリカは日本の３倍以上、男性といえどもそういう協力をしていると。逆に、今度その右の女性のグラフを見ていただきますと、日本の女性というのは圧倒的に家事、育児に対する時間が国際的に見ても断トツで多いわけであります。また、それと同時にアメリカの女性もしっかりと子育て、家事に時間を使っていると。つまりアメリカにおいては、家事や育児というのは男女ともに協力し合って進めていくのだというような社会的な概念がしっかりと根づいているというふうに私は考えておりまして、そういった結果でこのようなことが行っているのかなというふうに思っております。

最後の資料の３でありますけれども、これは実際に、例えば夫が家事や育児に積極的にかかわっていったときに、妻側はどんな変化が起こってくるのかというような調査でありますけれども、左側のほうは、既に１人のお子さんがいるご夫婦であります。そして、ゼロから４ポイントというのは、余り家事だとか、そういうことに協力的でない夫、特に２人以上ということですね。そうすると、１人いますから、２人以上ということはもう３人以上に子供をふやしたいという人が9.2％なのですが、９ポイントから20ポイント、非常に協力的な旦那さんがいる、あるいはパートナーがいる場合には、それが倍増して18.3％になるわけであります。

また、右のほうは、今度は奥さんが出産した後に仕事をどれだけ続けるかというようなことでありますけれども、これもゼロポイントから４ポイントの場合には30％程度でありますけれども、９ポイントから20ポイントというような高いポイントを上げている夫婦間においては48％、約半分のお母さん方が就労を継続すると。いわゆるＭ字カーブの解消にも大きく寄与している。

また、この中には示されていませんけれども、こういった状況であるならば、私は虐待の防止にも大変大きな効果があるのではないのかなというふうにも考えております。つまり旦那が、夫のほうがやはり家事だとか育児、これを積極的にかかわっていくことによって妻のほうの精神的な負担、肉体的な負担が大きく軽減をされて、そしてもう一人産んでみようかな、また仕事も頑張って続けてみようかなというような結果になっているのかというふうに考えますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

印象でも結構ですので。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　この資料をいただいて、こうなんだよと言うと、ずばっともうこのとおりでございまして、これが解消されれば出生率が上がるかな、そんな資料であるわけですね。そして、アメリカの資料という話でしたが、確かにアメリカは出生率がいい。それで、また別の話といいますか、資料ですと、お子さんを産む年齢、これが日本の場合には30歳を超え、40歳に限りなく近づいてきてからの出生が多い。そうすると、第２子、第３子というのがさらに高齢化していく。アメリカですとか、ソ連ですとかいうようなところというのは、第１子の出生年齢というのが、アメリカなんか特にあれで、10代、20代の早期、20代の下のほう、そういうところで第１子を産む割合が高いと言われている資料を見ました。そうすると、第２子、第３子も若いときに出産ができる状態になるので、ですから子供さんを持つ数というのが多くなる。日本では高齢出産をしてしまうので、後が詰まってしまう。アメリカでは早くからあれするから、１子だけではなくて、２子、３子といくのだというような資料がありました。

それで、団塊の世代の名づけ親の堺屋太一さんの話ですけれども、若く産めるような社会づくりをしていかないとだめだろうと。だから、それには文化も違ってくるような形になるけれども、そういうようなことが必要なのではないか。それには大学に行ってるときも、例えば子供を産んだ場合にも社会で何かそういうようなものを支えられる仕組みみたいなものも考えていく必要があるのではないか。どうしても経済的に余裕が出てきて状況がよくなってくると、高学歴になる傾向というのはどこでもあるのだと。その高学歴が終わってからとなると、あれになってしまうので、そのときにできる状況。それで、一つはというので堺屋さんが提案しているのは、親が無料で資金を貸す、これについては税制のいろんな国のほうでも応援をして、出しやすいような形にしていく。それで、奨学金ではないですけれども、取れるようになってきたら親に返していくというような形で、早く子供が産める体制、状況をつくっていく必要があるのではないかというのは、堺屋さんが何かに書いていました。

それで、先日ヌエックで、村木厚子、厚労省の次官、先生の講演をいただきました。そのとき、「女性の活躍推進と社会の活性化」ということで、資料をいただきました。厚労省の次官ですから、資料といったら好きなだけ、どんなんでもなると思うのです

が、この中の資料が幾つかあるわけですけれども、今までの少子化の進行と人口減社会のというグラフ、そして65歳以上の構成、そしてこれが生涯結婚についてどういう考え方をしているか。いずれ結婚したいというのが、昭和57年には95.9％、ほとんどの人がいずれ結婚するつもりというふうに言っていた。それが平成22年には86.3％、いずれ結婚するというのが。それで、一生結婚するつもりはないというのが、昭和57年には2.3％だったのが、平成22年には9.4％、10％近くの人がもう結婚するつもりないのだよというようなことに変わってきたという資料が載せてあります。そして、今もここにもありますけれども、子供を希望するあれというのが２人以上を希望しているわけですけれども、今言ったように1.ということなのですね。

それと、もう一つ、ここのところに興味があったのが、いろんな資料の中で、日本の有名なM字カーブと、これも今でも話ありましたね。女性の方が就職をする、それで結婚をして、子供を産むと、仕事をやめてしまう。それでやめて、子供が手がかからなくなったら臨時で勤めるというような形のM字カーブ、これがあると、だめなのではないかと。Mをしないように、ほかと同じようになだらかな形に持っていく必要があるのではないかというのが、村木次官が特に言っておりました。それで、それをやるのにはというので資料が載っていまして、企業の中に女性の管理職というのがいるわけですけれども、女性の管理職が多い会社というのは、企業成績もいいですよというのがあるのですね。それから、正規の女性の職員、これの割合が多いところも会社としての成績がいいですよと。ですから、女性が社会進出をして、それで会社に、あるいは企業、いろんなところに定着をして、そして特に管理職になっていくというような形がとれると、また違った展開になるのではないかという話が先日ありました。ああ、そういうことなのかな。今議員さんが出すようなこの資料と同じように、これでもかというようなその資料が出されているわけで、やっぱりそういうことがこれから国を挙げて必要になることなのかな、そんな感じがいたしております。今話を聞きまして、そんな感じをさらに強く持ったということでございます。

○青柳賢治議長　３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　今町長のほうからも、幾つかの論点を示していただきました。最初のいろいろな奨学金等を含めて経済的な問題、それからまた２番目の結婚に対するいろんな考え方の変化、そして最後の女性の登用といいますか、M字カーブの解消と。私が思っているのは、いろんな経済的なことだとか、あるいはまたM字カー

ブの本当の意味での企業を巻き込んでの解消ということになりますと、やはり国が率先して動いていただかないと、なかなかこれは企業側でもいろんな負担を強いられることがありますので、難しいのかなというふうに思っております。ですから、私はきょうのこの場では、経済的なことというのは一歩置いといて、要するに結婚に対する認識ですとか、夫婦間のあり方だとか、そういったことを中心に変えることで、その効果が上がるのではないのかなというふうに。ですから、先ほど申し述べたようなことを、例えば学校行事だとかＰＴＡ行事だとか、お父さんも含めて、いろんなありとあらゆる機会を使って、そのような方向性のお話をしていただいたり、また例えば、これはベストカップル・オブ・ザ・イヤーではないですけれども、いろんな夫婦間でうまくいった例だとか、うちの主人はこういう形でいろいろ協力してくれて、子供がこうなりましたとか、私自身の気持ちもこうなりましたとか、何かそんなような体験談みたいなのをどんどんお寄せいただく。

そういう中で、そういう人たちが模範となるようなものがあれば、ぜひそういったものを表彰してあげたり、また逆に言うと、そういった人が、そういった事あるごとに、そういった若い人たちのところに行って、自分たちの体験談を話していただく。そうすると、同じ年代、同じ問題を抱えているような人たちがいますので、ですから非常に近い中で、ざっくばらんな話の中で、そういった認識というものが深まっていくのかなと。私なんかの年齢というか、私なんかもそうなのですけれども、どっちかというと、本当に子育てだとか、あるいは家事だとか、そういうことは本当に家内のほうにもう100％と言っていいぐらい任せっ切りで来てしまった、自分自身の反省も込めてですね。ただ、そういうのをちょっと気にしてみると、本当に違った面が女性の中で見えるということも自分自身の実感としてありますので、ぜひ今後こういった出生率の向上の政策をつくっていくときに、少しこんなことも参考にしていただいて、またぜひそういった方向に持っていっていただけるようにお願いをいたしたいと思います。最後に、感想で結構ですので、町長、ひとつ一言よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　おっしゃるとおりでありまして、一つ流れとしていいなと思うのは、今度のこのショッキングなレポート、報告があって、それでこれではしようがないということで、国がすぐ取り組みを始めて、それで今年度の事業にはいろんな形の予算

が計上をされそうな状況になってまいりました。町でもそういうようなものがあったときに、すぐ手を挙げて飛びつけるように準備をしておくようにということで各課に話をしているわけですけれども、そういう状況を国がすぐ取り組んだ、これが一番大きなことだと思うのです。やっぱりおっしゃるように、市町村がそれぞれ、これこれというような状況ではもうないわけでありまして、国を挙げてどうしていこうということだと思うのです。それで、我々の若いときの話というような話がありましたけれども、何も考えないで子供を何か産む、考えてできてきてしまったような状況があるわけですけれども、そういう状況で、今の若い人たちが生活がとか、あるいは子供の教育がとかいうようなことを考えて子供をつくるのをちょっとちゅうちょしているという、そこのところが大変な状況なわけですね。ですから、そういう状況を何とかしてクリアをしていかなければ。

それで、この間、今言った次官の話の中で、子供をあれするための結婚のためには経済的な基盤、そして雇用、あるいはキャリア、将来の見通し、安定性、こういうことが結婚を伸ばしていくことだと。そして、もう一つ、出産、これは子育てをしながら、いろいろ提言をいただきましたけれども、就業が継続できる見通し、そして仕事と生活の調和が確保ができる、これでやっていけるよというような状況ができると、出産ができるのではないか。それで、第２子以降のあれについては夫婦間の、男性の、夫のというような話がありましたけれども、そういうことで夫婦間の家事、育児の分担の度合い、それと育児の不安、こういうものを取り除く、それを外部からそういうものに力を入れてやっていく政策が必要だろう、この３点の話をしておりました。まさに、この資料を提出いただいた内容のことが次官も話をしておりまして、資料の中にそういうことを入れているということですから、国でもやっぱりそういうふうに見てるのだと思うのです。ですから、ここのところは、やっぱりこれからいろんな国の政策の中に出てくると思いますので、そういうところにすぐ飛びつけるように自治体として、嵐山町とすると準備をして取り組んでいかなければいけないかな、そんなふうにこれからのことについては考えています。

○青柳賢治議長　３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　ありがとうございました。何しろ子育てにしても、家事にしても本当に夫婦ともに共同作業でやっていくのだというような認識を醸成していく、これはある意味では啓蒙活動でありますので、そんなにたくさんのお金も必要な

いし、またプレゼンテーションの仕方によっては、みんな楽しみながら進めていけるかなというふうに思いますので、ぜひまた今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、大項目の２番、中心市街地活性化についてのほうに移らさせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○３番（佐久間孝光議員）　昨年度は駅西公園の整備、本年度は武蔵嵐山駅東西連絡通路塗装修理と、嵐山町の顔とも言える駅周辺整備が進められています。それと同時に、中心市街地等商業活性化支援事業として平成24年度から、これはもうちょっと正確に言いますと、平成16年ぐらいからもう既にスタートをしておりますけれども、毎年200万円、昨年度は買い物弱者の関係もありましたので、また増額を50万円ぐらいしていただきました。そうすると、平成16年度からさかのぼってずっと換算をしていくと、約2,000万円の予算がこの中に投入をされております。

そこで、（１）といたしまして、中心市街地等商業活性化支援事業の内容と成果、そしてまた（２）といたしまして、その事業の今後の見通しについてお伺いをさせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、質問項目２の（１）及び（２）につきまして、あわせてお答えをさせていただきます。

嵐山町におきましては、中心市街地活性化基本計画を平成15年に策定し、市街地の整備改善と商業の活性化に取り組んでまいりました。その中の支援策の一部として、中心市街地活性化推進委員会への活動支援を行っております。今日までの事業内容としましては、駅西ロータリーの花壇植栽をはじめ、駅前朝市、夕市、嵐山さくらまつり、ボックスショップ停車場の運営や特産品の商品開発などの活動を行っているところでございます。しかしながら、この間の中心市街地を見ますと、経営者の高齢化や後継者などの諸問題による閉店や撤退が目立ち、先月に実施をいたしました調査結果では、平成14年に109ありました店舗数が79店舗にまで減り、ここ12年間の間に３割近くが閉店になっており、このままでは将来に向けて中心市街地を再生するには不十分というふうに考えております。今後は、活性化の原点に立ち返ったにぎわいづくりとしての活性化の支援を行うとともに、空き店舗の再生利活用にも取り組んでいかな

ければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

これも（１）、（２）、関連をしておりますので、一緒にお願いいたしたいと思います。今課長のほうからいろいろな事業の内容の説明がございました。確かに朝市にしても夕市にしても、あるいはロータリーの整備、いろんな形で事業を行っていただいておることは私も商工会の一員として認識をいたしております。ただ、やはり活性化というような観点からいきますと、少し広がりが弱いのかなと。もうちょっと皆さんが目に見て実感できるような活性化につなげていく必要があるのではないだろうか。この事業も中心市街地と商業活性化ということで、商業ということがまず中心にならなくてはいけないのかなというふうに自分の中では思ってるのです。ですから、そういう中で、今ご報告があったように、109店舗から79店舗に３割ぐらい減っていると。そういう中で、やはりこの事業を通して達成しなければいけないのは、その近隣の商工業者の方々、小売店の方々、飲食店の方々が潤う、そしてまた空き店舗などの対策をしっかりととっていただくというようなことが大変重要なこと、本来目指すべきことではないのかなというふうな思いが強かったものですから、今回もこの質問を取り上げさせていただきました。

ただ、きのう議員全員協議会の中で、町のほうから本当にまさに私がお願いをしたかったような施策が説明を受けました。例えば駅のアイプラザのところに、これは子育て支援の拠点を整備するというようなこと、それからまた西口のほうも、本当にそういった店舗もそうですし、いろんな活性化をこれから仕掛けていこうということで、いよいよ本格的に動いていくというようなにぎわい創出事業の説明も受けさせていただきました。私がお願いしたかったのは、まさにこういうことでありますので、これ以上私のほうからきょうこの場でお願いすることはありません。

１点、状況とともに、さらにお願いしたいことは、皆さんもご承知のとおり、今景気が非常に冷え込んでいる状況であります。そういう中で、商工会といえども、一人一人の会員さんは自分の会社を経営し、お店を守り、そういう状況なのです。それだけで精いっぱいのところも私は現実であろうかと思うのです。ですから、商工会の役員だからといって、地域のこと、町全体の活性化までなかなか時間的にも、資金的に

も、人的にも投入できないのが現状としてあるかなと。だから、普通であれば、町のほうでしっかりとこれだけの予算を確保したよ、それではこの後は商工会のほうでしっかりこれを生かして頑張ってくれよということだけで、今まではよかったと思いますし、ただ今は本当に世界的に例を見ないような少子高齢化を迎えている、大変難しい経済運営を強いられている場でありますので、ぜひ予算とともに、職員の方々の人的な支援、そしてまた情報の支援、そしてある意味ではそういった方たちと職員の方が一緒になって、ある意味ではリーダーシップをとって、そしてある形ができるまでぜひ応援をしていただけたらと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろご提言をいただきました。まさにそういうことだと思うのです。それで、見方を変えてみますと、今の状況というのに地域の人が不便ではないのですよね。不便でないから、大きな問題も苦にならない。要するに買い物するにしても、どこかのところに行けば買い物が自由できる。ちょっと行けばできるというようなところ、そして前はもっと近くでできたよ、だけれども、ちょっと行くと、そこのところでもっと前よりいろんな商品の中でできるよというような状況ができてしまったわけですから、それで別に今のところとすると、問題ない。しかし、そういう状況の中で困っているという人は、そこのところで商売をやっていたり、あるいはそこのショッピングモールまで行けない人ですとかいうような、ごく限られた部分というのが今の状況にマッチ、合っていない、そういう人たちをどうするか。それが総体的に言うと、町の活性化、商店街の活性化みたいなことになるのだと思うのですけれども、そこのところにどうやってアプローチをしていくかということなのですね。

それで、ここのところが一番肝心なところなのですけれども、ちょっと前のときのあれですと、行政あるいはいろんなところでサポートした場合には、元気がすぐ出たわけですよ。というのは、対象者が若かった。しかし、今高齢化がそういうところまで浸透していってしまって、この間の雪の雪害ではないですけれども、潰れてしまった。さあ、これからどうするといったときに、俺の年ではもうこれから新しいビニールハウスを、あるいはそういう施設をつくってやっていくのはちょっと、若ければなというような話がこの前の雪のときにあったわけですけれども、商店街についてもそういうことがなきにしもあらずだと思うのですね。ですから、考え方を全く変えて、

違った形で新たにつくっていくというような状況でないと、今までやってきたことをもう一回やり直すというのだと、ちょっとどうなのかな。ですから、違う形でつくり直す、そういうようなことがちょっと発想の展開をしていかないとだめなのかな。

ですから、先日説明をさせていただきましたあれでも、にぎわいづくりというのに今まで対象、かかわっていたような人でなくて、子供、あるいは若いお母さんというような人たちがにぎわいづくりというか、ああいうところを歩いてもらって、それで子供を遊び場に連れていく、また帰りに遠い駐車場のところまで歩いていく、それで行ってくる帰ってくる、行ってくる帰ってくる。ここの中でどういうものが必要なのかというのは、今までとは違った発想でまた違うものが出てくるかもしれないと思うのです。そういうものをタイムリーに、敏感に感知をしてつくり直していくというのが必要なのかな。あちこちのところで、商店街の活性化というので成功しているところの話を聞くと、今までのつながり、続きみたいなというのは少ないですよね。新しい展開をしているところが多い。ですから、嵐山町にはそういう新しい展開がどうやったら取り組めるのだろうなというのをみんなで知恵を出し合いながら、そしてしかもしっかり観察をしながらやっていく必要があるのではないかな、そんな感じがしております。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　本当に今町長がおっしゃるとおりだと思います。ただ、今回の第一歩というのは、私は大変大きな意味をなすというふうに考えております。今回は点みたいな形で出ますけれども、これ逆に言うと、今歩いてくるということであるならば、少し線的に今度は捉えていって、この全体像のイメージを皆さんに持っていただく。そういう方向性で一つ一つのことを詰めていくというようなことにもつながっていく大きな私は第一歩だと思いますので、私の立場の中から、また皆さんにご理解をいただけるように、またこれを一つでも多く活かしていただくように、また頑張っていきたいと思いますので、町のほうでも、ぜひまたそういった面においてもご指導のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号６番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１の高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度を推進についてからです。どうぞ。

〔６番　畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　議席番号６番、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、今回は４題についての質問をさせていただきます。

まず、大項目の１番、高齢者ボランティア（地域活動）ポイント制度を推進についてです。我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっています。生きがいづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあります。町のお考えを伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　では、質問項目１につきましてお答えをさせていただきます。

団塊の世代が75歳を迎える2025年には、３人に１人が65歳以上の高齢者となるとされています。このため、元気な高齢者をはじめとした町民が地域の社会的な活動や地域支え合いの担い手として積極的に参加することができるかどうかが今後のまちづくりの命運を握っていると言っても過言ではありません。こうした中にあって、町では公助と自助の間を埋める共助を育て、地域を元気にする地域支え合いの仕組みといたしまして嵐山おたすけサービス事業を平成24年10月より町社会福祉協議会を実施主体として行っております。この事業は、高齢者を含む元気な方が援助の必要な高齢者の生活支援を行い、その謝礼として地域通貨が発行されるものであり、ご提案の介護支援ボランティアポイント制度と目指す方向性は似通ったものでございます。今後は、高齢者の日常生活の安心確保、元気な高齢者の介護予防に加え、地域通貨の流通によ

り地域の商業振興にもつながり、町の活性化が図れる嵐山おたすけサービス事業をさらに充実してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、まず再質問をさせていただきます。

現在、この65歳になられた高齢者の方というのは、嵐山町におきましては何人いらっしゃるかお伺いします。65歳以上の人口というか、人数、おわかりですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

本年９月１日の人口で申し上げます。65歳以上人口が5,170人、高齢化率で申し上げますと28.3％になります。なお、先ほど75歳以上というそういった区分もあるわけでございますが、75歳以上は2,172人、11.9％になります。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　続きまして、おたすけサービスに登録をしている65歳以上の高齢者は、それでは何人いらっしゃいますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

このおたすけサービスにつきましては、まず利用したいと、利用会員としての登録という仕方と、あとはサービスを提供する側のボランティアの登録と、この２つがございまして、これは本年７月末のデータでございますが、まずこのサービスをお使いになりたいということで登録をされている方は全部で97名いらっしゃいます。基本的には65歳以上の方が対象でございますので、97名全てが高齢者ということでございます。

それと、ボランティアさんとして登録をされている方は全体で45名いらっしゃいます。年代的には、10歳刻みで統計をとっておりまして、60代が16名、70代が５名、合計21名が60歳以上というような形になっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　そうしますと、高齢者の１％の方がボランティアに登録を目指している自治体というのがあるのです。このボランティアポイントに関して、高齢者の人数に対して１％の方がボランティアに登録を目指したいよという自治体があるというのがあったのですけれども、そうなりますと、本町におきましては、65歳以上が5,170人ということですので、先ほどお話のありました、60歳が16名、70歳以上が５名ということで、21名ということは、１％というのは大体51～２名なのかと思うのですけれども、半分足らずの方がおたすけサービスのほうに登録をしているのかというデータになるなと思ったのです。何が何でもポイント制度を導入しろということではなくて、本町におきましては、ネーミングはともあれ、こういう65歳以上の方々がボランティアに参加するということで、日常生活が充実し、健康管理にもつながって、一日でも長く介護を受けない生活をしていただくということがやっぱり望ましいことだと私も思います。

そういう中で、今高齢者の居場所づくりということで、今まで仕事で規則正しい生活を送っていて、定年になって退職をされて、いっとき自分は何をやったらいいのだろうという、居場所をどこに求めたらいいのだろうという、そういう方々がたまたまなのですが、この間ちょっと何人かで集まったときに、ご婦人たちの中から、嵐山町の下のところの橋、袋橋ではなくて、とにかくそこの地産団地に入る橋のところなのですけれども、あそこのところに60代ぐらいの男性の方が夕方になると、別に示し合せたわけでもなく、５～６人ぐらいの方があそこにたむろをしていると。ご婦人たちは、今までそういう光景を見たことがないので、何か不気味と言ったら失礼なのですけれども、男性の方が、若い子供さんたちがたむろしているというのは見たことがある光景なのだけれども、そういう60歳を超えた方々の中年男性が橋の上でたむろをして、何か会話はしているらしいのだけれども、別に何か悪さをしているとか、そういうことではないけれども、その光景を見てちょっと違和感を感じるという、ご婦人たちの会話の中にあったのです。それと合わせて、今までやすらぎのお風呂があったけれども、それを毎日楽しみに通っていた方々もいたと思うのですけれども、ぴたっとなくなってしまって、今まで通っていたその時間帯は何しようって、そういうふうに思われる高齢者もやはりいるのかと思うのです。

そこで、介護ボランティアに参加する場合なのですけれども、嵐山町のおたすけサ

ービスは、65歳以上の方が、家の雑草を取ってほしいだとか、お買い物がちょっと行けないのでかわりに行ってほしいですとか、あとおうちの中の例えば蛍光灯が取りかえられないから取りかえてほしいだとか、そういう内容が確かに書いてあるのですけれども。鳩山町で、この介護支援ボランティアがもう始まっています。そういう中で、このボランティアポイントのボランティアになるためには、交付金の交付時に介護保険料の滞納などがあった場合は、そういう方はボランティアにはなれませんというようなことが書いてあるのですけれども、おたすけサービスに限っては、何かそういう税金を払っていないとボランティアにはなれないとか、何かそういうものはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

この制度の実施要項上、今議員さんがお話になったような税の滞納云々という記載はございませんので、要件にはなっていないということでございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　そうなりますと、誰でも気持ちさえあればボランティアになれるということで、大変いいシステムなのかなと思うのです。しかしながら、この介護ボランティア対象事業といたしましては、介護保険対象施設での事業ということがうたってあります。鳩山町が行う地域支援事業の介護予防事業などにも行ってあげる。あとは、鳩山社会福祉協議会が行う高齢者を対象とした事業、あとボランティア活動団体が行う高齢者を対象とした事業で、対象活動としてはレクリエーションなどの指導、参加支援、お茶出しや食堂内の配膳、あとは下げ膳など、そういうものの補助をする。事業の運営補助、散歩・外出・館内移動の補助、これは多分介護施設でのことだと思いますけれども、介護施設の模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事のお手伝い、お話し相手、その他施設職員とともに行う軽微な、かつ補助的な活動ということがうたってあるのですけれども、例えばこのおたすけサービスで介護施設のほうのお手伝いというものを名目、こういうお手伝いに入れていいよということができるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

最初の答弁の中でも申し上げました。今後町としては、24年に始めたこのおたすけサービス事業というものをより充実をしていくというような考えで答弁をさせていただきました。その充実という中身ですね、具体的にどうこうというのは本日申し上げることはできませんが、今議員さんがおっしゃられたような、例示をされたようなことも一つの方法かなというふうには思っております。現行のこの事業の実施要項上には、今お話しになったようなことは例示はされておらないのです。該当するとすれば、その他会長が必要と認めたものというような項目がありますので、そういった中で、社会福祉協議会としてこの事業と対象としますよということがあれば、全く可能性がないということではないというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今後、来年度からいよいよ始まるのかなと思いますが、地域包括ケアシステムの構築も含め、地域の中で高齢者の介護予防の拠点づくりが広がっていくと思います。そこで、やっぱりリーダーになる人にもポイント制度というものがあると、なお地域での介護予防が広まっていくのかなということも、私はそういうふうに思うのです。今即答はできないということでしたけれども、私もちょっと介護施設に従事されている方にお話を伺いました。例えばこういうものができたとして、介護士でない方が何かこういうお手伝い、先ほど読み上げた鳩山市での活動ですとか、支援のことをお話ししましたら、こういうことがあると本当に助かるということを伺いました。こういうお手伝いをしてくれる方が、目がふえるということはすごく助かるのだという話を、そこに従事されている方にお話は伺っておりますので、そういうものを、私はポイント制度という名前にこだわるわけではなくて、おたすけサービスで嵐山町は行きたいというなら、私はそれで構いません。しかしながら、事業の内容、お手伝いの内容を拡充してもらいたいという、私の今のご意見に町長はどうお考えになりますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　課長の答弁のとおりなのですけれども、これで今度またいろんな形で医療も介護も国のほうで方向が変わって、高齢化社会に合ったような形の取り組みが

始まってくるわけですけれども、町としては課長答弁の中にありますように、公助と自助、この中間の共助というのをやっていくのだということなのです。ですから、そこの間の共助というのが、どういうのがその時代に、あるいはその事業に、あるいはその地域に合ったものかというものはこれからもしっかり見ながら、それと提供をしてくれる人と受ける人の話もこれからも丁寧に聞きながら、それでそれらに合った共助というのが今おっしゃるようにかなり広がるような展開が図れれば、それにはやっぱりアンテナを高く、いろいろ注意深く見ていかなければいけないと思いますので、そういう取り組みをしていきたいなというふうに考えていますけれども。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ボランティア活動を通じて、高齢者の方が地域や人とのつながりを深め、いつまでも住みなれた地域で介護予防を促進することにより、元気に暮らす地域社会づくりを目指す嵐山町にぜひしていただきたいと思いますので、ご検討をいただきたいと思います。

では、こちらの一つ目のご質問は終わらせていただきます。

○青柳賢治議長　はい、どうぞ。

それでは、一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は午後２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２７分

再　　開　午後　２時４０分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項２の認知症の人を地域で支えるからです。どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　では、大項目２番、認知症の人を地域で支える。認知症高齢者が安心して徘回できる町を目指す取り組みが必要と思います。認知症による徘回などで行方不明になった人が2013年に全国で１万322人、発見時に亡くなっていた人が388人という衝撃的な報道がありました。嵐山町では、いち早く認知症サポーターの養成講座を区単位で実施していただいております。

そこでお聞きします。①現在のサポーター養成講座の回数、人数は、②認知症コーディネーター養成講座の実施は、③物忘れ相談健診について、④徘回により行方不明

になった高齢者の早期保護を図るためのＳＯＳネットワークの仕組みと徘回模擬訓練の実施は、⑤小中学校で認知症のことを学ぶ出前授業のお考えは、お伺いします。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①から④の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　では、質問項目２の①につきましてお答えをさせていただきます。

町では、認知症の人や、その家族が安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症について理解し、地域で暮らす認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成に取り組んでおります。認知症サポーター養成講座は、平成21年度より開始をし、本年８月末までに14回の講座開催を行い、延べ531人の認知症サポーターを養成いたしました。近年、認知症の方が徘回で行方不明になったり、事故に巻き込まれたりする事案が増加し、社会的な支援体制の整備が急務となっていることもあり、本年度より行政区の協力をいただき、認知症サポーターのさらなる増加を図ってまいります。

次に、②につきましてお答えをさせていただきます。認知症コーディネーター養成講座は、医療機関、介護サービス事業者、生活支援を行う事業者等がネットワークを形成し、認知症の方やその家族への効果的な支援を行うための推進役を養成するものであり、幾つかの県や市において実施されているものであります。この認知症コーディネーターと同様の役割を担うものとして、介護保険制度におきましては、地域支援事業として実施する認知症総合支援事業の中に認知症地域支援推進員という制度がございます。この認知症地域支援推進員は、認知症の医療や介護における専門職並びに専門的知識や経験を有し、かつ国が実施する研修会を受講した者であり、市町村や地域包括支援センターに配置することができます。今後、認知症施策を効果的に推進するためには、この認知症地域推進員は有効なものであり、配置に向け検討してまいります。

③につきましてお答えをさせていただきます。認知症は、物忘れや判断力の低下など、日常のちょっとした変化にあらわれることが多く、こうした変化を見逃さず認知症の可能性を早期に発見し、受診、治療につなげることが重要です。町では、８月より町の公式ホームページからパソコンや携帯電話を使って認知症の簡易チェックがで

きるシステムを導入いたしました。このシステムは、認知症の診断を行うのではなく、ご自身や家族の認知症のリスクを確認するとともに、認知症に関心を持っていただくためのものであり、簡易チェックの結果で心配なことがある場合は、地域包括支援センターへの相談などにつなぐことができるものでございます。ご提案の「もの忘れ相談検診」につきましては、今回導入いたしましたシステムの利用状況等を見ながら研究をしてまいりたいと存じます。

④につきましてお答えをさせていただきます。徘回による行方不明者を発見するため、県内の市町村や近隣の都県などで、お互いに情報共有する埼玉県認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワークの運用が本年３月に始まりました。このネットワークは、県や市町村、近隣都県と警察が協力することにより、行方不明者の早期発見、保護を行うためのシステムです。こうした行方不明者を早期に、かつ安全に保護するためには、地域のネットワークの構築が重要です。町では、「支え愛運動」の推進によりご近所同士の支え合いの機運を高め、「支え合いマップ」を地域と町で共有することにより、共助・支え合いの仕組みを要援護者の支援のために生かし、さらには「認知症サポーター」を地域にふやすことにより、認知症の方やその家族を温かく見守り、応援し、認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおります。今後、これらの取り組みがより実効性の高いものとなるよう、地域と行政、事業者との連携を密にして事業を推進してまいります。ご提案のＳＯＳネットワークや徘回模擬訓練につきましては、先進地の事例等を収集し、研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目⑤について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長　質問項目２の⑤につきましてお答えいたします。

本年６月の警察庁の発表で2013年に認知症による徘回など行方不明になった人が１万322人、１週間以内に96％の人は見つかりましたが、現在も所在がわからない人もいるとの報道がありました。散歩の途中で突然行方不明に、家族が注意していてもちょっと目を離したすきに家を出ていってしまった例が多いようでございます。認知症の人の徘回を家族だけで完璧に防ぐことはできないと思います。先ほどもご回答がありましたですけれども、地域の見守りや町全体の取り組みで認知症の人の徘回事故を防止する対策が急務と考えます。いわゆるぼけでも安心して暮らせる社会の実現を目指すことは、長寿国日本の課題の一つと考えます。今後、認知症ケアアドバイザーや

サポーター等の講話を小中学生が家族（保護者）とともに聞く機会を設けることは認知症を家族で正しく理解し、関心を持つ上で大切だと思います。町全体の方向性の中で検討してまいりたいと存じます。

出前授業については、今後の課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ありがとうございます。では、まず①のところから再質問をさせていただきます。

今までに６年間で14回の講座ということでございますけれども、ちょっと少なかったなと思いました。今年に入ってからは、３～４回やっているのかなと思いますから、今までは年に２回ぐらいしかサポーター講座はやっていなかったのかなと、この数字を見ますと、そういうふうに思ったのですけれども、今までにサポーター養成講座を受けた団体はありますか。どういう団体が、この認知症サポーターの14回の講座を行い、延べ531人の認知症サポーターを養成いたしましたって書いてあるのですが、まず、今年度に入って、どういう団体の方を対象に認知症サポーター講座をやられたでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほど答弁の中で、これまで14回の講座を開設をいたしましたということでお答えをさせていただきましたが、そのうちの４回が今年度でございます。今議員さんのお話しのように、平成21年度から始めまして、これまで年に１～２回の開講というようなことでございます。今年、この４回行ったうち、団体としまして、団体というか、民生委員児童委員協議会さんに一度行いまして、それ以外の参加につきましては、地域で開催をしたと。３つの地域で行いました。なお、これまで昨年度までの10回の中で行った団体としましては、例えば商工会さん、婦人会さん、老人会さん、こういった団体を対象に行ってきております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　私も議員になって７年目になりましたけれども、議員になっ

て１年目のときに私も熊谷でサポーターになりまして、このオレンジのリングをいただくことができました。でも、まだ１回しかやっていなくて、こないだ廣野２区でもやるということでお話があったのですが、そのときはできなかったのですけれども、今までの団体のお名前が出ておりましたけれども、今後どういう団体さん、また個人の方とか、そういう方々をお考えになっているか、どこまで広げていこうかなというお考えがあるかお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

基本的に今年度は、６月の区長会のときに区長さんのほうにぜひこういった講座を開催をしたいのだということでお願いをさせていただいた関係がございますので、主体としては、今年度は地域を対象にやっていきたいというふうに考えておりますが、一般の団体さん、あるいは個人のグループでご希望があれば、随時受けさせていただいております。こういった募集につきましても、広報あるいはホームページ等を通じまして、既にご案内をさせていただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひ。嵐山町では、これからいろいろなところにお声をかけていただけるようなのですけれども、こちら認知症サポーター養成講座及びキッズサポーター養成講座についてというホームページから開いたものがあるのですが、こちらには、住民は自治会、高齢者クラブ、民生委員、家族会、防災会などが書いてありました。ですので、今答弁の中でなかったなと思うのは家族会ですとか、防災会とか、そういうところにもまず今後は広げていってほしいなというのと、あとは職域といいまして、嵐山町も本当に花見台工業団地という大きな工業団地もございますので、企業ですとか、市街のほうには銀行、金融機関もございます。あと消防署、あと警察、スーパーマーケット、コンビニストア、ここは宅配業の方もいろんな業者の方が出入りしておりますので、宅配業者、公共交通機関などのメンバーなども募って、そういう人たちもサポーターの養成講座を受けたほうがよろしいのではないかというような提案が書いてありますけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

この認知症サポーター養成講座の開講の仕方には２つの種類がありまして、１つは自治体が主体となって行うと。今嵐山町が取り組んでいるような方法と、あとは企業として取り組むというような、この２つがあります。例えば大手スーパーマーケットとかでは、やはりお客様に対しての接し方だとか、やはり認知症と思われる方に接する機会が多いというような職種もあります。そういった企業は、その企業の研修としてそういった講座を行っていると。この二本立てでサポーターを養成していくということで今進んでいるところであります。

参考までに申し上げますと、この認知症サポーター養成というのは、国が平成24年度からオレンジプランという５カ年計画を策定をいたしまして、その時点、24年度末で340万人でしたかね、350万人だったかな、そのくらいの数字だったのですけれども、この計画の最終年度、平成29年度末には全国で600万人のサポーターを養成していこうということで現在進んでおるところであります。

以上です。

○青柳賢治議長　６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　そういうふうな広がりがあってよろしくお願いしたいのですけれども、では今のお話ですと、自治体主体と企業主体で２種類のやり方があるということですが、企業の報告などは、こちらの自治体にはやっているとか、やっていないとかという報告はないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

町で開催をした場合には、こういった状況を取りまとめている団体がございまして、そちらに報告をするということになっておりますが、例えば町内のこの企業で行いましたということについては、町のほうには情報はございません。ただ、全くもってでは町が町内の企業に対して行いませんというふうに申し上げているわけではなくて、そういったご希望があれば積極的にいきたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひ企業などにも声をかけてやっていただきたいと思いますので、それで、①まだなのですけれども、サポーター養成講座をやるためには、キャラバンメイトっていう方が主体になってやるというお話を伺っております。このキャラバンメイトの研修を受講し、登録していただいている方というのは、この町内にいらっしゃるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

このキャラバンメイトというのは、サポーター養成講座の普及活動を行う講師役のことを指しているのですけれども、市町村で登録をしていくのですね、システム上です。今嵐山町で登録をされている方は、合計で７名いらっしゃいます。こちらで把握しているのは、この７名以外に町内の事業所にお勤めの方、また町の職員が合計でお二人いらっしゃいますので、９名につきましては把握をしてございます。

以上です。

○青柳賢治議長　６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひキャランバンメイトの人数も今後は嵐山町でふやしていただきたいと思いますので、この例えばキャラバンメイトの研修というのは、嵐山町でやるということは可能なのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

このキャランバンメイトの養成講座というものは、実際埼玉県内で行われているのは、埼玉県が主体のものと、さいたま市が主体のもの、この２カ所だけになっております。というのは、この講座を開設するには一定の要件がございまして、例えば受講者が30名以上であり、かつその受講された方が１年間に10回以上そういった活動に従事をするというような規定がございまして、やはり小さな自治体では、ちょっと難しいのかなというふうに感じております。そうしたことから、今後できれば埼玉県で開設をしている講座のほうに町内の、例えば介護サービス事業所にお勤めの方であったり、そういった方にお声がけをさせていただいて、積極的に参加をしていただけるようなことをやってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

では、①のほうはそれで終わりで、②ですね。②認知症コーディネーター養成講座の実施はということでご答弁がございました。別名を認知症地域支援推進委員というお名前ですけれども、今嵐山町にはこのコーディネーターはいらっしゃるのかどうなのか教えてください。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

この認知症地域支援推進委員という制度は、国が今進めているところでございまして、現在のところ嵐山町ではこういった方は配置をしてございません。国としては、たしか今後全国で700名程度こういった地域支援推進委員という方を養成をしていくということで今取り組んでいるところだというふうに聞いております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　先ほどご答弁にありましたとおり、ケア現場や地域で認知症の人の尊厳を支え、本人や家族を中心に地域づくりを推進していく人材ということで、今全国で700名を養成、つくっていくのだというお話がございました。しかしながら、やはりこういう方が嵐山町にも一人や二人いないと先に進まないのかなと思いますが、今後はお考えがあるのかどうなのかお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたが、今後はこういった方を設置をしていく方向で考えてございます。なお、実は今年度国で今月末から来月にかけて研修会が行われるわけでございますが、町の包括の職員をそちらの研修会のほうに参加をさせるということを今考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひよろしくお願いします。しかしながら、本当にこのコーディネーターになるためには、２年間という期間と386時間という課題実習があったり、いろいろあるということで、大変だとは思いますけれども、ぜひコーディネーターになっていただけますようよろしくお願い申し上げます。では、こちらの２番は以上です。

③に行きます。③は、私も８月のパソコンを開きましたら、認知症チェックという、簡易チェックというものがありましたので、やってみました。おかげさまでまだ認知症ではなかったのですけれども、すごく簡易的にできるもので、いいものを嵐山町に入れてくれたなと思いました。８月からですから、まだ利用人数とかはそんなには出ていないのかなとは思いますけれども、どのくらいの方が、８月の何日に設置をして、何日現在まででどのくらいの方が利用されたのかお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

実は、このシステムにつきましては、８月の１日からホームページ上からアクセスができるような形で設定をさせていただきましたが、実は８月の広報にちょっと記事の掲載が間に合いませんで、９月の広報に記事を掲載をさせていただいた関係上、まだ余り町民の方の中にご存じでない方がいらっしゃるのかなというふうに思っております。８月の利用状況でございますが、これは恐らく多くは町の職員が入っているのではないかと思いますが、アクセスの総数が１カ月で1,265件ありました。ただ、町の職員は８月の４日の日に町内の情報を流したのですけれども、８月の４日が200件程度ということでございますので、それ以外の1,000件くらいはホームページをごらんになった方がアクセスをしていただけたのではないかなというふうに思っております。９月以降は広報に載せた関係上、また多くの方がご利用いただけるというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　でも、８月の１日の広報に載せないにもかかわらず、職員が200人ぐらい使ったとはいっても、割かしアクセスがあってすごいなと思いました。その中の１が私ですけれども、今後は９月の広報紙には載せたということですので、

こういうものがあるのだよということで、議長、町長、いろんなところでご挨拶する機会がございますから、ぜひそういうところを開いて見てくださいということで周知をお願いします。あわせて広報にもよろしくお願いします。

では、これは。次に行かせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　④ですけれども、徘回により行方不明になった高齢者の早期保護を図るためのＳＯＳネットワークの仕組みのことの答弁はあったのですけれども、徘回模擬訓練の実施はお考えになるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

この徘回模擬訓練については、県内の自治体でもたしか志木市でしょうか、新聞の記事で拝見をさせていただいたことがあります。こういったことを嵐山町に置きかえて行うということは、現状では考えてはおりません。というのは、やはり先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、今の嵐山町の取り組みというのが、地域の皆さんでそういったことをされていきましょうよと、要援護者については支え合いマップで把握をしましょうよということですから、日常の中でそういった援護を要する方とは何かしらの関係をつくっていただいているというような形で行っておりますので、こういった取り組みもその地域地域に応じたような形でやっていくのではないかというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ほっと・安心（徘徊）ネットワークというものが一番早くにもう福岡県の大牟田でしたっけね、大牟田市で始まっているのですけれども、こちらがさっきのネットワークが大牟田警察署から家族から捜索願が出た場合に、大牟田警察署にその連絡が行き、そこから大牟田市長のところ、推進課に行き、大牟田消防署、県道整備事務所、また介護保険課、大村郵便局とか、あとタクシー会社さん、バス会社さんなどに行くというネットワークがあります。それで、場合によっては携帯メールもしているのだったかな、ここは。ファクスまたはメール配信などもここはやっているということで、今後私もいろんなものを携帯で流してくださいというのも地域支

援課に要望はしておりますけれども、またその構築が願うならば早いうちにできればいいなとは思っていますけれども、そういうときに合わせてこういう地域支援ネットワークのメール配信ですとか、今実際問題このメール配信とか、このネットワークの流れというものは嵐山町はできているのか、確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

例えば今嵐山町でそういった所在不明の方が出たというふうにします。とすると、通常例えば、ご家族の方が警察に届け出るかと思います。そうしますと、警察から町のほうに協力依頼というんでしょうか、連絡がございます。町に連絡をいただければ、関係する介護サービスの事業所であったり、そういった町として連絡のできるところにご連絡をさせていただき、情報を共有しているというのが現状になっています。やはりこれも正直なところ地域性というのが大変あろうかというふうに思っています。大牟田あたりですと、人口も嵐山の10倍、８倍ぐらいでしょうかね。市域も大変広いというふうに思います。嵐山町では、これまで実は平成25年所在不明になったという方はいらっしゃらないのですね。そういったこともあります。これまでちょっと例えばうちの方がいなくなりましたという連絡があることもあるのですが、そういった場合でも、今申し上げたような形で関係する事業所の方、あるいは町の職員、こういった方たちで速やかに発見ができているというようなことが実情でございますので、先ほども申し上げましたが、そういった関係機関並びに、あとは地域の皆さんの協力をいただきながら、そういった方がいた場合には、速やかな発見に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今のところは大丈夫ですけれども、先ほど65歳以上の人数を聞いて28.3％でしたっけ、という方々が高齢者の予備軍でいらっしゃいますので、ぜひともこういう体制もやはり今後は必要になってくると思いますので、そのときになりましたら、私の質問を思い出して早目に導入をしていただきたいと思います。

徘回の訓練ですけれども、先ほど課長がお話ししてくださったとおり、志木市内で７月25日に徘回する認知症高齢者への声かけ、模擬訓練が命のひと声訓練ということ

で開催されたようです。さっきも答弁にありましたとおり、今のところは問題がない。そういう行方不明になってもすぐ見つかるという状況もありますから、これも順次時期が来たときには、ああそういえばこういうことがあったなということで訓練をやっていただきたいと思います。

私もこの間車を運転していまして、いつもお散歩をしていらっしゃる高齢者の方がいるのですけれども、普通にああきょうもお散歩しているなと思って、別のときにそこの奥様とお話をすることがあって、いや、あれは徘回なのよということで、えって思ったのですね。今までお元気でお散歩はしていらしたのだけれども、あるとき突然、やっぱり認知症になって徘回が始まっている。だから、私たち自身もやはり気がつかないというのですかね。夜余り遅い時間だったらおかしいぞと思うかもしれないのだけれども、日中の普通の時間に普通に道を歩いていると、普通は散歩だと思っていたのが、いつ誰がそういうふうになるのかわからない今時代に来ているなということだけ知っておいていただきたいと思います。

そして、⑤に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　⑤のほうは、学校のほうで今後検討していくということですけれども、先ほど各自治体でさっきお話しした認知症サポーター養成講座及びキッズサポーター養成講座というものがあります。この中には学校の小中高等学校、教職員、ＰＴＡなどということで対象が書いてありますので、もう本当にいつも教育長には、がんの勉強をしろ、認知症の勉強をしろということでいろいろと要望は出させていただいていて、授業日数がある中で本当に大変かなとは思うのですけれども、これは本当に喫緊の課題ではありますので、ぜひサポーター養成講座、出前講座っていう名前でもよろしいのですけれども、このキッズサポーター養成講座というものを親子で、例えば夏休みに入る前に保護者会とかで、中学校なんかの体育館に保護者集めたりとかもしますし、あと授業参観の一環とか、何かそういう場でこういうことをやっていただけるとありがたいな。授業のいろんな内容がありますから、難しいとは思いますけれども、ぜひ取り入れていただきますと、そこで受けますと、こういうオレンジのこのサポーターの目印が全部子供さんから、親からいただけますので、いかがでしょうか。そういうところからのお声かけっていうことで対応していただきたいと思いますけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

学校教育の中には、教育計画に位置づけているものと位置づけていない、畠山議員さんから今回のご質問については、正直なところ学校教育全体の中に位置づけていない、しかも重要な内容であると。これやはり今後教員も学校と連携して考えていかなければならない重要な教育内容というふうに認識しております。先ほどもお話しございましたけれども、がん教育と並んで、全体計画の中に入れながら、この出前授業についても検討していくのがいいかなと思っております。よく不登校は、児童生徒の不登校は誰にでも起こり得る症状なのですね。しかし、高校生ぐらいになると解消されてしまう、将来は消える可能性のある症状なのですね。しかし、今回のこの大きな課題は、これ認知症というのは、やはり加齢、年がこういうふうに加わると同時に誰にでも起こり得る身近な病気というふうに私自身も認識しておりまして、いつ私自身がなるかもわかりません。そういった中で、小中の時代から、こういったことに自分の家庭の中にも場合によれば、おじいちゃん、おばあちゃんがこういう立場の家庭もあるかもしれません。調べておりませんけれども、しかしそういった人権を配慮しながら、先ほども長寿生きがい課長が述べておりましたとおり、温かく見守る体制をつくるには、やはりこういった出前授業も必要というふうに認識しております。いずれにいたしましても、偏見に苦しむ家庭が現在もあると思います。そういった見方でなく、悩みを抱え込んでいる家庭に対しても児童生徒が一緒になって考える。これやっぱり出前授業でないと、そういった自覚が一層強くならないかなというふうに認識しております。

中学生向け認知症サポーター養成講座というのが先日、熊谷市立吉岡中学校でございまして、長寿生きがい課の担当職員が出向いたということを聞いております。これも一歩進んだこの中学生向けの認知症の講座は、町から進んでやっぱり進めていこうという一つのあらわれということで、教育委員会は参加できなかったのですけれども、これらも参考にしながら、将来こういった講座が嵐山のほうに、これは多分県のほうで２地区にこういうふうにローテーションで回しているのだと思いますので、そういった機会がもし回ってくれば、手を挙げたいと、こういうふうに思っております。しかし、これは学校とのやはり年間の契約の中で、こういった先ほどの始業式、また保

護者が集まる機会にいろいろな今取り組みをしているのですけれども、その一つとして考えられれば、検討できるのかなと思います。

先ほどキャランバンメイトという言葉が出ましたですけれども、これも西熊谷病院認知症疾患医療センターのスタッフがこういったキャランバンメイトという形でやられているということがこの見学会の中に書かれておりましたので、こういったキャランバンメイトを活用しながら、やはり今後どういうふうにできればいいかなと思っておりますが、今後の課題ということで答えさせていただきましたけれども、そういった意味で考えておるということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　では、３番に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　３番、野良猫の繁殖防止について。議員になって要望をお聞きする機会に必ず言われることが猫の繁殖とふん害、ごみ集積所荒らしをどうにかしてほしいということです。そのような中、私の近隣住民は、実費で不妊去勢手術をして繁殖を防いでいます。おかげでここ数年繁殖がおさまっております。このような状況から早急に手を打つことで繁殖が食いとめられると思います。

そこでお伺いします。（１）野良猫の増加による苦情がどの程度あったかお伺いします。

（２）不妊去勢手術助成のお考えを伺います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、質問項目３の（１）につきましてお答えいたします。

野良猫に関する苦情については、平成22年度が８件、平成23年度が３件、平成24年度が１件、平成25年度がゼロ件で、合計12件の苦情が寄せられております。主な内容は、近所に猫を大量に飼育している人がいて、ふんによる悪臭がひどいといったものや、野良猫が庭に入り込み、ふんをしていくなどの苦情が寄せられています。猫の適正な飼養管理の相談、指導にいては、埼玉県動物指導センターが行っておりますが、町も相談者からの要望に応じて県と協力して飼育している人への指導を実施しており

ます。

続きまして、質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。不妊去勢手術助成事業は、さいたま市と和光市、秩父市が実施しております。また、埼玉県では、平成24年度より、県が指定するモデル地区において、市町村と連携して、地域猫活動に取り組んでいる自治体またはボランティア団体等へ活動に要する経費を補助する市町村に対し補助金の交付、１地区40万円を行っております。なお、町独自の不妊去勢手術助成制度につきましては、先進自治体の取り組み等を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　苦情の人数、苦情の件数が22年が８件で、最後はゼロ件ということで、多分これは町に苦情を言っても何の対策もされないで手だてがないから、もう言わなくてもいいやという諦めの数かなって。だんだん尻すぼみになっている数を見ると、そうとしか捉えられません。区長から聞いたことはありますか、じきじきに。猫の被害とか、苦情とか、そういうものを区長さんじきじきにうちの地区はもう困ってしまうのだよというような話は何ったことがあるか確認したいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　区長さん等からも苦情がございますと、苦情処理部で処理しておりますので、そういった区長さんからの、区長さんからというか、直接区長さんからということはちょっと聞いておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　やはりちょっと余りにも件数が少ないけれども、私必ず回ると、猫のこと言われてしまうのですね。それで、では何とかするように頑張りますって言うだけで帰ってきてしまっていたのですけれども、しかしながら、やはりうちのご近所で、本当に５年ぐらい前に猫がやっぱり捨てられて繁殖してしまったときがあったのです。そうしましたら、その奥様がわなを仕掛けて一生懸命捕獲して、それをすぐ動物病院に連れていって実費で５～６匹、もう今まで通算すると５～６匹では済まないかもしれないのですけれども、やってくださった方がいたおかげで、本当にう

ちのごみ置き場、ごみの捨てる箱があるのですけれども、猫ちゃんがふたをあけて中のごみをあさるのですよね。だから、ちゃんとカチャとはめとかないと、いいかげんにふたしとくと、もう猫頭いいですからふたあけて、中のごみをあさってしまう。朝起きるとあららと思ってしまうぐらいだったのですけれども、その奥様のおかげで減りました。

やはり本当に猫ちゃんね、何も本当にしぐさや生きていますから、生きている命のあるぬくもりというのがやっぱり人間に癒やしを与えるのだけれども、やはりそういう野良猫ちゃんになってしまうと、もとは人間が捨ててしまった猫が繁殖しているから、原因をつくっているのも人間であって、結果も人間がつくったものと同じなのですけれども、そういうものをどこかで断ち切らないと、ずっとこう行ってしまうので、ぜひ一度去勢手術の補助金を出して、もう野良猫ちゃんをふやさないのだ。もうこれでゼロにするのだという思いでやっていただかないと困るなって思います。

それで、新聞の中に環境省によると、全国の地方自治体で2012年度に引き取られた犬や猫は約21万匹で、このうち８割程度の約16万匹が殺処分された。動物愛護管理法では、飼い主に動物が命を終えるまで面倒を見る、死ぬまでちゃんと養わなければいけないよという努力義務を定めているものの、さらなる取り組みが必要とされているということで、環境省は今年度に飼い主や国民の意識向上、飼い犬や飼い猫の引き取り数削減などを目的に、人と動物が幸せに暮らす社会プロジェクトが発表になりました。例えば迷子になった飼い猫や飼い犬が飼い主のもとにちゃんと帰れるように、飼い主の情報を登録したマイクロチップを埋め込むような活動が始まる、本年度からそれが始まるという記事がありました。また、自治体レベルで進めている猫の不妊、去勢手術などの推進に国も助成する方向で予算措置を検討するという内容も書いてありました。ですので、もうぜひいち早く、猫ちゃんに限らず犬もそうですけれども、犬は動物のあそこのコーナーのところに連れていかれてしまって、最後は殺されているのですけれども、そういう犬と猫の殺処分ゼロを目指して、何とかこういうものの助成をいただきながら、嵐山町、こういうことのないまちづくりにしていただきと思いますけれども、町長、どのようにお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　課長答弁でさせていただいたように、何か件数も少なくなってきてい

るというので、係とすると、その調査も余り進んでいないのかなというような感じがするのです。ですので、ここにもありますように、先進自治体の取り組みをこれから検討、勉強をして、それで嵐山町に合った状況を対策を講じていったらいいかな、そんな感じがしております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　それで、先ほど答弁の中に、ボランティア団体等へ活動に要する経費を補助する市町村に対し、補助金の交付、地区4,000円というような内容も答弁に書いてあったのですけれども、嵐山町には本当に猫ちゃんの愛護をする団体というところまではいっていないのですけれども、笛吹峠がどうしても猫捨て場になってしまっている。私も１回、ボランティアでお掃除に出たら、トイレの後ろのところに段ボールが置いてあるから、ごみだと思って中をあけたら、もう猫４匹が亡くなっていたのです。ということで、笛吹峠は人もいないし、こっそりあそこに子猫ちゃんを捨てに行って、もう帰ってしまうというような状況もあって、町内に住んでいるボランティア団体とまではいかないですけれども、そういう人たちが餌くれを行って、しかしながら、何か去勢手術もやっているみたいなのですけれども、そういう方にボランティア団体に登録してもらって、そういう人たちにそういう保護をしてもらう、去勢手術のお手伝いをするというような、お手伝いをするような仕組みみたいなものがつくれないかどうなのか。もう一回、課長お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　（１）と（２）のちょっと両方になってしまうのですけれども、（２）のほうでもお答えしましたように、埼玉県では地域猫活動といって、地域だとか、あるいはボランティアグループが協力をして、そういった野良猫をふやさないような活動ということで実施しております。先ほど１地区に年間40万円、３年間交付されるような事業でございます。今年度はもう既に６地区が指定されておりまして、あきはないのでございますが、そういったことがあれば、また県のほうとも協議、相談をさせていただきたいと思います。

そういった中で、どういった活動をするかというと、住民だとかボランティアさんが定期的な餌やりだとか、あるいは片づけ、ふんの清掃、あるいは捕獲して不妊だとか去勢手術、そして捨て猫防止対策をするというふうな取り組みをするのが地域猫活

動でございます。県の補助を受けてこういった事業ができれば、またその笛吹峠の猫のそういった解消にもなるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　本当に何もしなければ、ペットとして飼うなら本当にかわいいのですけれども、野良猫になると、もう別のものになったような、人間もエゴでどうしようもないなと思うのですけれども、ぜひともそういうものを活用してやれるということを広報していただいて、一刻も早く、命ですので、死なないように、殺さない、死なせない、そういう体制づくりをいち早くつくっていただきたいと思います。

すみません、さっき金額、間違えました。40万円でしたね。それで、去勢手術をすると、その去勢手術しましたよって、不妊治療をしました、去勢手術をしましたという猫ちゃんには何か耳のところにちょっと印をつけて、もうこの子は手術が終わっていますよという目印もつけるということなので、ぜひとも推進をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　第４番、「域学連携」地域活力創出モデル実証事業。近年、大学生が地域に入り、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組む域学連携の取り組みがふえています。地域活性化や人材育成につながるものとして、平成22年度から総務省が支援する取り組みを推進しています。その際、特別交付税の活用もでき、地域と大学等の連携により取り組みを長期的に継続するため、サポート等を行う組織づくりのお考えを伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大項目の４番についてお答えをさせていただきます。

域学連携地域づくり活動とは、大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民、またＮＰＯ等とともに、地域の課題解決、また地域づくり、これらに継続的に取り組み、地域の活性化、また人材育成に資する活動であると認識をしています。地域にとっては、大学に集積する知識や情報やノウハウを生かして、地域で不足する若い人材力を活用できる、地域の活性化が図れるなどのメリットがある。また、大学にとって

は、学生の人材育成が図れる、実践の場が得られる、教育や研究活動へのフィードバックが図れるなどのメリットがあるものとされています。

なお、特別交付税措置の対象となる活動は、さらに学校教育活動の一環として行われる取り組みであること。２、地方公共団体、大学等、その他地域住民や地域づくり団体等が継続的に参加をして実施をする地域おこしに資する取り組みであること等が要件であるようであります。

嵐山町でもこのような域学連携的な取り組みといたしましては、平成19年度に尚美学園大学に研究委託をしまして観光用ホームページの改修を委託をいたしました。そして、平成24年度までの間において連携をしながら充実を図ってまいりました。この事業を通じて、大学の先生、また学生の熱意やアイデアはまことに新鮮であったと感じています。今後におきましても、機会を捉えて域学連携への取り組みを検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　地域と大学にとってのメリットということで、地域のメリットは、大学に集積する知識や情報やノウハウが生かされる、地域で不足する若い人材力を活用できる、地域の活性化が目指せる。大学のメリットとしましては、実践の場が得られる、教育・研究活動へのフィードバック、今町長が答弁くださったとおり。そして、お互いのメリットというのが学生や地域、住民の人材育成ということで、もういいこと尽くしの内容であります。それで、先ほど答弁にありました平成19年度から尚美学園大学に観光用のホームページを改修したという内容ですけれども、どのような連携をされたのか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　そちらにつきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、尚美学園さんとこういった域学連携的な形でホームページの編集、管理、こういったところを委託をした経緯なのですけれども、実は私もちょっと確認をいたしましたら、最初に埼玉県のほうで、こういったホームページの作成、そういった研修会がございました。その中で、嵐山町も職員が参加をし、なおかつ尚美学園さんのほ

うも大学の先生が定平先生という方なのですけれども、参加をされておりまして、そこで嵐山町のホームページの問題についてお話をする機会があったと。実はその当時、嵐山町はホームページを改修をいたそうということで考えておりまして、その中で、実はこの尚美学園大学の定平先生、この方は情報表現学科という学科があるのだそうでございますが、その中の定平ゼミというゼミを持っている先生でございます。それでは、ぜひ嵐山町に協力をしてホームページの改修について大学のほうでもゼミとして協力をいたしましょうということで、この連携が始まった。新しい展開というのは、実はホームページを改修を予定をしておったのですが、その中でも特に先生のほうから提案があったのが嵐山町へのアクセス、そしてＰＲポイント、これはやっぱり観光協会ゴーゴーバーベキュー、バーベキューというページがございましたけれども、そこをメーンにしたものについては町のホームページとは別建てでホームページを立ち上げたらどうかと、こういうような提案もいただいたと。その中で、このゴーゴーバーベキューというページをホームページとして作成をし、それを毎年、編集、継続をするという中での委託が進んできたということでございます。

私も一度、その打ち合わせ会議、立ち上げのときにはいなかったのですが、その後の保守管理のところで一緒に打ち合わせに出させていただきました。町に対して、嵐山町のためにこのホームページをどう活用すべきかということを先生もゼミの学生も本当に真剣に考えていただいて、新しい、我々ではちょっとできないようなキャッチコピーですとか、そういったものが学生のほうからもいろいろと提案がされました。それを先生のほうで意見を調整しながら、町のためにとってのあり方、そういったことでの意義をつくっていただいたということで非常に勉強にもなりましたし、連携としてはよかったなというふうに考えているところでございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　観光協会のバーベキュー場が「るるぶ」ナンバーワンということで言われておりましたけれども、その陰には観光協会もとより、今の尚美学園のＢＢＱって、私もたしかアクセスしたことありました。何か若い女の子、どこのお嬢さんかなと思って見ていましたけれども、やはりああいう若い子たちが載っているということもあって、今の「るるぶ」ナンバーワンがあったのかなというのが今結論づいて、域学連携というのはすごいやっぱり意味があるなというのを実感させていただきました。ありがとうございました。

そういう中で、国は自治体が大学等と連携して行う地域おこしの取り組みを支援するために特別交付税措置を行うということでうたってあります。先ほどこういう内容だよという町長の答弁に、措置の対象となる活動は、学校教育活動の一環として行われる取り組みである地方公共団体、大学と、その地域住民や地域づくり団体が継続に参画して実施する地域まちおこしに資する取り組みだよということがありますけれども、この措置の対象経費の内容というのはどういうものを対象にしていただけるのか、地域支援課長にお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　私のほうからお答えをさせていただきます。

これは域学連携による地域活力の創出ということで、総務省のほうでこの要綱といいましょうか、これを発表いたしております。その中に、域学連携地域づくり活動に対する特別交付税措置についてということで、先ほど町長のほうからもお話がございましたような一つの要件がございます。その中で、特別交付税の措置となる経費、これは、ちょっと読み上げさせていただきますと、まずは地方公共団体と大学等の両者が負担しているものであって、そのうち地方公共団体が一般財源から支出した以下の経費ということで列挙されております。その中では、例えば教員など実践活動関係者に係る宿泊費、それから実践活動に係る旅費、事前調査等に要する経費、それからバスなどを借り上げた場合の損料、それから講演会や研修会、活動結果報告会などの開催に要する会場費や機械借り上げ費、それから実践活動に要する消耗品費、実践活動に係る資料作成費、報告書の作成費など、こういったものの市町村の負担分、この分について特別交付税の措置がされるという内容になっております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　大変にもうメリットがありまくりで、ましてやさっきのバーベキュー場がナンバーワンになってしまうぐらいのものがあると思いますので、もうぜひともいろんなところと、大学に声をかけてやっていただきたいなと思うのですが、私のタイトル、大項目に書いてしまったほうが、これはモデル実証事業と今課長に答弁いただいた特別交付税の関係のものとまた２つ種類あったわけですけれども、大項目に書いてあったものというのが自治体でもう結構事例が出ていますけれども、長崎県、奈良県、石川県能登町、長野県松川村、福島県、千葉県、北海道、福岡県とかで

幅広くあちこちの県でやった事例が出ているのですけれども、この中で石川県能登町などは、交流人口拡大や町内施設の有効活用、地理的条件を生かした振興策を策定、推進するために学生が合同ゼミ合宿やフィールドワークの実施を通して、町の特産品ブルーベリーを使った加工品づくりなど町活性化策等を考案し提案。当該活動を通して大学と地域が互いに利益を得られる関係の構築が図られるということで、そういうのがありますから、嵐山町にはブルーベリーがあるなと思って例題で読ませていただきました。

それと、長野県の松川村では、松川村の観光資源のブランド化を目的にすずむしの里松川村として、観光資源であるスズムシに関するまち歩きのためのマップ作成を実施。学生からの目線によるマップ作成により、地元では見逃しがちな村のよさをあらわすことができた。また、作成の過程で学生が得た情報をもとにした地域おこしにかかわる提案などの報告を今後予定しているとか、あと福島県の本宮市では、学生が春に田植えや野菜の苗植え、除草作業を実施、これは１泊２日。夏には湖畔の草刈り、夏野菜の収穫体験など各種農業体験を実施、２泊３日です、これは。秋には稲や秋野菜などを収穫体験を実施、これは１泊２日。連携先の大学の学園祭において、学生が携わった米や野菜の販売や本宮市産の米や野菜を使ったカレーや豚汁の販売などを行って本宮市のＰＲをしたというのがあるので、もうどんどんこれを嵐山町やっていただきまして、大学生と。それで、大学生もここに来てお手伝いしているうちに、「嵐山町って池袋まで１時間ぐらいで行けるんだ。嵐山に住んでみよう」というような形になるお子さんもいるかもしれませんので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、総務省のホームページの中に、大学研究室へのリンク、連絡先ということで、慶応大学、早稲田大学、明治大学、関西学院、法政大学、京都大学とかということで載っていたのですけれども、これは課長にお伺いしますけれども、ここにリンクすれば大学と何か提携を結べるようなこれリンク先になっているのか、ちょっと確認したいのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今の関係につきましては、そこへ連絡すればこういった連携のものが図れるのかどうかということは承知いたしておりません。ただ、やはり確かに議員さんおっしゃるように、非常にいいメリットがたくさんあるというふうに思っ

ております。ただ、やっぱりこの域学連携という中には一つのやっぱり制限といいましょうか、そういったものがございまして、やはりそれは大学側にとっても、これは授業の一環である、いわゆるゼミですとか、そういった中での一環として、その研究テーマに合ったもの、それと市町村が要求しているというか連携として取り組んでいただきたいもの、こういったものがマッチをするというところが非常に重要になってくるのだろうというふうに思います。ですから、この域学連携の取り組みについては、非常にメリットがあるというふうに認識した上で、そういった縁といいましょうか、機会といいましょうか、そういったものを捉えながら十分前向きに検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。再開の時間は16時とさせていただきます。

休　　憩　午後　３時４７分

再　　開　午後　３時５９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　大　野　敏　行　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号２番、大野敏行議員。

それでは、質問事項ふるさと納税についてです。どうぞ。

〔２番　大野敏行議員一般質問席登壇〕

○２番（大野敏行議員）　２番議員、大野敏行です。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税について。人、物、金が東京に一極集中し、そうなるごとに地方が疲弊しております。疲弊した地方に都市が持っているお金を少しでも使わせようというような動きを今の政府が始めようとしております。新たな地方活性化再生の大臣をつくったり、ふるさと納税の拡充を図ったりというようなことをこれからどんどんやってくるわけでございます。政府は、出身地などの地方自治体に寄附をすると、居住地での税金が軽減されるふるさと納税制度を2015年度から拡充する検討に入った。税金

が軽減される寄附の上限額を現在の２倍に引き上げ、手続も簡素化し、寄附をしやすくする方針である。この制度を積極的に利用しない手はない。おのおの地方自治体では特典を設けて積極的に受け入れを図っている。特典例としては、宮崎県三股町は300万円の寄附で宮崎牛１頭分約200万円相当を贈呈。４月の募集開始直後に予定数に達し、締め切り。静岡県の西伊豆町は10万円以上の寄附で花火大会でメッセージを添えて５号玉花火５発を打ち上げ等であります。嵐山町は、このふるさと納税についてどのような考え方を持っているか伺いたいと思います。

１、嵐山町におけるふるさと納税の過去６年間の実績件数及び金額は幾らであったのか。

２、積極的に募集する考えはあるでしょうか。

以上２点でございます。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目１について、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　ふるさと納税についての１につきましてお答えをいたします。

ふるさと納税制度につきましては、平成24年11月からふるさと納税寄附金事務取扱要綱、これを制定いたしまして開始をいたしました。これまでの実績は、１件で20万円でございます。寄附された方の希望使途でございますが、その他町長が必要と認める事業に使ってほしいということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目２について、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　質問項目１の（２）につきましてお答えをいたします。

大野議員ご指摘のとおり、ふるさと納税制度につきましては、自治体によっては大々的に特典を設けて募集を行っている市町村があり、新聞等に報道をされているところであります。町では、本年８月から１万円以上ご寄附をされた町外にお住まいの個人の方に対し、2,000円相当のむさし嵐丸グッズ、これを贈呈することといたしました。比企管内では、吉見町が特典を設けております。

来年度ふるさと納税制度の改正予定との報道に伴いまして、積極的な募集をするかとのご質問ですが、まずはふるさと納税制度の本旨のとおり、嵐山町の事業に寄附していただくよう、町の魅力を高めてまいりたいと考えております。現在、町では川のまるごと再生事業として武蔵嵐山の再生に取り組んでおります。このような目に見え

る事業をお示しするとともに、町外の方から応援していただけるよう、定住促進事業のさらなるアピール、また魅力的なホームページづくりを積極的に行ってまいりたいと考えております。

さらに特産品の贈呈につきましても、来年度に向けて、米、嵐山の地酒おおむらさき、また野菜類等を贈呈するよう、町内の生産者の皆様のご意見をお聞きをしながら制度化をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第４番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　１番の件について再質問をさせていただきます。

これまで、まだ２年はたっておりませんね。24年の11月から要綱を決めて始めたということでございます。そして、１件で20万円の寄附があったということです。このふるさと納税の20万円の寄附というのは、寄附された方は嵐山町と関係のある方であったのでしょうか、それとも全く関係のない方であったのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

この方につきましては、匿名希望ということで名前は出してございませんが、東京都練馬区にお住まいの方で、嵐山町内出身の方でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　ふるさと納税の今までのふるさと納税というのは、自分が寄附をする町と関係のあった方がふるさと納税をするというのが大勢でした。始めて時期も間もないということであり、１件ということでございますので、１番については、この件をお聞きできればそれで結構だと思います。

２番目の積極的に募集する考えはあるかということに入りたいと思います。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○２番（大野敏行議員）　当然ふるさと納税を寄附をどのように使うかということに対しましては、町にはコンセプトがないといけないと私も思っております。今全国では寄附金をするかわりにその町の特産品を相当の金額のものをお贈りしますよということで、そういうやり方をしている自治体が過去かなりあります。そして、来年からは

それが際限なくふえてくるのであるかなというふうに思っております。寄附のとりっこに日本全国の自治体で始めるのかなと、そういうふうにするような政策を政府は推し進めるわけでございますから、そのようになるのかなというふうに考えております。

嵐山町も今はこの回答の中でそれに沿ったコンセプトがある回答をいただきました。ただ、今のところむさし嵐丸のグッズを贈呈するということ１点のみでございます。私は、どうせやるのであれば、嵐山町がこのふるさと納税制度をもっともっと活用するのであれば、あと幾つかのものをやっぱり打ち出すべきではないかなというふうに考えております。例えば嵐山町の地場産の農産物も四季折々で大変いいものがあります。春には嵐山町の梅だとか、のらぼう菜があったり、夏にはブルーベリーがあったり、スイカ、カボチャ、ナス、キュウリがあります。秋にはクリやサツマイモや嵐山産の米があります。冬にはホウレンソウやコマツナや白菜や大根や里芋があります。嵐山のこういった野菜は露地の野菜でございまして、露地の野菜は味がいいのです。ハウスでつくった商売物の野菜と違って、すごく味のいい野菜を嵐山の人たちは一生懸命つくっております。こんなものも嵐山町の農業者、農業世帯の活性化のために、そういったものの中に取り組んでみたらいかがかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中でもちょっと申し上げたわけでございますけれども、来年度に向けて、米あるいは嵐山の地酒おおむらさき、野菜類等を贈呈するように、生産者の皆様と皆様のご意見を聞きながら制度化していきたいと思われますということでお答えを申し上げました。今お話のありました梅でありますとか、のらぼう菜、ブルーベリー、スイカ、カボチャ、米、ホウレンソウ、里芋等々、そういったものもたくさんあろうかと思います。そういったことも含めて生産者の皆様とよく相談をさせていただいて、季節に合ったものが贈れれば一番いいのかなというふうにも考えております。

今お話しのありましたように、このふるさと納税につきましては、そのふるさと納税を完全にガイドするような「100％得をするふるさと納税生活」という本まで出ておりまして、これを見ながら自分が出身地ではない市町村に特典を狙って寄附をされ

る方もたくさんいらっしゃるということでございます。今県内では、幸手市とか、宮代町とか、そういうところが2,000件近い寄附があるそうです。それで一番多く利用されるものというのが、特典はお米が結構人気があるということでございますので、その点等も考慮しながら来年度に向けて検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　そして、やっぱり第１次産業の農業者だけにその恩典を与えるということでは、やはりこれはまずいのかなとも私は思っております。嵐山町が持っている資源というのは大変いいものがいっぱいございまして、私も市民農園をやっている関係で、東京から半日だけだけれども、土をいじりたいと、野菜づくりをしたいと来ます。ろくな仕事はしないのですけれども、みんな来るのです。何でこんな遠くまで来て、このくらいのことしかできないのに、何で来るのって言ったら、においがいいのですと、嵐山の風のにおいがいいのですと、ここに来ると癒やされるのですということを皆さんおっしゃるのですよ。

それで、嵐山の本当に持っている資源は大変すばらしいものがあります。例えば場所の提供なども、それはそれでできるのではないでしょうか。先ほどありましたけれども、バーベキュー場の年間の使用料のチケットを差し上げるとか、それからＢ＆Ｇの近くに市民農園をもう一つつくって、それは農業委員会さんなりなんなりが中心になってつくっていただいて、そこで枠を設けて場所の提供をするとか、それから３月の花祭りの花火大会があります。そこにやはり名前を上げさせてもらって、花火を打ち上げる資源にするとか。そして、もう一つ大事なことがありまして、人を呼び込む政策の中にこの寄附品は、私は使えると思っております。人を呼び込む政策の中で一番大きなものが、町が打ち出した中古住宅を買って住まわれた場合に10万円の補助が出ますよと。でも、中古住宅というのは、中に入ってみると、水回りの点でふぐあいがあったりしてリフォームかかることがいっぱい出てくるのです。そんなところにこの寄附品の一部も使わせていただいて、より嵐山町によそから人が入ってこやすくするということ、そんなこともこの寄附金の中で少しお考えになったらいかがかなと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろんなご提言をいただいております。お話のように、全国ではこのふるさと納税をいろんな形で取り組んでいるところがございます。それで、今お話しのような内容で、おっと思うようなことをやっているところというのもたくさん出てまいりました。ただ、国とすると拡大をしていきますよという方向ですけれども、税の控除というのがあって、その上に１万円やったら5,000円つけるよというようなことというのは、本来からすると国とすると余りありがたくない。ちょっと方向が違ってきているかなというようなのは国の考え方のようであります。しかし、そんなことを言ってはいられないということで、各自治体はそれぞれ取り組んでおります。

嵐山町でも基金に積み立てるということで、福祉の充実、教育の、文化・スポーツの、あるいは町長が認めるとする事業というようなことで嵐山町ありますけれども、町によっては、市によっては、例えばどこどこのところの道路、この道路整備ができたときには皆さんに来ていただいてお祝いをするとか、あるいはログハウスをつくって、そこのところにできたら来て泊まっていただいて、町を探訪をしていただくとか、本当にいろんな状況を展開をして、それでふるさと納税を呼び込んで、それで何をあれしたらどっとあれするのではなくて、毎月今は議員さんおっしゃるように、野菜がちょぼちょぼ毎月届くというような、そうするとスーパーに行って買う分をこういうふうにやってしまったほうが、新鮮なのが毎月毎月来るというようなので喜ばれているところがあるとかいうような記事がいろいろこのごろ出ておりますよね。ですから、そういうようなことを嵐山町でも先進地をさらに勉強しながら、それと今言ったように、ふるさと納税そのものも確かにそういうことですけれども、それ以上に町が発信をしてアピールができるということが大きいのではないかな。それで、行ってみようとか、あるいはどうしようとかいうようなことで嵐山町というのが関心を持っていただける、それが大きいかなと。それには、ですから、いろんな状況を外部からの検討をしたり、内部でしっかり検討を重ねて、さらに魅力を上げるような努力を重ねていきたいというふうに考えています。

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　そして、このふるさと納税を今後推進していくに当たりまして、やはり嵐山町のホームページにしっかりとこれは書き込んでいただきたいなというふうに思っております。それは、文章で書くだけではインパクトございません。イ

ラストなりなんなりで出していただいて、一番重要なのは嵐山町をアピールすること、ＰＲすることでございます。嵐山町はこんないいものがあるのだよと、ぜひ来てごらんなさいよということで、そういうものをホームページあけたときに、ああ、これはちょっと行ってみたいな、寄附してみたいなというようなホームページもぜひつくっていただきたいというふうにお願いをします。来年のことでございますので、ちょっと時間がありますから、ぜひいい方向でそういった検討をしていただいて、ホームページのほうもしっかりとつくっていただければと思うのですけれども、一つそのホームページのことに関してだけご回答をいただければというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

ホームページ上でふるさと納税のＰＲをということでございます。ただの文章だけではなくて、目を引くような、来ていただけるようなものということでございます。慎重にあらゆる方面から検討して、来年度に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○２番（大野敏行議員）　終わります。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時１９分）

平成２６年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

９月１０日（水）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第７番議員　　吉　場　道　雄　議員

第９番議員　　川　口　浩　史　議員

第８番議員　　河　井　勝　久　議員

第10番議員　　清　水　正　之　議員

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人 議員	２番	大野敏行 議員
３番	佐久間孝光 議員	４番	長島邦夫 議員
６番	畠山美幸 議員	７番	吉場道雄 議員
８番	河井勝久 議員	９番	川口浩史 議員
１０番	清水正之 議員	１１番	安藤欣男 議員
１２番	松本美子 議員	１３番	渋谷登美子 議員
１４番	青柳賢治 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		山岸	堅護
書記		岡野	富春
書記		久保	かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長	
安藤	實	副町長	
井上	裕美	総務課長	
中嶋	秀雄	地域支援課長	
中西	敏雄	税務課長	
田畑	修	税務課収税担当副課長	
山下	次男	町民課長	
石井	彰	健康いきいき課長	
青木	務	長寿生きがい課長	
植木	弘	文化スポーツ課長	
大塚	晃	環境農政課長	
山下	隆志	企業支援課長	
根岸	寿一	まちづくり整備課長	

新　井　益　男	上下水道課長
内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第３回定例会第７日の会議を開きます。

（午前　９時５８分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、説明員中の中西税務課長は午前中所用のため欠席いたしております。かわって税務課田畑収税担当副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　吉　場　道　雄　議　員

○青柳賢治議長　本日最初の一般質問は、受付番号５番、議席番号７番、吉場道雄議員。

初めに、質問事項１の道徳教育についてからです。どうぞ。

〔７番　吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○７番（吉場道雄議員）　おはようございます。７番議員、吉場道雄、議長のお許しが出ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、１として、今年４月、文部科学省は道徳の副教材「わたしたちの道徳」を小中学校全員に配付し、従来の「心のノート」を偉人伝、名言、読み物の要素を入れて全面改訂したもので、今後の道徳の教科化に向けて教科書のモデルケースを示すものであります。

今の教育では、道徳の時間は設けるが、教科としていない。国語や算数のような教科ではないので、教科書がない。その使用義務もない。成績もつけなくてもよい。しかし、家庭や地域、企業の教育力が低下する中、学校でしっかりした道徳教育をしてほしいとの声が高まっている。深刻ないじめも後を絶っていない。学校では、道徳を

どのように取り組んでいるのかお聞きします。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　質問項目１につきましてお答えさせていただきます。

道徳の目標は、人間として生き方を身につけ、実践できる児童生徒の育成を目指すことにあります。道徳教育は、週１回の道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳教材を活用した道徳の時間はもとより、各教科の特質に応じて指導の充実を図っておるところでございます。

町内の小中学校の道徳の時間では、道徳的価値に基づいた自己の生き方や人間としての生き方について自覚を深め、道徳的実践力を育成することに努めております。菅谷小学校を例に述べてみますと、道徳教材として、１つ、「わたしたちの道徳」文部科学省、２、「彩の国の道徳」埼玉県版、３、「みんなのどうとく」学研、会社の３種類を活用しています。３、「みんなのどうとく」を菅谷小では選び、年間指導計画の道徳の時間に位置づけ、必要に応じて文科省、埼玉県の内容を活用しております。

８月28日に、読売新聞社説に道徳の教科化が報道されました。中央教育審議会の専門部会が、小中学校の道徳の時間を特別の教科とするよう求める報告書を大筋で了承し、今後の焦点は平成30年度、2018年度実施を目指し、学習指導要領の改訂、教科書検定基準の作成、児童生徒への評価方法の検討になると報じています。報告書は、いじめやトラブルをテーマにしたロールプレーや討論など授業の工夫の必要性を指摘しています。今後の教科化に向けて、恕、思いやりの心等を醸成する授業を一層構築し、道徳教育を充実させることが求められています。

学校における道徳教育を一層効果的に推進するためには、学校、家庭、地域社会が相互連携し、一体となった取り組みが大切であります。道徳の授業を保護者や地域の人々に積極的に公開するほか、地域教材の開発、活用などに保護者や地域の人々に積極的に参加していただき協力を得ること、また出前授業等が求められています。各小中学校では、道徳教育を生徒指導や人権教育との関連を図り、体験活動や実践活動を一層充実させ、児童生徒の豊かな心を育てるよう取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　では、質問させていただきます。

この答弁書を見ますと、道徳の教材には「わたしたちの道徳」、これは文部科学省で、「彩の国の道徳」、これが埼玉県、「みんなのどうとく」、これが学研ということなのですけれども、この３つを使ってるということなのですけれども、これを年間指導計画の道徳の時間に位置づけ、必要に応じて文部省、埼玉県の内容を活用していると書いてありますけれども、私、今回副教材ですか、出た「私たちの心のノート」、これを使用しているのかと思いましたけれども、民間の学研の教材を使って道徳の教育をしているわけなのですけれども、これはどういう意味があるか、ちょっとお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

ご承知のとおり、道徳は、現在教科化でないのです。そこで、ほかの教科は全て教科書がありまして、採択されている教科書を使っているのです。道徳だけは、それぞれの小中学校が自分たちの学校で、この教材が一番いいかなというのを選んでいるわけです。だから、町内でも多分菅谷小と七小、それから志賀小、それぞれ教材が違うと思います。しかし、求めてるものはほとんど同じなのです。

そこで、今までは「心のノート」というのを文科省のほうで出した。これが今までの中学版の「心のノート」なのです。これをまた中学校でも必要に応じて使ってるわけです。だから、今現在、学校にこの選択が任されているという。今後、教科化になりますと、今度は教科書会社がこれをつくるわけですよね。すると、また文科省も同じようにつくります、多分。それで、教科書が決まってしまいますと、文科省がつくる「心のノート」的なものは、やはり副教材という形でいいのを選ぶと。私は、やはり授業は、いい教材を選ぶというのが道徳は大事ですね。だから、文科省の出しているものとか、埼玉県の出しているのにもいい内容のがあります。それを各学校がこれを選ぼうということで、先生方で協力して選んで使っている。

だから、基本は道徳に対しては、教科書だけの授業ではないという、教科書だけで道徳を教えるのではなくて、さっきも申しましたとおり、保護者や地域との連携が今叫ばれているところでございます。そういった中で文科省も広く教材を見ていってほしいというふうに、今回の改訂に伴いまして、そういうことを文科省も言っているよ

うでございますので、各小中学校、これからこの新しい文科省が出していただく「わたしたちの道徳」を見ながら、今後さらに道徳教育を充実していくということになろうかと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　教育委員会に選択権がありまして、道徳の教材を選んでいるということがわかりました。しっかりした立派な教材で道徳教育をやってもらいたいと思います。

また、次に学校における教育を一層効果的にするために、学校、家庭、地域社会が相互連携して取り組んでいるということなのですが、私もそれはもっともだと思います。子供たちは、学校で学び、家庭でしつけられ、地域で育つということが前から言われていますけれども、そのほかに一番注目されているのは、出前授業等と書いてありますけれども、これも多分、地域の人がこういうふうにやってくれるのだと思いますけれども、私も若いころ縁がありまして、東洋哲学の論語を学ぶ機会がありました。私、今も論語を学んでいますけれども、それが私の心の支えになっております。

皆さんも知っているとおり、論語というのは、20編、500章、正確に言うと498章なのですけれども、これは論語の、生きざまというのではなくて、孔子の生い立ちをここにつづったものなのですけれども、これは今でも2000年以上の歴史があります。ベストセラーになっております。

こういう中、この前小久保教育長から、論語を498章の中から50章を選んで、これを子供たちが素読をしているということ、これはすばらしいことだと私は思うのです。私も今論語を教わっている教育支援所の先生も、子供たちに対して論語の素読をしております。今、結構町外の人が多いのですけれども、小学校の低学年が中心なのですけれども、やはり親御さんもここに一緒に来まして素読をしているわけなのですが、本当に親子の交流がありまして、しっかりされているのではないかなと思っております。

やはり道徳教育は、2000年以上の歴史がある孔子の生い立ちですか、このような教材、道徳の教材、私は一番いいと思うのですけれども、今回出前講座しているわけなのですけれども、出前講座というのはどういうような内容なのか、教えてもらいたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

私の言葉で申し述べさせていただいて恐縮でございますが、ご承知のとおり、道徳の時間で担任が中心で授業をやるのがもちろんメーンなのです。そこに学校教育全体を通じて、それぞれの教科を指導しながら、それぞれの先生が道徳的なことを子供に伝えていく。これも道徳教育の大事なところなのです。そして、さらにやはり今後は、家庭や地域と連携して、児童生徒の豊かな心を育んでいくことが大切かなというふうに考えます。

そこで、私も嵐山幼稚園にお世話になったときに、荒井桂先生においでいただいて、５歳の子供に論語素読をやっていただいた経験がございます。そのときに、やはり感動しました。あの言葉を子供たちがすらすら覚えてしまう、わずかな時間で。

そこで、今年度嵐山町教育委員会では、校長会と連携いたしまして、やはり地域の人材を、学校教育に先生方だけでなく地域の方たちに来ていただくことも、道徳的信条を身につけるのには大事なことではないかということで、校長会で本年10月、11月に町内幼稚園、小中学校において、今ご指摘いただきました荒井桂先生をお招きいたしまして、10月、11月に道徳の出前授業を計画しているところでございます。

これについては、幼稚園と小学生には論語素読を中心に、それから中学生には生き方について道徳的に講話をいただくということになっております。荒井先生もご快諾いただきまして、嵐山町の幼小中の生徒に役に立つことであるならば、お役に立ちたいということで、現在そういう形で進めておりまして、私ども教育委員会と学校では、道徳教育の地域との連携の１つとして、初めての試みでございますけれども、導入する予定でございます。私も時間があれば、何回か拝見させていただこうかなと、こんなふうに考えているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　荒井先生が出前講座をしてくれるということで、その内容は論語ということで、私の思ったりかなったりで、本当にいい道徳教育ができるのではないかと思っておりますが。

そして、教育のことなのですけれども、やはり教育は人づくりであり、教育の目的

は、教育基本法にもある人格の完成であります。いわば教育理念の問題であり、この人格を支えるのが知育、徳育、体育であり、この３分野が均衡、調和が保たれていることが一番大事だと私は思っております。

今の社会状況を見ると、少子高齢社会の高齢化の進む中で、子供たちを取り巻く環境や生活習慣が急激に変わっております。家に帰ればゲームをしたり、塾通いなどで忙しい生活をしています。そこで、家庭や地域の教育、企業の教育力が低下してきていると思います。このような中で、テレビ、新聞などで騒がれているいじめ、不登校、自殺、また親が子供を殺したり子供が親を殺したり、また７月には佐世保市では有名進学校の１つである公立女子高校で、15歳の女子生徒が同級生を殺すという事件がありました。これは、近年日本では衝撃的な事件で、日本で起きた犯罪でも陰惨なものの１つと言われております。このような重大な問題が増加してきて、子供たちを取り巻く環境が悪化してきて、大きな社会問題になってきております。

今回の道徳の教科化は、将来を担う子供たちが社会のルールを学び、思いやりの心を養う意義は大きいし、学校でのいじめが深刻さを増している中で、人間の強さや困難に立ち向かう強さ、このようなものをつくれるが道徳だと思います。18年からは、教科書化で採用になるわけですけれども、やはり一番問題なのは、それを授業としている先生がいかに道徳をやるかだと思います。子供に響くような道徳教育を私は勧めるわけなのですけれども、やはり先生もしっかりとした教育をしてもらいながら、子供たちの心に響く教育をしてもらいたいと思いますけれども、その考えをお聞きします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

吉場議員さんからの道徳に対する熱い思いというのでしょうか、私も現場に勤めたときに、教科以外の道徳という教科が点がつかないということで、ややもすると軽んじてた経緯もないわけではございません。国がどうしてここで道徳を教科化にしようか、していきたいというのは、やはり日本人がこれから世界に羽ばたく、日本人として人材的に育つには、やはり教科、学力プラス心、豊かな心を備えているということが大切だということから、こういった形に来ているのかなと個人的には捉えております。

そこで、ただいまのご質問でございますけれども、いじめのことがちょっとお話が出ましたので、先ほど吉場議員さんから、「わたしたちの道徳」、文科省が出しているは使わないのかというような意見もございましたですけれども、今度新しくできた道徳の教科書を見ますと、いじめの問題に対して非常に教材がいいのができております。多分これを小中学校は使っていただけるかなというふうに思っているのですが、まずそのことからご説明させていただきますが、いじめの問題への対応ということで、いじめに正面から向き合う内容や善悪の判断、信頼、友情、規範意識、公正、公平などの内容を充実した例といたしまして、小学校５、６年では「愛の日記」という読み物資料の中に「いじめている君へ」、こういうテーマでストーリーができているのです。そして、中学校では、「あなたの身近にいじめはありますか」、そして「いじめ撲滅宣言」というテーマでやっているのです。これは、今、吉場さんから質問があった中で考えてみますと、これを先生がどういうふうに子供たちと考えていくかというのが、やはりすばらしい道徳の授業になるのではないかなと。

一つの方法としては、いろんな捉え方があるのですが、よい道徳教材、この教材を選ぶと、まず１点はそこだと思うのです。そして、何を目標にするか。いじめのないクラス、いじめのない学友、学校と、こういうことを目標に掲げて、それではどんな指導法をしたらいい授業が構築できるかと。先生方同士が、まずこれに対して検証しなくてはいけない。そして、授業、例えば２年１組であれば、３年の先生が見て、きょうのいじめの授業はこういうところがちょっと足りなかったのではないかとか、そういう批評し合い、そして本番の授業では、児童生徒同士が話し合い、そして意見発表ができるような場面をたくさんつくって、考えていることをお互いに言い合っていじめに対する認識を深め、そして内面に根差した道徳性を育む、これが先生の力量にかかわってくるわけです。

こういった道徳教材を使った授業が、それぞれの小中学校できちっとなされるということが、やはり大切なことでありまして、昨年度小学校におきましては、授業保護者参観で道徳授業を公開いたしまして、保護者に見ていただき、そして授業の中で討論があったようでございます。そんなことも、現在、町内の小中学校で行われておりますので、今後一層こういった形で、先生方にしっかりした道徳の授業を行っていただきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　今度の道徳は、学級担任の先生が一応授業を受け持つことになりますけれども、やはり先生の力量が問われると思いますし、子供たちにしっかりした責任ある対応してもらいたいと思います。

　また、ここに今回「わたしたちの道徳」、その中には偉人伝、名言、読み物の要素ということで、それが入れられているわけですけれども、嵐山町を見たときに、昔からの偉人だとか名言だとか、ここにいっぱいあると思います。やはり最終的には、このような社会科にもあるような副読本、このような本をつくって、身近なところで道徳教育をするのが私は一番いいと思いますけれども、またこういうところも要望としておきますので、考えてもらいたいと思います。

　では、２番に入ります。

○青柳賢治議長　はい、どうぞ。

○７番（吉場道雄議員）　人口減少問題について。日本創成会議が５月、人口減の加速で将来消滅するかもしれない896自治体のリストを公表しました。比企郡は、滑川町を除く全ての町村が入っております。この人口減少の問題は、経済、地域の影響も大きく、売り手も買い手も少なくなり、店舗は撤退し、農業の後継者不足に拍車がかかり、荒廃地も多くなり、消防や地域のお祭りの担い手が不足し、まさに死活問題になります。嵐山町は、このような問題をどう取り組んでいるのかお聞きします。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　質問項目２についてお答えをさせていただきます。

　人口減少問題は、本町はもちろん、日本社会全体が共通の重要課題として取り組まなければならないものであると考えております。平成26年７月15日、全国知事会では「少子化非常事態宣言」、これを発しました。この中でも、「少子化対策は国家的課題として位置づけて、国と地方が総力を挙げて抜本強化に取り組み、我が国の未来の姿を変えていくことは、我々に課せられ使命である」としております。

　町では、平成26年度から少子高齢化、人口減少社会、これの進展に歯どめをかける施策を積極的に展開をするため、転入奨励事業、これの取り組みを開始をいたしました。また、昨年度設置をした定住促進検討チーム、これを中心に庁内全体で検討した各種施策について、実現可能なものから順次取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、国・県におきましても、今後、人口減少に対する各種施策が展開されることが予想されるため、常にアンテナを高く情報収集に努めながら、活用が可能な制度、これを積極的に導入していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　では、質問させていただきます。

町でも転入奨励等の取り組みをしたり、定住促進検討チームをつくって検討しているということでございますけれども、この問題は本当に重要な課題でありまして、政府のほうも人口の問題は最重点課題といたしまして、今回の組閣で地方創生担当大臣を設けまして、まち・ひと・しごと創生本部を発足しております。

埼玉県を見ますと、人口の推移は大体横ばいを見ますけれども、どうしても東京に近い南部のほうに集中しております。やはり中部、北部といった農村地帯は減少ぎみで、本当にこれで言うと41団体ですか、自治体が減少の傾向を追っています。やはり、これから、どこの自治体もこの問題に対して一生懸命取り組むと思います。どうしても先にこの問題を取り組んだほうが、やはり10年、20年先に結果が出るわけなのですけれども、今すぐ出なくも、それを見据えて、今から十分に検討チームをつくりながらやる必要が私はあると思います。

それで、町長はよく新しい事業をやるときだとか商品をつくるときは、若者、外者ですか、というような意見を聞きながらやったりすれば、それにまたよそとは違うような考えで何か物事ができるということもよく言われました。やっぱり嵐山町は、全部ここで一緒にこの問題はやるわけなのですけれども、嵐山町の自然や地域の特性を生かした、若者が安心して安全に集まれるような、ほかの自治体では考えられないような何か施策みたいのをお持ちでしょうか。難しい問題ですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今、答弁でも話をさせていただきましたが、「少子化非常事態宣言」というのを全国知事会で出したのです。それぐらいどこの市町村でも大変な状況になってきているわけです。「「自治体の消滅」の罠」というので、東京大学の名誉教授の大森先生というのが書いている文があるのですが、そこの中にある自治体の消滅といえば、平成の大合併で消滅した町村数1,600と書いてあります。ですから、自治体が

消滅したのというのが1,600、このさきの町村合併でもそういうふうに生まれているわけです。

それで、その1,600消滅をして、生まれて広くなった市町村もあるのですかね。そういうものが、その前と後とどうなったかということが一番の問題であって、ですから、今度のこの人口の減少の中でも消滅をすると、こういうふうに言われているわけですけれどもも、ただこれには条件がついているわけです。今、何もしないでいけば、今のままいけば、このまま放っておけばということなわけです。このまま放っておくと、そういうふうになってしまうかもしれない。だけれども、今から手当てをして、日本は人口１億を守っていこうというようなことで、国が取り組んできているわけでありまして、きのうも答弁で申し上げさせていただきましたけれども、やっぱりしっかり取り組まなければいけないと思いますけれども、悲観をする材料もないのではないかなと思うのです。

今まで日本の中で、きのうも言いましたように、歴史の中で、本当にとんでもないことがいっぱい起こってきているわけです。それで、日本史の年表を見ても、本当に今より大変なのではないかと思うようなことがいっぱい書いてありますし、それ以上に、衛生面とかが発達してない、進んでなかった状況の中で、病気になる、疫病が出てくるというのは、それこそ村がなくなる、町がなくなるというような状況だったと思うのです。そういうようなこと、それから天変地異、いろんなこと、今以上のことが起こって書いてあるわけですけれども、そういうようなことを日本の中では乗り越えてきているのが日本民族だと思うのです。ですから、ここの人口が減っていくのというのは、それなりに大変な部分もありますけれども、やっぱりそこのところはしっかり乗り越えていけるのが、日本の国民ではないかというふうに思ってます。

ですから、何が特別にというのがなかなかないのですけれども、人口が減ってくるって、ここに書いてあるのは、女性が減るということなのですよね。女性が減るから、消滅するのだということが書いてあるわけであって、ですからその女性を減らないようにするのにはどうしたらいいのか。きのうからいろんなお話が出ているように人口をどうやって、若い世代の人たちを、生まれて育てやすいような社会にするのにはどうしたらいいのかということですので、ただただ子供を産んで育てているというだけでなくて、日本全体の社会構造というものを考えなければいけないでしょうし、嵐山では、恵まれたこの自然というものをしっかり守っていかなければいけないでしょうし、

今おっしゃるように、農業基盤というのはしっかり今と同じような形で、嵐山町のいかに次世代につなげるかということだと思うのです。

それで、それをやっていくのにはというので、きのうも国連の話もありましたけれども、水はどうするのだ、食料はどうするのだ、人間はどんどん、どんどんふえていく。そういうようなことを、日本は減ってきますけれども、世界全体としてふえいくわけですから、そういう中で暮らしよくするのにはどうするかということですので、知恵の出し合いというのですかね、かえっておもしろくなってくるのではないかと思うのですけれども、何かうまい案がなくて申しわけないのですが、そんなふうに考えています。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　今、この問題はやっぱり女性が減るということだし、いかに若い人が生まれてくるかということと、知恵の出し合い、うまい案はあるかということなのですけれども、ちょっとここに公明新聞の切り抜いたものがありますけれども、これは全国で一番若年女性が多いところなのですけれども、全国でも1,800の市区町村がありますけれども、ほとんどの、だからそのうちの896の自治体が消滅状態ということでありますけれども、この中で15カ所ほど女性が多くなっているところがあります。

それは、中でも一番なのは石川県の川北町、増加率が全国１位にランクされているということです。川北町の人口は６月１日現在6,284人と、嵐山町の規模からすると本当に小さな町なのですけれども、1980年、今から34年前、村から町に変わりました。そのときから人口を比較しますと1.5倍になっております。川北町がどうしてこのように発展したのか、やっぱり地の利があるからということなのです。金沢市と、空港がある工業都市で小松市の中間に位置していると言われる地の利があった。さらに魅力あるまちづくりということで、この比企郡でやっているような事業は全部、子育て支援、だからこの例なのですけれども、財源がありますから、子育て事業に関して、よそにはできないような事業をしたわけなのです。

中でも注目されたのが不妊治療、それは2000年から年齢とか所得だとか期限を切らないで、一子の子供ができるまで70万という補助金をしました。それが結構全国的にも公的な不妊制度、公的な費用で不妊制度をするということで注目されておりました。やはり何といっても、よそと変わっていること、事業をしなければ、みんなも新聞で

もテレビでも取り上げないと思うし、これはこれからよう読んで、この辺だって、埼玉県だって41の自治体が同じようなことをするわけなのですよ。だから、やはりよそと違ったことをすればいいと思うのです。

ここで、また私が思うことなのですけれども、今全国的に見てみますと、気候の温暖化、本当に自然災害が猛威を振るっております。この間も広島県で豪雨による災害が起きました。本当にこれからは10年、20年に１遍の災害だと言いますけれども、これがこれからだんだんだんだん温暖化になっていきますと、いつ何どき、そういうような大災害が起こるかわかりません。しかし、幸い、この私たちが住んでいるところは、非常に災害は少ないところであります。本当に今まで私たちは、昔、関東大震災というのがあったかもしれないですけれども、私が住んでて、本当にここに災害らしい災害は、やはりそういう安全安心なまちづくりをみんなで進めているからだなと思うのです。

だから、これは全国的に見ても、このような地域はないと思います。全国にしても、指折りな地域に住んでるのではないかと思います。だから、こういうふうなところの地の利を利用して、嵐山町は一番安全なところで、子供たちが、今まで町長がやったような事業を、だからそれをメーンに据えて一緒にできれば、ほかからの全国的にも有名になって注目されて、解消するような一つの手ではないかなと思いますけれども、お考えをお聞きします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　やっぱり全体的にへこんでいるというか、少なくなっているわけですから、それで今おっしゃるように、何カ所かふえているところがある。だから、そこのところほかと違うことやっているよということなのですね。町村会でも、議会でも議員さんもそうでしょうけれども、視察があるわけです。それで、人口がふえているところにみんなどんどん、どんどん行って、いろんな話を聞いたり、見たり、現地でこうやるわけですけれども、あるところに行って、そこのところは人口がここのところ何年かふえているということなのです。それで、減っているところというのは、その近くのところなのですね。というのは、ここのところで、うちをただ安く貸しますとか、こういうものができます。農地をこういうふうに使えますいうことで、ここからこっちに移るわけ。これは、だから、そこのところがふえた。ふえたというのが、

日本の人口増加のところにどれぐらい、どう影響するかというのは、これからの課題だと思うのです。

それで、一番大きく考えてもらいたいというのは、どうしようもないなと思うのは、人口が今一極集中といって、東京都に集まっているということです。だけれども、東京都の子供を産む割合、率というのは一番低いのです。ですから、人口が東京がふえているというのは、どこからのところからこういうふうに行っているからふえているのであって、そこの供給地、そこのところから行っているところの地域が少なくなって、行く人がいなくなると、東京は周りのところ以上に人口が減るわけです、急激に。産む人は、産む人というか、出生者数は少ないし、率も少ないわけですから。だから、周りから行っているからふえているので、それが行かなくなったら、どかんとこういうふうになる。そういう状況というのが、日本が、全体が抱えている問題なわけです。

ですから、小手先のことだと、なかなかできないかなというのがあるのです。周りはあれだけれども、うちの村だけ、町だけ人口がふえれば、それでではおうちをつくって、そこのところただで貸して、畑をこれ使えるようにやったらどうだとかいうようなことというのをやっているわけですけれども、やっぱりそれだとどうかな。だから、全体でこの人口減少にどう取り組むかということになってくると、やっぱり国に基本的なことをやってもらわなければだめなのかな。それで、それには、どうしたら若い人たちが結婚をする気になるのかな。

きのうも言いましたけれども、「結婚を一生するつもりがない」というのが２％強だったのが、10％ぐらいになってしまっているのです。それで、「いずれは結婚する」というのも、96％ぐらいあったのが86％だから、10％ぐらい減ってきている。ですから、こういうような状況の若い人たちの考え方を昔に戻すというか、そういうようなこと、地道な取り組みですけれども、そういうことなのではないかな。それには、きのうも言いましたけれども、結婚をする気になること。そして、結婚したら出産をする気になること。そして、出産をしたら子供たちがしっかり育てられるように、きのうも議員さんからお話ありましたように、夫婦相和しながら、協力をしながら、子育てがしやすい状況を家庭の中でも、また地域でもということ。これが全体で進めていかないと、日本の人口動態というのが変わるところにいかないのではないか。だから、地道な取り組みですけれども、そういうものをみんながこういうふうに、基本はここなのだということを認識をしながらやっていく。

それで、今、自分のところではこういうことができるということを、それぞれがやっていく。そういう意識づくりといいますか、そういうような本当にスタートに立った、今まで減るよ、減るよと言われているわけですけれども、それぞれ小手先のことはやってきたけれども、根本的なことについては、国で手当てがちょっとおくれてきているわけですから、そういうものが一番取っつき、始まったところかな、そんな感じがするので、嵐山町でもできることはやっていく。今、嵐山町の実力で、そして地域の皆さんの思いの中でできる事業をやっていく。そういうふうに町では進めていきたいと考えています。

○青柳賢治議長　第７番、吉場道雄議員。

○７番（吉場道雄議員）　どうもありがとうございました。

この川北町、地の利があって財政的にも豊かなわけで、こういう展開したわけなのですけれども、やはりその裏には公共施設などを集約化したり、必要限度に節約も町民一体となってしたから、こういう結果が出たということですけれども、もっとこの問題を、重要な問題でございますので、役場職員、議会だけではなく、町民にももっともっと知ってもらって、町民全体でこの問題を取り組まなければならない重要な課題だと思いますので、これからもよろしくお願いします。

以上です。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　川　口　浩　史　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１の官製ワーキングプアをつくらないためにからです。どうぞ。

〔９番　川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。それでは、一般質問をしてまいりたいと思います。

１番目の質問が、官製ワーキングプアをつくらないためにであります。民と官の官です。ワーキング、仕事をしているということですね。プア、貧困とか貧乏とかという、仕事をしているのに、お金がないで苦しんでいるという人たちのことを指すことです。ワーキングプア、正確には小久保教育長や佐久間議員に聞いていただきたいと

思います、意味がもしわからない場合は。

そこで、第１番目として、（１）、最低賃金は守られているのでしょうか。

２番目として、派遣労働者へ指揮命令をしていることはないのか、伺いたいと思います。

３番目として、公共工事の請負労働者に建退共証紙の貼付は確認しているのか。

４番、公共工事の元請事業所等に国交省どおりの賃金が支払われることが肝要であると考えます。そのための条例のお考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

現在の埼玉県の最低賃金は785円であります。嵐山町の臨時職員賃金につきましては、職種によりますが、800円からとなっておりますので、現時点では最低賃金は守られていると考えております。しかしながら、平成26年８月に埼玉地方最低賃金審議会から、現行より17円引き上げ、時給802円とする旨の答申が行われております。このことを鑑み、近隣市町村の状況を確認して、10月から賃金を見直す方向で検討しているところでございます。

次に、（２）につきましてお答えいたします。現在、人材派遣会社から派遣を受けて業務を行っている事業はございません。また、アウトソーシングをしております水道事業業務委託及び学校給食センターの給食調理等業務委託につきましても、指揮命令をしていることはございません。

次に、（３）につきましてお答えいたします。建設業退職金共済制度につきましては、建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項において、１件500万円以上の工事請負契約を締結した受注者に対しまして、建設業退職金共済の発注者用掛金収納書を貼付した状況報告書の提出を求めております。

質問項目１の（４）でございますが、町では契約約款、競争入札参加者心得、建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項を必ず確認した後、入札に参加していただくように求めております。特に、建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項では、「公共サービスの実施に従事する者の労働環境について」という項目を設けております。契約締結時には、契約約款により、受注者は労務に関する一切の責任を負うものとしており、適正な労働条件の確保や労働条件の整備を行うよう受注者に求めているところ

でございます。

また、平成26年度嵐山町の入札契約制度の基本的な考え方においても、「労働関係法規の遵守について」の項目を設定し、公共サービスに従事する労働者の方々への配慮を求めております。もちろん、公共工事設計につきましても単価の適正化に努めており、現時点においては、議員ご指摘のような条例の制定については考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　私も、村木厚子さんの講演を聞きに行ったのです。ちょっと唐突ですけれども、私が関心を持ったのは、未婚率の高い人はどういう人かと、これを村木さんのほうがパワーポイントで説明しておりましたけれども、収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高いと。女性は、非正規雇用や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高いと、こういう説明だったのです。説明というより、これはアンケートをとってのことですよね。

ですので、今の仕事状況が、先ほど人口問題が出ておりますけれども、仕事状況が未婚率を高くしているのだというふうに私は思うのです。町がこれでどこまでできるかというのは、限界はもちろんありますけれども、考え方は、そこを国全体で変えていかないと、小手先のことをやっても、私は変わらないのではないかなというふうに思うのです。それで、今回このような質問をしているわけなのですが。

それで、最低賃金は守られているということで、今度上がるけれども、これは10月から実施をするということで、それでいいわけでしょうかね。検討だと言いますけれども、それでね。では、いいです。はい。

それで、２番目なのですけれども、派遣労働者への指揮命令をすることがなぜ悪いのかということなのですけれども、これは戦前に問題があって、戦後の労働基準法の中で、これをやめていこうということにしていったわけなのです。戦前は、労働者を物のように売り買いをしていたと。売ったほうは、労働賃金なども含めてピンはねをして、労働者は本当に安い賃金で働かされてきたと。これではだめですよということで、こういう今の偽装請負というものを禁止してきたということなのです。これが直接労働者が派遣によって、派遣先の事業主から、こうしてくれ、ああしてくれというのはやめてくださいと、そこにつながるのだということなのです。

そこで、今、私もあくまでもこれは確認でよかったので、指揮命令をしていることはございませんということでありますから、これもわかりました。これも結構です。

続いて、建退共のほうに移りたいと思います。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○９番（川口浩史議員）　建退共は、建設現場で働く労働者に退職金をきちんと支払おうということで、国がつくった制度なのですね。仕事をして、シールというかあれを張るわけなのですけれども、これがなかなか労働者側からは、受注した元請の業者にこれが言いづらいということで、これが張られないと。結果、労働者が定年というか、年をとってきて、退職金ももらえないという状況が何人も発生しているということなのです。そういうことでは、やっぱりまずいなというふうに思って、今労働界もきちんとやっていこうということなのです。

町は、そこで確認をしているということなのですけれども、どのような確認をしているのか、全員が張られているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

先ほどもちょっと申し上げましたが、１件500万円以上の工事請負契約、これを締結した受注者に対しまして、建設業退職金共済の発注者用の掛金の収納書というのがあるのですけれども、それを状況報告書に貼付をしていただいて、１カ月以内に町のほうに提出をしていただき、確認をしていると、そういうことでございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、一人一人の労働者の状況を把握しているというわけではないのですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　ご指摘のとおりで、一人一人のそこの現場で働く労働者の手帳を確認しているわけではございません。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　その確認はできない状況というのをちょっとお話しいただけないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　この退職金、先ほどちょっと申し上げた発注者が掛金収納書を貼付したということは、そのことで、その現場の労働者に証紙が張られると、そういうことでございますので、あえて現場に行ってそのことを確認するということはしておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　別に、今この人が張られていないんだという、そういうことで質問しているのではないのです。今、そういう意味で平時というか、何でもないと。そういう事件が起きる前に、きちんとやっておいたほうがいいだろうということで質問しているのですけれども、手間が大変なのだよということであればわかるのですけれども、最初にこれだけで確認しなくて済むのかというか、遺漏が起きるのではないかと、見逃すのではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。やっぱり、手間が大変でなかったら、最終確認はきちんとしていただきたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

手間が大変というよりも、それは受注者の義務になっていることでございますので、あえて発注者がする必要はないものと考えております。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ところが、労働者の、これいつだろうな。ちょっと年数が出ていないね。常用労働者、手間請、一人親方、こうした方324人にアンケートをとって、建退共の手帳を持っているかということで聞いたところ、36人、11％なのですね。ですので、年度はちょっと載っていないのですけれども、これは2013年のものですから、そんなに古い数字ではないと思うのです。そんなに古くない人たちだと思うのですけれども、１割ぐらいしか建退共の手帳を持っていないのですよ。持っていなければ、証紙の張りようがないのですから、やっぱり確認はしていっていただきたいというふうに思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　繰り返しになってしまうかもしれませんが、この制度自体は、先ほど議員さんご指摘いただきましたように、国がつくった制度、それから法に基づいてできている制度でございます。それは、あくまでも工事を請け負った発注者に課せられた義務というのは当然あるわけでございまして、それを履行してもらう。そのために、町は契約のための特記遵守事項でありますとか契約約款とかつけまして、それで工事をお願いするわけでございますので、そこにつきましては受注者のほうでやっていただくのが筋だというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　課長はそこまでだと思うのですよね。どちらでもいいのですけれども。では、こっちから、元請がその責任があるという答弁でした。でも、下請で働く労働者は、その手帳さえも持っていないのだということで、大手はそれで退職金積み立てをしなくて済むのですから、それは楽ですよ、そういうほうが、ないほうがね。でも、労働者を守っていくということを、町の姿勢として私は持っていただきたいと思うのです。さほどの手間ということではないのですから、いかがでしょうか。嵐山町は、ではやっていきましょうという、そういう答弁いただけないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　課長から今答弁したように、町の姿勢といいますけれども、これが最高の姿勢なのですよ。守ることは、企業が決められているわけですから、国で。それで、そこのところを契約をするわけですから、決められたとおりにやってくださいよということで、それの証拠をつけて出してください。そういうことで契約をしながら、お互いに信頼をして仕事を進めていく、こういうことでございますので、嵐山町とすると、課長答弁のとおりの形でこれからも進めさせていただきたいと思っています。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　１割ちょっとしか手帳を持っていないのですから、９割ぐらいの人は張りようがないわけですので、退職金をもらえないという労働者が圧倒的に多いわけですよ。今、労働環境が本当に悪いというふうに思うのです。

私、この質問をする中で、ちょっと自重気味なのですけれども、憲法も無視をされる今時代ですから、さきの集団的自衛権というのは、憲法９条では、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する」と、こういう中で、武力の行使の可能なものを閣議決定しているわけですからね。憲法が無視をされる時代ですから、その下の法律なんというのも、どんどん無視をされてきていますよね。この10年、そういう時代でしたよ。

気がついてみたら、未婚率、低いのはどういう世帯だと。そうしたら、そこは非正規雇用、さっきの村木さんの収入が低い人たちだったと、雇用が安定しない人たちだったということでしょう。やっぱり、ここを解決しなかったら、私たちの未来というのは、私は明るくないなというふうに思うのです。町長がそういう答弁してしまったのですから、変える気はないでしょうから、ぜひ今後に向けて改善をしていただきたいというふうに思います。

４番目のこれは公契約条例の件なのですけれども、つくる考えがここでもないということで、これをやっても多分また同じだと思います。今、私がお話しした点に尽きるのです。雇用の安定をいかに、町サイドでどこまで見ていけるか。そして、その上に立ってというか、いい社会をつくっていこうということなのです。これも、ではやる気ないでしょうから、わかりました。これで次に進みたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は11時15分とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時０２分

再　　開　午前１１時１４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項２のテスト偏重によるゆがみのない教育についての質問からです。どうぞ。

○９番（川口浩史議員）　テスト結果が悪いと、人格の否定にもつながる風潮があると感じております。こうした風潮に惑わされない教育が必要ではないかと考える次第ですが、お考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　川口議員の質問項目２につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町の小中学校では、小学６年、中学３年に実施する全国学力調査結果に対して、国語、算数、中学校は数学の学力の特定の部分を測定することを基本に置き、序列化や過度の競争、劣等感や人格の否定につながらないよう教育上の効果や影響等に十分配慮しておるところでございます。

町内の小中学校においては、テスト結果により困っていることや、児童生徒同士、教職員と児童生徒間でのトラブル等は発生しておりません。周り、大人や教職員が配慮をしていただいている結果と受けとめております。今後も負の風潮にならないためにも、人権教育の徹底、道徳教育における心の教育を一層推進していくことが大切と考えています。各小中学校ごとに先生方が調査結果を謙虚に受けとめ、丁寧に分析し、指導方法の工夫改善、一人一人の児童生徒への励まし、やる気につながるよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　８月28日、７日だったか、全国学力テストが公表されまして、それを受けて静岡県知事は公表したわけですよね。静岡県、上がったらしいですよね、前回から。沖縄も上がったというふうに新聞に載っておりました。沖縄は、昨年最下位だったのだが、これが一気に６位になったということです。静岡も小学校の国語が最下位だったのが、27位になったということで載っているのですけれども、ただテストの本来の目的というのは、この子供が何をまだ理解をしていないのだろうかということを、それをはかるものだと思うのです。それが順位で見てしまうというのは、本当に子供を狭く見てしまうなというふうに思うのです。

人格の完成というのは教育基本法から抜けてしまったわけですけれども、やはり人格の完成を目指して取り組んでいただきたいというふうに思うのです。私の持っている辞書、広辞苑、もう古いのですけれども、第四版というのか、四という数字がありますけれども、それによりますと、人格というのは「人がら」だというふうに１番目に載っておりまして、２番目には「ある個体の認識的・感情的・意志的および身体的な諸特徴の体制化された総体」だと、ちょっと私には理解ができないのですが、人柄だというのがわかりやすいなというふうに思うのです。

やっぱり、いい人柄に育つには、教育を部分的なもので伸ばすのでは、いい人柄にはならないのではないかというふうに思うのです。30年以上も前のことですけれども、暗記や詰め込み教育に批判が集まり、ゆとり教育というものを持ってきたわけですよね。教育長自身、教育の実践をされてきたわけですけれども、ゆとり教育というのも実践してきたわけですけれども、どうだったのでしょうか、何か弊害とかまずいなという点がありましたら、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

今お述べになられたことは、基本的には私も全く川口議員さんと同じ考え方でおります。いわゆる、ゆとり教育というのが弊害がどうかというのは、一概にこれは断定できないものがあるかなと私は思っているのです。というのは、ちょうど私が退職するころが完全週５日制で、平成14年度が全て土曜日休みになった年度なのです。それから10年以上たって、またここで返上して土曜日も授業が可能になると、こういうふうな形が現在進められておって、全国的にはまだ土曜日授業やっているところはそうないのですが、前にちょっとお答えしたような記憶もあるのですが、その土曜日の授業を現在やっているのは、小学校、平均年３回。何をやっているかというと、先ほど回答したような形に近いのですけれども、道徳の授業等を保護者に土曜日に公開して、月曜の代休がない、これが授業をやったという形なのです。

私は、このゆとり教育はよかったと思っています。つまり、生活科というのを入れたのですよね。子供たちの学力は、自然やそういう地域、歴史含めて、郷土を学んだり、自然や生き物を学んだりして、そこから命を大事にするとか、そういったものを含めてゆとりある教育を導入したのが、いつの間にか学力のほうにまた流れが変わってきて、今お話のあった全国学力調査等が、ああいった序列化というのでしょうか、点を公表して、どっちがいい、悪いとかと、こういうふうな短絡的な形になってしまったわけで、私は、ゆとり教育は、もちろん弊害がないとは言えないと思うのですけれども、全体的にはそういったゆったりとした生活が小中学生のときからでき、また学ぶときも一生懸命学ぶと。そういった体制が出てきた中で、現在、こういうゆとり教育が、またどっちかというと否定されたような形でマスコミが取り上げていますけれども、私自身は、このゆとりある教育というのは、今でも大事な教育の１つかなと

いうふうには考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　はい、わかりました。この項、その答弁をいただければ結構ですので。やはり、周りがそういうことで、今のような風潮が高まってこないことを願いたいのですが、高まってきたら惑わされないようにしていただきたいと思うのですよ。

やはり、子供は、子供はと私が教育長に言うのは何か釈迦に説法のようなので、申し上げることではないのですが、ちょっと学んできたのでね。やはり、みんな同じで成長しないのだと。そこの捉え方が、大学の教育学を研究している学者先生がそういうふうにおっしゃっているのです。やっぱり、一人一人が違うと。そして、価値観も一人一人が違う。そこを理解して教育をしていくことが大事だということを、第一に置くべきだと。友達同士の信頼関係を培う、子供同士、それと自分とは考えの違う人とも協力できる力をつけていくと。あの子はちょっと私とは意見が違うとか何かで、排除しようというのがありますので、そういうことがないようにしていくことが教育の本来の目的なのだということであります。まだありますけれども、教育長には釈迦に説法でありますので、ぜひ先ほどのご答弁を中心に教育を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に進みたいと思います。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○９番（川口浩史議員）　３番目ですけれども、災害による避難勧告についてということで、昨年の12月議会、大島の災害が起きたときにも同じような質問をいたしました。今回、２番目が同じような質問なのですが、１番目として、土砂災害警戒区域が埼玉県には2,992カ所あると新聞に載っておりました。そのうち、嵐山町には指定箇所が何カ所あるのか伺いたいと思います。

２番目として、広島市の土砂災害は避難勧告が遅かったと、松井市長の反省の弁が聞かれております。避難勧告を出す難しさは理解をいたしますが、早期に出す必要があると思います。お考えを伺いたいと思います。

３番目に、学校橋の河川内にキャンプをしている方がおりますが、降雨時の対応はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、質問項目３の（１）について、まずお答えをさせていただきます。

嵐山町での土砂災害警戒区域の指定は、現在９カ所です。ただし、これ以外にも調査対象区域があり、県による基礎調査が全て終わりましたので、早ければ今年度中に新たに28カ所が指定される予定となっております。この指定がされますと、合計で37カ所になります。なお、この指定区域内に、37カ所でございますけれども、この中に住居があるのは14カ所でございます。

続きまして、小項目（２）についてお答えをさせていただきます。本町におきましても、土砂災害に対する避難勧告の発令基準は、嵐山町地域防災計画で定めております。その中で、その発令に当たっては、県からの土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の斜面の状況や気象状況等を総合的に判断し、避難勧告等を発令することとしております。

しかしながら、ご質問の広島市の土砂災害、７月９日の南木曽の土石流、さらには昨年の10月16日の大島の土砂災害などは、いずれも深夜から早朝にかけて発生しており、夜間における状況確認の困難さ及び判断の難しさを浮き彫りにしたものと考えております。

このような災害を教訓として、議員ご質問のとおり、大事なのは空振りを恐れず、早期に勧告などを出していくことが必要であると考えております。また、指定区域内に住んでいる方々には、土砂災害に対する危険性をふだんから十分に認識していただくことも重要と考えております。大雨が予想される場合には、あらかじめ２階があれば２階へ、２階がなければ、なるべく山側から離れた部屋へ移動するなど、避難勧告の有無にかかわらず、自主的に避難行動をとっていただくよう啓発を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　質問項目３の（３）につきましてお答えをいたします。

学校橋河原につきましては、町で占用許可を取り、川遊び場として午前８時から午

後５時までの間のみ、観光協会で管理をしております。大雨時の対応としましては、河原利用者には退去のお願いをした後、河川側と出入り口付近の２カ所に車どめを設置し、出入りができないようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　警戒区域が嵐山町で37カ所ということで、このうち住居が14カ所あるというご答弁でありました。住民は、このうち知っている方はいるのでしょうか。この９カ所があったところに住んでいらっしゃる方がいるのか、新たに指定された場合に、住民へはきちんとお知らせするのかどうか、ちょっと考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、現在、指定をされている９カ所の中に住んでいらっしゃる住民への周知でございますが、土砂災害の警戒区域あるいは特別警戒区域、この指定につきましては、県のほうが調査をし、指定をしていくということになりますが、まずこの調査に入る段階で、その地権者につきましては、この土砂災害の調査対象区域になっていますよと、そういうことで立ち入りで調査をさせていただきますという通知を差し上げると同時に、その方たちに来ていただいての説明会を行います。そして、その近隣の区長さんにも同時に通知をし、説明会に来ていただくという形の中で調査に入ります。

そして、実際に町の調査が終わりますと、こういったところについて指定をしていきたいけれども、町の意見はどうだということで、町の意見を求められます。

その後において、県が判断をし、指定をするという手続になっているのですが、その指定がなされましたまず９カ所につきましては、県からの通知と同時に、町では町から改めて指定をされたと。その場合において、その警戒区域内に入っているので、こういった自主的な避難行動をとっていただきたいというご連絡をさせていただいております。

なおかつ、町のほうでは、その中にある住居、その世帯構成はどうなっているかということも、改めて連絡先等も作成をし、非常時に備えては個々に連絡をできるような体制、こういったものを整備させていただいているということでございます。です

から、その９カ所については、町も把握をしているし、住民の方たちも、自分の家屋が危険の特別警戒区域の中に入っているということは承知をしているというふうに考えております。

なお、今後指定される可能性のあるところにつきましても、そういった調査段階でのいわゆる説明会も行っておりますので、調査に入っているということについては承知をしているというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか、わかりました。

２番目のほうなのですが、私も聞こうと思っていたのですけれども、この避難勧告を出す場合の町の手順といいますか、それを聞こうと思ったのですけれども、それが答弁のほうに載っておりますけれども、県からの土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の斜面の状況や気象状況等を総合的に判断と。参考で動かなければならない、担当課として大変難しい判断をしなければならないなと、これを見て思ったのですけれども、実際そうなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　まず、この土砂災害警戒情報というものは、どのような形で出されるかということをちょっとご説明させていただきたいと思うのですが、この土砂災害警戒情報というのは、気象庁と、それから県、こちらのほうがデータを分析しながら出してくるわけなのですけれども、基本的には災害、気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視をいたしまして、それから避難に必要な時間を考慮して、２～３時間後に発表基準線を超えると予想される場合、こういった場合にこの土砂災害の警戒情報を公表するという形になっております。

と申しますと、基本的にはその２～３時間前の雨量というのでしょうか、その状態を見ながら、それまでのいわゆる累積の雨量、２～３日前から降っているとか、そうすると土壌の中にそれなりのいわゆる含有雨量があると。さらに、今降っている状況はこうだということを勘案すると、２～３時間後には、その警戒の基準を超えるだろうと言われた場合に、県のほうから、具体的には市町村のほうに情報が参ります。

ところが、先ほどの議員のご質問のとおり、今回の広島ですとか、その前の大島等の情報も、その２～３時間前というのはそれほど降ってないのですよね。ですから、

そのときに出された情報で、その２～３時間後に予想される雨量があれば、当然危険基準を超えるし、逆に言えば、その時点では降っていたけれども、災害情報を出したけれども、その後、予想に反してそれほど降らなかったというケースもあるということで、なかなか２～３時間後の予想の情報をもとに、その時点で避難してくださいという勧告を、ましてや夜中に出すということになるのは、かなり降っている段階で出すということになりますから、その辺の判断というのは、やはりかなり難しいものがあるなというふうには感じております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。担当課だけでやるわけではないわけですけれども、でも大変だなというのを感じました。

それと、周辺の斜面の状況や気象状況等を総合的に判断て、37カ所も今度あるわけですよね。これ可能なのですか。37人の職員が、とりあえず行って見るという形ですよね。１人が何カ所か見る場合もあるかもしれませんけれども、どうなのでしょうか。これは可能でしょうか、担当課としての。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　可能かというご質問ですけれども、まず避難情報が出される、その段階で相当のそれなりの雨量が、例えば50ミリを超えるような雨量が降っている段階。そうなった場合には、仮に夜中でなくても、職員が現地に出ていくということ自体がかなり難しいのではないかというふうに思います。50ミリを超えるような雨量が降っているということは、ワイパーでも車は掃き切れません。その状況の中で、道路の状況はどうなっているかといえば、相当冠水をしているような状況もあるでしょう。そういった中で、職員がパトロールに出ること自体がかなり難しいのではないかなというふうには、現実的な話として思います。

ですから、そういった場合に、どのような形で情報をとるかというのが一番の今後の課題でございまして、やはりその地域に住んでいる自主防災会の皆さんあるいは区長さん、あるいはそこの避難区域の中に住んでいる実際の住民の皆さん、そういった方から情報を、今の状況はこうだというものを寄せていただく、いわゆる連絡体制、そういったものをつくっていくということが、かなり現場の状況を知るということに

おいては重要になってくるのではないか。

その辺の体制づくりというのが、今度の37カ所の指定がされた場合には、町ではハザードマップを改めて作成をしてまいります。そして、そのハザードマップの中で、その方たちがどの避難所に、どういう経路で逃げていただくというものを定めてまいります、その地域ごとに。そして、自主避難ということを含めた連絡体制、そういったものも含めたハザードマップといいましょうか、避難計画を作成するということになりますので、その現況確認というものも含めて、地域の皆さん、自主防災会あるいは区長さん、あるいは消防団、そういったところからの情報との連携、そういったものの連携づくりというのが一つの課題かというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか、わかりました。

今回、避難勧告がおくれたという中で、岐阜県の高山市も相当な雨が降って、170カ所で崖崩れが起きたというのです。だけれども、人的な被害は１件もなかったと。素早い避難勧告が功を奏したというふうに載っているのですけれども、大変難しい判断をしなければならないですけれども、やっぱり早目の避難勧告をしていくことが大事だなというふうに思います。それをよろしくお願いをしたいと思います。

それで、主的に避難行動をとっていただくと、これがこの前ＮＨＫの朝の討論でも、釜石の奇跡か、あの指導をした先生、教授がお話ししていましたけれども、どうしても公からの情報というのはおくれることもあると、今回の例のようにね。あるのだから、一人一人が、特に危険なところに住んでいた場合には、自主的な避難というのをしていかないと、こういう人的な被害というのはなくならないでしょうという、そういうようなことをおっしゃってたのです。

ただ、これは口で言っているだけではそうならないので、この個人個人に意識を持ってもらうためにやっていただきたいと思うのです。今度も28日に防災訓練ありますけれども、ああいう場でやっていって意識づけをする必要があると思うのですけれども、ちょっとその辺、お考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　議員さんのおっしゃるとおり、それが一番重要だというふうに考えております。今、土砂災害の９カ所の指定区域内の中に、どんな住居があって、

どのような方がお住まいになっているかということを、町のほうでも把握をいたしております。

その中で、特に避難勧告を出しても、中には要援護者だけで要するに住んでるという家庭がございます。避難勧告や避難指示を出しても、この方は逃げられません。職員、町が行くなりして避難をさせなければできない。しかしながら、その状況の中で、町も行けないかもしれません。ということになると、その方々に関しては、町のほうでは、避難勧告や避難指示を出した段階では逃げられないので、そのご家族といいましょうか、そういう方たちと連絡を今とらせていただいて、今夜大雨が来そうだ、避難指示や避難勧告、土砂災害の警報が出そうだというところについては、事前にその方をご親戚の家で引き取っていただくなり、事前に安全な施設に入っていただくなり、そういったことをぜひ考えていただきたいということで、そのご本人と、そのご家族との連絡をとらせていただいて、そしてそのような打ち合わせをさせていただいております。

そういったきめ細かいといいましょうか、幸いにと言ってはあれなのですけれども、嵐山町、これだけの地域でございますので、いわゆるその区域内にある住居、それから世帯構成、そういったものも把握することができますので、そういった中で、十分に事前での避難あるいは自主避難、避難行動、そういったものをとっていただけるような、そういう事前の打ち合わせ、周知というものを十分に図ってまいりたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今回の雲はバックビルディング型形成によって長時間降ったというのですね。長時間というか、短時間集中型のね。これは日本列島だったらどこでも起きるということを、最後に学者の先生が言っているのです。幸い嵐山町は、今までそういうことはないのですけれども、ないことをこれからも願いたいですけれども、やはりこうしたことも想定して早期の対策を、障害者の件をちょっと私も抜かしておりましたが、そういう点にも目を配っていただいて、人的被害が出ないようにしていただきたいというふうに思います。

学校橋の件なのですが、大雨のときに出入り口を塞ぐようにして出入りができないようにという、そういうことですね。大雨のときということなのですね。ちょっと答弁をお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　議員さんおっしゃるとおり、大雨が予想されるときに出入り口を閉めております。当然、管理のほうを観光協会のほうにやっていただいておりますので、大雨のときに関しましては、占用者として、町のほうでも観光協会のほうにどうしたかという確認はさせていただいております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、大雨時は、あそこの河川の中には車が入っていたら出ていってもらうと。駐車場は別に構わないという、こういう考えなのでしょうか。駐車場も出ていってもらうのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　出入り口を封鎖する車どめが河川側に１カ所、それと駐車場の手前に１カ所準備してございます。ですので、駐車場に入っている方に関しましても、当然時間までには出ていっていただくと。大雨が予想されるときには、事前に説明をして出ていっていただくと。両方を閉めた上で、いないのを確認しているという状況でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　８月24日がたしか日曜日なのですけれども、早朝、別に大雨が降ったわけではないのですが、河川の中でキャンプを張っている人が２張りぐらいありまして、駐車場には車がとめてあったと。河川の中だったかな。そういうことがありまして、お聞きしたいのは、夜中大雨が降ったときも同じような対応ができるということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　夜中に大雨が降ったときでございますけれども、当然同じような対応というふうなことでございます。あくまでも、基本的に８時から５時までの間、管理をさせていただいておりますけれども、それ以降に関しては一般の河原と同じような扱いになりますので、時間外に関して入った方、入られる方が自由になりま

す。大雨の場合は閉めさせていただくのですけれども、通常はあいた状態でございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。では、夜中でも対応して、テントを張ったような人には、直ちに出ていってほしいということをお話しするわけですね。わかりました。

ここに、もう15年ぐらい前ですか。車が、私、１台しか見ていなかったのですが、後で消防署の人に聞いたら、２台あそこにありましたということで、２台流されたことがあるのです、あそこは。そんなことがありまして、どこでしたか、黒目川ではない、神奈川の事故が起きましたよね。あの事故と同じようなことが、ここで起きないようにということで、今回こういう質問をさせていただいたわけですけれども、わかりました。

以上で終わりにします。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。再開の時間は１時30分とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時５１分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　河　井　勝　久　議　員

○青柳賢治議長　本日、３番目の一般質問は、受付番号７番、議席番号８番、河井勝久議員。

初めに、質問事項１の人口減少による行政運営についてからです。どうぞ。

〔８番　河井勝久議員一般質問席登壇〕

○８番（河井勝久議員）　８番議員、河井勝久です。議長の指名がありましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

大きく分けて３点について質問いたしますけれども、まず人口減少による行政運営についてですけれども、少子高齢化が進む中で、就労者、とりわけ企業やなんかで働く労働者ですけれども、農民だとか何とか、これもいわゆるそういう面では入るのだ

ろうと思うのですけれども、とりわけ就労者人口が減少してくると。2040年の問題、これはきのうもいろいろと、きょうも出ていましたけれども、この問題が話題になっておりますけれども、嵐山町も減少率は厳しい状況であります。

15歳から64歳までの就労者人口が、推計では5,000人前後と予想されているわけでありますけれども、そのための税収も、所得税は国税ですけれども、あわせて住民税等々も含めて相当落ち込んでくるというように思われるわけであります。税収の落ち込みは、町の行財政運営に大きな問題点を生じると思うわけでありますけれども、どのような構想をこれから考えていくのかをお伺いいたします。

（１）といたしましては、インフラ整備の問題でありますけれども、きのうも渋谷議員さんのほうから、この問題等については細かく質問されているわけでありますけれども、新しい道等は、新道ですけれども、これの建設というのは大変難しくなるのだろうというふうに思っています。それから、現在あります既存の道路あるいは橋梁、これが嵐山町の中では、国、それから国道、県道、町道の管理数と町の補修管理についての対策、対応についての考え方、きのうも出ていましたけれども、お伺いしておきたいと思います。

（２）といたしましては、高齢化の進行は、公共施設を含むバリアフリー化が今以上に必要とされると思いますけれども、現状と将来、どのような設備が求められるのか、お伺いいたしたいと思います。

（３）といたしましては、公共施設の老朽化による補修、建て替えなどの必要性が出てくると思いますけれども、税収の減収は町民サービスに影響が出てくると。これを維持管理するのも大変だろうと思いますし、サービスを低下させない施設整備の維持、運営、目的によっては変更もあり得ると思いますし、対策、対応の考えをお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　それでは、私のほうからは、質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。

現在の道路、橋梁の管理数につきまして、国、県が管理する道路は７路線で橋梁が８橋でございます。町が管理する道路は、3,014路線、439.05キロメートルでございまして、橋梁が２メーター以上の橋が71橋でございます。

町の補修管理でございますが、道路につきましては、現在、国の社会資本整備総合交付金を利用いたしまして、舗装の傷みの激しい主要道路の舗装修繕を実施しているところでございます。

橋梁につきましては、平成26年６月３日に国土強靭化基本計画が閣議決定され、町では71橋の全ての橋梁につきまして、５年に１度の点検を実施することとなりました。

また、道路防災総点検によります道路橋の耐震化対策を実施するため、平成26年度に耐震調査、診断を実施いたします。

さらに、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、主要町道にかかる35橋につきまして、平成27年度より設計及び修繕を実施する予定となっております。これらの事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用して推進することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　では、（２）につきまして、お答えをさせていただきます。

急速な少子高齢化と人口減少の進行により、2040年には、65歳以上の高齢者が町の人口の約４割を占めるとの推計がなされています。こうした中にあっても、高齢者が自分の持てる力を活用し、住みなれた地域で安心して暮らすことができる豊かな社会を築いていくことが必要です。それには、全ての町民が互いの気持ちを尊重し、ともに支え合うまちづくりを進めると同時に、多くの高齢者が利用する建物や公園、道路等の生活関連施設のバリアフリー化を進めることが重要であります。

これまで、町では、高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう生活関連施設の整備基準に定めている埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、利用円滑化経路の確保や障害者用駐車場の確保などの施設整備に努めてまいりました。また、今年度６月の補正予算におきまして、公共施設５カ所のトイレの多機能化に要する費用を予算化し、また今回の補正予算では、障害者用駐車場の床面を青色に塗り、利便性を高める費用を計上しているところでございます。

また、将来的に必要とされる設備ですが、介護予防の観点から申し上げますと、高齢者の閉じこもりを防止するために、積極的に外出をしていただけるよう、外出の安全性の確保に寄与する設備の一層の整備が重要となってくると思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）について、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　（３）につきましてお答えいたします。

町では、既に平成20年度に鎌形小学校を廃校といたしました。平成23年度には、役場出張所、中央公民館、勤労福祉会館の３施設を１施設に統合し、２施設を解体いたしました。本年度は、さらに吉田集会所を解体し、北部交流センターに統合することとしており、施設の統廃合につきましては、積極的に行ってきております。

今後、人口減少による税収の減と施設の老朽化に伴う対応、対策とのご質問でございますが、各公共施設の更新経費を算定しつつ、まずは大まかな方針の策定を本年度中に行い、その後公共施設等の総合管理計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

原則的には、施設の長寿命化を図りつつ、規模を縮減することが一般的に行われていることだと考えております。実際の施設においては、利用状況等を鑑み、できるだけ財政負担を軽減しながら、サービスの水準を落とさないような嵐山町らしい方法を、町民の方と一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　それでは、（１）から質問させていただきます。

今の答弁の中で、橋梁あるいは道路、これらの補修等は、これから大変な負担が出てくるだろうというふうに思っているところです。単なる舗装道路なんかは、穴があいたからそこを埋め立てているというだけではなくて、全体的にやらなければならないところがたくさん出てくるだろうと思いますし、これを見ますと、修繕とあわせて路肩等の側溝なり、あるいはそういうものも含めて多くの修繕等も出てくるのだろうと思いますけれども、それらを含めますとどのくらいの距離というのですか、ものになってくるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

舗装修繕の関係につきましては、平成25年度に路面性状調査というものを調査いたしました。この調査をした延長が30.8キロほど調査いたしまして、嵐山町の全体の舗装道路の約17.4％ぐらいの延長でございます。それで、この30.8キロのうち、ひび割

れ率という数値を出します。そのひび割れ率が40％以上の部分に対して、舗装の修繕を行うようにしております。それで、25年度に舗装修繕工事を行いましたのが、約５キロ修繕を行いました。それで、今年度予定している延長が約3.3キロ、それと27年度に計画していますのが、約３キロほど一応修繕計画をしております。

それで、この路面性状調査のを全て行うわけでございませんので、先ほど言いましたように、ひび割れ率が40％以上の道路ということになりますので、調査した延長と修繕をする延長にちょっと差が出てまいります。それで、この３年間で25年度に路面性状調査をした箇所が終わりますので、また27年度には、続けて路面性状調査のほうも、国のほうへ現在要望をしているところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　国道なり、県道、さらには主要地方道の関係でありますけれども、生活道路、この問題は補修改善するときには、それらについては、ここにあります補助金あるいは交付金がつけられてくるのでしょうか、そこら辺はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

現在は、一応主要道路ということでやっておりますが、今後生活道路につきましても、国と県等と相談しながら整備のほうが行えればと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　高齢化が進む、あるいは人口減少が進むということになりますと、生活道路、例えば現在は使っているけれども、そこに民家がなくなってくるとかという形になってくると、かなり道路そのものも、使わなくて逆に傷んでくるというものも出てくるのだろうというふうに思っているのです。

これらの問題も含めまして、大変な問題になってくるのかなと思っているのですけれども、車が通ることによって、ある程度道路そのものも、車の重さだとかそういうものによっては、路盤、それが締められてかたくなっているという状況もあるのだろうと思うのですけれども、逆に全く通らなくなると、下からの水が上がってきて路盤

そのものが傷んできたり、あるいは凍結によって傷んでくるというものも出てくるというふうにお聞きいたしますし、そういう面での補修管理というのも同じようにやっていけるというふうに判断しているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

今、河井議員さんがおっしゃいましたように、道路も使わなくても、地下水の関係ですとか雪とか雨によって、路面が悪くなる可能性があります。そういう場所につきましては、少しぐらいの穴があいたところにつきましては、職員が穴埋めを行っておりますが、全域となりますと予算等もかかりますので、先ほど説明いたしましたように、今後国、県等と相談をしながら、そういう生活道路のほうも、現在行っている舗装修繕工事のほうでできるかどうかを相談しながら考えていきたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そういう形で維持管理が進んでいるのだろうと思いますけれども、これはまだ先の話、もう現在進行しているところもあるわけですから、そういう面では道路というのは大事なものですから、ここら辺も十分考慮しながら対応策をとっていただければというふうに思っているところであります。

それから、橋なのですけれども、これもあわせて同じような状況になってくるのだろうというふうに思っているのです。３年前、関越自動車道の橋の崩落やなんかの問題ともあわせて、これは笹子トンネルの問題も含めて点検がされてきて、ある一定の箇所の補修がされてきたと。やっぱり、橋も同じような傷みがこれからどんどん出てくるだろうと思います。

これも同じように、国の交付金でそれぞれ補修なり、あるいは全く橋をつくりかえるというようなことにもなってくるのかというふうに思っているのですけれども、２メートル以下、この橋が71橋あるわけです。こういうものに対する補修、あるいはこれから新たにつくりかえるという形は、全く道路と同じような形になるのでしょうか。そこを聞いておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

　橋梁の関係につきましてですが、現在71橋ございます。それで、先ほどちょっとご説明したように、国土強靭化基本計画が６月３日に閣議決定され、５年に１度の点検をするということになりました。それで、一応、この５年間が終わりましたら、また同じローテーションで５年ごとに点検をしていくと。点検の中身につきましては、近接目視で橋梁を確認して、悪いところにつきましては修繕をしていくと。なるべく今の橋梁をつくりかえるのでなくて、長くもたせるという形になっておりますので、５年に１度のローテーションで、嵐山町としては71橋の橋を全て点検をするということで、今年から始めるようにしております。

　以上でございます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　５年に１度のローテーションで点検、さらにそのことによって整備が進んでいくということですから、わかりました。

　次に、２番目に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　バリアフリーの関係ですけれども、嵐山町はバリアフリーに対する基本構想、これがないわけです。嵐山町は、なぜ基本構想というのはつくらないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

　今、議員さんのお話の基本構想に関しては、バリアフリー法の中の規定として、そういった市町村は基本構想をつくることができると、そのような条文があろうかと思います。現行につきましては、議員さんのお話のとおり、策定はされておりません。ただ、個別の計画、例えば、24年度に策定をいたしました嵐山町地域福祉計画あるいは障害者計画、こういった個別の計画の中には、バリアフリーについて、そういったことを努めて、いろんなものを整備していくというような形で規定のほうはしておるところでございます。

　以上でございます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今、近隣市町村の中では、この基本構想がつくられているところは、お隣の東松山市あるいは小川町、ちょっと離れまして寄居町等はつくられておりますし、埼玉の中では、今つくろうとしているところが６市あるわけです。

その他のところにはつくられていないわけでありますけれども、この制度そのものの狙いは、個々の施設のバリアフリー化だけではなくて、面的、一体的なバリアフリー化を図るということと、新築の施設だけでなくて、既存の施設等のバリアフリー化も図ると。あるいは、住民参加の促進を図るというふうにされているわけでありますけれども、とりわけこの基本構想の中には、法の25条とあわせて、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設あるいは道路、官公庁施設等において、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる区域等において、バリアフリー化を推進するために、市町村が作成していくということになっているのです。

埼玉でも、これだけつくられていないところがあるわけですけれども、課長、先ほども言いましたように、それぞれの形の中では必要に迫られて、例えばつくらなければならないところ等ができて、その都度バリアフリー化を進めているということの答弁がありましたけれども、この問題はそういう形で、例えば１つの建物をつくるときには、その中にバリアフリー化してしまうのだと。３階、４階、２階も含めてですけれども、そういう建物をやる場合には、エスカレーターなりエレベータに、あるいはスロープの上りおりのところをつくるとかというものも、既にこの計画の中でつくっていってしまうから、法的なものについては必要なのだという判断なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

例えば、新たな建物をつくるときには、建築物ですから、建築物の基準につきましては、県で定めている福祉のまちづくり条例の中に、こういった部分についてはこういうようにしなさいというような基準が定められています。当然、公共施設を整備する場合には、そういった県条例の基準に基づいて整備をするというような考えで行っています。

ちょっとご参考までに申し上げますと、例えば、基準といいますと、利用円滑化経路の有無、例えば敷地の外部から段差がなくスロープで施設内に入ることができるようなものを整備をしなさい、あるいは視覚障害者用の利用円滑化経路、これは点字ブ

ロックを、入り口をつくりなさいだとか、あるいは車椅子で安全に出入りができるように、出入り口については幅は一定以上確保しなさい、階段には手すりをつけなさい、こういった細かい基準がありますので、当然こういった個々のものについては、県条例等々そういった基準に基づいて整備をしていくということで進んでいるかというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　このバリアフリー法が、基本構想があるから果たして本当にまちづくりの中でバリアフリー化が進んでいるのかというと、ちょっと疑問に思うところもあるのです。この小川町の例を出してはまずいのですけれども、小川町の駅は全然そういうものはできていませんよね。嵐山なんかですと、既にエレベーターができていると。あるいは役場の脇の町民ホール、あれなんかも全くバリアフリーにはなっていないですね。そういうものを考えると、隣町は基本構想があっても進んでいないと。

そういう面でいくと、嵐山町はかなり進んできているのです。歩道やなんかも切れたり、あるいは車椅子でも通れるようにスロープがちゃんとできていたり、あるいは今、公園なんかのトイレも逐次改善が進んできているというものもあるのですけれども、ちょっとこの辺のところで、なぜ進まないのかという自治体に、私も調べてみましたら、作成していない理由の１つとして、事業実施のための予算が不足しているのでやらないと。財源の確保が必要なのだと。それから、担当部署がないというのは、組織内の調整が必要でやらないのだと。それから、中心となる施設の利用者が少なくて、整備効果が低いというのでやらないのだという回答がされたのですけれども、嵐山町はそういうことではないと思いますけれども、それがやっぱり進んでいかない根本的な原因なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　的確な答弁ができるかわかりませんが、先ほど幾つか例示を申し上げました。今回、ご質問いただいて、町内の公共施設、どんな状況なのかというのを各課に聞いてみたところ、南部交流センターについては、やっぱり利用円滑化の経路がなかったりということはあるのですが、それ以外の公共施設については、

大方バリアフリー化というのは整っているのかというふうに思っています。

今後の町の方針としては、先ほども申し上げました地域福祉計画の中にも記載があるわけでございますが、例えば公共施設を新設だとかあるいは改修を行う際には、当然、バリアフリー化を進めていくのですよというような規定がございます。今、北部交流センターの計画もあるというふうに伺っておりますので、こういったことについても、今後積極的に行っていくと。

幸いにして、先ほどの答弁の中で申し上げました、今年の６月の補正でトイレの多機能化を図る予算を確保できたと。今回の補正にも、障害者駐車場の一部整備を行うというようなことで、町として取り組んでいるということでご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これからもこのバリアフリー化については、町の中でいろいろと進めていかなければならないものもあるのだろうと思うのですけれども、ぜひ住民の人たちの声も一つの参考にすると。例えば、とりわけ障害者なんかは、こうしてもらいたいのだという声やなんかもかなりあるということはお聞きします。そういう面も含めて調査しながら、ぜひ進めていただければというふうに思います。

次に移りますけれども、公共施設の老朽化に伴う対策、対応、これはきのうの渋谷議員さんの答弁の中にもかなりされてきておりますし、今の答弁の中にも、これからのものについては大方理解できました。

ただ、学校の問題でちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども、少子化が進んで、学童数がどんどん減ってきているのは事実です。今ある学校施設というのは、多分、小学校３校、中学校２校。人口が総合振興計画の中でも、当初嵐山町は２万5,000、そのあと修正して２万3,000、さらに修正して２万、１万8,000という形、１万8,000は出ていないのですけれども、そういう形で、いわゆる最高人口を見積もったときにつくられてきたのだろうと思っているのです。それだけの生徒数を必要とするから、それだけの学校数と、やっぱりそれだけの規模のものがあったのだろうと思いますけれども、今、空き教室、そういうものもふえてきていると。

きのうの答弁の中にも、それぞれ学校の耐用年数なり、建築が既に何年経過しているというものもお話をされていました。これらの問題を考えると、どこかでそれが大

きな予算を使われる可能性も出てくるだろうというふうに思っているのですけれども、そこら辺はどういうふうに判断しているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

昨日も渋谷議員のご質問に対し、副町長のほうから、いろんな面でお話を申し上げたと思います。まず、基本的には、人口動態を踏まえて長寿命化を図りつつ規模を縮減するというのが、箱物の一つの考え方でございます。それで、仮に新規整備する場合があったとしても、原則は行わないわけでございますけれども、施設更新あるいは建て替えする場合には複合施設とする。基本的な考え方ですよ。そういう形で考えているわけでございます。

そういうことで、今、お話がありましたように、小学校が３校、中学校が２校、幼稚園が１校でございます。大体、昭和49年、50年ぐらいから建ち始めたものでございまして、耐震化は全て終わっているものでございます。鉄筋コンクリートの耐用年数というのは50年以上ということでございますので、そういったことを考えながら、先ほど答弁で申し上げました公共施設のこれからの管理計画、その中で考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これまでの公共施設というのを、先ほども言いましたように、人口増と住民のニーズに合わせて、町はそれをつくってきたというふうに思うわけであります。これから人口減少が進むと、住民ニーズそのものは変わらないと思うのです。変わらないけれども、施設なりあるいは何なりが逆に大き過ぎて、それがお荷物になっていくということもあるというふうに聞いています。

私、この間、福島の立入禁止のいわゆる双葉郡の３町に行かせてもらう機会があって、中を見てきました。それぞれの役場に行きましたけれども、人っ子一人いないわけですけれども、既に役場の植木場というのですか何というのですか、こんな草が生えて、どこに植木があるのか、夏草なのか、わからないと。嵐山の役場もれんがが敷き詰めてありますけれども、れんがの間は全部雑草が生い茂っています。

そういう状況にあるところで、原発の補助を受けてこれだけの、いわゆる摩天楼ま

ではいかなくても、大きな役場がこの町に必要だったのかと思うくらい大きな建物になっていて、全く何もありません。どういう形でそのお金が使われているのかわかりませんけれども、多分ああいう形になってくると、町にとっては相当な負担になっているのだろうなというふうに思っているのですけれども。

カニは甲羅に似せて自分の寝床をつくっていくというのですけれども、やっぱりこれから人口減少が進んでいけば、住民ニーズは変わらないとしても、そういうものを考えていかないと、町の財政にも大きな問題点が出てくるのかと思っているのですけれども、そこら辺は町長はどういうふうにこれから進めていくのか。その辺は、長期的な展望もあるのでしょうけれども、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　人口減少による行政運営ということで、多角的にいろんなご質問をいただいております。お話をいただいておりますように、議員さんご指摘のとおりの状況が来ているわけです。

それで、前段のほうでは、高齢化に伴うバリアフリー化というのを中心にお話をいただいているわけですけれども、町とすると、今、いろんな形の中で一番困っているというか、喫緊のことというのが耐震化なのです。耐震化がなかなか進んでいないのです。それですので、１つには、リフォーム事業を今年度こういう形で転換をしてあれしたのですけれども、目的を絞ってリフォームの事業を、またそういうものが進められるような形の事業転換もできないかなというようなことを考えているのですが。というのは、バリアフリー化に限るとか、あるいは耐震化を進めてもらうとかいうような形の何か刺激策をつくらないと、なかなか進まないというようなことがあるわけです。

それで、その時々にやってやらなければいけないわけですけれども、人口減少によって、ご承知のように、お話のように、働く人が少なくなってしまう、税収が上がらない。だけれども、つくったものはどんどん古くなっていく、道路は通らない、草が生えてしまう。今でもそうですけれども、草が生えた通学路で子供の靴が濡れてしまう、草刈りしてくださいというような話が来てしまうわけです。

ですから、これは道路も同じなのです。道路も経済規模というのは、場所によって、物によっては縮むでしょうし、そうすると輸送料というのが大幅に少なくなる。小さ

くなるかもしれない。それで、人の移動というのが少なくなる。現に、トラックの生産台数、出荷が減っているというようなこともありますし、トラックが運ぶ荷物、これの量も何年が境だかということがありますが、それも減り出しているというようなこと。それと、乗用車に対するこういう経済規模と、失われた20年のころを経験している若い世代というのは、乗用車を我々の時代のように持たないというか、欲しがらないというか、そういうような状況。そうすると、いろんな形のところが変わってくると思うのです。そういうようなものを、その都度行政のほうでしっかり確認をしながら仕事をやっていかなければいけないかなと。

それと、先ほど申しましたけれども、今、一番の喫緊というのは、毎日のように言われています地震、それから異常気象、こういうものに対応する地域づくり、そして公共施設をどう見るのかということですから、やっぱり耐震化を進めたい。それとあわせてバリアフリー化をやっていく。

細かいことですけれども、ヌエックの駐車場から公道に行くところの道が、道路と歩道のところが、石でみんなこういうふうになっていたわけですけれども、こっちのところから道路をわたって向こうに行くところのこのところが、２年たちますか、１年ちょっとですか、みんな削って平らに、ころころが行きやすいような感じになりますね。ですから、ああいうようなことというふうになるのだろうなと思うのですけれども、今はみんな道路の隅が上がったり、仕切りがあるような感じ。あれが、だからこういうふうになっているわけですよ。ですから、あれが日本中というか、どこのところでもというか、だから人が通らないところもそういうことをやっていくというのは、本当に大変なことだと思いますけれども、これからはそういうような方向に進んでいくのかと。

それには、やっぱり耐震化、そういうものをあわせながら、そして予算が続く限り、そういうところに流れていくのかというような感じがしますけれども、それは公共施設も。それと、耐震化の線でいきますと、進んでいないというところは、民間の施設もそうなのです。普通の住宅もそうですけれども、やっぱり進んでないわけですから、バリアフリー化も進んでないと思うのです。ですから、公共施設も不自由な部分が多いと思いますけれども、まして、それ以上に不自由な部分があるのかもしれないと思うのです。そういうところを、当面は重点的にやっていかなければいけないかなというような感じがしています。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　わかりました。

今までは、戦後、人口がずっと伸びていると。そういう中で、一時はバブルの問題もありましたけれども、日本が高度成長の中にあって、今までいろんな建物、施設、それがつくられてきたのだろうと思います。これが人口減少、これもある学者なんかに言わせると、資本主義が最高の段階に達して、これからは経済的な問題も含めて、あるいは人口も、発展途上国は別としても、最高段階に達しているところは、減っていきますということが言われてきているわけです。そうすると日本なんかは、そういう中では最高の段階に達してきているのかというふうに思うのです。それでいくと、これからこの人口減少もどんどん進んでいくと。

先ほどもちょっと話が出ていましたけれども、アメリカは伸びているといっても、白人とあれは多国籍の国ですから、やっぱり黒人の人たち、あるいはほかから移り住んでくる人たちとの出生というのは若干違うのです。黒人出生率というのは、かなりもっと高いのです。ですから、そういうものを考えると、やっぱりああいう多国籍国と日本みたいなのとは、また違うのかというふうに思っているのですけれども、それは学者の分析ですからあれですけれども、私どももそういう形では、これが最高の段階に来たのかと。

これから先については、いわゆる施設なり、道路行政なり、あるいはいろんな問題について含めても、これからはどう縮小しながら、あるいは住民サービスにきちっと沿えるような形でやっていかなければならないというふうになってくるのだと思います。町長の先ほどのお話の中でも、人口が減少して、前はこうだった、あるいはその間にはいろんなものがあったと。震災もあれば、水害もあるしと、いろんなものもありながら、今の社会が築けてきているという形になってくれば、人口減少をしていくということに対しても、それは私ども、そんなに落胆はしていないわけです。

だけれども、そのときに合うような形でのまちづくりなり、これは国全体もそうなのですけれども、ような形でいかないと、本当に大変になってしまうのだろうと思うので、それはこれから長い期間の中で、その町に合ったような形でのまちづくりが必要になってくるのだろうと思うのですけれども、そういうこともひとつ頭の中に入れておいていただいて、まちづくりしていただければというふうに思っております。

その次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　２番目の空き家の環境対策についてですけれども、町内の空き家については、調査報告では100棟を超える、109棟というお話もちょっと伺ったのですけれども、放置されているわけでありますけれども、安全、防犯の面から空き家条例が検討されていると思いますけれども、現在放置されている空き家、これはネズミ、それからきのうも畠山議員さんのほうから野良猫の話があったのですけれども、置き去り猫、それからハクビシンなど、小動物がかなり住みついて環境を悪化させているという。これも町民からのいろいろとそういうお話で、空き家の中からハクビシンが出てきて、せっかくつくった作物やなんかも食べられてしまうというようなこともありますし、猫によるふん害で、せっかく作物をつくるためにきれいにならした土地なんかに、穴を掘ってふんをされたりという話も聞くので、今、この状態がどういうふうにあらわれてきているのかについては、どのくらいまで把握しているでしょうか、お聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、質問項目２につきましてお答えいたします。

町では、平成24年12月から平成25年７月にかけて、町内全域の空き家の実態調査を行い、292棟の空き家の候補が確認されました。また、平成26年１月から２月にかけて、空き家と推定された住宅の所有者の方159人を対象に、所有する空き家の設備や利用状況、維持管理状況、今後の活用の意向等についてアンケート調査を実施いたしました。

しかし、調査内容は外観調査と近所の聞き取り調査で、ネズミ、放置猫、ハクビシンなどの小動物の有無については把握できておりません。しかし、アライグマやハクビシンによる空き家被害は、近隣住民から数件の相談を受けております。

なお、空き家の環境対策につきましては、所有者や管理者に対し適切な管理を行うよう指導するとともに、アライグマやハクビシンの被害に対しては、引き続き町による捕獲を行い、被害の軽減に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　やっぱり、こういうことが環境問題として出てくるというこ

とは、国も空き家対策について考えているようなことも聞いておりますし、それぞれ自治体も、いろんな面からこの空き家対策についてはやっていくと。

嵐山町も、そういう面ではかなりこの調査、私は先ほど100棟以上と言ったのですけれども、勘違いしていましたのですけれども、292棟ということで答弁だったのですけれども、ネズミ等は駆除しないとふえていくと。猫も一緒にすみつくようなのですけれども、なかなか今の猫はネズミをとって食べるような状況にない猫が多いというふうに聞きます。ハクビシンやなんかもかなりふえていると。ほんのちょっとのすき間から入るということで、大体屋根裏に巣くったりなんかするということで、空き家になると、大概そこの樹木が屋根に覆いかぶさったりなんかしていると、そこから木を伝わって入ってしまうという話で、よそのうちだからどうしようもないよなというので、手もつけられないよなという話も聞くのです。そこに誰かが住んでいれば、ちょっとあれだから木切らないかいとか、こういうのがすみついているぞとかって言えるけれども、なかなかどこに住んでるのかもわからない状態では言えないというのです。

町に話せば、それなりの捕獲の箱やなんかを貸してもらえるのだけれども、なかなかそれも大変なことで、去年、決算の中では、このくらいの捕獲がありますというふうには言われたのですけれども、その後ふえていますか。例えばアライグマについても、このハクビシンについても。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、今年のアライグマ、それからハクビシンの捕獲の状況なのですけれども、アライグマにつきましては、８月末現在で101頭を捕獲しております。それから、ハクビシンにつきましては、同じく８月末現在で８頭を捕獲しております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これだけの数が捕獲されているということでありますけれども、なかなか空き家に巣くっているものというのは、先ほど言いましたように調査し切れないし、管理し切れないと。これからの問題は、この空き家対策ともあわせて、いろんなことで進めていかなければならないと思いますし、ぜひこれらも一つの検討

課題としてやっていただければというふうに思っているのですけれども、それはどんなものでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　ただいま、条例のほうもいろいろ準備しているところでございますので、そういった適正な管理につきましても、そういう条例等でうたえればいいなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　とにかく環境問題ですから、そういう面ではやっぱり住民が不快感を感じないような形でのことが必要なのかなと思っているのですけれども、ぜひその辺で空き家条例なんかをつくるときには、こういうものも十分考慮しながら進めていっていただければというふうに思います。以上です。

次に進ませていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　３番目の防災対策対応ですけれども、東日本大震災による被害から、各自治体が防災計画を見直してきましたけれども、まだまだ対策が必要と考えられます。高齢者の進行の対応、それから弱者対応がさらに問題化されるのではないかというふうに思うのですけれども、（１）といたしましては、要介護者の避難、支援はどのようにされるのか、緊急対応についてお伺いしたいと思います。

（２）で、防災無線の電源、これは（災害時）ですけれども、支障なく放送されるのかどうか。また、外国人居住者が多くいるわけでありますけれども、防災無線の日本語放送だけでは、状況が理解できないというふうにお聞きするのですけれども、災害時の外国語放送の対応というのは、とりわけ必要とされると聞いたのですけれども、これについては後で細かく質問の中で出していきますけれども、考え方をお聞きしたいと思います。

それから、３番目の災害によっては、地域防災計画のこれそのものが、マニュアルどおりにいかないというふうにお聞きいたします。昼間と夜間での対応も違いが出てくると。それから、災害によって、さまざまな対応もしなければならないだろうというふうに思っているのですけれども、ここで町がどれだけの判断をできるかというの

があるのです。場合によっては、近隣市町村との協定やなんかもいろいろと結んでいかなければならない問題もあるし、対応もしなければならない。法律はこう決まっているけれども、それではとてもやれないよというものが幾つもあるという話なのです。そこら辺での町としての判断基準もちょっとお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、項目３の防災対応についてお答えをさせていただきます。

まず、（１）についてお答えをさせていただきますが、ご質問のとおり、東日本大震災を契機として、本町におきましても地域防災計画を見直し、その内容に沿った体制整備を鋭意進めておりますが、まだまだやるべきことは多くあるというのが実情でございます。

その中で、要介護者の避難支援についてでございますが、地域防災計画の中では、災害時要援護者の中に含めて定義しておりますので、その観点からお答えをさせていただきたいと思います。災害時要援護者への避難支援としては、大きく３点について支援体制の整備が必要と考えております。

まず、第１に、避難支援を必要とする要援護者の把握とその支援者の特定です。この点につきましては、支え合いマップの作成によりまして、大方の把握ができてまいりました。

第２に、要援護者を受け入れる避難所の整備です。要援護者に対応する必要備品の整備、施設のバリアフリー化の推進などについては、さらに取り組む必要があると考えております。また、避難所の運営マニュアルの作成を急ぎ、自主防災会との連携により避難所運営訓練を実施していきたいと考えております。

第３には、要援護者の中でも特別な配慮を必要とする方のための福祉避難所の指定でございます。現在、嵐山学園さん、そしてこのたび嵐山郷さんの２施設と福祉避難所の協定を締結させていただきました。さらに、他の施設との協定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（２）についてお答えをさせていただきます。防災行政無線は、停電時においても対応できるように配備されております。具体的に申し上げますと、まず役場に設置された親局、発信機になりますが、こちらにつきましては、停電になると

庁舎内の非常用発電機からの電源により、まず20時間、さらにバッテリーでは15時間は賄うことができます。また、町内55カ所に設置されました子局でございますが、こちらにつきましては、そのうち６カ所に設置してあるデジタル式の無線、こちらのバッテリーが72時間、残りの49カ所のアナログ式の子局のバッテリー、こちらが24時間は賄うことができるようになっております。

次に、防災無線の外国語対応についてであります。議員ご質問のとおり、必要性については理解しておりますが、現実的には対応できる体制にはなっておりません。９月１日現在の本町における外国人の方は232世帯で、267人であります。地域防災計画の中では、外国人への対応として６項目が挙げられております。主な項目といたしましては、避難所や避難道路の案内板の外国語の並記表示の推進、外国語による防災パンフレットの作成、外国人への防災知識の普及啓発、外国人を含めた防災訓練の実施、そして災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努めることなどであります。いずれも取り組まねばならない事項と認識しておりますが、対応が進んでおりません。今後も一つ一つ取り組んでいくように努力してまいりたいと考えております。

続きまして、（３）についてお答えをさせていただきます。地域防災計画は、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定されたものであり、その性格上、町が防災対策として目指すべき指針であり、災害対応の基本的基準が定められたものとなっております。

したがいまして、議員ご質問のとおり、実際の災害対応では、その時々において、その場に応じたより適切な判断が何より重要になるものと考えております。そして、その適切な判断を行うことができるように、平常時において防災計画に基づき必要なマニュアルを作成し、各種訓練を積極的に実施するなど、日々の備えを強化していくことが必要であると考えております。

なお、町長の権限を強める超法規的な対応についてでございますが、超法規的な対応として、過去に実際にとられた例といたしましては、例えば東日本大震災時に、障害者等の個人情報を災害救助に入ったＮＰＯ等に提供した事例があり、また今後法改正が予定されているものといたしましては、地震や大雪等の際に、放置された自転車等について、所有者の同意を得ずに撤去することなどが想定されております。いずれにせよ、災害時におきましては、町民の生命、財産を守るために、最大限の努力を尽

くすことが何より重要であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。再開の時間は、２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２９分

再　　開　午後　２時３９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

河井勝久議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項３の防災対策についての再質問からです。

河井勝久議員、どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　それでは、質問させていただきます。

要介護者の避難支援の問題です。とりわけ、嵐山町でこれから起こる可能性があるとすれば、地震、水害、これが中心になってくるのだろうなというふうに思います。津波は多分ないわけですから。

今、施設が幾つかあるわけでありますけれども、私は大熊町にこの間視察に行かせていただいたときに、原発から500メートルのところに、小高い丘の上に道が１本あって、そこに特養老人ホームがあるのです。テレビのニュースでも何回か放映されたのですけれども、そこの方を避難させるときに、どういう状況だったのかをお聞きいたしました。もう既に避難をせよと言われたときには、主要道路も何もいっぱいと。その小高い丘の上に、一本道ですから、大きなバスが入るのがぎりぎりいっぱいというような状況の中で、避難をさせなければならないと。

避難をさせるについては、器具をつけたまま避難をさせなければならない人たちもいて、その人たちに、器具を外して、いわゆる道路が混む中で数十キロも避難をさせるということはとても無理なことで、一部自治体によっては裁判になっているところもあるのです。途中で亡くなってしまって、器材を積み込めずに亡くなってしまったと。それは過失になるのか、ならないのかという形であるのですけれども、実はそこの地域でもそういうことになったということです。

これは大変悲しいことなのですけれども、余り大っぴらにはできないのだろうと思うのですけれども、大概そういう施設というのは、重症な方ほどナースルームのほう

に近いですよね、ナースステーションのほうに。割といい人については、ナースステーションから遠くになってくると。きょう、あしたの命もどうなのかなという人なんかについては、どんどん、どんどんナースルームのほうに移されてくるのですけれども、どこから先に避難をさせるかという問題では、やっぱりそこのところが置き去りになってくると。とてもではないけれども、器材なんか積んでいけないよと。酸素吸入器を積んで一緒に持っていけないよとかというものもあって、そこら辺の判断が難しかったという話です。ああ、そうなのかなというふうに感じました。

この避難の問題では、先ほども出されたのですけれども、こういう判断力をするというのは、それはそこに携わる人の判断もあるのだろうと思うのですけれども、よく自助、共助、公助という形になるけれども、公助というのは３日、４日たってから、もしくはあの状況の中ではもうどうにもならないという形になってくると、せめて共助が精いっぱいだと。自分も避難しながらやるということになってくるから、そこら辺では、弱者というのはかなり置いてきぼりをされるということなのですけれども、これは私も本当にこういうときには、そういうことでは、弱者対応というのはここにもあるのですけれども、しっかりやらなければならないのだろうなと思うのです。

この避難の場所だとか何とかというのは、ここにあるのですけれども、道路を確保するとか何とかというのが、やっぱり大変だという話です。ですから、そういう面でもう少しこの問題については、きちっと町は詰めていく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

まず、１点、今河井議員さんのほうから具体的なお話がございました。この弱者対策、いわゆる要援護者対策というのは、２つの大きな側面がございます。まず、１つは、今河井議員さんがお話をいただいたような施設の入所者、こういった方々の避難体制の確保、これが１点。それから、在宅でいらっしゃる方たちの避難の支援あるいはそういった対策、これが２つ目という形で大きく分けられると思います。

そして、私、もう一つ具体的な例を申し上げますと、実は先ほど川口議員さんのご質問の中の土砂災害警戒区域、この中に１つの施設が、ユートピアさんが警戒区域に入っております。こちらにつきましては、私どもも事務長さんと、その対応について

具体的にお話をさせていただきました。今、河井議員さんがおっしゃったとおりの問題があると。というのは、今の状態で動かすことが、命の危険につながるという方がいらっしゃる。そういう方については、避難指示があっても動かすこと自体が難しい。

たまたまユートピアさんに関しては、隣にもう一つの体育館というのですか、研修室がございますので、そういった危険性がある場合には、遠くへの避難はなかなか難しいので、そういったところへ早目の避難をさせていただくということで、ぜひお願いしますと。なおかつ、町で何らかの運搬ですとか、そういったものに対する支援が必要であれば、そういったものについて申し出ていただいて、事前に準備ができるものについては、対応ができるかどうか、それを含めて考えさせていただきたいという打ち合わせをさせていただきました。

それから、もう一点は在宅の要援護者の皆様についてでございますが、実はまだまだ回答でさせていただきましたように、地域防災計画の中では、こういったことも定めなさいよと、あるいは要援護者対策については、こういうことも進めなさいよということがもっとたくさん書いておりまして、その一つが災害時要援護者避難支援プランの作成というのがうたってございます。

この中では、具体的には災害時要援護者支援プランには、次の項目を含めて定めなさいと。それは、申し上げますと対象となる災害の種類と程度、それからどのようなときに要援護者を支援するのか、誰がどのような手順で、どのような支援をするのか、安否確認、救出活動、避難支援、生活支援、心のケア等を含めて具体的な支援の内容。それから、平日の昼間、休日、夜間などの対応について、使用する資機材及びその所在場所、こういったものを内容とした要援護者支援プランを作成するものとするというふうに定まっております。

この中で、まだこの支援プランについては町では定まっておりませんが、その中でご質問の中の在宅での支援者、要援護者、これにつきましては、先ほど回答の中で申し上げましたように、支え合いマップを24年度から区長さん、それから自主防災会の会長さん、そして民生委員の皆さん方に協力をいただいて作成をしてまいりました。その中には、その支援をする人、この方についてもなるべく定めていただくという形になって、今現状として、今の登録者数が904人という要援護者の登録者になって台帳ができております。

こういう方たちに対して、より今ご質問にありましたような支援体制、その方たち

がどこの避難所に一時的に避難をするのか、その避難所にはどういった備蓄品を備えるべきなのか、避難経路はどうなのか、そういったことについて、今後詰めてまいりたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今、課長さん答えていただきましたけれども、やっぱり事が起きると右往左往するというのは、これは実態ですから、そういう中での支え合いというのですか、これは通常の訓練をしていても、とてもではないけれどもやれない状況が生まれるという形を聞いてきました。

ですから、やっぱりこの辺のところは何回訓練しても、それはもうそれでいいということではないのだろうと思うのですけれども、やっぱりそういう必要もあるし、そのことによって地域住民の人たちも、俺たちがやらなければだめなのだなということを教えていくということも、これは町の仕事になってくるのかなと思っているのです。だから、これからいろんな防災やなんかの訓練やなんかも、９月28日にあるわけですけれども、そういう中でもこういう問題については、ぜひやっていただければというふうに思います。

次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　２番目の問題で防災無線、これについて嵐山町では、既に電源そのものは確保できていくという中で、ある一定の時間は対応できると。70時間とか、あるいはそれなりの時間を確保できるということになれば、そういう形でいけるのだろうと思うのですけれども、そのかわり電源等が新たにされれば、つながれば、それでまた対応ができると思うのですけれども、なかなか防災無線の関係で、今嵐山町では、これだけの外国人が居住していると。いわゆる英語圏の人もいれば、ほかの国の言葉の人たちも住むわけですけれども、通常の状態の中では、町からいろんな文書等も、町に居住するときに、ごみの集積場所はここですよとか、あれは何だというのを知らせるのですけれども、地震の経験したことのない国からの人もいるらしいのです。そうなってくると、いざ災害だというときのあれが、かなり伝わらないでいるという話も、これはやっぱり私向こうへ行って聞きました。

岩手県の宮古、防災無線あるそうですけれども、伝わらないけれども、あそこは浄土ケ浜という観光地を持っているのです。宮城県の松島町、これは松島という景勝地

を持っているのです。外国人観光客がうんといるそうです。そこであの震災を受けたときに、土産物屋さんだとか何とかが、まずガイドさんに早く逃げさせなさいという形で、高台へ、高台へという形でバスを誘導していったと。それは、あそこで海辺で遊のでいる外国人なんというのは、観光客はわからないのだそうです。ですから、そういうものでやって、ただ防災無線も外国語放送ができれば、宮古のこれは役場職員の人たちが言いましたけれども、これからは必要になってくるなと言ってました。

ですから、ぜひ嵐山町もそういう面では、何か災害が起きたときに、外国人にどういうふうな形で逃げなさいよとか何とかというのは、ある程度、それは全部の言葉を、世界中の言葉をしゃべらなくてもいいわけですから、英語圏なりあるいは東南アジアで言えば中国圏だとか、今多いわけですから、そういうのにわかるような形でのあれはどうなのでしょうか。先ほどのあれですと、まだその取り組みや検討とか考えてないような話なのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきますが、外国人の方への防災対応ということにつきましては、先ほど第１回目の答弁でさせていただきましたように、さまざまな課題があると。また、地域防災計画上でも、このようなことを講じるべきだという形になっておりますので、それについては、まだまだ進んでいないという現状の中で、進まなければいけないというように考えております。

しかしながら、防災無線の外国語放送につきましては、逆に河井議員さんが質問の中でおっしゃっていただいたように、嵐山町で想定されるものというのは、やはり大きなのは地震であろうと。それから、もう一つは土砂災害を含めた大雨に対応するものであろうということになると思います。地震の場合を想定いたしますと、地震が起こった段階では、嵐山町の場合はＪアラートを通じまして一斉放送が流れます。それにあわせて防災無線を入れるということは可能なのかもしれませんが、なかなか現実の話としては、ちょっと対応としては難しいのかなというふうには考えています。

それと、もう一つは土砂災害、こういったものもその状況にもよりますが、大雨が降っている段階で防災無線を入れる。防災無線、基本的には窓をあけて聞かないと聞こえない。しかも、雨が降っている。夜中であれば、さらに雷も鳴るでしょうという中では、むしろそういった土砂災害等を、大雨を考えると、その緊急放送というのは

防災無線だけではなくて、それ以外の連絡手法といいましょうか、伝達方法というのが有効になってくるのではないかというふうに考えております。

ですから、決して否定をするわけではございませんが、重要性はわかるのですが、なかなか防災無線での連絡方法というのは、瞬時において２カ国語、３カ国語なりでやるというのは、なかなか現実としては難しいのかなというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　今、課長の言うとおりだと思うのですけれども、嵐山町で起きる災害が想定されれば、そういうことになってくるだろうと思います。外国から全く理解できないで入ってくるようなのは、今ヌエックですか、女性会館なんかでは、そういうので国際会議やなんかあるということですから、来て、そのときは、あそこの建物そのものは耐震性の問題もちゃんとできているのでしょうから、そういうようなのに避難をちゃんとできるということなのです。

やっぱり、嵐山町に居住している二百数十名の方、これについては、そういう面では近所とのいろんな交流も出てくるだろうと思いますから、地震あるいは水害なんかについても、そういう連絡とれるのだろうと思ってはいるのですけれども、外国人観光客やなんか来るところについては、やっぱり宮古の話を聞きますと、そうなのかなというふうに感じました。

１つは、外にあるスピーカー、これが地震なんかで例えば電柱やなんかが倒れた場合に、そのあれは故障やなんかは起きないのでしょうか。そこだけお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　いわゆる子局という屋外放送用の子局なのですけれども、それなりにある程度の地震に対応できるという強度で地中に埋設もいたしておりますので、通常であれば大丈夫だろうというふうに思っているのですが、ただ現実的な話としては、東日本大震災で一部の市町村では、防災無線の子局自体が倒れるとか、そういったことで使えなかったというようなことも聞いております。ですから、実際津波の情報ですとか、あるいは町からの防災無線が聞こえなかったと。実際の避難は、隣近所の人たちの情報等を通じて逃げたのだと。

要するに、壊れた事例があったということも聞いておりますので、その辺について

は毎年防災無線の点検をしておりますので、再度確認をしていきたいと。強度の不足するようなものがないと思いますが、あるとすれば、そういったものも考えていきたいというように考えております。基本的にはないというふうに考えています。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　それでは、（３）に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　いわゆる災害が起きると、通常いろんな訓練をしている、あるいは防災計画なんかも中身を見たりなんかしても、どうしてもマニュアルどおりにいかないと。この東日本大震災、津波、マニュアルどおりにいったところはどこもないという話でした。

例えば、夜間、昼間、先ほども話が出ていましたけれども、避難をさせるタイミング、これは大島町でもそうだったのですけれども、深夜に果たして避難させて、二次災害が起きないのかどうかという、やっぱり町の判断というのもあったという形で、それがおくれたとか何とかの問題になってきていると。広島も同じような形であるのですけれども、これは常に後追いになっているのですよね。後から幾日かたって、どうだったのかなという問題で、それが問われたりなんかするわけなのですけれども、実質的には時間帯の対応によって変わってくるだろうと思います。

東日本の大震災が午後だったのですよね。日が暮れる前だったですから、津波が来てもあの状態で済んだけれども、あそこの人たちに聞いたら、とにかくあの津波、あれ深夜だったら、３倍死んだか４倍死んだかわからないという話でした。逃げられる人はある程度そういうもので逃げられたけれども、とてもではないけれども、夜中だったら、もっとどのくらい死んでしまっているかわかんなかったと。それを考えると、本当に怖いというものでありましたので、この問題での対応の違いがかなり出てくるのだろうと思います。

そこで、町長の、先ほども超法規的な権限がどこまでできるのかという話で、課長が先ほども言いましたように、例えば置き去りになっている車、これ個人の所有物ですけれども、強制的にどかすと。それは道を確保するためにどかすとか、あるいは自転車はどかすのは簡単だろうと思いますけれども、例えば置き去りになっている車がキーでもついてればいいのですけれども、ついていないで持ち去ってしまった場合なんかでは、どうにもならない問題もあるのです。

そうすると、重機を使ってどかさなければならないと。傷がついた、傷がつかないという問題もあって、そこら辺の補償の問題なんかも発展する可能性があるけれども、震災ではそんなことはしようがないのだと。大勢の人を避難させるためのあれでは、個人の所有物云々とは言ってられないのだということは、これは長の権限でやらざるを得ないだろうというのが、確かにいっぱいあったというのです。ですから、その辺は、やっぱり長の権限は知っておく必要があるのだろうと思います。

今、復興計画どんどん進んでいますよね。これは気仙沼の話なのですけれども、気仙沼も既に廃材は全部なくなりまして、今、まちの区画整理作業が進んでいるのですけれども、昔のいわゆる震災前、津波前の居住地の確認が、市役所の職員のかなりの仕事になって、そこに省かれて、土地確認をしないと区画整理が始まっていかないと。新たに15メートルの土盛りをしないと、区画整理事業が始まらないと。防波堤についても、それだけの高さをまたやるわけですから、それで新たなまちをつくるという形になってくると、そこに小さなこれは誰だかわからないような状況になっているものについては、超法規的にまちづくりをやってしまうと。強制代執行とか何とかあるけれども、それはきちっと長の権限でやれるということと、それから新たに居住地をつくるということになると、高台につくると。

昔は、高台に全部いたというのです。その高台というのは、昔、先住民がいたところですから、みんなそれぞれ古代遺跡があるらしいのです。縄文式時代だとか、弥生式時代の古墳、５世紀ぐらいの古墳があるのですけれども、そういう石器時代のものもあると。これのところに新たな居住地をつくるについて、長の権限ではいかないのだそうです。というのは、そこの例えば発掘をしなければならないというのが、文科省、文化庁の強い権限があって、発掘を終わらない限りは、そこには居住地をつくってはいけませんよということが優先されていると。

それで、発掘する人たちがいないというのですよ、そのまちに。逆の復興のほうにとられてしまっていて、人も集まらないと。発掘を始めれば、何年かかるかわからないと。だったら、長の権限で、そんなことはどうでもいいから、ここは居住地を早くつくらなければだめなのだという形での超法規的な権限を持って、文化庁が何を言おうとやるのだと。それは、一刻も早くやるものになっていくのだという形もあるのですけれども、それらも長はどういうふうに思いますか。それで、長の責任が問われるということになる可能性もあるかもしれないですけれども、そういうやっぱり強い権

限というのは、そのときに持つべきものだろうと思うのですけれども、どうでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　東北の話も出していただきながらの質問でしたけれども、今回の大震災で我々が学習を一番したというのは、この津波の訓練をしているある学校で、津波が来たら高いところに逃げろという訓練をしていた。それで、そこの学校というのは、大変いい成績が出たわけですよね。ですから、これはそのとおりだと思うのですよ。普段訓練をしていて、それで人に言われるのではなくて、上に逃げるのだよということで、自分でばらばら、ばらばら好き勝手に逃げていったということなのです。

それで、このごろ災害、大雨が来た、いろんなことがあったというときに、テレビで気象庁が発表するようになった、自分の命を守る行動をとってください、これに尽きると思うのです。これっきりないと思うのです。ですから、これを平時のときに、何もないときに、防災訓練だとか、あるいは防災会ですとかあるいは区ですとか、いろんなところで自分の命を守る行動はどうとったらいいのか、何があったらどうするのだというのを、自分で、地域で、それぞれが持ってもらう。そういうことを町がやっていくということが一番だと思うのです。

それと、もう一つ、この前の学習で私がドキドキと思ったのは、津波が来るよと言っているわけですよ。だけれども、何センチきり来ないやというので、見に行ってやられてしまったわけです。ですから、人の言うことって聞かないのですよ。自分が思っているとおりに動いていまうわけですから。だから、何がどうだとか、こうだとかではなくて、自分の判断で自分でやるということを、徹底的に意識を持ってもらうということが必要ではないかなと思うのです。

それで、何かを決めてどういうふうにするといっても、この間の大雪のあれで、あそこでも学習ができました。地域のところで要援護者あるいは応援者というのが、できる人、応援を受ける人といたわけですけれども、私も雪かきしました。しかし、皆さんもしたと思うのですけれども、雪かきが５メートルできる人、10メートルできる人、30メートル、50メートル、100メートル、もっとできる人、いっぱいいるのです。それで、要介護、要援護、援護を受ける人だって、肩をかりれば動ける人、あれでなければ動けない人、いろんなことがあるわけですよ。ですから、こういうものに書い

て、要援護者をどういうふうにするとかこうするといっても、全部ケースが違うわけですから、簡単なわけにはいかないということを頭に置かないといけないと思うのですね。

それで、このところにも防災無線で電池が20時間、24時間とかありますけれども、大災害があったときに20時間ぐらいでけりがつくのだったら、大災害ではないと思うのです。だから、これなんかも全然足りないわけですよ、今考えたって。だけれども、それ以上のことをやるというのは、とても大変なことなのです。

それと同じように、お手伝いをする人にとっても、雪をあそこのところまでかけば、街道があるいは通学路がということで、あそこまで行けばいいのだってあるからいいですけれども、避難所に入って、それで体が動かない人、動きづらい人、いろんな方、それをいろんな形でお手伝いをしたり、されたりする中で、いつそこのところが終わるのかわからないような状況というのが起きてきてしまうわけです。ですから、みんな援護を受けるような感じになってしまうのではないかと思うのです、高齢者が多いところでは。やってやるよというけれども、最初はやってやれるかもしれないけれども、どこまでやってやれるかといったら、みんな考えてしまうと思うのです。そういう状況なのですね、地域のしかも昼間の状況というのは。高齢者が多いようなことだと思うのです。

ですから、誰がどうする、何をどうするということは決めなければいけないし、地域でお互いに持たなければいけませんけれども、最後は自分の命は守る行動をとってください。自分でやる。それで、私はもう動けないのだと。さっきもありましたけれども、動かしたら命にという方もいらっしゃるでしょうし、動けないのだ、自分ではという人はどうするということを、個々にやっていくっきりないと思うのです。何かを決めてこのようにやるのだというのは、ちょっと甘いと思うのです。それぐらいのことを、いろんなあちこちのところで大災害が起きて、私たちは学習をさせられている、今そういう状況だと思うのです。

ですから、嵐山町の場合では防災訓練を重ね、それで地域の人たちにそういう状況、いろんなテレビだとか新聞だとか見た情報を、そっくりみんなが頭の中に入れていただいて、おれんちのときにはどうするのだということをみんなが持ち合うということが、一番の防災訓練、普段の心構えになるのではないかなと、そんなふうに思っていますけれども。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　私は、長の権限というのは、独裁者になれということではなくて、こういう問題ができたときには、それなりの対応を強める、それなりの発言をきちっとやっていって、職員も使ってもらうという形になるだろうと思います。だから、それは超法規的にやらなければならないものもいっぱいあると。やっぱり、そういうものを持って、何か起きたときには対応してもらいたいというふうに思っているのです。

あの中で、長の苦悩というのは大変だったろうと思いますけれども、やっぱりそういう中にあっても、そのことによってかなり大きく変わる状況もできてくるわけですから、ぜひその辺は町長さんもいろんな中で検討しながら、これはやっぱりそういう問題のときの力というのを持っていただければというふうに思っているのですけれども。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　清　水　正　之　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号８番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項１の地域経済の活性化についてからです。どうぞ。

〔10番　清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず最初に、地域経済の活性化についてお聞きをしておきます。４月の消費税の値上げにより、国民生活が一層厳しさを増しています。内閣府が13日に発表した４月から６月期のＧＤＰは、大幅な落ち込みを示しました。その主な要因は、家計収入が物価上昇に追いつかず、給料は目減りしている状況となっていることが指摘されています。

同時に、今定例会の中でも人口減の対策が質問されました。私は、町長の回答をそれぞれ注意深くお聞きをしました。やはり、国がこの問題を率先して取り組まなくてはいけないのかなという感を強くしました。同時に、一番のやはり人口減の現象、国がとらなくてはいけないのは、国民所得そのものをふやしていくと。とりわけ若い人

たちの所得をどうふやすかということが、この対応が必要なのではないかなという思いをしています。ただ単の人口の移動だけでは対応できないというふうに思います。そういう面では、広域的な考え方というのが必要になってくるのだろうなというふうにも思います。そこで、そうはいっても自治体で何ができるかというのも、考えていかなければいけないのだろうというふうに思います。

まず、最初の臨時職員の賃金の関係については、再質問から行いたいというふうに思いますので、結構です。

２つ目の設計労務単価の引き上げ、昨年、そして今年の２月、設計労務単価の引き上げが行われました。そういう点では、町の対応についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

３つ目は、企業誘致の問題です。やはり嵐山町の中でどれだけ就職ができるか、職につけるかというのが大きな要因になってくるのだろうなというふうにも思います。そういう面では、企業誘致の現状と課題、そして今後の対応についてお聞きしておきたいというふうに思います。

４点目については、資格登録バンクというか、実は嵐山町の中で報償費、賃金ではなくて報償費ですね。報償費、町外の人の部分が割かし多いなという感じをしています。そういう面では、県の中でも保育士が3,000人だったですか、どこか見つからなくなってしまいましたね。資格を持っている人たちというのは、嵐山町の中にも相当数いるのではないかなと。そういう資格を持っている人たちを、どう行政の中に生かしていくかという点では、感覚としてなのですが、町外の人が割かし多かったのではないかな。とりわけマンパワーを必要としている長寿生きがい課や健康いきいき課の部分が、そういう部分が多いのではないかなという感覚を持っています。

そういう点では、嵐山町の中で資格を持っている人たちを、どう行政の中に生かしていくかという点では、そうした資格の登録バンク的なものを創設し、それを町民に登録していただいて返していくという方法がとれないのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（２）について、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　それでは、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

公共工事設計労務単価につきましては、平成25年度に４月と翌年の２月に２度の改定が行われ、町も同様の設計労務単価に引き上げを実施いたしました。また、平成26年４月に公共工事設計労務単価が公表され、平成25年４月の公共工事設計労務単価と比較をいたしますと、平均で約7.75％の上昇となっております。町では、平成26年４月以降契約をしているものにつきましては、今年度の設計労務単価を適用して積算し、契約を締結しております。

なお、この公共工事設計労務単価につきまして、本年度にさらなる改定を行うとの情報もありますので、注視していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）について、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　（３）番についてお答えをさせていただきます。

まず、誘致予定箇所の川島地区でありますけれども、都市計画マスタープランの位置づけの修正を現在実施をしておりまして、都市計画道路の線形の決定、また下水道幹線の用地の確定などなど課題もあるわけでありますけれども、今後とも地権者との協議、連携を図りながら進めていきたいと考えております。

次に、杉山地区でありますけれども、現在、民間デベロッパーによる開発に向けた説明会が開催をされ、地権者との個別協議に入っているものと思われますが、正式に調ったという話は、今のところ町に届いておりませんので、今後とも関係者との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、越畑地区でありますけれども、今年の８月末より本田技研工業のモータープールとして利用が始まっております。主に小型の四輪駆動車の完成車置き場として、24時間の稼働と聞いております。

最後に、企業誘致条例が今年度より実施されたわけでありますが、これまでに２件の申請をいただいております。内容といたしましては、建て替えに伴う申請、これが１件、増設に伴う申請、こちらも１件でございます。今後はさらにＰＲを重ねまして、企業の誘致推進を展開をする所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（４）について、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　（４）につきましてお答えいたします。

特殊な業務を行うに際し、必要な国家資格などのライセンスという、そういう意味

の有資格者を登録する人材バンクとしては、医師バンク、保育士バンク、図書館司書バンクなどといった特定の資格に関する人材登録と、派遣を行うようないわゆる業界団体や民間の団体がございます。

一方、自治体などの行政が開設する人材バンクは、経験や知識、熟練の技術といった自己申告によるセールスをも含めたサービスを、しかもボランティアで提供することが可能な人材を扱っているものでございまして、嵐山町では平成13年に蝶の里町民講座行政編を開設し、翌14年に町民編を開設するに当たり、一般町民に呼びかけて講師となることの可能な方を募り、蝶の里ボランティアバンクを立ち上げました。現在では、嵐山町ボランティアセンターで個人あるいは団体のボランティア登録を行っていただくに当たり、活動内容の欄に手伝い、助ける活動や教える、広める、伝える活動という選択項目を設け、それぞれの知識や技能を生かすための人材登録を行っていただいております。活躍の場はさまざまな場面に及んでおり、初めにお話しした蝶の里町民講座の講師としての登録も兼ねていただいております。

いずれにいたしましても、多くの町民によるボランティアとしての人材活用が前提でありまして、雇用促進のための厳密な意味における資格登録バンクにつきましては、冒頭に申し上げた民間の人材バンク等を活用していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　それでは、最低賃金の話ですけれども、先ほど午前中にも質問があったわけですが、県では802円という規定がされました。町は、10月から引き上げるというか、見直すという方向で検討していると。ただ、近隣の状況を見てというお話もありましたけれども、10月からの見直しの金額というのは、町が今考えている金額というのは一体幾らになるのでしょう。政府そのものは、経団連も含めて、平成20年には1,000円にしていくという方向も出しています。そういう点では、町が金額的に幾らにしていくのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

近隣の状況等もよく確認をいたしました。その結果、今現在想定しておりますのは、

臨時職員、時間給800円の皆さんの時間給を850円の時間給としたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　この850円というのは、近隣の状況との比較でどの程度に位置づけられる金額なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えします。

それでは、ちょっと近隣の状況を申し上げますと、滑川町さんは850円、それから小川町さんが830円、川島町は880円、吉見町が850円、鳩山町は820円ですが、27年度改正予定と聞いております。ときがわ町が850円、こういった形で、郡内はこのような状況でございます。

県内に目を転じますと、まだ800円以下というのが、これは今の嵐山町も含めてでございますけれども、２市６町ほど800円以下がございます。一番多いのが、12市５町が820円。でも、このうち、今回の審議会からの答申が出て、上げる予定という話も何っております。850円にしているのは、今現在では５市５町です。一番高い時給を支払っているのが、和光市で時給970円でございます。一番低いのは790円で、神川町と上里町でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、先ほど言いましたように、政府そのものは平成20年に経団連との協議でも、1,000円にしていくのだという方向を持っているわけですけれども、町としては、そういった国の動向を考慮しながら今後考えていくという方向なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　今、経団連のお話が出て、時給1,000円の方向で進んでいくのだというようなことでございますが、これはこれでいろんな考え方があるのだろうと思います。それぞれの地方には、埼玉県ですと埼玉県最低賃金審議会がございます。それに基づいて答申が行われ決定をされているというのが、今までの例でございますの

で、私どもとしては、埼玉県のそういう状況の中で賃金が引き上げられたということでございますので、そういったことを考慮しながら、そして近隣の状況も考えながら、これからも引き上げるべき点があれば、引き上げてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　この10月からの850円の引き上げについての公表というのはどういう形で考えているでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　町のほうの要綱がありますので、まず要綱は訂正しなくてはいけないと思います。そして、10月１日から、また新たに臨時職員さんには辞令書の交付を行いますので、その時点では皆さんが全員お集まりの予定でございます。その研修会のときにお話を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　町内企業や商店等についての公表というのはどういうふうに行う予定でしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　町内の関係でございますけれども、周知及び履行の確保ということで、その審議会の答申の中で周知広報用のポスターですとかリーフレットの作成、関係機関、事業所への配布、または県市町村の広報紙の掲載依頼、そういったようなもろもろのことが依頼されてくるわけでございますので、それに基づきながら町としてはやってまいりたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　自治体の最低賃金の引き上げというのは、恐らく町内企業や商店や、そういった部分にも影響をしてくるのかなというふうにも思います。そういう面では、町がこういう形で最低賃金を引き上げるということになってきますと、ほかの町内業者、企業や商店の人たちにも影響が出てくるかなというふうにも思います

し、初任給にもかかわってくるのかなというふうにも思います。そういう面では、ぜひ町の採用だけではなくて、町内企業の人たちにもきちっと、町はこういう形で最低賃金の引き上げを行ったというものを周知してほしいと思うのですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　今ご指摘いただいた点につきましては、確かにそのとおりでございますので、町の広報紙あるいはホームページ等も使いながら、広報には力を入れてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　２番目に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○10番（清水正之議員）　設計労務単価については、昨年12月、今年２月という形で、町は12月の改定のときもいち早く対応をしてもらいました。今回もそうした形で対応していただいているということだと思います。

１つ、町の指導なのですけれども、恐らく元請の部分については、町の変更の内容は徹底できるのだと思うのですが、下請部分、孫請部分、こういった部分についても、この町が変更した設計労務単価の変更についての町からの指導というのはどういうふうになるでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　設計労務単価につきましては、国交省が単価の引き上げを行い、埼玉県が直ちにその改定を行い、嵐山町においても県と同様の単価を使っておりますので、改定がなされてきていると。全てに言えることですけれども、受注者はこの単価を使って、あるいは先ほど来、川口議員さんのところからも出ましたけれども、全てあるいは法令にのっとり、いろんな事務をやらなければなりませんので、当然これを勘案した給料が支払われているというふうに町のほうでは考えています。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうした下請、孫請に対する元請への指導というのは、町の

ほうでは改めてはやらないということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　これも入札の心得あるいは契約約款等にその旨の規定がされておりますので、そういう義務が受注者のほうにもあるというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、改めて元請、本元請の部分については、約款に記載をしてあるから、下請、孫請の部分については、改めて設計労務単価の変更による下請、孫請の部分についての指導はやらないということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　これは全てに通じるわけですけれども、法治国家であり、役所の仕事を受注する業者さんは法令遵守、そういった今賃金の改定が行われたとすれば、それにのっとった町のほうもそういった金額で設計をしておりますし、それにのっとって下請にかかわる関連する法律もそういうふうになっておりますので、そのようなものが支払われているというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　一番の大きな問題は、ダンピングの問題なのだと思うのですけれども、その部分が、確かに法律的にはそういう部分で規定をされているのだとは思いますけれども、そこの部分を徹底していかないと、下請、孫請の部分は、元請に物申すというのがなかなかできない部分があるのだと思うのです。そういう面では、行政の立場として、そこを徹底するということは重要なのではないかというふうに思うのです。特に、下請、孫請ということになると、町内業者の部分が非常に多くなってくるのではないかというふうに思うのですが、その部分の徹底というものを見直して、元請に指導していくという考えというのはあるでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　大変入札不調が全国的に生じておりまして、被災地あるいはこれからオリンピックを抱えている東京都等、労務単価はさらなる引き上げがあるのではないかというふうな心配をされておるわけですけれども、それが現実にその工事現場で

働く人たちの賃金に反映ができなければ、今、国政が進めている３本の矢も総理の思ったようには進まないわけでございまして、そういうふうな懸念があるとすれば、町としても何らかの形で業者に徹底ができるように研究、検討してみたいと思います。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ぜひそういう形で、町内業者を守るという観点も一面ではあるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　それから、３番目です。やはり若い人たちがというか、町民が町内の中で働く場所があるというのは、これはやっぱり生活基盤を確立するという点では非常に大切なのだろうなというふうに思います。そういった点では、越畑以外はまだ未定という形だと思うのですが、進まない原因というのは、やはり条件整備があるということなのでしょうか。企業がなかなか来づらいという何か大きな要因というのがあるのでしょうか。川島の場合は、まず道路整備が優先される、そういった条件整備が整っていないという部分もあったかと思うのですが、そういう企業誘致をするに当たって、町の課題というのはどういうものがあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　質問に対しましてお答えをさせていただきます。

　課題というふうな内容でございますけれども、清水議員さんおっしゃられておりました条件整備でございますけれども、一部には道路の整備というふうなことの内容がございます。もともと予定されている道路に関しましては、都市計画道路ということで整備する予定になっております。こちらのほうもやはり県のほうと調整をさせていただいて、手順を踏みまして実施を今しているところでございます。その辺の部分がクリアされてから、実際には着手というふうなことになっていくかと思います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今、課長が言ったのは川島の部分だと思うのです。だとすると、川島の部分については、都市計画道路の計画というのはどういう形で今進捗をしているでしょうか。それと、杉山地区の課題というのは何でしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

先ほどの道路の関係でございますけれども、こちらに関しましては川島地区でございます。先ほど町長のほうの答弁のほうにもありましたけれども、都市計画道路の関係でございますけれども、都市計画マスタープラン、こちらの位置づけの修正を現在させていただいております。そちらのほうが順次終了いたしますと、実際に現地にというふうな形になってくるものでございます。

それと、杉山地区の関係でございますけれども、今現在、民間のデベロッパーさんが入って現地の調整をしているところでございます。その中には、やはり道路の計画ですとか、緑地の部分もあったりするわけでございます。その辺も含めまして、現在、地元のほうと調整に入っているというふうなことでございます。実際に道路の計画ですとかも図面を示して、説明会も終了しているものと思われます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、杉山地区については、ある程度企業誘致のめどがついたという認識でよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　先ほどの関係でございますけれども、こちらはデベロッパーさんの計画をした計画によって、その説明がされて、地元の方の同意をとっているというふうなことでございますので、企業誘致自体はこれからでございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　町長、いずれにしても、条件整備というか、その部分がある面だと大きなネックになっているのかなというふうに感じるのですが、そういう面ではお金かかることだとは思うのですが、とりわけ都市計画道路については、滑川との協定、町と町との協定もあると思うのですけれども、そういう点ではこの条件整備、どうお考えですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　まず、川島地区からの条件整備の関係でございますけれども、川島

地区の何といっても大きな課題は、都市計画決定をされた都市計画道路の建設が始まっていないということなのです。これは、明星食品が川島のこの天沼地区に移転をするのであれば、こういう線形になりますと。それから、移転しないのであれば、こういう線形になりますと、そういうふうなことになるわけなのですけれども、それが流動化してきたと。

これまで、この地区の開発が住居系から工業系へ、そして今の明星食品の関係も含めて、これが一番大きくて、おくれてきたということでございまして、町としては、滑川町との約束、それから平沢区画整理との連携、こういったことを考えますと、一日も早く平沢からつきのわの駅に至るこの都市計画道路を完成しなくてはならないというふうなことになっておりまして、町のこの間の打ち合わせの中では、道路用地にアパートを建設されると。そのところの建設予定については、町から何とかご理解を地主にいただいて、その用地をあけていただいているという現状があるわけですけれども、それについては先行取得をしようというふうなことを、この間決定をいたしまして、県の土地開発公社等も視野に置きながら先行取得をしていくと。そういったことで、この部分が一番大きな課題というふうなことでございます。

それから、杉山地区でございますけれども、議員さんよくご存じのとおり、平成５年に関越自動車インターチェンジ、国幹審で決定をし、そして開発型インターということですけれども、このインターチェンジの直近の地区については、何らかの土地利用を進めていくのだ、開発を進めていくのだというのが、地元の意向で決定をした場所でございます。

しかしながら、その地元の意向の進め方が、なかなか地元のほうで一本にまとまらないというふうなことで現在まで来ておるわけでございますけれども、今やっと民間のデベロッパーが動き出して、何とか１つにまとめる動きが出てまいりました。この状況をうちも見守りながら、関係するような道路整備、あるいは下水道をどういうふうにするのか、水道の問題、今ある農地をどう除外をしていくのかとか、課題があるわけですけれども、一番は杉山地区の地区としての考え方、そして地主の意向、これがこれからの事業を左右するであろうというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　なかなか課題が多いなというふうには思います。そういう面

では、企業支援課ができてもう久しいわけですけれども、ぜひ一日も早い企業誘致というものを願っています。

それから、誘致条例については、やはり結局、既存の企業２件ということになっているわけですね。そういう面では、この部分で職員がどのぐらい、建て替え、それから増設の部分で申請が出ているのかな。申請出ていますよね。職員としての採用というのはどのくらい図られるでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

今現在、企業誘致条例ができまして、先ほど町長答弁のように、２件の申請をいただいているわけでございますけれども、内容として、建て替えに伴う申請が１件、それと増設に伴う申請が１件、合わせて２件というふうなことでございます。それで、従業員さんの関係でございますけれども、こちらのほうに関しましては、申請があってから１年間勤続するという必要がございまして、今のところ、実際何人だとかという数値的なものが出てきておりません。これは１年後に、うちのほうでも順次わかってくるものかと思います。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　建て替え、増設というのが町内企業の中で出てくるというのは、これは非常にいいことだなというふうに思うのです。そういう面では、町の企業の投資傾向というのは出てきているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

○10番（清水正之議員）　いいですか。ごめんなさいね。

○青柳賢治議長　もう一度、どうぞ。

○10番（清水正之議員）　その設備投資に関する意欲というか、そういったものというのが町内企業の中で出てきているでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

設備投資に対する意欲というふうな内容でございますけれども、今現在、申請を受けるのに当たりまして、企業さん等のお話を聞かせていただいているわけでございま

すけれども、この条例ができまして、やはり実際には嵐山町から離れるというふうな業者さんも、嵐山町に残っていただけるというふうなことで、実際に申請が出てきたわけでございますけれども、そのほかにも、この部分ができて増設をすると、増築をするというふうな内容でございまして、かなりのやはりそういった部分では意欲としては、あるいは効果としては出ているのかなというふうに思われます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　最後に、このＰＲという話もあるわけで、ぜひそういった部分では、せっかくできた条例ですから、ＰＲの方法ももう少し工夫も必要なのかなとは思うのですが、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、資格の登録バンクですけれども……

○青柳賢治議長　清水議員、一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は４時５分とさせていただきます。

休　　憩　午後　３時５４分

再　　開　午後　４時０４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の一般質問を続行します。どうぞ。

○10番（清水正之議員）　４点目なのですが、実はこれ、保育士、県内保育士だと思うのですが、現場復帰希望5,000人超すという記事がありました。そういう面では、これは保育士だけの話なのですけれども、町内でも資格を持っている人というのは、いろいろおられるのかなと。現場復帰900人というふうに、同じ記事の中に載っているのです。

そういう点では、私、全体的にマンパワーが必要な部分、先ほど言いましたけれども、長寿生きがい課や健康いきいき課の報償費の部分なのですけれども、割かし町外の人たちが多いかなという感じを受けたのです。そういう面では、できるだけそういう資格を持っている人たち、町内の人たちを行政のところで働いていただくという点では、その資格を持っている人たちを、行政の中で登録をしていただいて把握をすると。その人たちにお願いをしていくという方法がとれないだろうかと。

そういう面では、資格を持っている人たちというのは、いろんな資格を持っている

人たちって、町内の中にいるのではないかなというふうに思うのです。そういう点でのそういう人たちの行政参加というか、行政に協力していただくというシステムづくりができないのだろうかなと。

比較的、鳩山とか町外の部分の人たちが多いという感覚を持ったものですから、そういうできるだけ町内の資格を有する人たちを、有効に行政のところで働いてもらうという方法をとるためには、やはりそういう人たちを町のほうに登録をしていただいて、活用という言い方は変な話ですけれども、仕事をお願いするという方法がとれないだろうかというふうに思うわけなのですが、その辺の考え方というのはあるでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

今、お話のありましたように、保健師さんでありますとか看護師さん、保育士さん、そういった特殊な有資格者の方、嵐山町の不足する部分につきましては臨時職員でお願いをしております。

ご指摘いただきましたように、熊谷のほうから来ていただいたり、鳩山から来ていただいたり、小川から来ていただいたりと、町外の方も多いわけでございますけれども、まずこういった方につきましては、不足するというのは、当然初めからわかる部分がございますので、初めに、いつも毎年ですが、１月号、２月号の広報でそういう募集を行います。募集を行う、もちろんその中には、看護師さん、栄養士さん、保健師さん、そういった方がたくさんいらっしゃるわけですけれども、そういった方を募集して、それで面接をして登録をします。さらに足りない部分があった場合には、また新たに募集するわけでございますけれども、そういう中で、町内の方が割と少なく、町外からいらっしゃる方が結構多いと、それが今の現状でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　募集をかけているのは私も承知はしているのですが、嵐山町の状況として、そういう有資格者、資格を持っている人たちが、嵐山町の場合は募集が少ないというのが現状なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　嵐山町以外のほかの市町村の状況を把握しておりませんから、嵐山町が特に少ないかということにつきましては、私のほうから申し上げられない部分ではございますけれども、ただどこの市町村におきましても、今、そういう特殊なというか、資格を持った保健師さのでありますとか栄養士さん、保育士さん、そういった方は不足しているのではないかというふうに思っています。

それから、看護師さんについても、町内で看護師の経験がある方、そういう方もたくさんいらっしゃるかと思うのですが、なかなか今、子育て中でありましたりとか、そういうことで結構登録するのをちゅうちょなさっている方、そういう方が多いのではないかというふうに思っております。

それから、もう一つは、今、そういう有資格者は、民間の登録バンク、人材派遣業者ですね、人材派遣会社のほうに登録をし、そこから派遣職員というのですか、派遣社員というのですか、そういう形で派遣をされる。そういったほうが、賃金的にも高い額で雇用が保障されるということもあろうかなというふうには思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　民間の派遣会社からの人たちというのは、嵐山町の仕事の中で、どの程度の割合を占めているのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

民間の派遣会社から、役場のほうからお願いして派遣していただいている職員はございません。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　冒頭に最低賃金の話もさせていただいたのですけれども、そういう面では、有資格者を町が把握をすることというのは難しいのでしょうか。難しいというか、そういうものというのは嵐山町の中でつくれないものなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　大変難しいご質問だと思うのですが、例えば保健師さんを例にと

りますと、退職保健師の会というのができているそうでございます。そういった例は割と特殊だというふうに思っていますが、そういったところを通じて、嵐山町に保健師がいるというのは把握できたりします。

そのほかのことは、私は承知しておりませんけれども、嵐山町の中に、そういった退職をされた看護師さんの会だとか、保育士さんの会だとか、そういうものが仮にあったとすると、大変町としてはありがたいなと、そういうふうには思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう点では、そうした団体や人材バンクや、そういったところの連携というのは、町はどういう形であってもとれるというふうにはなっているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

今現在、保健師にしても、看護師さんあるいは介護認定の調査員さん、いろんな方、有資格者の方、いらっしゃいますけれども、そういった方が、今、町の中で働いていただいております。そういった仕事がどうしても不足する場合、そういう職種がどうしても必要な場合、そういった場合には、最終的にはそういう人材バンクのようなところにお願いをして、派遣していただく場合もある可能性はありますが、今のところはそういうところはなく、どうにか募集をして、来ていただいている範囲で済んでいる状況ということでございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、有資格者を埋もれさせるというのは、町にとっても損失かなというふうには思うのですけれども、なかなか難しいのかなという感じをしていますけれども、何かそういう道ができて、嵐山町の中で住んでいて、資格を持っている人たちが嵐山町の行政の中で働けるような、そんなシステムづくりができるといいなというふうには感じます。

２番目に移りたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○10番（清水正之議員）　来年度に向けてのお話を聞かせていただきたいというふうに

思います。

そういう面では、この９月議会が終わると、いよいよ来年度に向けての予算編成が始まるのかなというふうに思います。町長は、選挙公約の中で、「心の通いあうまち」というのも掲げたわけですけれども、１つは、公民館活動です。ふれあい交流センターができて、公民館そのものがなくなりました。ちょっと気がかりなのは、公民館活動はどういうふうにやられているのだろうというふうに考えるわけですが、現状と考え方をまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、２つ目については、提案型補助金、去年、たしか１件、今年２件か３件の補助金の申請が出ているかなというふうに思います。私のちょっと認識不足なのかもしれないですけれども、この提案型補助金の考え方についてお聞きをいたしたいというふうに思います。

それから、３つ目に転入奨励金、４月からですから、まだなかなか実績というわけにはいかないかもしれませんが、駆け込みで３月まではかなりあったけれども、４月から６月は少し落ち込んでいるというのが、全国的な指標にもなっていますけれども、現状についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

４点目は、来年、戦後70年という節目の年を迎えるわけですけれども、今年度、平和事業については予算が削られました。来年度に向けてどういう考え方を持っているのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　質問項目２の（１）につきましてお答えをいたします。

南北の交流センターを含めたふれあい交流センターにおける公民館活動についての現状をお話しさせていただきます。ふれあい交流センターで引き継いだ公民館活動には、２つの活動がございます。１つは、文化団体連合会などに所属する自主サークル等による趣味や文化活動であります。現在、施設の利用登録団体は191団体ございます。延べ登録者数は3,676人となっております。

もう一つの活動は、交流センターの主催する講座、教室等でございます。本年度は13講座、延べ66回の教室を開催する予定となっております。この講座は、町民のニーズにも配慮して内容を工夫しておりますが、特に本年は、受講希望の人数が予定した定員をオーバーする傾向が見られるほどに盛況となっております。

さらに、こうした講座を契機として、新たな自主サークルが誕生するケースも見られるようになっておりまして、町では、そうした自主サークル活動を育成するために、サークル発足から３カ月間に限り、施設の優先的な予約や使用料の減免という形での支援を行っております。また、こうした自主サークルに対しては、何らかの形でボランティア活動に参加していただくよう呼びかけを行っておりまして、ご理解をいただいた団体においては、ボランティアセンターにボランティア団体としての登録を行っていただいて、ボランティア活動の機会をあっせんしております。

町といたしましては、今後もこうした町民による自主的な公民館活動がますます活性化するよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　（２）につきましてお答えいたします。

団体補助金につきましては、これまでの行財政改革により、さまざまな見直しを行ってまいりました。平成25年度からは、それまでの団体に対する補助金等交付要綱を廃止し、団体補助金については事業費補助とすることといたしました。特別な団体につきましては、個別要綱を制定し、その他の団体については、提案型事業費補助金交付要綱に移行したところでございます。平成25年度は一般公募も実施し、１団体、交付決定を行いました。平成26年度は、既に２団体の交付を決定いたしました。平成27年度の考え方でございますが、本制度は現在２年度目でございまして、原則的には引き続き同制度を継続してまいりたいと考えております。

また、平成25年度の各種団体の実績が提出されておりますので、その検証を行い、改善すべき点があれば改善し、地域経営のさらなる進展がなされるよう、実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　（３）についてお答えをさせていただきます。

町では、人口減少傾向に歯どめをかけるため、今年度、転入奨励費交付事業を開始いたしました。この事業では、新たに町内に転入し、住宅を取得する方を対象としておりまして、本年４月１日以降の取得や住宅建設の着工が対象となることから、現在のところ申請に至った事例はございません。

しかしながら、４月１日以降に着工した物件が、順次完成してくる時期と思われるため、９月以降には申請が出てくるものと思われます。また、これまでのこの事業に対する問い合わせのあった中で、必要書類の準備中で、間もなく申請するという方が１件、それから、年内に出産予定の方で、出産後に申請をする意向の方が２件ある状況となっております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（４）について、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　（４）につきましてお答えいたします。

平和事業につきましては、嵐山町非核平和都市宣言から15年目に当たる平成25年度に、原爆写真・パネル展を実施いたしました。本年度は、戦争パネル展といたしまして、９月４日から９月10日までの間、役場庁舎エントランスにおきまして、埼玉県平和資料館から写真パネルを借り受けて実施しているところでございます。

来年度につきましては、1945年を戦後ゼロ年といたしますと、戦後70年の節目を迎える年となりますので、戦争平和に関する記念展の実施を検討しております。なお、実施内容につきましては、今後検討を重ねてまいりたいと思います。また、他の団体における文化事業の講演等につきましても、引き続き実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　公民館活動は、そうすると２つの事業でやっているという認識でいいでしょうか。

公民館活動については、社会教育法で規定をして、公民館事業について６点上げられているわけですけれども、そういう点では、以前の公民館活動と比較をして、充実をしているという認識でいいのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　中央公民館の時期の統計等、ちょっと今手元にございませんけれども、交流センターとなってからは、ここ３年ほどの24年からの統計があるのですけれども、大体年間4,000件から4,400件で、５万7,000人前後の利用をいただいております。施設としての部屋の数もふえましたし、活動は活発になってきている

というふうに認識をしております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、以前よりも公民館活動としては、町の事業というか、活動については充実をし活発になってきているという認識でよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　公民館活動の町としての大きな目標として、町民による自主的な活動を活性化させていくということを目的の一つに掲げておりまして、そういう意味では、自主的なサークル活動は非常に活性化をしているというふうに認識をしております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　課長も承知をしていると思うのですが、公民館事業については、１つは定期講座を開設すること。２つ目に討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。３つ目に、図書、記録、模型、資料等を備え、その活用を図ること。４つ目に、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。５つ目に、各種団体、機関等の連絡を図ること。６つ目に、その施設を住民の集会、その他の公的利用に供すること、というこの公民館事業の６つの事業内容があるわけですけれども、それに照らして十分活動が行われているという認識でよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　ご承知のように、公民館という名称は、嵐山町からはなくなりました。必ずしもその６つの課題、公民館としての課題を、目的を満足するという趣旨で、厳密な公民館ではございません。そのほかに、図書館ですとかその他の機能で賄える部分もあるということで、嵐山町はあえて公民館を廃止しまして、交流センターという形で運営をさせていただいております。

その中に、従来、公民館で行ってまいりました機能、事業というものを引き継ぐ部分というものが、今、お話し申し上げたようなことでございまして、そういう意味で

は、十分にもとからあります公民館活動の趣旨を引き継いで、さらに活性化をしてきているというふうに認識をしております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　さっき言った社会教育法の中には、当然、公民館の位置づけとして、条例で定めることというのがうたってあるかと思うので、それは今の状況でもいいのかなというふうには、条文を見ていて理解をしたのですが、そういう面では、今、課長が言われるように、公民館そのものの活動、公民館そのものがなくなっても、十分その寄与に値するという認識でよろしいですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　時代に合った形の公民館活動ということで、そのように認識をしております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　２つ目の提案型補助金の考え方なのですけれども、実はこれは私の認識不足なのかもしれないのですが、提案型補助金という点では、私、１つは住民参加型の行政をどう図っていくかという点で、決算書もちょっと見たわけですが、住民参加型の事業ということになると、もう少し何か考える必要があるのかなと、そういう目で見るとですね。

結局、こういう事業をやりますから、補助金を下さいという形なのですね。事業が終わった後の町への提言というのがされてないと。それをやると、補助金使いづらくなるのかなとも思うのですけれども、せっかくの事業ですから、その事業をやった結果として、何らかの形で町に提言できるような、そういうシステムに変えていくような考え方というのはあるのでしょうか。

そういう部分では、先ほど言ったように住民参加型の行政を図るという点では、そういう事業をやった結果の成果というか、またその行政の見られない部分、行政の目からではわからない部分を提言してもらうという形の補助制度にしていく考え方というのはあるでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

今現在のこの補助金の関係ですが、提案型事業費補助金の考え方は補助要綱がございまして、町民で構成された町内で事業活動を行う団体に対して補助対象事業等というのがありまして、その事業のところに該当すれば、補助金を出しておるのが現状でございます。

今、ご指摘いただいたのは、せっかく事業をしたのだから、事業終了後、その提言が何かなされたら、よりいいのではないかというふうに私は受けとめたわけですけれども、それでよろしいのでしょうか。

この事業を終了していただきますと、実績報告書というのが提出されます。先ほどの答弁の中でも少し申し上げましたが、実績報告書の中で、行政としてこの実績報告書をよく検証させていただいて、この事業の成果を確認すると。その確認する中で、これはもしかしたら、こういった団体がするよりも、町が取り組んだほうがいいのではないかというような内容も出てくる場合もあるかと思います。そういった意味では、その事業終了後、実績報告によって、町への提言されてくる部分があるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう点では、いろんな行政ということではないな。いろんな活動、違った活動内容やいろんな団体が利用してもらうということによって、それが行政目線ではなくて、住民目線から町を見るという点での住民参加型という形になるのだと思うのですが、ここでは「地域経営の見方」というふうに書かれているのですが、やはりそういうせっかくつくった、切りかえた補助制度ですから、そういう視点があってもいいのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

まず、この団体提案型事業費補助金をつくった経過というのは、先ほど申し上げたとおりでございまして、そういった中で、町民の皆さんが事業活動を行うに当たって、町でも地域経営の視点から少しでもお力添えをしましょうということで、この補助金

ができたということでございます。それは、清水議員もご理解いただけるのではないかというふうに思いますが、その中で、これが今２年度目でございます。これが進むにつれて、そういったようなご希望、あるいはそういうようなお話が出てくるとすれば、そのような形でも補助金が出せるような、そういうような一部変更という形でもできるかと思いますし、ただ、それは使っていただく皆さんの使い勝手のいいような形で、町としては考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今、課長のほうから使い勝手がいい補助金というお話もあったわけですが、確かにそうだと思います。そういう面では、使っていただかないと何にもならない話で、ただそこには、私たち住民目線で行政をどう見ていくかと、その一つの数少ない補助制度ではないかなというふうにも思います。そういう点では、そのほうが提案型補助金の内容に合致してくるのではないかなというふうに思うのです。

先ほども言いましたように、住民目線で行政をどう見るか。それで、実際に活動していただいて、この部分をこう変える、そういう提言があれば、よりいいかなというふうに思うのです。それは確かに、そこまでやると使いづらいよという面も出てくる部分があるのだとは思いますけれども、ただ住民参加型の行政を進めるという点では、そういうものがあってもいいのではないかなというふうに思うのですが、町長、いかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ご承知のように、この補助金については長い研究を重ねて、町のほうもそうですけれども、議会の議員の皆様方のご指導をいただきながら、この改修というか方向を決めてきたわけです。それで、ここの答弁でもありますように、団体補助を、事業費、やった仕事に対して補助をやっていくのがいいのではないだろうかということに大きく変わってきたわけです。ですから、そのやる事業というものを、さらにやる人たちが自分で考えてやってもらうのがいいのではないだろうかということが、これだと思うのです。

ですから、一々、こうだとかああだとかという町の中の規制がなくて、それで自分

たちが町のためにこれはいい事業だと、地域のためにこれは生きるのだという事業を、自分たちで考えた中でやりやすい方向でやっていただく。その事業としては、こういうのがいいのではないだろうかというふうに私は思うのですけれども、それなのでここまで続けてきていただいて、これをさらにと。

ただ、ここのところも、こういうふうに直したほうがいいのではないだろうかというものについては、別に決めているわけではありませんので、どんなふうにでも、町民のために変えていくということはやぶさかではございません。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　私も、事業費補助やこの提案型補助金そのものを否定しているものではありません。ただ、住民参加という点では、そういう一面を持って住民の人たちが補助金をもらって活動し、町の行政に一端でも参加をしてもらうという部分が、この補助金の活動の中で出てくれば、もっといいのではないかなというふうに思うのです。

そういう点では、先ほど言うように、そこまで強制すると使いづらいよという面も、確かにあるのかもしれません。ただ、そういうものを目指していくというのも、町の方向ではないかなというふうに思うのです。だから、そういう点では、何かそこに町が進める仕事の行政の内容の一端が、住民目線の中でかいま見られれば、私はよりいいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　考え方、いろいろあると思うのです。だけれども、町では、議会の皆様方のご意見をお聞きしながら、補助金はこうあるべきだということで、事業をということに大きく変わってきたわけです。それで、その事業についてやりやすいような形でこの提案型事業。

ただ、１つ、私も思うのは、提案型事業、この提案型というのは、何となく敷居が高いのかなというような感じもするのです。だけれども、言いようによっては、この提案型のということは、何か自分たちのやることがちょっと１歩進んでいるというか、考え方が入っているよというような感じにもなりますし、名前というのはいろいろ難しいかもしれないですけれども、だからそういうことも含めて、このほうがいいのではないだろうかというようなことがあればあれですけれども、今の状況で、方向を変

えてきた中での変え方、やり方、進め方というのは、合っているのではないかなと私は思うのですけれども。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど言いましたように、住民がどういう形で行政に参画するかという点では、少し違うのかなと。補助金の見方が少し違うのかなというふうには思うのですけれども、この事業を通じて住民が行政に参画するというのは、活動の中身、あるいは提言の中身によって出てくるのではないかなというふうに思うのです。そこの部分を、この補助金の中身として生かしていければいいかなというふうに思います。そういう点では、ネーミングの感覚からすると、実は私、そういうふうに感じていました。

　そういう面では、決算書を見せてもらったときに、何か自分の思っていた補助金とは違うなというものを感じたのです。そういう面では、どう住民の人たちが住民目線の中で行政に参画するかというのは、この補助金の中で生かされるのではないかなというふうに思うのです。それは、活動内容であったり、活動を計画する時点での意識であったり、そういったものというのが必要になってくるのだとは思いますけれども、そういう部分の考え方というのはないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっとよくわからないのですけれども、町のほうがやることについても、あるいは町民の皆さんがやる事業についても、尽きるとこというのは町民福祉の向上なのです。ここのところにどうやって近づいていくかというのが事業になるのであって、こういう方向、ああいう方向ではなくて、町民福祉の方向にどういう形でやるのかって、町がやるのではなくて、これは町民の皆さんの提案型、考え方のもとでやるということですから、制約も方向も考え方も何にもないわけですので、そういう自由な形で、思う存分活用していただくというのがいいのではないかと思うのですが。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっとなかなか意見が一致しない部分がありますが、私は、補助金についてはそういうふうに、今までお話ししたような感じで受け取っていましたから、ぜひそういうふうになっていければいいなというふうに思います。

それから、次に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○10番（清水正之議員）　転入奨励金の問題です。

予定としては、現在、３件ぐらいが予定をされているということかなというふうに思うのですが、実は、先ほど４月から６月というふうに言いましたけれども、住宅着工については、５月が15％減というのが全国的な指標になっています。そういう面では、町長も答えていましたけれども、住宅リフォームの切りかえの事業として、これをつくったわけですけれども、そういう面では、３月の駆け込み需要が影響しているのかなとも思うのです。

そういう面では、先ほど住宅リフォームについては、課長、違う形ではあるかも、多分、内容が少し変わるかもしれないけれども、復活するというか、そういうものを考えたいという話もあったわけですけれども、今後一つの転入奨励金、吉見の場合は、住民を外に出さないというか、吉見の中にいてもらうというような制度、そういう面では嵐山とはちょっと違う中身ではあるのですが、そういったものができているわけですけれども、今後ふえていくという見通しというのはあるのでしょうか。

たしか、住宅リフォームの場合は、毎年70件前後、総事業費として３年間、１億円ぐらいの総事業費として事業が行われてきたわけですけれども、この転入奨励金、せっかくの事業ですから、どんどんＰＲしてもらって来てもらうと。先ほどの人口の取り合いではないですけれども、人口移動ではないですけれども、それでも、嵐山町の１つの大きな目玉の事業ですから、実施設計ができるような形で進めていっていただきたいなというふうには思うのです。今後の見通しというのは、どの程度持たれているのでしょうか。例えば建築確認が、今出ている部分も含めて、その辺も見通しというのはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

転入奨励事業につきましては、この４月１日を基準日という形で、それ以後の新築、住宅の着工、あるいは中古住宅の売買の契約が成立したものということで、ある程度３月までの駆け込み需要といいましょうか、そこのところがすくえないわけですので、この４月以降に、この９月ぐらいまでの半年間ぐらいは、なかなか新規の申請という

のはないだろうなと、少ないだろうなというふうに予想はしておりました。

この間、町のほうでは、この転入奨励事業を知っていただくということを目的といたしまして、ホームページに、この定住促進に関する特集ページを設けました。また、「広報嵐山」におきましては、人口減少の今後の見通し、課題とともに、この定住促進事業の要綱を５月号で配信をいたしました。また、さらに町内の事業所、そういったところについても、事業所のいわゆる職員の方、社員の方に、町外から通っている方がいらっしゃいますので、そういった方への周知ということで、商工会あるいは花見台工業会あるいは観光協会、あるいは具体的な事業所名を申し上げますと、東日本明星食品さんあるいは太陽インキさん、こういったところにはチラシとポスター、こういったものを社員の方に配っていただいたり、ポスターを掲示していただいたりという形で周知を図っております。

なおかつ、現在、転入促進関連のパンフレットの作成を今進めておりまして、これができますれば、また新たな形で、さらにはっきり言って営業活動ではございませんけれども、町外のいわゆる宅地建物の取引業者さんですとか、あるいは違った会社にも、そういったパンフレットとともに転入奨励のチラシを置かせていただいて、啓発をしてまいりたいというように考えております。

今後の見通しということでございますが、申しわけないのですけれども、今これからどれだけふえてくるかということは把握しておりません。しかしながら、なるべく多くの方に周知をし、そして利用していただくという形での啓発を図ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　この１点だけちょっとお聞きをしておきたいと思うのですが、この事業については、町内のＰＲというだけでは当然ふえようがないわけで、町外あるいは県外に向かってどうＰＲするかというのが決定的になってくるのだと思うのです。そういう面では、今課長が言われたのは、町内の事業所に勤めている方を対象にＰＲということですけれども、町外に向かってのＰＲというのはどの程度やられているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　町外に向けてのＰＲというのは、今現在は町のホームページ、こちらについて定住促進のページといいましょうか、それを設けましてＰＲをしているということでございます。今後につきましては、先ほど申し上げましたように、宅地建物取引の業者さんをまとめるような業界がございますので、そういったところに今作成中のパンフレットとともに啓発をというか、その周知、営業のお願いをしてまいりたいと。そこで物件の紹介のときに、嵐山町にはこういうような制度がありますよと、あるいは嵐山町にはこういった特色がありますよという形でもご紹介をしていただけるように、営業活動をしてまいりたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　最後に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○10番（清水正之議員）　１つは、最後の平和事業の問題です。そういう面では、冒頭でも言いましたように、来年が戦後70年という節目の年に当たるわけですけれども、今予定をしているのは、記念展というものを来年度やりたいというお話と同時に、他団体の文化事業に後援するというふうに言われています。そういう点では、やはり今、朝ドラがちょうど学童疎開の部分になっているわけですけれども、戦争そのものが薄れてきている状況の中で、やはり平和事業というのは、今だからこそ大事になってきているのかなというふうにも感じています。

　そういう面では、私、住民参加型という点では、嵐山町の一番いい例は、やはり成人式ではないかなというふうに思っているのです。成人式そのものが実行委員会形式で、全く住民、若い人たちが企画をするという部分で、本当に好評を得ているわけですけれども、そういう面では、この平和展、記念展が、そういった方向で持たれないだろうかというふうに感じるのです。

　やはり、行政がやっている部分というのは、仕事の中で計画をし、やるという点では、ある面では限界があるのかな。もっと住民の発想を取り入れた、そういったものができないだろうかなというふうに思うのです。小川町では、一週間かけてこの平和展をやりました。そういう面では、近くでそういう事例もあるわけで、そういう住民を巻き込んだというか、そういうものができないだろうかなというふうに感じているのですが、考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長　申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

先ほどちょっと答弁でも申し上げましたが、昨年度は平成25年９月５日から９日まで、町民ホールで平和のための戦争パネル展というのを原爆写真とパネル展をやったわけですが、そこで町民ホールで183人、９月11日から９月15日まで５日間、ふれあい交流センターで171人、計354人の方が見に来ていただきました。大分盛況であったなというふうに思っています。これも町民の皆様に、戦争に関する皆さんの貴重な資料、これをお借りしたということがすごくいいことだったなというふうに思っております。私どもが思った以上にたくさんのものが集まってまいりました。本当にこれは貴重なもので、もし何かあったら困るので、これはちょっとお預かりするのをお断りしたと、そういう例もございました。あるいはちょっと危険で、軍刀なんかがありましたので、それは断ったりしたわけなのですけれども、そういったように、今、町民を巻き込んでというお話もございましたが、ある意味では、そういう意味で町民の方を巻き込のでできたのが、去年であったのではないかなというふうに考えております。

今、ご提案は、実行委員会方式でできないかというようなご提案ではございますけれども、先ほど実施内容につきましては、今後検討を重ねてまいりますというふうにお答えを申し上げましたので、その中で検討材料の１つとして参考にさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　もう最後です。

実は、計画の段階から住民の協力を得るという考え方というのはどうなのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　ちょっと、今、急にご提案いただいたものですから、その辺も含

めて検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○10番（清水正之議員）　終わります。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時５９分）

平成２６年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

９月１１日（木）午前１０時開議

日程第　１　議案第３０号　嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて

日程第　２　議案第３１号　嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて

日程第　３　議案第３２号　嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて

日程第　４　議案第３３号　嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を制定することについて

日程第　５　議案第３４号　嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについて

日程第　６　議案第３５号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて

日程第　７　議案第３６号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについて

日程第　８　議案第３７号　嵐山町下水道事業審議会条例の一部を改正することについて

日程第　９　議案第３８号　基本協定及び業務委託契約の締結について（嵐山町北部交流センター改修事業）

日程第１０　議案第３９号　土地の取得について（杉山城跡）

日程第１１　議案第４０号　平成２６年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定について

日程第１２　議案第４１号　平成２６年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第１３　議案第４２号　平成２６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第１４　議案第４３号　平成２６年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議定について

日程第１５　議案第４４号　平成２６年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第１６　議案第４５号　平成２６年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定について

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人	２番	大野敏行
３番	佐久間孝光	４番	長島邦夫
６番	畠山美幸	７番	吉場道雄
８番	河井勝久	９番	川口浩史
１０番	清水正之	１１番	安藤欣男
１２番	松本美子	１３番	渋谷登美子
１４番	青柳賢治		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
根岸寿一	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第３回定例会第８日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、９月25日に審議を予定しております認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの決算６議案につきまして、討論する議員は９月19日の午後５時までに議長に届け出てください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、議案第30号　嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第30につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件でございます。

児童福祉法第34条の16の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第30号　嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の細部説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の４つが、新たに市町村認可事業として設けられることになりました。家庭的保育事業等を行う事業者は、その設備や運営に関し、市町村が国の基準を踏まえて定める認定基準を遵守する必要がありますので、家庭的保育事業等の認可基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例は、今まで何も規定がなかった、いわゆる認可外の保育事業等の基準を定めるものでありまして、現在、町内には家庭的保育事業等を行っているところはありませんので、今後、新たに事業を行う場合に、この基準が適用されることになります。

裏面の目次をごらんいただきたいと存じます。

この条例の構成でございますが、第１章、総則で第１条から第21条でございまして、趣旨、最低基準の目的や向上、虐待等の禁止、衛生管理等々の規定になっております。

第２章は、家庭的保育事業で、第22条の設備の基準から職員、保育時間、保育の内容等、第26条までの規定となっており、内容といたしますと、保育時間は１日８時間、保育者１人が保有することができる乳幼児数は３人以下、ただし研修を終了した者が補助する場合、５人以下とし、保育者の居宅、その他の場所で保育を行い、家庭的な雰囲気の中で保育を実施するということ等になります。

第３章、小規模保育事業でございますが、第１章、通則となります。第27条、小規模保育事業の区分を定めております。

第２節、小規模保育事業Ａ型として、第28条から第30条まで、設備の基準や職員等を定めており、定員を５人から19人とし、保育士の数を定め、保育を目的としたさまざまなスペースで、小規模で保育を実施することと定めております。保育所分園に近い類型となります。

第３節、小規模保育事業Ｂ型で、第31条と第32条で職員を定めており、Ａ型との違いは、Ｂ型は保育補助者を認めているところであり、Ａ型とＣ型の中間的な類型とな

ります。

第４節、小規模保育事業Ｃ型で、第33条から第36条となり、設備の基準、職員、利用定員等を定めております。内容といたしますと、利用定員を６人以上10人以下とし、家庭的保育に近い類型と定めております。

続いて、第４章、居宅訪問型保育事業でございますが、第37条から第41条で居宅訪問型保育事業、設備及び備品、職員等を定めております。内容といたしますと、保育を必要とする子供の居宅において、１対１を基本とする保育を実施することになります。

第５章、事業所内保育事業、第１節、通則でございますが、第42条で利用定員の設定を定めており、企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施するもので、従業員のほかに地域の子供にも保育を提供するものでございます。

第２節、保育型事業所内保育事業、第43条から第46条でありまして、設備の基準、職員等を定めてございます。

第３節、小規模型事業所内保育事業で、第47条と第48条で職員等を定めてございます。

最後になりますが、附則で施行期日や経過措置等を定めております。

いずれにいたしましても、児童福祉法第34条の16に基づき、厚生労働省令第61号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準どおりの内容となっておりますことを申し上げまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　国の指針といいますか、それが出るのが遅くて、担当課としては大変だったと思うのです。町独自のものが、考える時間がなかなかなかったということは推察いたしますというか、同情しますというか。とはいえ、一つの条例になってきますと、これが基本になってきますので何点かご質問したいと思うのですけれども、ちょっと先に18ページの居宅訪問型保育についてなのですけれども、39条でこういうふうに書いてあるわけです。「居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者１人が保育することができる乳幼児の数は１人とする」ということで、この居宅訪問型というのは、相手の保護者の家に行って、その家の子供を保育するというシステムなのですね。なのでねと、課長にそう言うのはおかしなことですけれども、ということ

です。

家庭的保育者というのはどういうことかというと、４ページの８条に、家庭的保育事業等において、その職員の一般的要件というのがあるわけですけれども、ここには保育士というのが必ずしも明記されていないわけです。いわゆる町長の指定する研修を受けた者が、この保育ができますよということで言っているわけなのです。それで１人だということですので、１対１になるわけなのです。

保育士の資格がない者が、周りに誰もいなくてやることが果たしていいのかと。かなり保育というのは、専門性がある職業だというふうに言われているのですけれども、これが24時間だか25時間だかの研修でよいのかと考えると、嵐山町ではまだ今はないということですので、ここの部分については保育士の資格のある者にしていくことが、私は重要ではないかなと思うのですけれども、そのお考えを第１点に伺いたいと思います。

それから、スペースのことが幾つか、幾つかというか出ていたと思うのですけれども、１人当たり3.3平方メートルというのが、ちょっと今ページが見つからなくて。出ているのですけれども、さいたま市は６月議会で、１人当たりの面積を５平方メートル以上にしているのです。さいたま市で５平方メートルですから、嵐山町ももっと広いものを要求していいのではないかなと思うのですけれども、今の保育所は１人当たり面積は何平方メートルになっておるのか、先にちょっと伺いたいと思います。

それから、総則の10ページ、この家庭的保育事業、５人以下の場合の23条には、調理員を置かないことができるというのがあるわけなのですね、これを外部委託する場合は。アトピーや何ショックと言いましたか、などが給食によって引き起こされて、その中で死亡者も出てきたということが学校の中ではあるわけです。できるだけそういう子供さんの実情がわかって調理するほうが安全だと言われておるのですけれども、そうすると自園調理所と何か言うらしいのですけれども、自分の園でつくる調理所と。そちらでなければいけないというふうに嵐山町独自でしていくことが、私は必要ではないかなというふうに思うのです。ちょっと考え方を伺いたいと思います。

それから、ちょっと細かいのはいろいろあるのですけれども、そこの家庭的保育事業で、これ５人以下なのです。乳児と幼児が一緒になってしまうということがあるわけです。３歳児が仮に４人いて、乳児が１人いた場合、３歳児はもう跳びはねてというか、遊びます。そうすると、乳児の危険性というのがやっぱりありますので、この

家庭的保育の場合、同じ面積ではいけないなというふうに思うのです。２番目の質問とちょっと重なってしまうのですけれども、私もまだ頭が整理できていなくて。ちょっとそこの点を考えてあるのかどうかを伺いたいと思います。

それと、あと家庭的保育を預かった場合、３歳児を超えるともう保育所に移さなければならないわけだよね、正規の。その場合の連携が必要だというふうにあるのですけれども、ちょっと今、どこの条文だったか見つからないのですが、これは町がきちんとその連携を調整できるようになっているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

まず、第１点目の保育士でなくて、講習を受けた者でいいのかというご質問だと思いますけれども、今まで認可外保育ということで、実際には嵐山ではないのですけれども、ほかでやっているところがかなりあるのだと思うのです、全国的に見ると。そういった中の経過措置的な意味もあるのかなと、そのようには、これは町の条例でございますけれども、国の基準をもとにそのままの内容でつくってございますけれども、経過的な措置として、今やっておる事業者の救済的な意味もあるのかなと、このようには感じておるところでございます。

それから、第２点目のスペースの問題でございますけれども、嵐山町の認可保育所の面積ということで、ちょっとご説明させていただきたいと思いますけれども、これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準という中で、認可保育所として４園実施しておるわけでございますけれども、保育室、ゼロ歳から１歳で3.3平方メートル、それから乳児室として、ゼロ歳から１歳の方については1.65のいずれかの面積を満たすということ、それから保育室として２歳から５歳ということで1.98平方メートル以上ということでなっておるところでございまして、国の基準で認可保育所自体もそれを満たしているかどうかという中で、今回の条例につきましても国の基準どおりで実施していきたいと、これは行政とすると確認の話になるかと思いますけれども、それ以上を満たしておるかどうかということで考えております。

それから、23条関係ですか、調理の関係でございますけれども、このあたりも、今、実施している事業所の救済というか、暫定的にこういった形で規定をしているのかな

ということで、私どもの立場とすると捉えております。

それから、アレルギーですか、そういった関係でございますけれども、人数的に少ないことから、個々にそれは保護者と園のほうで、園というか保育事業所のほうで細めにお話を密にしながら、事故のないようにしていくというのが基本的なスタンスだと、このように考えております。

それから、次に家庭的保育の乳児と幼児が一緒というようなことでございますけれども、これはもちろん事業所の責任として、実際の運営とすると分けていくのかなと、このようには考えております。ちょっと私どものほうの実態としてないものですから、そこまでの調査をしていないのですけれども、一般的に考えられることは乳幼児と分けて考えていくのかなと、このように考えております。

それから、最後になるかと思うのですけれども、３歳を超えたときに保育所なり何なりにどれだけということ、連携の話ですか、それにつきましては後でまたご議論いただく保育所の必要性の条例の中で、優先順位として位置づけてございます。条例の33号ですか、提出している中の優先枠という中で、密にして優先的にやるというような内容に33条で規定していると、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今の認可保育所の面積というのは、数字で出ているのでしょうか。さいたま市が５平方メートル以上でというふうになっていますので、認可の場合はどのぐらいになっているのだろうかということで、ちょっと２回目の質問でお願いしたいと思います。

嵐山町は、今、この認可外はないと。ですから、この条例に当てはまる保育所というのはないわけですよね。待機児童もないですから、こういう事業が生まれてくるかどうか、生まれても１つか２つかという程度だと思うのです。ですので、保育の質を確保した条例をしていくべきだなと。国は待機児童があるところを想定して、ここをこういう数字で、基準でやっていますけれども、嵐山町は国基準どおりでなくてもいいわけですよね。だから、そこのところの考えを嵐山町らしいものに今後はしていく、いきたいなということをお願いしたいと思うのですけれども、答弁ができるかどうか、できなければ終わります。今、ちょっと町長いないから、とりあえず……

○青柳賢治議長　よろしいですか。

○９番（川口浩史議員）　それで。いや、本当はあるのだけれども。
○青柳賢治議長　では、続けてください。
○９番（川口浩史議員）　いいです。
○青柳賢治議長　よろしいですか、それで。
○９番（川口浩史議員）　３回目にします。
○青柳賢治議長　それでは、２点について答弁を求めます。
　簾藤こども課長。
○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきたいと思います。
　１点目の認可保育所の面積的なお話があったかと思うのですけれども、例えば東昌保育園の例を申し上げます。これは一概に何平米と言えないところがあるというのを前提としてお答えを聞いていただきたいのですけれども、預かる年齢のお子さんによって、それぞれ面積が変わってきますので、その年度によっても変わってくるということが前提になるかと思うのですけれども、今年の東昌保育園の例を言いますと、１階に乳児室、保育室、１歳児保育ということで30.903平米で、基準とすると30.3ということでございます。
　２歳児の保育室が41.423平米、1.98平米で考えていくと。それから、３歳児、４歳児、５歳児ですか、それぞれの面積、保育室の面積と基準である1.98ということで計算していきますと、定員は60人なのです。ただ、単純に面積で当てはめますと、100人までは入れる面積、これは先ほど申しましたゼロ歳から１歳については3.3か1.65平米というほふく室、乳児室というような、どちらかというような選択で、3.3で考えていった場合、100人はできるということになりますけれども、園は経営もございますので、職員、保育士さんの雇用の関係もございますので、今現在60人の定員で62人ですか、平成26年８月１日現在で62人、ゼロから１歳児については13人、ゼロ歳が２人で、１歳が11人、それから２歳児については６人、３、４、５歳児については18人、24人、29人ということで計62人ということで、これは認可保育所の東昌保育園についての面積でございますけれども、ほかの３保育園につきましても、面積的なものについてはかなりオーバーを、基準より多く面積を保有していると、このように考えております。
　それから、質のお話でございますけれども、この条例自体は、認可保育所に対して、今まで認可外だった保育所に対して給付するための条例という位置づけになっている

かと思いますけれども、今後、保育の質という部分も出てくるとは感じております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　認可保育園の場合、基準となる3.3を十分に超えていると、超えて、今、保育をしていますよということですよね。でしたら、家庭的保育事業も、せめてさいたま市以上のものを嵐山町は要求して、ここを変える必要があるのではないかなと思うのです。

さいたま市、申し上げましたとおり５平方メートルなのですけれども、ちょっとその辺の町長のお考えを伺いたいのと、それと調理員の問題、保育士でなくても居宅訪問者の場合、家庭的保育事業のＢも保育士以外の人ができるわけなのですよね、３分の１だったかな。３分の１保育士がいれば、ほかは保育士でなくても。嵐山町ではもう全員保育士でやってくださいと、そういう条例に変えていくことが、保育の質を確保する上で大事だというふうに思うのです。別に待機児童がいるわけではない、今この施設があるわけではないですから、そういうものをしていっていただきたいと思うのですけれども。

こういう研究があるのです。保育の質が子供の発達に及ぼす影響ということで、近年、諸外国で保育の質が与える影響について研究がされているのだということなのです。特にアメリカでは乳幼児期の投資から得られる社会、経済、労働市場における収益に関する分析が盛んに行われており、良質な保育や教育を受けて学習の基盤がうまく築かれると、その後の学業成績に向上が見られるだけでなく、生産性と税収の増大、福祉関係費の節約などに資することが明らかになってきているということなのです。これからの社会にも大きく貢献をしていくのが、この保育の質にかかっているということなのです。どうでしょうか。嵐山町では高い保育の質を求めて、もう一段の条例をしていくお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

今回こういうものができた背景というのは、今までなお貧困だったわけですよね、この状況は。それで、お母さんたちの子育て環境を国として、きのうもいろいろ話ありましたけれども、そういうものの底上げを図りたいということで、これが一つはこ

ういうことが出てきたわけですよね。

それで、今、これは匡の基準で3.3がどうとかというのが出てきた。これからそれぞれ競い合って、地域がどこのところまで上げられるかということになってくると思うのですけれども、それらの受け皿というのが、スペース、場所だけではなくて人の問題もあると思うのです。何人の持つ分が、もっと余裕のあるように持ったらいいとかいうのは、これから出てくることであると思うし、また嵐山町の場合には国の基準に合わせてつくったわけだけれども、さらにこれをどんどん上げていきたいというのは、どこのところも全部あると思うのですよ、嵐山町もそうなのです。でも当面、このところですぐすぐできるというのは、嵐山町の状況の中でどこのところに合わせたらいいのか、浦和に合わせるのか、国に合わせるのかということだと思うのです。さいたま市がこれでよしとする。しないところも、これ出てくると思うのです。

ですから、そういうようなものもこれから変えられるわけですから、現状ではそこのところを甘んじて国のところにやっていただいて、嵐山町がこれでよしとしているわけではないわけですから、さらに日本一の子育ての環境をつくっていきたいわけですから、そういうものを、議員さんおっしゃるようなものをこれからもしっかり町の中でできる状況というものを少しずつ上げていって、そういう環境ができればいいと思うし、日本一の子育て環境をぜひつくっていきたいと、そういうことはありますが、当面はこれで国の基準でやらせていただいて、変えられる状況をつくって変えていく、そういうことでいかがでしょうか。

○青柳賢治議長　ほかに。

追加、どうぞ、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　最後の町長の答弁の後なのですけれども、２ページの第３条になるかと思います。最低基準の向上ということでございまして、最低基準を置いて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができると。それから、町は最低基準を常に向上させるように努めるものとするという条項の中で、先ほど町長から答弁がありましたように、日本一のものにしていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　嵐山の場合、保育で欠けているものというのは、病児保育と、それから夜勤で仕事をしている人にかかわる保育、それからショートステイ的なものがやっぱりどうしても欠けているかなと思うのですけれども、ここでいきますと居宅訪問型保育事業とか小規模保育事業のＣ型というのは、うまく組み合わせれば病児保育や、それから夜勤に対応することができると思うのですが、それを現在の保育園の経営者にそういった形のものをお願いしていく、あるいは医療機関にお願いしていく、そういう形でこの条例を充実させて、嵐山町の保育環境をよくしていくということができると思うのですが、その点についての発展的な考えはあるのかどうか伺いたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

　この条例は、この内容になるかと思うのですけれども、今後そういった組み合わせの話というのはもちろん出てくる可能性は大かなと、このように担当とすると考えております。ただ、現在の保育園に対して、では夜勤にとか、そういった形でできるかというと、すぐすぐには対応できないと、このようには考えております。

　以上でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、今後の例えばケアハウスで仕事をする人、女性多いですよね。そして看護師さん、そういった方たち、夜勤があるので、なかなか子育て中の方が仕事にできないという状況があります。それへの対応というのは、嵐山町もやはり施設が結構多い町ですよね、嵐山町自体は。老人関係の施設、それから障害者の施設、そういった形のものが多いわけで、そういったことを考えていくということで、実際に保育のニーズというのですか、ニーズ調査でも病児保育とかがあったと思うのですけれども、これが現在の、これである程度基準ができたわけですから、そういったものができると思うのですが、ここで保育のニーズ量というのを見ますと、それはニーズ量というのは十分満たしているわけです。満たしていて、さらに必要なものというのが、そこのところで、それに対応する、実際に住民の方が保育園、嵐山町の保育に対して欲しいと思っているものは、実はこのものをクリア、何とか嵐山町が施設的に対応していただくというような形を働きかければ対応できないわけではな

い。それで保育単価も多分決まっている。ここでは保育単価が出てきていませんけれども、多分ゼロ歳児だったら１人単価18万円とか、20万円とかいうふうな形で実際に出てくるのだと思うのですけれども、それができるわけですから、それについては今後でもいいのですけれども、検討課題として十分対応できることで、これが今のこれからの女性の働く環境に対して、非常に必要なことであると思いますので、その点についての考え方を伺います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　川口議員と同じような形なのですけれども、今回、これが制度設計ができて国のほうで流れてきた。その一番の出発点というのは、きのうも話ありますように、子育て環境をいかにこの底上げをしていくかということだと思うのです。それで、それを地域の中でソフトランディングといいますか、これが変わった中で、しっかりスムーズな形で受け入れていけるような地域づくり、制度づくりを地域でやりなさい、これが一番自治体に求められたところだと思うのです。

それで、これだけでなくて、ほかにも成人の医療、それから介護、それらについての地域でしっかりいろんな専門職が見ていくというような状況も起きてくるわけで、今、お話のように零細の自治体の中では、専門職というのは限られているわけですから、なかなかうまくいかない。それをより広域な範囲でやっていこうではないかとか、やってくださいよというようなことを町も県のほうに言っていますけれども、そういう状況を子育ての中でもできるところを広げて、さらに今よりグレードを上げていくという、知恵を働かせるというのは確かに必要なことだと思いますし、おっしゃるような状況を少しでもつくって、嵐山町が子育ての日本一の地域になれるように、いろんなところに、今、足りないところ、そして要求をされているところ、将来的にはもっとというようなところが、どうやったらできていくかというのは、これから課せられていることで、知恵を働かせていけるのではないかと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　私のほうからは、ご質問に対して、今、子ども・子育て支援事業計画を策定中でございます。ただいまのご意見に対しましても、十分検討していきたいと思います。どこまで位置づけできるかどうかは別としましても、検

討課題として承りたいと、このように考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　２件ほどお聞きいたします。

１つは、先ほど川口議員さんのほうからも出ていたのですけれども、小規模保育に関連するのですけれども、小規模保育の関係で、いわゆる３歳児未満の方が中心になってくるのかなと、預りの関係については。人員配置基準の関係があって、保育資格を持たない保育者の配置を認めているという点があるわけなのですけれども、ここら辺のところで、いわゆる３歳児未満の壁というのがあるというふうに、これ、今までもいろんなところで、小規模保育をやっているところでは懸念されていることがあるのですけれども、嵐山町にはこれらの保育施設はないわけですけれども、そういう問題についてはどう考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、事業所を開設する場合に、今後、嵐山町もそういうものが出てくる可能性はあるわけでありますけれども、Ａ、Ｂ、Ｃ、それぞれＡ型、Ｂ型、Ｃ型で施設基準が変わってくるだろうというふうに思っているのです。これをする場合の補助金については、国の基準があるのだろうと思うのですけれども、あわせて町の補助基準は、今後この問題について検討されているのかどうか、あるいはそこら辺はどうなっていくのか。例えば、事業所変更が途中でされる可能性もないとは限らないだろうと思うのですけれども、この事業所変更を途中でする場合にはどのようになるのか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

１点目の３歳未満のお子さんの資格を持たないのを可能としていると、どういう考え方かということでございますけれども、もちろん有資格者が一番よろしいかと私どもも考えておりますが、先ほどもちょっとお答えさせていただいたように、今ある事業所をいかにしてこういった形で取り込んでいくか、やめられては困るというのが前提に立って、この条例、法律的な国からの考え方として基本的にあるのかなと思います。ただし、本条例は町の条例でございますので、先ほども申しましたように最低基

準という規定の中で、それ以上のものをそれぞれ、もし事業所として届け出という形で申し出があった場合、求めていきたいと、このようには考えております。

２点目の公定価格がまだ出ていませんので何とも言えない、補助の関係でございますけれども、一概に、今、町がどうのこうのというのもちょっと控えさせていただきたいと思いますけれども、いずれにしても公定価格が示された段階で、またどういう形で示されるかも含めて、町で検討する必要も出てくる可能性は十分ある、このようには考えております。

それと、廃止するときのでしたか。

〔何事か言う人あり〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　すみません。

〔「質問はきちっとあれだよ、趣旨がわからなかったら、もう一回質問してもらったらどうです」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ですから、開設の件と今のとおりでございますから、答弁お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　これは、申し入れていただいて、その都合というのも事情も出てくるのかなと、ケースとしてはあると思いますけれども、いずれにいたしましても、それぞれ変更する事業の最低基準以上のものを町とすると求めていきたい、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　これ、事業所のあれですから、そういう変更は途中でもあり得るのかなと。それがどういう形になるかは、まだはっきりわからないのですけれども、例えば年度の途中、あるいはきちっと年度ごとにその変更が認められるのですよとかというのは、それぞれ国の基準もちょっとはっきりわからないのですけれども、そういう形では、どこかのやっぱり基準に合わせていくような形になるのかなというふうに思っています。

それから、先ほどの関係で、いわゆる保育士の資格の問題で、これが今後、問題化されないのかなという可能性は、富士見でこういう問題ありました。男の保育士と言えるのかどうかわからないけれども、そういう人がやって、今度基準がはっきりして

くれば、そういうものはなくなってくるのだろうとは思うのですけれども、そういう関係でいくと、やっぱり保育士の資格があるのとないのとでは違ってくるだろうと思うのですけれども、そういうものについても、例えば国の基準、県、あるいは県の中でも、それぞれの自治体の中でどういう形で見えてくるのかどうか、それによって嵐山町もそれを参考にしていくというのは、先ほども町長なんかの答弁でもあったのですけれども、そういう形にいくという形になるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

近隣の町村の状況といたしますと、国の基準どおりにやっていくというううわさ、うわさというか、話は原則的に嵐山町と同じような条例の中で運用していくということでございますけれども、随時その時々に合った条件というか、条例的な改正も必要になるでしょうし、指導的な面もかなり強くなるのかなと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　課長のほうから、今、嵐山町には施設がないのだと、これに該当する施設はないというふうな話がありましたけれども、嵐山町から他の町村に同じような施設に行っている子供たちはいます。そういう面では、ときがわや深谷がどういう条件をつくるのかというのがあるのだとは思うのですけれども、次の条例の中のも絡んでくるのですけれども、市町村そのものが入れないからあっせんするという部分が出てくる。そういう部分に、この条例が該当してくる子供たちが出てくるのではないかなというふうに思うのです。そういう面では、今問題になっている、特に小規模もそうですし、家庭的保育もそうなのですけれども、資格がない部分、資格を必要としない部分があると。町長も課長も国の基準にとりあえず従うのだというお話があったわけですけれども、本来、資格のある人たちに保育をしてもらいたいという希望があるにもかかわらず、そういったところを利用せざるを得ないような状況になってしまう場合もあるのかなというふうに思うのですけれども、そういう点では確かに参酌基準ではないから、国の方針というか、国の指示に従うというふうになってしま

うのでしょうけれども、この部分の、町はとにかく今はないけれども、これから出てくるかもしれない。そうなった場合に、これはやはり今後の問題として、そういう基準を、認可保育園と同じような基準をやっぱりつくっておくべきではないかなというふうに思うのです。

そういう面では、給食の問題も同じです。やはり自分のところで自前の施設を持って給食をつくるというものを持っておらないと、その部分が保護者からすると、そういうところに入りたいという希望があるにもかかわらず、職員の資格の問題や、そういう設備のないところに入らざるを得ないというふうになってしまうのではないかなというふうに思うのですけれども、なぜここをやはりそこまで考えた条例制定にしなかったのか、最初にお聞きしておきたいというふうに思うのです。

○青柳賢治議長　答弁、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今回の条例制定は、これからいろんな話が国から来るわけですけれども、一番最初に言われていることというのは、この制度が、ソフトランディング、先に言いましたけれども、今までの子育てをやっていた状況でスムーズに地域に受け入れてくださいよということが第一なのです。そこのところに、だから地域ではスムーズに受け入れられる状況をつくっていく。それで嵐山町の場合にも、先ほどから言っているように、これが終わりということでないわけですから、ここスタートですから、ですからそこのところで嵐山町に欠けているところ、そして嵐山町は、さらにというところはどこなのかというところは、これからの課題としてやらせてもらえるとありがたいと思いますし、当面この国から示されたものを最低限度の基準で、しっかりスムーズに町民の人たちに受け入れてもらって子育てがスタートする。そして、さらにこれが進んでいけるように底上げを図りつつやっていくということで、今回はお願いしたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっとそういう論議になるとは思わなかったのですが、課長は今、そういう面では、嵐山町にはまだこういう施設はないのだと。ただ、子供たちは、嵐山町の保護者は、ときがわなり深谷なりに預けている人たちもいます、現実の問題として。たしか４人ぐらいいるのだと思うのです。これからつくる、そういう面、今の町長の言い方からすれば、これから嵐山町にできる、つくっていこうという施設です。だとすれば、認可保育所と同じようなものを希望すると、そういうものを

つくっていくのだというのが町の姿勢ではないかなと私は思うのですけれども。そういう面からすると、認可保育所よりも緩くなっているのです。面積基準もそう、それこそ資格の問題もそうです。これからつくるのであれば、そういう部分をきちっと、職員採用だってそういうふうにすればいい。これからの問題があるのだとすれば、私はそういう視点に立った条例制定のほうがむしろいいのではないかなというふうに思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　おっしゃるとおりなのです。それで、先ほどからも議員さんから話ありますけれども、場所の問題、そして、特に人の問題、要するに資格と言いましたよね。そういう問題が、ここのところ出てきているわけです。

それと、今言った認可、不認可、非認可というのか、さきにも大きな事故が起きてしまいました。２泊３日である人に子どもを頼んだら、そのお子さんが大変不幸な状況で亡くなってしまうというようなことというのを、国のほうではそういうのをしっかり把握しているわけですから、早く地域の中にそういうことのないようなシステム制度をつくって、それで、そういうところで子供たちをすくすくと育ててもらいたいというベースがあるわけですから、そういうものに今、議員さんおっしゃるような状況というのは進めていかなければいけないし、嵐山町でもつくっていかなければいけないし、そうではないと日本一にならないわけですから、それはだからおっしゃるとおりでございまして、今後もそういうことは急いでいかなければいけないなというふうに思っていますけれども、当面は、今、示された内容のものを受け入れて、そして来るべき時期にスムーズにスタートをしたいということですので、ご理解いただきたいと思います。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほども言いましたように、嵐山町はこれから家庭内保育も含めて、小規模型も含めて、そういう施設をつくっていこうと。家庭的保育の場合は手を挙げてくれる人がいるかどうかという問題もあるのでしょうけれども、そういう点では保護者の側からすれば、やはりしっかりした資格があって、設備が整ってというのが、あくまでも保護者の希望ではないですか。だから、今これからつくっていこうという施設であればあるほど、やはり認可基準に合った施設にしていくというのが

行政の立場ではないかなというふうに思うのですが、ちょっとこういう議論になるとは思いませんでしたけれども。

そういう点では、いずれにしても嵐山町は、他市町村、家庭保育も、多分小規模保育も、この玉川のつぼみの部屋だとかというのは内容がよくわかりませんけれども、そういうところに町内の人が預けているわけですね、保護者がね。そういう面では、私は施設そのものが町外だからいいということではなくて、やはりそこの施設もきちっと行政として見ていく必要があるというふうに思うのですけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

清水議員さんのお話のとおり、嵐山町はときがわ町等に家庭的保育ということでお願いしている部分がございます。どこの、ときがわならときがわの町といたしましても、多分この９月議会に同じような条例が出てきているのだなとは推測するわけでございますけれども、その後にときがわ町の内容等も確認してまいりたいと、このようには考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第30号　嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を11時15分とさ

せていただきます。

休　　憩　午前１１時０１分

再　　開　午前１１時１３分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第２、議案第31号　嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第31号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについての件でございます。

子ども・子育て支援法第34条第３項及び第46条第３項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第31号　嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の細部説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国の基準を踏まえ市町村が条例で基準を定めることとされました。認定こども園、幼稚園、保育所などの施設や家庭的保育事業などの地域

型保育事業を行う事業者が給付金を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するため、本条例を制定するものでございます。

裏面の目次をごらんいただきたいと存じます。

第１章、総則でございます。第１条から第３条で趣旨・定義・一般原則を定めてございます。小学校就学前子供、認定こども園、幼稚園、保育所等々の定義を定めております。

第２章、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございまして、第１節、利用定員に関する基準を第４条で定めております。内容といたしますと、特定教育・保育施設の利用定員を20人以上としており、さらに施設の区分に応じ認定区分ごとに利用定員を定めることになります。ただし、３号認定の子供の区分は１歳未満と１歳以上に区分して利用定員を定めることになります。

子ども・子育て支援法第19条第１項第１号から第３号までの認定区分でございますが、１号認定は保育を必要としない満３歳以上の小学校就学前の子供、２号認定、保育を必要とする満３歳以上の小学校就学前の子供、３号認定として保育を必要とする満３歳未満の小学校就学前の子供となっており、特定教育・保育施設の区分といたしますと、１として認定こども園、１号から３号認定までの各子供の区分、２番として幼稚園、１号認定の子供の区分、３番目といたしまして保育所、２号認定及び３号認定の子供の区分となります。

第２節では、運営に関する基準を第５条から第34条までで定めております。内容及び手続の説明及び同意、緊急時等の対応、勤務体制の確保と定員の遵守、虐待等の禁止、秘密保持等々を定めるものでございます。

第３節といたしますと、特定施設型給付に関する基準として、第35条と36条となります。第35条については特定利用保育の基準、第36条については特定利用教育の基準を定めております。

続いて第３章、特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めてございます。

第1節、利用定員に関する基準で、第37条になります。内容といたしますと、施設の利用定員を①として家庭的保育事業は１人以上５人以下、②といたしまして小規模保育事業Ａ型及びＢ型については６人以上19人以下、③といたしますと小規模保育事業Ｃ型は６人以上10人以下、④で居宅訪問型保育事業は１人として、事業所ごとに満１歳に満たない子供及び満１歳以上の子供に区分して利用定員を定めるものとしてお

ります。

第２節、運営に関する基準を第38条から50条で定めております。ここでは運営規定、定員の遵守等々を定めるものでございます。

続きまして、第３節特例地域型保育給付費に関する基準を第51条と52条で定めてございます。第51条では、特定利用地域型保育の基準、第52条で特定利用地域型保育の基準となっております。

附則でございますが、特定保育所に関する特例、施設型給付費等に関する経過措置、利用定員に関する経過措置、連携施設に関する経過措置等を定めております。いずれにいたしましても、この条例は全て国の基準と同様の内容となっております。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この条例も先ほどの条例に係っての部分がありますので、先ほども保育士の問題でちょっと落としてしまったのですけれども、保育士が資格者が少なくても済む認可外保育園と認可保育園、そこでの死亡事故が昨年は19件発生しているのですけれども、このうちの15件が認可外なのです。保育士が少なくても済んでいるところで発生してしまっているのです。ですので、先ほどの条例も通ってしまいましたけれども、やっぱり保育士はきちんと置いて、特に居宅訪問、ここにも居宅訪問のことがあるのですけれども、この人が保育士でないというのは大変まずいなというふうに申し上げておきたいと思います。また、これやらせていただきたいという答弁でしょうから。

それで１点ちょっと質問なのですが、今までの幼稚園、保育園と、今度の条例で大きく変わる点というのは何かあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

大きく変わるというのは、給付の関係になるのかとは思っております。ただ認可、今までのものについては認可保育所、また学校教育法で定める幼稚園ということで、その定員とかそういったものが大きく区分されております。

内容とすると、先ほどの条例にも関係してくるのだと思うのですけれども、運営を先ほどは施設的なものが中心になったと思いますけれども、今回はどちらかというと運営の基準ということで定めるものでございまして、認可保育所なり幼稚園なりとはまた一線を、人数的な話をもちろんそうですけれども、運営の仕方としては違ってくるのかなとは思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　嵐山町としては、では今の保育所、幼稚園の定員が変更になるのか。給付もいろいろありますので、ちょっと細かくなっているなというふうに思うのですけれども、何か代表してご答弁いただければと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

教育・保育施設の区分としては、認定こども園、幼稚園、保育所ということを指しておりまして、これは20人以上ということなのですけれども、給付の関係とすると、国は最初に全て認定こども園にしてしまうという形だったと思うのです。そうしましたところ保育所とか幼稚園、それぞれ今実施している各施設から、それではのっていけないとかいろんな話の中ですり合わせをした結果、こういう形になったのだとは思うのですけれども、定員やなんかについては、ご存じのとおりニーズ調査等を行った結果、嵐山町では保育所については４園で、また町外の保育園にお願いしている部分もありますけれども、定員から考えると、若干昨年の10月ですか、定員をオーバーしたところもありまして待機という事態になったわけですけれども、今回若草さんのほうが10人の定員を増ということで、今新しい施設を始めたところでございまして、予想とすると、ニーズ調査からとか現在の把握の仕方とすると間に合っていくと、こういう形で考えておりまして、地域型保育事業についてはどうなのかなと、今後できるのかできないかというところはそれぞれなのですけれども、実際には薄いのかなと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今回の条例改正で保育料が、幼稚園も、保育園も出ていない

わけですけれども、これはどの段階で出そうと考えているのか、伺いたいと思います。

それから、嵐山町は認定保育園にする考えはあるのかどうか、ちょっとその２点を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

８月の上旬だったかと思うのですけれども、全員協議会のときに前田副課長のほうからご説明させていただいたと思うのですけれども、保育料につきましては、イメージとして今提示されているだけでございまして、まだ正式に来ていないという状況の中で、私どものほうは決定したものが、国が正式に示したものをもとに、今までも８階層で国が示したものを11階層で緩和措置というか、それでなおかつ、窓口払いの関係で平均で５％程度国の基準より低くしているということでございまして、以前から町長も答弁させていただいているように、負担増にならないように国が正式に示した後に十分検討して階層を決定していきたいと、このようには考えております。

それから、認定こども園に移行するかどうかということだったと思うのですけれども、嵐山町の４園につきましては従来どおりということで運営としては考えているということは聞いております。保育園につきましては、全ての保育園が新制度にのるのはのるのです、考え方とすると。ただ、今までどおりということは、先ほど来お話しいただいています利用料、施設給付、そういったものが、今度は、国が言っているのは施設給付をして、利用料については園が取るという制度になるかと思うのですけれども、それですと事務量の問題もありまして、当分の間は国のほうも今の制度でいけるということも聞いていますので、嵐山町の４園につきましては今までどおりのやり方でいくと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　支援給付費の創設の関係、今度新たになってくるのだと思うのですけれども、そこで従来と違ってくるのは、ここのところなのだろうと思うのですけれども、いわゆる使い方が今まで決められてきていたのですけれども、共通の支給というふうになるということになってくると、この辺のところでの使い方の問題で

は事業者の裁量にかかってくるというふうに変わってくるわけです。そこら辺のところでいくと、例えばどのような形に使われてくるのかというのを例えばきちっとしておかないと、それぞれ事業者の裁量によって変わってくるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺はどうなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

ご質問の内容に沿うかどうかわからないのですけれども、第33条ですか、会計の部分ということで記録の整備等もうたってございまして、使う内容につきましては、それほど規制というものは今までどおりでよろしいのかなとは考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　例えば人件費だとか事業費、事業費の中にはいろんな施設関係の冷房だとか教育費だとか食材費だとかいろんなものが入ると、あるいは管理費も含めて。そういう中で、いわゆるとりわけこの給付の関係では、人件費だとか施設設備に大きな問題点が出てくるのかなというのは、その事業者の裁量になってくるということになってくると、ある程度実際でも十分なものがされてこないと、この問題でも影響が出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、例えばどういうふうに事業所が給付を使って事業をやっていくのかについては、ある程度監視が必要になってくるのだろうと思うのですけれども、それらについてはどういうふうに監視をしていくのか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えいたします。

児童福祉法で、今までも運営費の支出ということは内容が決まっておりまして、新法においてもこれを遵守するという考えでよろしいかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　９条になるか８条になるかわからないですけれども、支給

認定ということで保育の短時間保育というのですか、短時間保育はたしか嵐山町は64時間が限度だったのかなと思ったのですけれども、その基準というのはどこからつくってきたのですか。支給認定の就労時間で64時間というのをどのように調査していくのか、そして、それが動いたときに、やっぱりお子さんというのは一つの園に入っていたら、動くというのはとても難しいというか、慣れるということがあるので、64時間以下になったとしても、そこで保育園になりますけれども、就園できるかどうかというのは結構大きいのかなと思うのですけれども、その点何いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

この後、33条関係で、直接は出ていないのですけれども、保育の必要量の区分というところで、国の内容として64時間から48時間だったと思うのですけれども、そういったことの範囲で決めていきなさいということの中で決めていきたいと、このように考えております。嵐山町とすると、今お答えいたしますと64時間というのが考えでございまして、短時間保育と標準保育ということが概念として33条から出てくるのですけれども、その辺は実態とすると64時間ということで策定委員会、子ども・子育て支援事業計画の策定委員会の中でもお諮りして、64時間が妥当ではないかというご意見もいただいております。

33条に絡んでしまうのですけれども、この保育、短時間、標準というものも、せんだって国からの通知の中でおおむね10年間は町で決めたもので、現行でも結構ですよという内容の通知も来ました。ですから、ここでお話しするのがいいかどうか、お答えするのがいいかどうかわかりませんけれども、今の国が示している利用量のイメージとすると、短時間保育のほうが若干1.7％ぐらい低く設定をするということでございますので、希望に応じて短時間保育ということでいきたいと。ほかについては、現行のものをそのままおおむね10年は続けていくという考えでおります。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　短時間保育となると時間が決めてあります。その時間までに確実に迎えに行かなくてはいけないとか、そういうふうな形になってくるのか、それともう一つ、今、保育園で一時預かりというのをやっていますけれども、その一時

預かりの方々は、かなりパートの方もいるということでした。その方たちは短時間保育という形で利用できるようになるのかどうか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

　今、国が示している短時間保育については８時間、超えるものについては延長保育という概念でおります。それから一時預かりの件でございますけれども、今、現行どおり一時預かりについては最低基準もありますので、一時預かりそのままお願いしたいと。週３日ということの中で一時預かりで対応したいと、このようには考えております。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　月64時間ですと、週に３時間働いて４日、12時間、そうすると64時間ですか、64時間というのは結構時間的には長いものがあるのかなと思ったりするのです。64時間ではなくて48時間でもよかったのではないかと思うのですけれども、その基準というのは、やはり審議会の中で決められたので、それ以下のものに関しては受け入れないというふうにするのか、また若干労働時間というのは変わってくると思うのです。そこのところはどのように判断していくのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えいたします。

　労働時間が変わってくるということは、変更の手続ということになるかと思うのですけれども、それではそのままの園で変更できるかどうかというのは、やっぱり園の都合というか、人のあれもありますので、課題としては残ると思いますけれども、変更があったとしても基本的にはその園の中で消化をしていくと、それは町からもお願いしていきたいと、このようには考えております。

　以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　まず基本的な話で、現在町が実施しいているサービスについ

てはそのまま引き継ぐという形になるのかどうか。今の話とちょっとダブるのですが、申請によって短時間保育と標準保育に分けられると思うのですが、短時間保育、その認定というのは一体どういうふうに行われるのか。短時間保育になった人、基本的には９時から５時までというふうになっているのですが、これを超えると延長保育という形で保護者負担がふえてくるという形になるのかどうか。そういう面では、そのほかにこれは保育園の部分なのかどうか非常にわかりにくい部分があるのですけれども、利用者の負担、13条あたりで出てくるわけですけれども、これは利用者負担が改めて出てくるという形になってくるのかどうか、ちょっと先にそこのところをお聞きをしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきたいと思います。

まず１点目のサービスが今までと同様かということでございますけれども、今までと同様にする方向でございます。

２点目で、短時間と標準保育の認定の仕方、今までも勤務状況の調べというか、出していただいた経緯があると思うのですけれども、そういったもので今後も判定をしていきたいと、このように考えております。

先ほどもちょっと渋谷議員さんのところでもお話を申し上げましたとおり、おおむね10年は今の町の体制時間にこだわらずいけるという国の通知もありましたので、ただ先ほど申しましたように、短時間保育にしたときに標準時間より若干安目の設定になってくるのだと思うのです。イメージの話ですけれども、まだ正式に出ていませんけれども、そういったところから短時間保育を希望する者については短時間労働を当てはめると。今までどおりでやっていただきたいということであれば、当面の間、おおむね10年でございますけれども、標準時間で行いたいと、このように考えております。

それから、13条関係ですけれども、利用者負担の関係でございますけれども、先ほど来お話し申し上げましたように、嵐山町の４園については今までどおりのやり方でやっていくということでございまして、基準に基づいて町が委託費を払っていく、それで町が徴収するという今までどおりのお金の流れというか、そういったことで今現在考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっと認定の関係でお聞きをしておきたいのですが、ということは申請時にフルタイムであろうとパートであろうと、保護者が希望する保育時間ということで認定をしていくということなのでしょうか。今の話だと何かそういうふうに聞こえるのですけれども、それともやはり労働時間というか勤務時間によって認定基準が分かれるということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

今後、33条の中で保育の必要性の認定基準という条例になるかと思うのですけれども、その中でも優先順位というのは今と同じで、優先順位というのを33条で定めて、それに従って受けつけるというような形になるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　当然その優先順位というのは分かれてくるとは思うのですけれども、定員もあるということですが、どちらになるかということで、保育時間が短時間保育になるのか標準保育になるのかによって、保護者自身が大分違うと思うのです。当然保護者側からすれば長く見ていただきたいというような希望があるかと思うのですけれども、保護者の家庭の状況によって短時間保育に分かれてしまう、短時間保育に指定されると、認定されるということが、勤務時間、終了時間によって分かれてくるのでしょうか。それは、どこがどう、誰がどう判断をして、その区分けをするということになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

就労時間の客観的なものについて、資料に基づいて短時間保育、標準時間保育という概念としてあります。ただし、先ほどもお話し申しましたように、10年間は現行のまま標準時間で行えるということになるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第31号　嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第３、議案第32号　嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第32号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件でございます。児童福祉法第34条の８の２の規定に基づきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第32号　嵐山町放課後児童健全育成

事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の細部説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法が改正され、国、都道府県、市町村以外のものが放課後児童健全育成事業を行う場合、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たした上で、あらかじめ市町村長に届け出ることとなったため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

第１条でございますけれども、この条例の趣旨でございます。

第２条は、最低基準の目的でありまして、利用者が明るくて衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

第３条は、最低基準の向上でございますけれども、町長は児童福祉審議会の意見を聞き、事業者に対し最低基準を超えて設備や運営を向上させるよう勧告することができるとし、町は最低基準を常に向上させるよう努めなければならないと定めております。

第４条は、最低基準と放課後児童健全育成事業者でございますが、事業者は最低基準を超えて常に設備と運営を向上させなければならないとし、事業者は最低基準を理由に設備や運営を低下させてはならないと定めております。

第５条は、放課後児童健全育成事業の一般原則をうたっており、支援の対象は小学生で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。また、事業者は利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行うこと、地域社会との交流及び連帯を図り、事業の内容を保護者や地域社会に適切に説明していくようにすることや、運営の内容についてみずから評価を行い、結果を公表するよう努めること、事業所の行動設備について、利用者の保健衛生や危害防止に十分な配慮を払って設けること等を定めております。

次に、第６条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策として消化用具や非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画を立て訓練を行うこととし、避難や消火訓練は定期的に行わなければならないと定めております。

第７条でございますが、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件でございます。職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意があり、できる限り児童福祉事業の理論及び実際の訓練を受けた者としております。

第８条、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上でございますが、職員は自己研鑽に励み、必要な知識や技能の習得、維持及び向上に努めること、また事業者は職員に対し資質の向上のための研修の機会を確保することと定めております。

第９条でございますが、設備の基準は事業を行う場所として、遊び、生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用空間の設置、支援の提供に必要な設備や備品等を備えること、面積として児童１人につきおおむね1.65平方メートル以上であること、専用区画、設備や備品は、開所している時間帯は事業の用に供すること、衛生及び安全を確保することと等を定めております。

第10条でございますが、職員であります。事業者は事業所ごとに放課後児童支援員を置くこと。また支援員の数は、国の示しております基準は、支援の単位ごとに２人以上とし、その１人を除き補助員をもって、これにかえることができることとしておりますが、本町では現行の県の運営基準で定められております児童20人未満は２人以上、児童20人以上は３人以上というとしておりまして、国の基準以上となっております。また支援員は、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、高卒等の者であって、２年以上児童福祉事業に従事した者等々で、都道府県知事が行う研修を修了した者としております。１つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下と定めております。また、利用者が20人未満の場合の支援員の数の適用除外を設けてございます。

次に、第11条でございますが、利用者を平等に取り扱う原則でございまして、利用者の国籍、心情、社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならないとしております。

第12条、虐待等の禁止で、職員は利用者に対し、児童福祉法第33条の10、各号に掲げる行為、その他利用者の心身に有害な影響を与える行為の禁止をうたっております。

第13条、衛生管理等でございますが、事業者は設備、食器等、飲料水について衛生的な管理に努めること、感染症、食中毒の発生、または蔓延しないよう必要な措置を講じること、事務所には必要な医薬品、衣料品を備え、その管理を適切に行うことと定めております。

第14条、運営規程でございますが、事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容、開所をしている日及び時間等々、11項目に関する運営規程を定める

こととしております。

第15条、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿として、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を備えることにしてございます。

次に、第16条でございますが、秘密保持等でございます。職員や職員であった者が業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らすことを禁止しております。

第17条、苦情への対応として、苦情には迅速かつ適切な対応、町からの指導や助言を受けた場合、従い、改善を行うこと。社会福祉法第83条に規定する適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定による調査への協力を定めております。

第18条、開所時間及び日数でございますが、小学校の授業の休業日、１日につき８時間、小学校の授業の休業日以外の日、１日につき３時間以上を原則として、事業所ごとに定めることとしております。また、開所日数は１年250日以上を原則として、事業所ごとに定めることとしております。

第19条は保護者との連絡で、利用者の保護者と常に密接な連絡をとり、健康や行動の説明をし、保護者の理解及び協力を得ることと定めております。

第20条、関係機関との連携として、町や児童福祉施設利用者の通学する小学校等関係機関と連携し、利用者の支援に当たることとしてございます。

最後に、第21条、事故発生時の対応でございますが、事故が発生した場合は、速やかに町、保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じること。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うことと定めております。

なお、附則として、施行期日、設備の基準の経過措置、職員の経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０２分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この条例ですけれども、嵐山町の状況に対して非常に厳しいものがあるなというふうに一つは思っているのですけれども、まず放課後児童健全育成事業者というのは父母会になります。父母会というのは毎年毎年かわるわけなのですが、それによってまず８条では、事業者は職員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないということで、これは運営規程などに何時間ぐらいやるとか、そういったものを書くということです。

それと、17条になってくるのですけれども、17条は、放課後児童健全育成事業者は父母会ですけれども、父母会は保護者等から苦情があった場合は、それに対して町に来て、町が父母会に対して勧告を行わなくてはいけないという形になってくるわけです。これ初めて条例ができたものですから、これからできることはいっぱいあると思うのですが、例えば保育園ですと保育料はもう決まっていて、そして３人子供さんがいる人が預けるとすると、第１子に関しては全額払うけれども、２子、３子に関してはもう無料という形が国のほうで基準として決まってきています。幼稚園に関してましては、小学校３年生までの子供の兄弟がいて、その中で第１子が幼稚園に入っていたら、それは全額もらうけれども、第２子は半額とか、そういうふうな形になっていて、それは話によりますと、就園奨励費の中で、それがバックされるというふうな形が決まってきているということなのですけれども、この保育料に関しましては、嵐山町の場合は保育料は父母会が今決定していますから、第１子が幾ら、第１子に対して第２子はこのくらい免除をしたらいいではないかとか、今度小学校６年生までの子供が放課後子供健全育成事業に入ってきますから、３人お子さんが例えば学童保育を利用される方もいると思うのですけれども、３人いらっしゃる方は、それぞれに同じ金額を父母会のほうで負担を求めることができるようにもなりますし、そういった福祉的な措置というのですか、母子家庭に関しての福祉的な措置も、現状のやり方ですと、全部父母会が決定していくという形になっていますので、そうすると父母会はかなり大きな権限を持っていて、福祉的な措置まで現状ではやらなくてはいけない。

ところが、保育園とか幼稚園の場合は、国がそういうふうな形で決めていて、嵐山町も福祉的な措置というふうな形で５％の金額をほかの国基準よりも下げている。これはどこの市町村も、今、全体的にやっていることですけれども、そういうふうな形を条例で定めている。ところが、嵐山町の放課後児童健全育成事業に関しては、全て１年交代に父母会がそれを決定して、保育料に関しても１子、２子、３子の問題とか、

ひとり親家庭に関しての福祉的な措置も全て父母会が行っているというのが現状です。それを初めてここに嵐山町では条例を制定することになったのだから、次の段階というか、この次の段階が４月以降できるはずではないかなというふうに考えているのですけれども、これは経過措置というのかな、施行期日は、施行期日というのは出ていないですけれども、それができなければ多分すごく苦しい状況に父母会自体がなっていくと思うのですけれども、例えばこれがそうなのです。放課後児童対策育成事業者は、今、嵐山町では父母会になっていて、父母会が全て職員、指導員を雇用する雇用契約を結んでいて、父母会が社会保険なんかも実際には全部決めていって、取り決めをして、そしてそれを若干何とか協議会のほうで事務処理ができるような形になってきているわけですけれども、この条例ができてすごく事業者の重さがとても大きくなってきています。

損害買収請求なんかもされる形になっていて、事故発生の対応ですと、21条の２ですけれども、放課後児童健全育成事業者は、これ事故が起きたときです。利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとなっていて、これは事業者は町ではなくて父母会になってきて、その父母会が毎年毎年、年交代でかわっていくのがほとんどの実情なのですけれども、それに対して嵐山町は、これはちょっと厳しいなと思っているのですが、少なくとも今の保育料みたいな形のものは、保育料です。保護者の負担金なんかは町が決めて、福祉的な措置ですから第１子、第２子、第３子の割合なんかも、嵐山町が保育料的な単価も決めて、そして保育料は、嵐山町が徴収して、そして保育事業者に、今、保育園の場合です。民間の保育園に分配していくという形になっていますけれども、そういった形にしていかないと、これは非常に放課後児童健全育成事業者というものの負担が大き過ぎるのではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

議員さんご指摘のとおり、現在、公設民営で運営をしております。ここ何年か協議会をご案内のとおりつくって、給料とか負担金の収入、保育料の収入、そういったものを協議会で雇っておりますバイトの方に中心になって運営をしているというのが現在の状態でございます。

また、各クラブの中ではひとり親家庭につきましては、免除ということで今運営をしています。議員さんお話しいただいたように２子、３子の場合の措置というのは、特に今現在求めていないわけでございますけれども、現在の保育料に関しては、今お話し申しましたようにひとり親家庭につきましては免除を各クラブとも行っておるということになります。

今、保育料や何かにつきましても各保育料、各クラブともそれぞれ自主的な規約をもって運営しているわけでございまして、将来的には一本化するのが私どもとしても望ましい形態かなとは思っております。

以上でございます。すみません。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この学童保育というのは、23年の私が議員になったときからもう学童保育にお世話になっていて、そして、ずっとその間のどういうふうにしていったらいいかというのを質疑しながら、ここまでの形に来ているのですけれども、もうそろそろ本当にこの形はやめていかざるを得ないのではないか。将来的にはというふうな形になっていますけれども、少なくとも学童保育始めて35年ぐらいたっているのではないですか。その中で同じ形で、父母会運営で毎年毎年保護者がかわって、役員がかわってずっと続けている現状がある。もうそろそろというのは、やっぱりある程度の期間を決めて、例えば１年か２年でこれを変えていこうというふうなプランを持ってやっていかないと、これは私はかなり厳しい状況になるなと思っているのですけれども、具体的に言いますと第５条ですけれども、第５条ですと小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等によって昼間、家庭にいない者につき、地域との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びやという形になっていますけれども、実際にはそうではない方たちもいるわけなので、そういうふうなものも、そういうせざるを得ない状況にある学童がありますよね。そういったことも含めて何年間のうちで、１年か２年のうちで、この状況を変えていくというプランニングをして、そして少なくとも保育料だけは来年度に関して、これができた以上はそれをやっていかざるを得ない状況に来ているというふうに思うのです。

保護者の運営に任せる、地域の運営に任せるというのは、私は、町の責任主体がこれだとやっぱり保護者に任せっきりで、まずいのではないのかなというふうに感じているのですけれども、町長としてはそこのお考えについて伺いたいと思います。特に

保育料です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今回のこれも先ほど来、話が出ているのと同じように、基準づくりが進んできたということなのです。それで、これについても最低基準を守りなさい。それで町長は、これを守らせなさい。それで、今やっている基準を下げるのではなくて、どんどん上げるようにしていきなさいということが一番基本なのです。それで、この子供たちというのが、教育でも、保育の欠けた子でもなくて、生活の場の提供だというので、この前の講習会のときに重ねて言われたわけですけれども、そういう場所であるわけですから、ふだん家庭にいるような状況を、少しでもそれに合ったような形を提供できるような形、そしてそこのところに金目というとまた問題になるかもしれませんけれども、お金の関係でそこのところに入れられるような状況をこれからつくっていかなくてはいけないわけです。

ですから、おっしゃるように立ち行かなくなる部分があるとすると大幅に変わっていくかもしれませんけれども、現状とすると、こういう形でいきなさい、やってみなさいということで当面スタートしてくださいということですので、そういう形で今後を見ながら、前と同じようになってしまいますけれども、今後を見ながら、そして日本一を目指して頑張れるように体制を整備をしていく、そういう状況かと思うのです。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　何年間かで、やっぱり私はプランニングをしっかりして、２年、３年の間にはこれだけのものをつくっていこうというものがないと、いつまでも毎年毎年、保護者会がかわっていくわけですよね。指導員だけは残っている人もいるし、そうではないところもある。でも、かわるところもある。それをやっぱり何年間のうちに、これだけのことをやっていこうというふうなプランニングを立ててやっていくべきだと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今、話しましたように、立ち行かなくなったらどうしようもないわけでして、そういう状況がこういう状況で、この２条ですよね。２条に書いてあるように最低基準、これをしっかり守りなさい。それで３条には、最低基準を向上させてい

きなさい、これをしっかり町では監督をしていきなさいというようなことが、こういうふうに決められているわけですので、そういう形の中で、今おっしゃるようにこれからどういう展開ができるのか、できるのかではなくて、やらなければいけないと書いてあるわけですから、それで今決めた状況で、できなくなっては困ってしまうわけなので、それをやる方向で持続可能な方向に進めていかなければいけないわけですから、どういう状況になりますか。ただ、現状では、今までやってきたことを大きく変えないで進めていくようにというようなことですから、それらを受けて、そして将来的なことをにらみながらスタートしていく、こういうことかと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　保育料の関係なのですが、今、ご質問ありましたけれども、これは今までどおり各施設ごとに決めていくということなのでしょうか。町が今のご質問のように第２子、第３子、あるいは生活困窮者への補助というものは、これからお考えがあるのかをちょっと伺いたいと思います。

それから、３ページの９条の中ほど、専用区画面積です。児童１人につき1.65平方メートルだというふうに載っているわけですけれども、今の施設が定員いっぱいになった場合、どのぐらいの区画面積になっているのかを伺いたいと思います。

それから、人数なのですが、おおむね40人ということでするわけです。６年生まで今度は入れるということでふえてくことが予想されるわけですけれども、人数を超過する施設というのが予想されることはないのかを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

１点目の保育料の関係でございますけれども、来年度用につきましては、今、現状どおり各クラブが設定している金額、それぞれ大体１万円から１万1,000円ぐらいで設定されていると思うのですけれども、同等の今までと同じような形で保育料についてはお願いしたいと、このように考えております。

それから、２点目の1.65、指定面積です。参考までに申し上げますと、菅谷のひまわりクラブにつきまして、定員60人で今、運営をしているわけでございますけれども、昨年度、25年度の平均の人数でいきますと39人なのです。それで39人でプレイルーム

とかそういった面積を割りますと、１人当たり3.42平米ございます。それから、ひまわり第二クラブ、てんとう虫クラブ等につきましても1.98、２平米弱の面積を有していると捉えてございます。

子どもの森につきましては、あそこはちょっと変則なものですから、登録人数が52人いるわけですけれども、実際には20人から30人の間、その日によっても違うのですけれども、実態とするとそのくらいになるかと思います。30人と仮定しましても2.26平米を有していると、このように考えておりまして、基準は十分クリアしていると思います。

それから３点目の超過する人数はということでございますけれども、今でも高学年、５、６年生も希望のある者については受け入れております。この条例の前から実際には受け入れてございますが、５、６年生になると一般的な話とすると、自宅で対応できるのかなということと、お金もかかるしということで余り希望をされていないというのが今までの例です。ですから、希望がある者にについては、今５、６年生も受け入れている状況でございます。

超過する人数はいないのかということでございますけれども、面積的な予測、面積の関係と予測していきますと、今年についても満たされておりますので、よほどのことがない限り施設面とすると大丈夫なのかなと、このように考えております。

以上でございます。

○９番（川口浩史議員）　第２子、第３子、課長では答えづらいかな、減免の考えは。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　減免の話でございますけれども、スタンスとすると今までどおりということで考えさせていただきたいと、このように考えております。補助金の関係もございますし、そういった精度を取り入れるということになりますと、かなりの額、また補助をしないと追いつかない話で、さもなければ総体的に上げるとか、そういう事態になるのかなと思いますので、現在のところ私どもとすると、２子、３子に対する措置というのは考えておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか、減免を考えていないということで、大変残念です。これ学童保育の協議会自身も国のほうに要望している内容ですので、日本一の保

育をしやすい町を目指すのであれば、ぜひそういうところも取り入れていただけるようにご検討いただきたいと思います。

それで、ちょっと面積的にてんとう虫が1.98、1.65ですから国基準からすれば余裕があると言うほど余裕があるわけではないのですが、ただ体調の悪い子供が出た場合に、1.65では済まないと思うのです。私どもに来ている指示でも、最低でも1.98をというふうに来ているのですけれども、この面積で可能なのかどうか１点伺いたいのと、それと先ほどの放課後児童健全育成事業でちょっとご質問ありましたけれども、この賠償については、全員保険に入ってもらっているのか、その中で全てやりくりできるのか。あと訓練もありましたね、避難訓練とかの。そういうものは、今までもきちんとしていたのか、今後きちんとするのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

てんとう虫クラブさんの関係でございますけれども、この前、視察にも行っていただいて、休憩室というか、そういったところの確保ということでございます。私どものほうが先ほど申し上げましたプレイルームという面積から割り出した数字でございまして、名称とすると調理室という名称でフラットな隣の部屋があるのです。ですから、そのところをもう少し整備をして確保すれば、十分面積としては確保できると、このように考えております。

２点目でございます。保険に入っているのかということでございますけれども、今もかけております。

それから、３点目の避難訓練等のお話でございますけれども、今までも実施しております。何があっても、子供たちの生命守るべき訓練は、引き続いてより一層やるという姿勢で考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　放課後児童事業の関係なのですけれども、いわゆる各事業所ごとに職員、とりわけ指導員の関係なのですけれども、この指導員の採用の方法については、どこにも書かれていないのです。各事業所ごとに必要な職員、指導員につい

ては、保護者会でそれが事業所になってくると思うのですけれども、採用していくようになるのか、あるいは町が、その事業所、事業所ごとの職員を一定の基準に満たしているものを採用しているのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

さらに、県のほうでの職員のいろんな指導というのは、教育指導ですけれども、していくというふうにここでは読まれるのですけれども、この指導の関係の例えば派遣なりさまざまな問題についても、そこら辺は町が関与してやっていくようになるのかどうか、その２点をお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきたいと思います。

指導員の採用の関係でございますけれども、今までどおり、各クラブの中で募集をしていただいております。また、どうしても各単位クラブの中で見つからない場合というのは、私どものほうも相談に乗りながら指導員を採用しているという形になるかと思います。

２点目の県の指導ということでございますけれども、講習会等々、私どものほうに情報が入ってきます。それを各クラブのほうに流しておりまして、定期的に研修を随時行っていただくように要請はしています。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、各学童クラブによって、この10条の関係で募集して、それに適合すれば、それが採用されるということになるというふうに判断すると、その採用を決めていく各クラブの人は誰がやるようになるのでしょうか。例えば、先ほども１年ごとに役員なんか交代していくわけでありますから、指導員については多分採用されれば長期的な職員になっていくのだろうと思うのですけれども、その採用するときの認定者というのは、どなたになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

その指導員さんを採用するときに募集をしてというのは、基本的には各クラブがやっていくことになるかと思いますけれども、町ももちろんそれは関与して、資格の話、

この条例が制定されました時点で各クラブにはご案内もしますし、また、では各クラブに任せきりかというと、今も協議会をはじめとして、私どものこども課の担当がいろいろ相談にも乗りますし、指導もしていますので、その辺は変わりなくこども課のほうで面倒見ると言ったら言葉は悪いのですけれども、行っていきたいと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　現在、どういう形で採用しているかちょっと私も判断がつかないのですけれども、こども課あるいは町が、それに関与していくという形になってくるというのですけれども、例えば採用のときの決めるときの立ち会いとか、あるいはそれぞれの判断は、では、その学童クラブの保護者会と町との、こども課がやるのだろうと思うのですけれども、採用基準に適応しているかどうかは決めるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

今いる指導員の方については、経過措置の中で十分資格があるということで判断をしてございます。これからの指導員の採用につきましては、10条の３項ですか、それぞれの資格を確認しながら、県の指定する講習会を受けていただくということも条件になるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今回、こうして条例化をするという、放課後児童育成事業について条例で制定するということになりました。なお重きが出てきたということで、大いにこれはいい方向に出ているなというふうに思います。

文教でも、今、河口さんが委員長ですが、放課後児童の関係につきましては、いろいろ閉会中の特定事件で調査をしております。ですから、余計この質問が多いのかなと思いますが、現在まで、今やっている放課後クラブの運営に支障が出てくるということはないというふうに認識をいたしております。ただ、それを条例化することによ

って、よりきちっとしていくという中のので条令化だというふうに思っておりますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

それともう一点、放課後児童クラブのほかに放課後児童教室というものがあるわけですが、それがやり方がいろいろあって、嵐山町のやり方と、またほかにもっと進んだやり方というのをやっている市町村があるわけですが、それについても視察していこうということになっております。それの関係についてのすり合わせというのは、この中で何か影響が出てくるのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしておきます。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

現在、実施しておるクラブ全てクリアしていると、条件については。特に支障はないと、このように考えております。

それと、２点目のクラブと放課後児童教室ですか、影響の有無ということでございますけれども、この条例自体にはございませんけれども、ないと私は思っています。あくまでもこの条例につきましては、クラブの規程ということで捉えております。ただし、今現在検討いただいております子ども・子育て支援事業計画、この中では両方、両方というかクラブと教室、これを明確にどういう機能を持たせるかということは、今後検討していく大きな課題だという認識でおります。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　児童教室との関係が、今後大きな課題になってくるということですが、確かに既に先行的にやっている教室との、運営の仕方の関係で、当然学校教育施設を使ったりするわけですので、若干複雑化はしてくるのでしょうが、主体性が、運営の体制が放課後児童育成事業者に認定されれば何ら問題がないという、そういう捉え方でいいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

ご案内のとおり、児童クラブについては私どものほえの所管、それから放課後児童教室については文化スポーツの所管で今までやっておるわけでございますけれども、

先ほど大きな課題というのは、今後、相手にしているのはお子さんですので、どういうすり合わせをして、どういう展開が一番望ましいかということで、プランの中で明確に位置づけしていく必要があると、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほども話が出ていたわけですが、児童の健全育成事業者というか父母会、権限というか、役割というか、非常に強くなっているというか、責任の重さというものが出てきているなというふうに思うのですが、そういう面で町のほうの、課長、公設民営という話をしましたけれども、町の指導援助というものをどういうふうに考えているでしょうか。

父母会そのものもなかなか役員のなり手がいないといような状況も話としては出ていたように思いますけれども、そういう面では役割そのものが非常に今以上に重くなるというような感じを受けるのですけれども、そういう点での町の役割というか、指導援助というか、特に援助という面での考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、面積要件ですけれども、こんど６年生まで対象になるということで、一番心配しているのは、やはりてんとう虫かなと。空き教室を利用しているという点もあって、面積要件、先ほどプレイルームを改築すればというような話だったのかなというふうに聞こえたのですけれども、６年生までになるというと、現在もそうした児童もいるのかもしれませんが、対象が広がってくると、今現在でも、てんとう虫の場合は非常に施設的にも狭いかなという感じを受けているので。そういう面では、今、教育財産になっているのかどうか、普通財産になっているのかどうかわかりませんけれども、対象が広がるという点で、てんとう虫の場合は、この用件で十分足りるのでしょうか。

同時に、この1.65というのは、保育園の基準からするとゼロ歳から２歳までの面積基準だと思うのです。だから、そういう面からすると１人当たりの面積が非常に少ないというふうに思えるのですが、この1.65という基準にした、町が設定した理由はどういう理由から設定したのか、お聞きしたいというふうに思います。

２点です。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

１点目の父母会の責任が重くなってくる、指導、援助の考え方ということでございますけれども、今もそうでございますけれども、できる限りの支援、指導、そういったものは行っていきたいと、このように考えております。

また、てんとう虫さんの空き教室ということでございますけれども、学校の空き教室を財産処分をしまして、教育財産から普通財産に持ってきて、２教室分を今、てんとう虫クラブということでやっておるわけでございます。

それから1.65平米の根拠というのは、国基準のとおりということで、1.65平米以上と国の基準に基づいて設定した面積でございます。また、てんとう虫さんについては、ここ毎年人数が減っていまして、ここ何年か40人弱ぐらいになっていると思います。先ほどもお答えしたように、高学年も今までも受け入れていたわけでございますけれども、先ほどの理由のとおり、自分のうちで５、６年生になるとできるだろう、お金もかかることだしということで、余り５、６年生の参加というのが、どこのクラブについてもないというのが現状でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　できるだけ援助していくというような話ですけれども、そういう面では今までの話ではないですけれども、父母会の運営は非常に経理までやらなくてはならないという面もあるし、大変な部分は出てくるのだと思うのですが、それでも８条やいろんなところで役割というか、父母会の役割というか、そういったものが随所に出てくるわけですが、そういうものの対応をやっていかなければならないというふうになってくるのだと思うのですけれども、この辺の対応をどうこう、父母会と町との連携というのはとっていくつもりなのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

そうすると、てんとう虫については、現状のスペースで十分対応できるというふうに考えていいということなのでしょうか。そういう点では1.98という、現在では１人当たりがそういうふうになっているという点では、十分施設的には対象が拡大しても大丈夫という見方でいいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

各保護者会というか父母会については、経理につきましては24年だったと思うのですけれども、各クラブが構成している協議会でお金の関係は処理をさせていただいております。父母会と町とのあり方でございますけれども、現状ですと年に２回協議会を開催して、状況等のお話し合いというか、そういったことを実施してございます。必要があれば、その間にもご相談を随時受けておりますしというのが現在の話でございまして、今後も引き続いて協議会とは、協議会というか、各クラブとは密接な連絡を取り合って連携をしていくというスタンスでございます。

それから、てんとう虫クラブの関係でございますけれども、今後も、ニーズ調査等も参考にした結果、それから志賀小学校区の児童の動向、そういったものを考え合わせていきますと減る見込みということでございまして、十分対応できると、今のところ私どもとすると判断しております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　いや、いわゆる父母会が職員に対する研修の提供だとか、今まで経験しない部分も父母会としてやっていかなければならない部分が出てきている。それは、今までの父母会とは内容そのものが変わってきている。非常に戸惑う部分が多いのかなというふうに思うのです。そういう面では、その部分をどう町が援助していくかということがないと、なかなか運営そのものが難しいのではないかなというふうに思うのですけれども、そこのところの指導、特に町の援助という点では、町のかかわりというものをもっと父母会との関係で密にしていかないと、父母会そのものが非常に戸惑うものが出てくるのではないかなというふうに思うのです。その部分をどう考えているかということなのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

第８条の２項ですか、健全育成事業者は、職員に対して質の向上などの……

○10番（清水正之議員）　８条だけではないです。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　はい。資質の向上など研修の機会を確保しなければならないということでございまして、この辺は県の研修とかのご案内をはじめ、今までも実施しておるわけでございますけれども、総体的な相談、この条例が制定された暁には、条例の内容、また、今、各クラブで悩んでいる懸案のこと、そういったものを協議会の中でまずご説明もするし、ご相談にも乗ると。あと、個別の各クラブごとにいろいろな問題があると思われます。そういったものについても指導、助言をしていきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第32号　嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第４、議案第33号　嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第33号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を制定することについての件でございます。子ども・子育て支援法第20条第３項及び政令の規定に基づき、保育の必要性の認定基準に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので

あります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第33号　嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例の細部説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなります。

保育の認定に当たりましては、１、事由として、保護者の労働または疾病、その他の内閣府令で定める事由、２として、区分でございますけれども、保育標準時間または保育短時間の認定の区分、いわゆる保育の必要量、つ目として、優先利用でございますけれども、ひとり親家庭や虐待のおそれのある子供等という３点について、国の基準に基づきまして保育の必要性の認定基準について本条例を制定するものでございます。

第１条は、趣旨でありまして、根拠法令をお示ししてあります。

第２条、定義となります。

第３条、保育の必要性の基準でございますけれども、小学校就学前の子供のうち、その保護者が保育を必要とする事由を定めるものでありまして、１号、就労していること、２号、妊娠中であるか、または出産後間がないこと、３号、疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること、４号、同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること、５号、震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること、６号、求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること、７号、就学していること、８号、子供に対する虐待やＤＶのおそれがあること、９号として配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であること、10号、育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であること、11号、その他、上記に類する状態として町長が認める場合と定めてあります。

第４条　保育必要量の区分でございます。保育必要量として、１日11時間までの利

用で、一月当たり平均275時間の保育標準時間と、１日８時間までの利用で、一月当たり平均200時間の保育短時間と区分をしております。保育標準時間につきましては、就労時間の下限は一月当たり120時間となります。保育短時間につきましては、就労時間の下限を国は48時間以上、64時間以下の範囲で市町村が定めることとしておりますが、嵐山町といたしますと、先般開催いたしました子ども・子育て支援事業計画策定委員会に諮られましたところ、64時間が妥当であるということでございました。一月当たり64時間とすることにいたしました。

なお、64時間未満の方につきましては、一時預かり事業で対応してまいりたいと考えておりますし、先般の国からの通知によりますと、おおむね10年間は経過措置として今までどおりでも可能とのことでありますので、短時間を希望する方以外は標準時間で対応してまいりたいと、このように考えております。

第５条　優先利用の基準でございますけれども、優先的に保育を行う必要があると認められる者として、１号、ひとり親家庭、２号、生活保護世帯、３号、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、４号、虐待やＤＶのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合、５号、子供が障害を有する場合、６号、育児休業明けの場合、７号、兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合、８号、小規模保育事業などで地域型保育事業の卒園児童、９号、その他町長が認める事由と定めるものであります。

第６条　委任でございますけれども、町規則への委任でございます。

次に、附則でございますけれども、施行期日、経過措置、嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の廃止となっております。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を２時40分とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時２６分

再　　開　午後　２時３９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　先ほど、31号のときに質問があったところなのですが、第４条の件なのですが、10年間の経過措置だということで、したがってこの時間帯あるいは64時間の下限、これを下回っても時間的な保育の時間には全くとらわれないということでよろしいのか、確認をしておきたいと思います。

それから、第３条の４号、同居の親族の介護、看護、震災、風水害、こういったのは突然来るわけですので、こういった枠をあらかじめとっておいた定員という、そういうことで定員を確保するのか伺いたいと思います。もう定員いっぱいで、こういう人たちが出た場合に入れないよということが起きるのか、何かちょっとそういうことも心配で質問します。

それから、第５条の第８号、地域保育事業等の卒園児童ということで、これ連携の関係ですよね。この連携においても新たに、新たにというか、これはきちんと４月に入るわけですけれども、この家庭保育、事業所保育、小規模保育、そことの関係を町はきちんと調整をしていくのか、事業所任せにしてしまって、あなた勝手に町内の保育園と協定結んでくださいよというふうにするのか、ちょっとこれお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

最初に、４条の下限のお話でございますけれども、10年間はとらわれないでやっていくという考えに変わりはございません。現状のままで10年間いけるという判断でございます。

それから、第３条の４号、５号になりますが、枠として確保するのかということでございますけれども、この突発的なことでございますので、園も経営がありますので、では仮にこの枠を何人ということは考えておりませんけれども、申請があった場合は、どういう形であれ園にお願いをして保育をしていくという考え方でございます。

それから、第５条の８号ですか、地域型保育事業等の卒園児童、もちろん必要な認定というのは町がまずやりますから、申請いただいて、それで町が１号、２号、３号を認定していく。それで優先的な、希望ももちろんあるのですけれども、希望する保育園と調整をとりながらやっていくということで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　わかりました。保育の必要量については、時間には全くとらわれないということで。ただ、これを読んだだけだと、保護者の人は、自分は当てはまらないのではないかというふうに思う方もいると思うのです。どのように周知をするのか、ちょっと伺いたいと思います。

３条の４号、５号ですけれども、定員いっぱいであるけれども、震災、介護、看護、介護、看護は長引く場合もありますけれども、定員いっぱいなのだけれども、さらにそれを入れるということに実際はなることもあると、そういうことなのでしょうか、ちょっとその点伺いたいと思います。

それから、５条の８号ですけれども、そうすると家庭保育、事業所保育、小規模保育、ここと今の認可保育園との調整は町がやると、認定もするのだから、そういう保育から移ってくる場合の調整は町もきちんとすると、そういうことでよろしいのでしょうか、ちょっと確認ですけれども。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えいたします。

どういう周知をするのかということでございますけれども、様式等、今後、規則なり何なり国が正式なものが出てくると思われます。それに基づいて書式等は、また規則なり何なりで決定していくという段取りになるかと思います。それは手続の話でございまして、周知方法といたしますと、もちろんこども課の窓口、それから10月の頭ぐらいに、現在４園については、事業の内容等の説明会を実施する予定で今考えております。

それから、３条の関係の枠としてとってあるかということで先ほどお答えさせていただいたわけでございますけれども、定員の弾力化ということで120％ですか、今も定員の、園によってですけれども、やっておりまして、その中で対応していきたいと、このように考えております。

それから、５条の８号の地域保育事業所等の卒園事業ということでございますけれども、もちろん保育所等もそうですし、私ども等も連携をしながら経過措置として定めてございますので、調整をとりながら受け入れる方向で調整をとっていきたい、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　周知の関係の保育必要量の件ですが、窓口と４園の説明会と、保護者直接の説明会にこれはなるのですか。そこに全部来ればいいですけれども、窓口で、そして全部聞いて、聞くとは思いますけれども、何かチラシを見ただけだったらこういうことで、では自分は対象ではないのかというふうに、そういうことも考えられますよね。ですので、チラシもきちんとつくっていくべきだというふうに思うのですけれども、そのお考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

チラシをということでございますけれども、もう保育園で考えた場合、10月の中旬が申し込みとなると思うのです。それで希望する方たちについては、園が中心にはなると思うのですけれども、私どもの窓口、それから10月号の広報で出す予定で今進めているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第33号　嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第５、議案第34号　嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第34号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件でございます。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第34号　嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正する条例の細部説明を申し上げます。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正に伴い、法の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正されましたことにより、嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例において、引用している部分を改正するものでございます。裏面をごらんいただきたいと存じます。

別表第３条関係、嵐山町保育料徴収基準額表内におきまして、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は平成26年10月１日に施行するというものでございます。ちなみに当町におきましては、今までこの条例が適用された方はおられませんでした。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第34号　嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第６、議案第35号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第35号につきまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第35号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の細部説明を申し上げます。

法の題名が中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部形成に伴い、法の題名が改正されたことにより、嵐山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例で引用している部分を改正するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと存じます。

第３条第３項第２号において、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は平成26年10月１日より施行するというものでございます。先ほど同様、ちなみに当町におきまして、今までこの条例が適用された方はありませんでした。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第35号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、議案第36号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第36号につきまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、対象者の変更等により所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

石井健康いきいき課長。

〔石井　彰健康いきいき課長登壇〕

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、議案第36号の細部説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴う改正でございます。

改正内容といたしましては、１点目は精神障害者保健福祉手帳１級所持者を補助対象とするものでございます。これは精神障害者の場合は、重度心身障害者に相当するのは１級であるという考えからであります。ただし、精神病床への入院費用は対象外でございます。

２点目といたしましては、65歳以上で新たに重度心身障害者となった者を補助対象外とするものでございます。これは現在、この制度において、新規受給者に占める65歳以上の方の割合が６割を超えており、今後、高齢化が急速に進行する中、対象者及び助成額が大幅に増加し、近い将来制度の維持が難しくなるという懸念があるからでございます。それでは、改正条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

初めに申し上げました精神障害者保健福祉手帳１級所持者を対象にする改正となりますのは、第２条第１項第３号でございます。

次に、65歳以上で新たに重度心身障害者となった者を補助対象外とする改正となりますのは、第３条第２項第４号でございます。その他の第３条第２項第３号につきましては、法律名称の変更によるものでございます。

第４条の医療費助成金につきましては、精神障害者保健福祉手帳１級の方の精神病床への入院費用は対象外とすることによる文言を追加したものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成27年１月１日から施行となるものでございます。ただし、第３条第２項第３号の条文によるものは、平成26年10月１日からの施行となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　この制度は、県の補助金、交付金の関係で、実施に基づいてされるということになっていたわけでありますけれども、附則の適用除外の関係で、いわゆる今年の12月31日の時点で、この重度心身障害者であった者については、第３条第２項第４号の規定に適用しないということになってきているわけです。

そうすると、これまで受診者でおった方は、これが適用されないということになってくるということは、今の扱いからすると大変な問題なのではないかと、そういうふうに思うわけでありますけれども、県の関係でこういうふうになったということであるのですけれども、嵐山町としては、これが県と違った形での条例化はできなかったものかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

ただいまの件ですけれども、この適用除外の第３条第２項第４号の規定は適用しないという部分ですけれども、こちらのほうの関係なのですけれども、65歳以上の新たに身体障害者手帳の交付を受けた者は対象外とするというのは、平成27年１月１日以降に新たに手帳を取得した障害者に方から該当するということでありまして、この適用しないというこの適用除外の分は、第３条第２項第４号のここのところは対象としないものですから、ちょっとわかりづらいかもしれないのですけれども、第３条第２項第４号のところは、ここの重度心身障害者の医療費の対象外の者が４号でありまして、それに適用除外というのが、ここのところには65歳以上の方、今までに、12月31日までに65歳になっていた方は、対象ではなくて今までどおりですよということを言っているわけでございまして、ちょっとわかりづらいのですけれども、以上とさせてい

ただきます。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　石井健康いきいき課長、答弁求めます。

○石井　彰健康いきいき課長　それで、こちらとしても、あくまでも65歳以上が該当するという形は、先ほど申し上げましたとおり、これから手帳取得者が段々ふえてくるということでございまして、数字的に言いますと先ほど言ったように６割以上の方がまた65歳以上という形になってきまして、予想するのに１年で大体200万円ぐらいの医療費がふえていくのではないかなということが予想されますので、こちらとしてはこの条例改正のとおりさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　いわゆる新規に重度心身障害者なった65歳以上、来年の１月１日以降、それには適用対象外になっていくと。先ほど課長は、この費用、私どのくらいになるのか聞こうと思ったのですけれども、200万という話があったのですけれども、そのくらいの金が必要な金になっていくというふうにすれば、こういう差別的なものがあっていいのかどうか、この辺はどう考えているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

重度心身障害者となった年齢が65歳以上の方というと、それから該当されないということになりますと、後期高齢者医療費制度に加入することにより、医療費の自己負担割が３割から１割になるという、そちらの後期高齢者医療費制度のほうに加入をしていただければというふうに考えております。

また、年金も満額を受け取れるということでもございます。また、生まれつき、または若くして重度心身障害者となった方とは社会生活の実態に違いがございますので、その点をいろいろ勘案しまして、この制度、このような形でこれからも継続をしていくのに、このような改正ということでお願いできればということで思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今の質問と同じようなのですが、その前に第２条の３号、これは１級だけですけれども、これは適用になるということは歓迎です。ちなみに何人くらい嵐山町ではいるのか、伺いたいと思います。

それから３条２項４号の件ですが、１年に200万円ぐらいふえるというお話ですけれども、65歳以上になって重度身障者になられる方というのは、そうすると何人くらいなっているのでしょうか、今までの経過から。ちょっとそれ伺いたいと思います。

それと、ちょっと説明がもろなので、お金がかかるからもうやめますよということなので、もう少しいい説明、県ができないのかなと、ほんとにもろだなと。それは、県がそういうふうに言っているのですからしようがないのですけれども。

後期医療のほうなのですが、後期で１割負担になるというわけですよね。こういう方への補填策をちょっと考えたほうがいいと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

１点目ですけれども、精神障害者手帳取得者でございますけれども、７月末現在で嵐山町におきましては１級の方が５名、２級の方が63名、３級の方が32名、合計100名の方が手帳を取得しております。

また、第２点ですけれども、重度医療費で平成24年に新規受給者のうち65歳以上の方が新規に取得した方が、24年度で言いますと新規で30名いたうち16名が65歳以上、また25年度で言いますと、新規受給者25名のうち16名が65歳以上の手帳取得者でございました。

また、後期高齢者医療の関係なのですけれども、こちらとしては、その点についてはまだ考えておりませんで、特にそのような考えはございません。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　それでは、お答えをさせていただきます。

後期高齢者のいろんな担当課としましては、重度医療のほうで対応がなくなった人

に対しての補填というのは今まで特にないわけですけれども、ちょっと考えてみますと、国保に加入しているより後期医療のほうに変わったほうが、これは一概に何とも言えないかと思うのですけれども、保険税のほうも多分安くなるのかなと。こちら後期に移れば保険料という形になりますけれども、それから今、いきいき課長のほうから言われたように、自己負担額のほうも３割から、所得が少ない人であれば１割ということになりますので、そのほうが有利なのかなとは思います。

特にこちらのほうから、65歳以上になれば、後期で障害をお持ちの方であれば障害認定ということで、後期のほうの医療のほうに申請をして認められれば入ることができるというようなことでございますけれども、特にそのような周知は今までは行っておりませんが、特定疾病というような形でやられている方については医療費等もかかっていますので、こちらのほうに移ることもできますよとかというお知らせといいましょうか、そういうのは今までも行っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。介護保険の医療費等の関係ありますよね。それはどのように考えて、ここのところは持ってこられているのか、伺いたいと思うのですが。介護の中でも医療との関係での限度額がありますよね。それについての考え方を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

あくまでもこちらの重度医療よりほかの法律のほうを優先するということでございまして、介護保険に該当されている方は、介護保険のほうを優先して該当になるということになっておりますので、その辺の関係は他方優先という形になっております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　介護保険を優先するとなりますと、それはそのような形で、65歳以上に新たになられた方というのは当然介護保険の対象になるわけですから、そこでのすり合わせといいますか、情報提供というのはどういうふうな形になさってい

く予定なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　こちらとしても、新しく手帳を取得された方が窓口に来られたときには65歳以上で、また１月１日以降に取得される方が見えましたら、長寿生きがい課あるいは町民課と連携して、そちらのほうの説明をさせていただくようにしていきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　医療費の問題で、先ほど町民課長は３割から１割負担になるからという話をされたのかなというふうに思うのですが、これ新たに65歳ということですから、64歳まで手帳を何というのかな、手帳を持っていない人は、それぞれの医療制度の負担ですよね。65歳以前に障害になれば、少なくも74歳までは重度医療で見られると。

嵐山町は、入院給食費も無料にしているということですから、そこまでは74歳までは無料です。ただ、65歳過ぎた場合に、例えば仮に67歳ぐらいになってくると、67歳までは国保であれば３割負担、それから本来ならこの適用除外がなければ74歳までは、一部負担金入院給食費はなしと、重度医療の該当になりますよということになるわけです。ということは、窓口負担要りません。今度は65歳になってからの医療費というのは、後期高齢者との絡みで言えば、それぞれの保険で75歳まで迎えるのか、67歳から後期高齢者に入るのかによって、保険の窓口負担が変わってくるということになるのだと思うのです。

そういう面からすると、先ほど１級の手帳の所有者という話があって、嵐山町でも100人近くの人たちは65歳以上の手帳の所有者があるという点では、課長が冒頭医療費を削減をするというお話をしたわけですけれども、障害者の中にある面だと差別を持ち込むような状況になっている。今までは少なくも医療費の、保険の選択はあるにしても、手帳の１、２級の所有者であれば窓口負担は要りませんよという話であったのを、今度は年齢で区切って一部負担金を徴収するという形になるわけです。そこのところが、私は問題だというふうに思うのです。まして障害を持っている方の医療費

を今度は有料にするわけですから、そこのところというのは非常に問題があるというふうに思うのですけれども、今の私が言った流れで、一部負担金の流れというのはそういう形でいいのかどうか。

入院の場合に、当然保険から外れるから入院給食費の場合、問題もなくなってしまうのだとろうと思うのですけれども、少なくも嵐山町は３医療については、入院給食費を町単独で上乗せの拡大をしているわけですから、入院の場合についてはどうなるのかお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　あとは、食事療養費の関係ですけれども、新たに65歳以上になられた方につきましては、食事療養費もまた該当はしないということになるかと思います。

それと、あと差別的な、障害者の中でそういった年齢的な形で差別されるのではないかというような形なのですけれども、初めに話をさせていただきましたけれども、生まれつき障害になられている方、また若くして重度障害となった人と、65歳以上でまた新しく重度障害者となった人では生活実態等も異なるということでございまして、こちらとしても心苦しいのですけれども、こちらの改正どおりという形でお願いできればというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　石井健康いきいき課長、流れのことについて答弁してください、清水議員が質問した。

○石井　彰健康いきいき課長　失礼しました。それではお答えいたします。

先ほど議員のおっしゃったとおりの流れでよろしいかと思います。

以上です。

〔「入院は」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　今、答弁しましたよ、入院給食費は対象にならないと。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　生活実態が違うというのはわかります。そういう面では、後期高齢者を選択した場合は、現役世代に所得がある場合は３割ですよね。一般の場合は１割ということになるわけで、生活実態がどうなるかという部分では、３割になる

人もいると。無料だったもの、今までの制度改正をしなければ一部負担金はなかったものが、今度は３割になる場合も出てくると、現役世代並みの所得のある人については。一般の人は１割というふうになるわけで、それは後期医療の選択というものもあるかもしれませんが、それを選択してなくても国保だと３割負担ですから、そういう部分では非常に障害になって医療費の恩恵というのは全くなくなってしまうと、65歳から障害になった場合は。そういう面では、非常に障害者の中にも差別を入れてくるような制度改正になっているというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

先ほど町民課長からも話がありましたけれども、あくまでも後期高齢者医療になれば３割から１割という話で、それとまた、保険料のほうも多少所得に応じて決まるわけですけれども、あくまでも担当窓口において、保険料あるいは１割負担になってどちらが得になるかという話は、また窓口でよく話をさせていただきまして、本人の希望という形になりますので、そちらのほうも指導というか、こちらからよく話をさせていただくということでしていきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第36号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第８、議案第37号　嵐山町下水道事業審議会条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第37号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、嵐山町下水道事業審議会条例の一部を改正することについての件でございます。公共下水道事業及び浄化槽事業の円滑な運営を図り、総括的な下水道事業審議会とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　議案第37号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

裏面の改正条例をごらんいただきたいと思います。

改正後の第１条でございますが、設置目的といたしまして、審議会を置く地方自治法上の根拠規定を追加したものでございます。

次に、組織、第３条の改正でございますが、公共下水道事業のほか、浄化槽事業につきましても推進をしていることから、それぞれの区域の代表者を委員として選出するために改正をするものでございます。

附則の第１号は、施行期日を定めたものでございまして、公布の日から施行するものでございます。

附則の第２号は、経過措置についての規定でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第37号　嵐山町下水道事業審議会条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第９、議案第38号　基本協定及び業務委託契約の締結について（嵐山町北部交流センター改修事業）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第38号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、基本協定及び業務委託契約の締結について（嵐山町北部交流センター改修事業）の件でございます。

施設の老朽化に伴う嵐山町北部交流センターの改修並びに旧嵐山町立吉田集会所の解体工事の施工に関し、基本協定及び業務委託契約を締結をするため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木文化スポーツ課長。

〔植木　弘文化スポーツ課長登壇〕

○植木　弘文化スポーツ課長　それでは、議案第38号につきまして細部の説明をさせていただきます。

本題に入ります前に、基本協定と業務委託契約の二本立てについての補足の説明をさせていただきます。

まず、基本協定でございますが、これは今回実施いたします北部交流センター改修事業の全体についてを包括するものでございまして、改修工事の関係と、その後発生いたします経費弁済についてを含めた事業全体の概要を規定するものでございます。

一方の業務委託契約につきましては、改修工事本体についての業務内容や経費についてを規定したものでございます。

なお、このほかに事業経費支払いの方法につきましては、事業経費の確定後、別途債務弁済契約を締結して詳細を規定する計画となっております。

それでは、議案をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、契約の目的が嵐山町北部交流センターの改修事業、契約の方法が随意契約、契約の金額が２億1,259万9,200円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が1,467万9,200円でございます。契約の相手方が、さいたま市浦和区仲町３丁目12番10号、埼玉県住宅供給公社理事長、前田一彦氏でございます。

続きまして、参考資料１をごらんいただきたいと思います。嵐山町北部交流センター改修事業に関する仮基本協定書写しでございます。

嵐山町（以下「甲」という。）と埼玉県住宅供給公社（以下「乙」という。）は、嵐山町北部交流センター改修事業の施行に関し、次のとおり基本的事項について仮協定を締結する。

まず、第１条が総則でございまして、３枚目の裏を見ていただきますと、物件の目録ということで、対象の土地と建物の概要が、別表１は旧嵐山町立吉田集会所、別表２が嵐山町北部交流センターという形になっております。

別表１の旧嵐山町立吉田集会所は、現在所在地が大字吉田2137番地１、敷地面積が1,094.69平方メートル、建物の概要が、構造、鉄筋コンクリートづくり１階建て、建築面積が156.06平方メートル、延べ床面積が186.30平方メートルでございます。

次に、別表２の北部交流センターは、所在地が大字吉田1951番地１、敷地面積が5,532.65平方メートル、建物の概要が、構造、鉄筋コンクリートづくり１階建て、建築面積が943.11平方メートル、延べ床面積が752平方メートルでございます。

本改修事業は、耐震性能不足と判断され用途廃止となった旧吉田集会所を解体し、嵐山町北部交流センターに機能統合させる工事及び工事に必要な業務でありまして、

北部交流センターについては、施設機能の見直しや機能維持のための改修工事をあわせて実施するというものでございます。

続きまして、もとに戻っていただきますと、第２条が事業の期間でございまして、平成28年１月31日までということでございます。

第２項では、割賦による弁済契約を締結した場合の本協定の有効期間を、その支払いが完了するまでと定めております。

続きまして、第３条は、甲及び乙の責務ということでございまして、乙、公社は、改修事業に要する資金を調達の上事業を施行すること。甲、嵐山町は、改修事業に要する事業費の総額を負担するというものでございます。

第２項では、本協定を信義に従って誠実に履行するというものでございます。

続く第４条は、業務委託契約の締結でありまして、改修事業の実施に当たっては業務内容、事業費、支払い方法等を甲、乙協議の上、速やかに業務委託契約を締結するというものでございます。

２項では、業務委託契約に変更が生じた場合の変更契約を定めております。

次の第５条は、事業費の内容ということでございまして、これについては直接費、間接費等があるわけでございますが、これは一般的な予算に使っているものをそのまま載せてございます。３号、４号の利息における利率は、手数料、事務費の0.1％を含んでおります。

第６条は、事業費の支払い方法を定めたものでございまして、事業費が確定した段階で甲、乙協議の上、債務弁済契約を締結すること。

続く第２項では、割賦払いの回数を年２回賦、10年払いとすること。また、利率等の弁済方法については、乙が業務実施のため調達した資金の借り入れ条件により変わってまいりますので、これに基づいて定めるというものでございます。

第７条は、乙による第三者への再委託を定めたものでございまして、業務の一部を他に委託したり、請け負わせることができるというものでございますが、その場合は、あらかじめ甲と協議することを定めたものでございます。

第８条は、事業の変更等でございまして、事業の内容や事業費を変更する必要が生じた場合には、甲、乙協議の上、変更することができるというものでございます。

第９条は財産の引き渡しということで、乙は、改修事業完了後に、甲の検査を経て、甲である町に引き渡しをするということ。

第10条は疑義の処理、それから第11条は特約条項でございまして、この協定は、嵐山町の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定による嵐山町の議会の議決を経たとき、これを本協定とみなすという形でございます。

それから、第２項につきましては、議会の議決が得られなかった場合については、違約の関係は生じないという内容のものでございます。

第12条は秘密の保持、最後の第13条は個人情報の保護を定めたものでございます。

続きまして、参考資料２をごらんいただきたいと思います。

嵐山町北部交流センター改修事業に関する仮業務委託契約書写しでございます。

嵐山町と埼玉県住宅供給公社とは、「嵐山町北部交流センター改修事業に関する仮基本協定書」で定めた嵐山町北部交流センター改修事業の施行に関し、次のとおり必要事項を定め、仮業務委託契約を締結する。

まず、第１条が総則及び委託する業務でございまして、これも３枚目を見ていただきますと、物件の目録ということで、対象の土地と建物の概要が、こちらは別表１が嵐山町北部交流センター、別表２が旧嵐山町立吉田集会所という形になっております。これにつきましては、仮基本協定第１条の別表１、２と順番は逆になっておりますけれども、内容は同じものでございますので、数字の読み上げは省かせていただきます。

続いて、第２項に実施する工事の概要が別表３となっております。

１として、ステージ機能の充実でございます。ステージ機能の充実を目指し、ステージ部分の拡張、舞台設備の拡充等を計画いたします。ステージ部分の拡張に伴い、多目的ホール部は外部へ増築し、現在と同規模の収容人員を確保いたします。

２として、多目的室の設置でございます。ステージ機能と関連した利用も可能な空間を設けるため、和室部分を外部へ増築し、多目的室として整備いたします。リハーサル室的な利用も考慮してフローリング化とし、壁面鏡の設置などを計画いたします。

３として、研修室機能の拡張でございます。旧吉田集会所の廃止に伴う「集会所事業」の継続実施等の観点より、調理研修室、図書室を研修室化いたします。図書室部分については外部へ増築し、床面積の拡張を計画いたします。

４として、共用部分の利便性向上でございます。全館のバリアフリー化、土足化を計画し、入館の容易性を確保いたします。また、玄関・エントランスホールについても配置計画等を検討し、入館者の利便性を考慮いたします。

廊下部分に空調機を設置し、利用者の快適性を確保いたします。設置する空調機については省エネルギーに配慮したものとし、既存の設備についても見直しをかけます。照明器具についても同様にＬＥＤ器具の導入などにより、利用者の使い勝手を考慮しつつ、環境に配慮した器具に変更いたします。

子育て世代の来館者を想定し、授乳室を設置いたします。また、給湯室の配置も見直し、利用者の利便性確保に努めた計画といたします。

トイレ部分については、ドライ化、ブース配置の見直しを実施し、利便性、衛生性を考慮した計画といたします。また、多機能トイレを設置いたします。

５として、経年劣化の改修でございます。建物自体の経年劣化に対し、屋上防水工事、外壁改修工事、内装改修工事等の劣化改修工事を実施し、利用者が安全に安心して使える施設となるよう計画いたします。

続きまして、旧町立吉田集会所解体工事については、１として建物解体工事を実施し、２として建物解体後の敷地整備については、敷地表面の整地を行い、安全のため簡易柵等を設置し、進入防止の対策を施す計画となっております。

３項では、乙の受託する業務項目を定めます。１号では、北部交流センター改修工事に係る調査、設計、積算の業務。２号では、北部交流センター改修工事の発注、工事監理業務。３号は、旧吉田集会所解体工事に係る設計、積算の業務。４号は、旧町立吉田集会所解体工事の発注、工事監理業務でございます。

第２条は、改修事業の業務に要する期間でございまして、業務委託契約締結の日から平成28年１月31日までということでございます。

次に、第３条は、甲及び乙の責務ということでございまして、特に２項で、乙、公社は、業務を期間内に完了し、甲に引き渡すものとすること。甲、嵐山町は、事業費を支払うというものでございます。

続きまして、第４条は事業費ということでございまして、別表４の事業費調書をごらんいただきたいと思います。

直接費は１億7,131万円、うち調査・設計・積算に要する経費が1,725万円、工事費が１億4,711万円、工事監理費が695万円でございます。間接費は1,218万円、この間接費につきましては、公社が事業者である嵐山町にかわりまして工事を発注する経費、それから事務経費等も含んでおります。工事に要した利息は34万円、現時点で年利1.3％を見込んでおります。消費税額は1,467万9,200円、税率は８％の計算でござい

ます。割賦利息につきましては1,409万円、年利1.3％でございます。以上合計しますと２億1,259万9,200円ということでございます。

これを年２回賦、割賦期間10年で返していくということでございます。これについては、もとに戻っていただきまして、第５条、債務弁済契約の締結で定めてございます。

第６条は、第三者への再委託でございまして、乙が受託した業務を他に委託、もしくは請け負わせる場合には、あらかじめ甲と協議した上で実施すること。

２項では、その場合、改修事業の内容、地域性等を考慮し、実施するものとしております。つまり、具体的な工事の発注に際しては、嵐山町の制度、意向を十分に反映させることのできるよう配慮したものであるということでございます。

第７条は甲による業務の調査権、第８条は事業の変更等についてでございまして、契約後、詳細な設計、積算に基づいて公社のほうで入札等を行って発注していただくわけでございますが、当然、工事費などが変わってくるという形が想定されます。この額が確定した段階で変更議案の上程等をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

第９条は善管注意義務、第10条は損害の負担ということで、それぞれの責めに帰すべき場合を除いて、甲・乙協議して処理すること。

それから、11条が財産所有権の帰属ということで、改修事業完了後の財産所有権、これについては町に帰属すること。

それから、第12条が検査及び引き渡しということで、完了後に、甲の検査を経て町に引き渡すということ。

それから、第13条が苦情処理、第14条が行政上の手続、第15条は疑義の処理、それから第16条は特約条項でございまして、基本協定同様に、この業務委託契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定による嵐山町議会の議決を経たとき、これを本契約とみなすという形でございます。

それから、第３項では、今までの条項にも再三にわたり甲・乙協議してということで、甲である町の関与を定めてまいりましたが、ここでは改めて業務委託契約の履行に際し、甲の要望事項を尊重するということで明文化をさせていただきました。

第17条は秘密の保持、最後の第18条は個人情報の保護を定めたものでございます。

なお、参考資料３として計画平面図を添付いたしましたので、ご高覧をいただきた

いと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を４時とさせていただきます。

休　　憩　午後　３時４９分

再　　開　午後　３時５９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この契約を二本立てにしたのは、利点についてお話がなかったので、ちょっと伺いたいと思います。

それから、今回２億からの工事費なのに随契でやると。これ随契でやる有利な面というのはどういう理由なのでしょうか。競争入札でやった場合と金額的に、このくらい有利になるのだというのがあれば、伺いたいと思います。

それから、インデックスの２と張ってある裏の、これ嵐山町北部交流センター、仮業務委託契約書の２の６条の、これ下請というのは、これは嵐山町の業者も甲、乙が協議すれば下請に入れると、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

それから、北部交流センターは、全協のときに耐震の関係はないのですということですけれども、耐震性能は調査しなければいけないと思うのですけれども、それは基準値内というか、十分耐力としてはあるのかどうか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　初めに、住宅供給公社と随意契約をした利点について、まず申し上げたいと思います。

まず、今回の改修に当たりましては、吉田集会所の解体も含まれているわけでございますが、この解体に当たりましては、現在、公共施設等の総合管理計画を策定していない限り起債が難しいということがございます。全て単費ということになるわけでございまして、公社資金を利用することによりまして、債務の平準化ができるという利点がございます。

それから、設計監理、これにつきましては、公社と随契しなくても、当然町がやる場合でも、これは委託契約を結ぶわけでございますけれども、その金額についても安くできると予測されること、そして専門的なアドバイスがより得られるということ。

それから、北部交流センターの改修費は２億232万9,000円、これ利息も含んででございますけれども、このぐらいかかるわけでございます。一般的な市民文化系あるいは社会教育系の建物の大規模改修に当たりましては、平米当たり25万円というのが一般的な数値でございまして、今回、農業構造改善センターの床面積でございますが、752平米、これと増築分が92平米ほどございますので844平米となると思いますが、平米当たり25万円で計算しますと、税抜きで２億1,100万円になるものでございます。これを税を入れますと２億2,788万円ですか、約2,500万円ぐらい安く済むのではないかというようなことが推測されます。

そういったようなもろもろの条件、そして鎌形小学校を嵐山幼稚園に改修をしていただいたのも公社資金でお願いしたと。そういう実績も踏まえて、この住宅供給公社と随意契約を結ばせてもらうものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、契約の二本立てということでございますが、冒頭でご説明申し上げましたように、同じような住宅供給公社のまちづくり支援事業、ここで行った事例としましては、直近では旧鎌形小学校を幼稚園にという改修事業がございます。このときには、協定のみということでございました。

協定そのものが契約の一種であるという解釈で行ったわけではありますけれども、今回は公社のほうで、まちづくり支援事業の制度をわかりやすくいろいろ制度調整をして、このように弁済契約まで含めた、期間まで含めた事業全体を包括するということで協定書、そして主に工事本体についてを定めた業務委託契約書、そして、さらに今後発生してくる債務弁済契約と、この３つの契約をすることが全体をわかりやすくするということで、このような三本立ての、今回二本でございますけれども、三本立ての契約とさせていただくというものでございます。

それから、第６条にあります下請の関係でございますが、これは６条を見ていただきますと、２項のほうで前項の委託を実施する場合には、改修事業の内容、地域性等を考慮し、実施するものとするということでございまして、この地域性等を考慮する

とうことが、町の契約の方法ですとか、あるいは町の町内の業者を使っていただくとか、そういうところに配慮をするというふうにお考えいただければと思います。当然事業の内容によっては、町内業者も含まれてくると考えていただければと思います。

それから、耐震性能についてでございますが、現状で北部交流センターにつきましては、耐震性能を満足している建物でございます。今回の改修工事においては、建物を外側に建て増しするというような箇所が何カ所かございます。そういう箇所につきましては、当然ですが、現状でこの現況のといいますか、現在の耐震基準を満足させるための構造計算をしていただきまして、現代の基準、建築確認等の手続をとっていただくということになります。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この公社に頼んだほうが2,500万円安くなると、さらに起債も受けられるということだったように感じるのですけれども、どうなのだろうなというふうな感じがします。

よくわからなかったので、先にちょっと。耐震性能は、これは調査をして満足いく数字になっていると、そういうことだったのですか。今、説明がちょっとわかりづらかったので、伺いたいと思うのです。

この公社の件なのですけれども、吉田集会所の耐震を調査したのがこの公社だと。そして、耐震不足だという判定をしたのがこの公社で、その公社が取り壊すことになると。さらに、北部交流センターも改修をすると。何かこんなに公社に偏ったことで、よくないのではないかとういふうに考えるのです。うがって見れば、この公社が耐震不足ではないのに耐震不足になりましたよと、その事業を壊す事業をうちのほうがやると、そういうふうな見られ方をすると思うのです。そうですよね。どうですか。そういう見られ方に、いや、そうではないのだという適切な説明ができるのかどうか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。耐震の調査のほうから。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　現在の北部交流センターの建物は、昭和63年の竣工でございまして、現行の耐震基準といいますか、法律基準を満足しているものでございますので、現況の建物そのものについては耐震構造の不足の心配はございません。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、安藤副町長、答弁求めます。

○安藤　實副町長　埼玉県の住宅供給公社のお尋ねでございますけれども、ご承知のとおり県が100％出資をしている公的な機関でございまして、いろんな面で、総務課長申し上げましたように、ノウハウを持って、嵐山町においても実績を持っていて、今、こういったことを一貫して取り扱えるところは民間にはないわけでございまして、その面では安心して町のほうもお願いをしているというふうなことでございまして、ぜひその点については、先ほどから出ておりますように鎌形小学校の幼稚園への転用についての実績等も考慮していただきまして、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　３点ほど質問させていただきますが、私は施設の関係について改修が行われるということでございますので、北部交流センターがよりよく使われるように、自分の思っていること、また、ここはどのようなことで、このように廃止になるのか、その点をちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、気づかなかったのですが、調理場の必要性がなくなったのかどうかよくわからないのですが、研修室のほうに変わっています。南部の交流センターにも、もともとああいうところの立ち上がりですから、調理室等がございます。あそこにわざわざ調理室をつくるという必要性が今までは、南部にはなかったかというふうに思いますが、あったものですから割合と便利に使わせていただいています。北部については、逆に多くの地域を抱えた中の調理をするところ、その必要性がなくなってしまったのかどうか、また私の見方が違うのかどうか、まずその点、１点目にそれをお聞きします。

それと、きょうもこのような天気で、今夜の雨が心配されるような天気でございます。あそこの状態を見たときに、今回の工事にも防水工事が載っています。田舎の建物の中に、当家もそうなのですが、周りに立ち木がいっぱいありますと、思わぬ悪さをするわけなのです。といに、まず木の葉が詰まる。何でここが雨漏りしているのだろうと行ってみますと、雨の降る中、上がってみますと、木の葉が詰まっていて、そこから雨が漏っているわけです。あそこもそういう状態が見受けられるのです。この

ようなところだとそんなことは考えられませんけれども、立ち木が高い場合には、そこに木の葉が非常に落ちる。

私も、今、きょうになって、よく記憶をたどってみたら、昔あそこを利用したときに雨漏りがしていると、そんな話も聞いたことがございます。ですから、そこのところの防水工事について、どんな工事をなさるのか、そこの点をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、ふれあい交流センターの中にも、最初、自販機が置いてなくて、非常に不便したことがございます。今回もその自販機というふうなものは見受けられませんけれども、ましてやあそこで夏場に喉が渇いたときに、どこかへ買いに行こうといったときも、前の施設のほうにはあるかもしれませんけれども、外へ出て買いに行くというのは非常に不便があるかというふうに思いますが、自販機の必要性がないのかどうか、その３点をお聞きしたいというふうに思いますが、お願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、調理場の廃止についてでございますが、調理実習室がなくなって不便はないかというご指摘かと思いますが、今回の改修事業につきましては、人口減少社会における公共施設の統廃合というような意味が含まれておりまして、調理実習室につきましては、今回は廃止やむを得ないだろうということでございます。そのかわり、代替施設として、この役場の隣に健康増進センターがございまして、ここにも立派な調理施設がございます。現状の利用規定では一般に開放はされていないわけなのですけれども、これをこの北部交流センターの調理実習室廃止と同時に、一般に開放できるように制度上の利用規定の見直しを行っていきたいということで、今、関係部署と調整を行っているところでございます。

南部の交流センターには、もともと小学校の調理実習室がございましたので、それを生かしてあそこには設けさせていただきました。ですから、南部の調理実習室、それからふれあい交流センター、そしてこの役場の健康増進センターの調理実習室、この３カ所を今後はお使いいただきたいということでございます。

それから、屋上の防水工事ということでございますが、議員ご指摘のとおり、過去には木の葉がたまりまして、雨どいに木の葉が積もって、それで排水を妨げていて、それが原因で雨漏りをしているということがございました。木の葉を除去して清掃を

行ったところ、雨漏りは現状では止まっているということでございまして、今回の工事につきましては、防水シートももう30年近くたちますので、これを張りかえるという工事になります。今後も、あそこは周りに立ち木がございまして、木の葉が降ってくるという状況がありますので、今後の管理上、定期的に雨どいの清掃等を行いながら、雨漏りの防止に努めていきたいというふうに考えております。

それから、自販機でございますけれども、かつてお隣の「やすらぎ」という施設に自販機を設置したことがあったのですが、何としてもこれは民間の業者が採算で考えておりますので、もうひとつ予定していた売り上げが伸びなかったということで撤退をしたという経緯がございます。現在では、「やすらぎ」の施設と、それから北部交流センターと、あるいは周辺のグラウンド等を利用する人たちが共通して使っていただけるようにということで、交流センターの玄関の外側に自販機を設置させていただいております。今後も、内部に設置しますと夜間ですとか休日等が使えませんので、現行どおり外に設置をして、現行のものをほかの施設の利用者も使っていただけるようにということで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、１点だけ、自販機については了解しました。１点ではない、２点です。

防水工事といいますか、防水工事というのはシートを張りかえるということですから、劣化したものを張りかえるということですから、なおさらいいのではないかなというふうに思いますけれども、やはりたまってしまうと、流れるべきのところが流れないということになると、やはり幾らシートをしても、違うところから漏ったりなんかするものです。ですから、そこへ１カ所に集中して水というのは行きますから、そこは行く前の段階において、いわゆるそのごみが、そこへ行かないような方法を考えたほうがよろしいかというふうに思いますので、今度防水工事をするに当たり、もう一度検討していただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。どこでも、今、手中豪雨で、マンホールが水が流れるべきところに木の葉がたまって、そこに入らずに大きな床上の浸水ですとか、床下浸水とかが起きるわけでございますんで、十分その点は考えていただいたほうがいいかというふうに思います。答弁のほうは、結構でございます。

調理場のことでございますけれども、ここの役場のところの施設を一般開放するということでございますから、支障はなかったというふうな感じには思いますけれども、やはり距離が離れていますから、私とするとどんな形にしろ、そこでものを温めたり、何かするものがあればそこを利用する人は、そういうことも考えるでしょうし、何も全部全て一から調理をする施設でなくても、やはり食べるものについては、この中で物を食べたらだめだというふうなこと、決まりがあるのであれば、また別でしょうけれども、多分そういうことはないと思うのです。温めたり、若干のものができるようなものを考えてもらったほうがいいかというふうに思いますが、再度お聞きいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　今の現在のプランですと、給湯室を設けておりまして、この給湯室でお湯を沸かしたりができるようにということを考えております。今まで、現行の交流センターにおいては、調理実習室がある関係上、ガスを使用しておりましたけれども、今後におきましては電化一本にしていきたいというふうに、防災上の関係もありまして、電化していきたいと考えておりますので、物を温めたり、あるいはお湯を沸かしたりということについては、今後、可能な限りできる設備を検討して、取り入れていけるものは取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　了解いたしました。これから工事が始まるわけでございますから、途中でもう考えられることがあれば、よりよい施設になりますよう最善を尽くして改修に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　２点ばかり、確認の意味もあったりするのですが、参考資料、基本計画、基本協定の中参考資料についている別表１、別表２。それから、委託契約書についている別表１、別表２、中身は同じですのでということで説明はありませんでした。ただ、表示の仕方が１と２ということで違っておるわけですが、もちろんこの第１条関係ということでうたってありますが、これ分けて違えた何か根拠的なもの

があるのかどうか、お伺いをしておきます。

それから、先ほど川口議員からも質問がございましたが、一部を他に委託することができるということになっております。このときに、町内業者云々ということもございましたが、委託できる部分というのは限られているのだと思うのですが、その辺、どういう部分を公社は委託するであろうとという何か想定がございますか、お聞きしておきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　まず、１番目のご質問ですが、特別な意味はございません。協定書のほうでは第１条の総則のところで、耐震性能不足と判定され、用途廃止となった町立吉田集会場を解体し、北部交流センターに機能統合させるという、これに基づきまして順番を吉田集会場を先にさせていただいたということでございます。

それから、業務委託契約のほうでは、主たる工事がセンターの改修工事ということでございまして、こちらのほうでは順番を入れかえさせていただいたと。条文と添付資料、わかりやすくというような意味から、このように逆転をさせていただいたものでございます。かえってわかりづらくなってしまったということであれば、大変申しわけなく思っております。特に大きな意味はございません。

それから、一部再委託下請についてでございますけれども、こちらにつきまいては工事の内容等が、まだ細かい設計がこれから設計を行うということでございますが、拡張する部分については建築工事、それから改修する部分については、例えば空調機ですとか、あるいは内装工事ですとか、電気工事、さまざまなそういう工事に分かれてくると思いますので、そういう中で町内業者を使えるものであれば、当然公社のほうで入札等の手続をとって業者を決めていくことになると思いますので、町の現行のそういった契約のシステムと大きく変わらないように、町としてもできるだけ町内業者を使っていただくように要望しながら、協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　最初の質問については、わかりました。そういうのかなとは思ったのですが、確認の意味を含めてお伺いをしておきました。

工事の関係ですが、今、詳しくはという、これからどういう工事がということの説明がございました。ただ、工事そのものを、これ工事費は一括になっているのですよね。解体もあるわけですよね。解体と改修、それも含めた一括がこの工事費となっているのだと思う。そういう読み込みでよろしいのかなと思うのですが、その辺をちょっとお伺いします。

工事そのものを、では、この公社が一括して入札かけるとか、そういうことはないという捉え方でよろしいのでしょうか。工事はどういうふうに分かれてくるかわからないと言いましたが、当然、この解体だとかそういうものはあって、積算の根拠はあるのだと思うのですが、その辺はどんなふうな捉え方をされているのか、お聞きしておきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　公社のほうで、一括してどこかの企業に丸投げというような形の委託、再委託ということは考えておりません。今後、協議をしまして、幾つかの項目についてはＡの業者、あるいはＢの業者、業種も変わってくると思いますので、そこは今後、設計ができて、実際に事業を発注する段階で、それ以前に町と十分に協議をさせていただきまして、町の意向を反映させていただくようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　わかりました。なかなか資金財政が厳しい中で、この事業展開をするということでございまして、今回、鎌形小学校の改修で実績のある形の中での委託契約でございます。10年間の割賦でということで、民間資金を十分活用された方式、方法での協定ができるということに対しては、執行部の皆さん方の努力に対しまして敬意を表したいというふうに思います。

なお、今後この事業を進めるに当たりまして、当然、工事監理は住宅供給公社がやるのだと思うのですが、それに対しても、町としても鋭意目を配りながら対応していただきたいなというふうに思います。これについては要望とさせていただきます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません、幾つかあるのですけれども、まず設計上の問題なのですけれども、ステージのことなのですが、この前、話を伺ったときに話しておけばよかったのですけれども、ステージは中側から入っていくようになっていますけれども、ステージというのは左右から、普通上手と下手と使うのですが、下手のほうになるのですか。これは外部から入るようになっていて、その場合とても難しいかなというふうに一つ思っていて、これは屋根みたいなものがあるのですか。それがちょっと気にはなるなと前も思っていたのですけれども、前回も、すみません。私、町立幼稚園のことに関しては、ちょっと設計上のミスがあったなというふうに思っていたものですから、そういったこともあって、もし変更ができるようだったら、ここのところはちょっと、これだけ大きなステージというのは嵐山町の場合ないわけですから、ある程度考えて、外から入ってくるときに周りに雨がかからないとか、そういったものも考えておいたほうがいいのかなと思うのですけれども、上手と下手というのは必ずあるわけで、これ舞台の感じで、そこのところが１点伺いたいと思います。

それと、これは別表の４になるわけなのですけれども、別表の４で先ほどもあったかもしれないのですけれども、工事費が１億4,711万円という形になっていて、その内訳というのは、解体工事とかそういうふうな形に分かれていないわけです。でも、実際にはこれを出す以上は、これの積算の基礎というものがあったと思うのです。積算の基礎があった上で、初めて、何と言ったらいいかな、何条になるのですか、改修事業の変更とかいうのがあって、これは第８条に甲及び乙は協議の上、改修事業の内容を変更し、また中止することができる。前項による変更または物価労賃の変動により、事業費に著しい変更を来す場合には、甲、乙協議して事業費を変更できるものとなっているわけなのですけれども、この基本的な部分というのがよくわからないで、それでこの部分になっていくと、これはどういうことなのだろうかというふうに思います。

それで、基本的には解体工事の部分と、それから整地の部分、それから各種の北部交流センターのほうの改築になる部分等は、ある程度の積算が出ていると思うのです。それはなぜここに出てこないのかということが、まず疑問なのですけれども、それを伺いたいと思います。

それと、これまた戻ってしまって申しわれないのですけれども、別表の３で建物旧

吉田集会場解体工事なのですけれども、建物解体後の敷地整備に関しては、イメージするところ多分斜めになって、そして一般的なブロックみたいな形のものが出てくるのかなと思うのですけれども、そういったものになるのか。それとも、吉田集会場跡地のような形で、何か記念碑的なものが残るのかどうか、そこら辺のことは伺いたいと思うのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

まず、ステージでございますが、ステージの外側に出口がございます。これにつきましては、外からの例えば楽器ですとか、衣装ですとか、何かステージで使うものの搬出入口ということでございまして、このステージを使う、例えば芸能の出演者ですとか、そういう方たちにつきましては、この廊下４から入っていただいて、後ろのスクリーンといいますか、壁の後ろ側に通路がございます。この通路を使って左右に移動していただくということを考えております。よろしいでしょうか。

それから、別表４の積算の基礎でございますけれども、こちらにつきましては業務委託契約の中にもございますように、本設計はこれからでございます。今回の積算の基礎につきましては、直近で行いました、同等の事業と言っていいかもしれないのですけれども、ふれあい交流センターの改修事業がございます。このふれあい交流センターの事業の際の設計単価、この設計単価を利用して単位面積当たりの単価を算出しております。これで、概算の金額ということで出していただいたものでございます。今後、本設計の段階で、それぞれの細かい項目が決まってきますと、それに応じた金額がまた出てまいります。そして、実際の契約になりますと、工事になりますと、それぞれの業者にまた発注ということになりますので、その段階でまた金額が変わってまいります。最終的には、全ての金額が確定したところで、変更契約という形をとらせていただいて、弁済をしていく金額が確定してくると、そういう段取りになるかと思います。そういうことで、ご理解をいただければと思います。

それから、別表３の吉田集会場の敷地の整備ということでございますが、今回については解体工事のみを考えておりまして、あそこは建物を取り払いますと、斜めの斜面地でございます。この斜めの斜面地については、今回、造成をしたりとかということまでは含んでおりません。なお、吉田集会場の跡地の利用についても、現状ではま

だ未定でございまして、今回は建物を取り除いた後の一部傾斜地を含むところについては、子供たちがうっかり入ってけが等をしないように、周りにフェンスなり柵なりを設けまして、安全対策を講じると、そこまでを考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　３点、お聞きしたいと思います。

まず、図書室なのですけれども、今回、図書室が研修室３ということになります。こちらには、今までお子さんたちが町民ホールでやっている「レピ」みたいな、子供たちの集まる支援の広場みたいな形で使っていると思うのですけれども、今後、ここが改修している間はどちらでやるのか。また、あとこちらの図書室にあった本はどうするのか、まずそれが１点お聞きしたいと思います。

それと、あと授乳室なのですけれども、先ほど空調が廊下についているというお話がございましたけれども、この授乳室、個室になっておりまして、お子さんにミルクをあげたりするのに、夏は暑く、冬は寒いと思いますけれども、空調設備はどのようになっているのかお伺いします。

それと、トイレのことなのですけれども、備品についてどういうものを設置する予定なのかお伺いします。

その３点です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　私どもから、第１点目の広場事業の関係でお答えさせていただきたいと思います。

今までご利用いただいたわけでございますけれども、こういった改修事業という中で、町民ホール、または今後考えております場所等へ分散していただいてご利用いただきたい、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

まず、授乳室についてでございますが、今回の改修工事では、いわゆる公共スペー

スといいますか、廊下についても空調を入れる予定でございまして、各研修室の中と廊下とで今までのような著しい温度差が生じるということはなくなるというふうに考えております。

それから、トイレにつきましては、町内のほかの公共施設のトイレの改修等を今、進めておりまして、多目的トイレを設置しておるところでございますが、ほかの公共施設と同等のものを、それから改修後の施設としては一番新しい施設になりますので、最新の設備、必要なものを今後検討して取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　あと、今まで設置してあった図書は、まだこちらに、どこかのお部屋に移しかえるのか、それとも別のところにもう持って行って処分してしまうのか、その辺を。大した数ではなかったのですけれども、たしか図書が残っているなと思いました。

それと、トイレの関係ですけれども、今どちらの公共施設、見たことないですけれども、サービスエリアですとか、あと百貨店など行きますと、女性トイレの全てのお部屋に子供用の着脱式の便座が必ず設置してあります。ぜひ、子供にやさしい町だということをアピールするためにも、女性トイレは全室にはもちろん、男性のトイレのほうにもお父さん方がお子さんを連れて来たときに、洗面台の横にでも、トイレ３台男性のほうはあるのですけれども、それ全てに設置するのも、していただければ一番いいのですけれども、そんなに需要がなさそうであれば、せめて洗面所の横のところに、目立つところにつけておいて、お子さんをお連れの方々が使えるようにしていただきたいと思います。

授乳室に関しては、では空調は大丈夫ということでよろしいのですね。では、以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　大変失礼いたしました。図書でございますけれども、使えるものはほかのところで使っていくと。もう一度点検をさせていただいて、利用できるものは利用していくということで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　引き続き植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　ご指摘の子供用の便座等につきましては、ほかの町内の公共施設等もありますけれども、十分取り入れられるように検討させていただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、何点かすみません、質問させていただきます。

まず、ここまで進むのにつきまして、現在、吉田集会場はもちろん、私、当事者ですから、よくわかっていますから結構ですけれども、交流センターのほうの利用団体さんとの話し合いの結果、こういうふうな形が進められてきたというふうに感じてはいますし、そのとおりに実施したというふうに思っております。

そこで、利用者さんにつきましては、いろんな要望というものも出たかなというふうに思っています。そういう中で、そのうちの何点かは、この設計の中には入れていただけたのかということが１点。

それと、１年間、工事にかかわるということですから、そういった利用している方たちがすぐに困ってくるというふうにも考えられるわけです。もちろんこちらにもふれあい交流も、南部のほうにもありますけれども、身近を使っていたということで、一番その辺が心配かなという声が聞こえております。

それで、できましたら花見台工業団地のところが同じような形でお借りできればありがたいかなというふうに声も出ていますけれども、その辺の町の考えを伺わせていただきたい。

それと、これからの工事ですけれども、利用料金の関係がかかわってくるかなというふうにも考えるのですけれども、その辺の変更のお考えがあるのかないのか。

それに、吉田集会所の関係なのですけれども、何だか防護柵というような簡易なものだということですが、解体ということだけは承知しておりましたけれども、あそこの跡地の関係は、建物がなくなっただけ、現在、電気もついておりませんから、かなり暗くて、ちょっと不気味な形が整っています。そういった中で、更地になってくればもう少し明るくなる部分もあるかとは思いますけれども、その辺の考え方は、ただ

柵をすればいいというものではないと思っていますので、解体のみだということではなく、もう少し進んだ考え方は持てないものなのでしょうか、それをお尋ねします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

まず、今までのプランを練り上げる段階で、町民の、あるいは利用者の意見をどのように反映させたかということでございますが、平成26年、今年の３月と６月に利用者の団体の皆様に呼びかけを行いまして、説明会あるいは意見交換会を実施いたしました。

今回の改修は、既存の施設を利用した改修ということで、かなり限定的な条件のもとでの改修ということでございますけれども、町の考え方をご説明いたしまして、いろいろな意見をいただきました。特にステージ部分の充実ということに特化して町のほうも進めたい。それから、その意見に対しては、利用者の方からもご賛同をいただきまして、今回のこのステージの大きさですとか、それから構造等につきましても利用者の意見を取り入れたものとなっております。

平面図ではなかなかわかりづらいのですが、現在の高いステージを60センチぐらいまで下げていくということも計画しておりまして、これらにつきましても広さを確保してもらいたい、それから高さを低くしてもらいたいというようなご意見も承って、これを反映させたものでございます。

なお、今後、ご承認をいただければ、このプランでもう一度説明会、意見交換会を行いまして、また取り入れられる意見があれば生かしていきたいというふうに考えておりますし、今後、10月、11月ぐらいになるかと思いますが、パブリックコメント等も実施をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、現在の利用者に工事期間中はご不便をかけることになるわけでございますが、花見台の工業団地の管理センターにつきましては、現在でもいろいろな方にお使いいただけるものでございますので、こちらを十分に活用していただければというふうに考えております。公民館からふれあい交流センターへ移行するときにも、かなりの期間、ご不便をかけたということもございますので、既存のほかの施設等をご利用いただきながら、何とかうまく事業を進めていきたいというふうに考えております。

また、改修後の料金等につきましては、ほかの公共施設等との比較といいますか、

そういう中で今後決定をしていきたいというふうに考えております。

それから、吉田集会所の跡地でございますが、跡地の利用については、現在のところ全く白紙の状態でございます。白紙の状態でございますので、今回は解体工事と、それに伴う最低限の安全対策にとどめさせていただいたということでございます。今後、具体的な跡地利用がもし決まってくるということになれば、またそのときに具体的なプランが出てくるかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、よくわかりましたけれども、花見台のほうの関係をお借りしたらということですけれども、その辺の周知徹底というようなものも必要になってくるかなというふうに思います。ですから、その辺は今後どんなふうに考えていき、利用者につきましては実施していくのか、１点だけ、すみません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　パブリックコメントも実施して、その後は、工事についての全体の計画等も確定した段階で、具体的に27年の何月から何月ごろに北部交流センターが使えなくなるのかということがはっきりしてまいりますので、そのはっきりした段階で、なるべく早くに広報等を通じて、使えないこと、それから花見台の管理センター等をお使いいただきたいというご案内を含めて、周知の記事なりのご案内なりを広報のほうに掲載をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　すみません。そうしますと、解体の関係なのですけれども、北部交流センターと吉田集会所は同時進行ぐらいで実施していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　はい、ほぼ同時進行で考えております。ただ、実際には吉田集会所のほうの解体につきましては、準備が整い次第、新しい年度の当初から準備に入っていきたいというふうに考えております。交流センターのほうの改修につい

ては、若干後に少しずつずれてくるかというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第38号　基本協定及び業務委託契約の締結について（嵐山町北部交流センター改修事業）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により、９月12日の午前中を休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、９月12日の午前中は休会することに決しました。

◎延会の宣告

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時５３分）

平成２６年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

９月１２日（金）午後１時３０分開議

日程第　１　議案第３９号　土地の取得について（杉山城跡）

日程第　２　議案第４０号　平成２６年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定について

日程第　３　議案第４１号　平成２６年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第　４　議案第４２号　平成２６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第　５　議案第４３号　平成２６年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第　６　議案第４４号　平成２６年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第２号)議定について

日程第　７　議案第４５号　平成２６年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定について

○出席議員（１３名）

１番	森　　一人	２番	大野敏行
３番	佐久間孝光	４番	長島邦夫
６番	畠山美幸	７番	吉場道雄
８番	河井勝久	９番	川口浩史
１０番	清水正之	１１番	安藤欣男
１２番	松本美子	１３番	渋谷登美子
１４番	青柳賢治		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤　勝	町長
安藤　實	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
山下次男	町民課長
石井　彰	健康いきいき課長
青木　務	長寿生きがい課長
植木　弘	文化スポーツ課長
大塚　晃	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
根岸寿一	まちづくり整備課長
新井益男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、こんにちは。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第３回定例会第９日の会議を開きます。

（午後　１時２８分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで、報告をいたします。本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、議案第39号　土地の取得について（杉山城跡）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第39号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、土地の取得について（杉山城跡）の件でございます。杉山城跡整備事業といたしまして、杉山城内の杉山城跡の土地を取得に当たり、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木文化スポーツ課長。

〔植木　弘文化スポーツ課長登壇〕

○植木　弘文化スポーツ課長　議案第39号　土地の取得についての細部説明をさせていただきます。

それでは議案をごらんいただきたいと思います。

まず土地購入の目的でありますが、平成20年３月に比企城館跡群として国指定史跡となったのを受け、平成22年３月に策定された杉山城跡保存管理計画に基づきまして、国庫補助金を得て公有化するものであります。補助率は事業費の８割となっております。土地の購入は、昨年度よりの４カ年計画であり、本年度は２年次目となります。

次に、今回購入する土地の所在場所は、嵐山町大字杉山地内の８筆で、面積は３万2,401平方メートル、地目は田と山林であります。取得価格は3,240万1,000円、１平方メートル当たりの単価1,000円は、不動産鑑定評価に基づくものでございます。

契約の相手方は、嵐山町大字杉山555番地、奥田徹氏、嵐山町大字杉山551番地、奥田勝氏、嵐山町大字杉山641番地、初雁秀男氏、嵐山町大字志賀1364番地、村田貴史氏の４名であります。

なお、参考資料として公共用地等買収一覧表と公有化計画図を添付させていただきましたので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第39号　土地の取得について（杉山城跡）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第２、議案第40号　平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第40号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億4,255万3,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を61億1,745万8,000円とするものであります。このほか、地方債の変更が２件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、議案第40号の細部につきましてご説明申し上げます。

６ページをごらんいただきたいと思います。第２表、地方債補正でございます。変更が２件でございまして、保育所緊急整備事業限度額980万円に150万円を増額し、補正後の限度額を1,130万円にするもの及び臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によりまして6,398万8,000円を増額いたしまして、補正後の額を３億7,498万8,000円とさせていただくものでございます。

12、13ページをお願いします。歳入でございますが、第９款地方特例交付金及び地方交付税につきましては、額の確定に伴いましてそれぞれ増額するものでございます。

第14款国庫支出金、児童福祉費補助金の保育緊急確保事業費補助金895万5,000円につきましては、県補助金であった特別保育事業費補助金から、国の制度変更に伴いまして国庫補助金へ組み替えるものでございます。

その下のがんばる地域交付金1,656万9,000円でございますが、町負担の軽減を図るため市町村が作成したがんばる地域交付金実施計画に基づく事業に対し交付されるものでございまして、対象事業はごらんいただいているとおりでございます。

第15款県支出金の特別保育事業費補助金540万3,000円でございますが、国の制度変更に伴い国庫補助の保育緊急確保事業費補助金へ組み替えず減額及び若草保育園建て替えの事業費の増額に伴いまして、差し引き540万円の増額となるものでございます。

骨髄移植ドナー助成費補助金14万円につきましては、骨髄等の提供者に対しまして

市町村が助成した額に交付されるもので、２分の１補助でございます。

農業委員会交付金183万6,000円につきましては、農地中間管理機構の創設によりまして農地台帳の法定化に伴う台帳システムの解消等に要する経費でございます。10割補助でございます。

その下の緊急雇用創出基金市町村事業費補助金648万2,000円につきましては、次のページをごらんください。納税コールセンター事業に対して交付されるものでございまして、10割補助でございます。

委託金の県議会議員補欠選挙委託金につきましては、無投票となったための減額でございます。

繰入金でございますが、介護保険特別会計繰入金1,128万3,000円につきましては、前年度実績に伴います精算金でございます。

繰越金、前年度繰越金でございますが、前年度決算における純剰余金が確定したため１億9,552万9,000円を増額するものでございます。

第21款町債の保育所緊急整備事業債150万円につきましては、若草保育園の整備費の変更に伴い増額するものでございます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴いまして6,398万8,000円を増額するものでございます。

16、17ページをお願いします。歳出でございます。第２款総務費、総務管理費の住民税情報システム運用管理事業の電算委託料180万6,000円につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴います農地台帳システムの改修に要する経費でございまして、10割補助でございます。

電子自治体推進事業の役務費の通信運搬費13万9,000円につきましては、役場庁舎及びふれあい交流センターにワイファイスポットを整備するものでございます。

手数料113万4,000円につきましては、情報系システムの入れかえに伴います電算機器の処分料でございます。

法規管理事業の例規整備支援業務委託料108万でございますが、マイナンバー法導入に伴います町の例規整備支援業務に要する経費でございます。

庁舎管理事業の修繕料745万8,000円につきましては、経年劣化して定期点検でふぐあいを指摘されております空調関連機器や部品を修繕するものでございます。

その下の工事請負費1,501万8,000円につきましては、火災警報器、中継器、感知器

を全て交換する、備考欄に防災とありますが、防火の間違いでございます。防火設備工事が1,453万8,000円、障害者用の駐車場の塗装工事８カ所及び看板の設置で48万円でございます。

18、19ページをお願いします。普通財産管理事業の工事請負費216万円でございますが、要望書及び署名が提出されました廣野の町有地に、マレットゴルフ場を整備する経費でございまして、簡易トイレの設置費146万9,000円が主なものでございます。

次に、財政調整基金等管理事業の財政調整基金積立金でございますが、２億100万円でございます。積立後の財政調整基金残高は３億9,393万1,000円となるものでございます。

20、21ページをお願いします。第２項徴税費、徴収事業の委託料、コールセンター業入所促進人材育成事業業務委託料648万2,000円につきましては、県の緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして納税コールセンター業務を委託するものでございます。

22、23ページをお願いします。第３款民生費、社会福祉費、介護保険関連施設やすらぎ管理事業の測量設計委託料65万4,000円及び工事請負費745万2,000円でございますが、やすらぎの浴室をシャワーにするための改修でございまして、建築、電気設備、機械設備の各工事を行うものでございます。

24、25ページをお願いします。第２項児童福祉費の子育て支援拠点整備事業の工事請負費1,080万円でございますが、ステーションホールアイプラザを子育て拠点施設として改修するための経費でございます。

保育所保育事業の特別保育対策等促進事業費補助金368万8,000円及び保育所緊急整備事業補助金1,934万2,000円でございますが、特別保育対策等促進事業の単価改正及び対象人数の変更並びに嵐山若草保育園建て替えの対象事業費の変更に伴いまして増額をするものでございます。

26、27ページをお願いします。第４款衛生費骨髄移植ドナー支援事業の骨髄ドナー助成金28万円でございますが、県議会の要望によりまして平成26年度から創設されたものでございまして、１日2,000円で上限７日間の２人分を予算計上したところでございます。

28ページ、29ページお願いします。第８款土木費、道路橋梁費、道路修繕事業の工事請負費763万2,000円につきましては、町内全域にわたります舗装道路、側溝の修繕を行うものでございます。

幹線道路整備事業の工事請負費324万2,000円でございますが、新築されます嵐山若草保育園の入り口に面する町道２―13号の側溝整備工事45メーター分でございます。

30、31ページをお願いします。第３項都市計画費、自然緑地管理活用事業の土地購入費194万8,000円につきましては、大平山山頂公園用地購入に要する経費でございまして、当初分筆し購入を予定しておりましたが、地権者が残地の買い取りも希望されているため4,870平米を購入するものでございます。

公園等整備事業の工事請負費1,190万7,000円でございますが、アイプラザを子育て拠点施設とするためそれに合わせて駅西公園の駐車場フェンス等を整備するものでございます。

32、33ページをお願いします。第10款教育費の第３項中学校費、中学校施設改修事業の修繕料180万4,000円でございますが、菅谷中学校のバックネットを修繕するものでございます。

工事請負費314万6,000円でございますが、34、35ページをごらんください。菅谷中学校の救助袋の改修工事が127万7,000円、菅谷中学校の防球ネットの張りかえ工事186万8,000円でございます。

第４項の幼稚園費の工事請負費259万円でございますけれども、園庭の水はけが悪いということで整備するもの及び備考欄に遊具室になっておりますが、遊戯室の間違いでございます。遊戯室に木製本棚を設置する工事でございます。グラウンド整備が243万円、遊戯室の本棚設置工事が16万円でございます。

第６項の保健体育費の給食センターのエコキュート保守管理委託につきましては105万9,000円でございます。平成22年１月から業務が開始されておりますが、そろそろ保守管理が必要ということで今回のせていただくものでございます。

13款予備費でございますが、85万8,000円を増額いたしまして、補正後の額を2,278万9,000円とするものでございます。

36ページ以降につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　５点について質問させていただきます。

ページ数が17ページ、ワイファイスポットを追加導入するためのというところのワ

イファイスポットの役場庁舎、ふれあい交流センターということで、これで役場とふれあい交流センターが２つ加わることによって、公共の施設では何カ所になるのか、またこれいつごろ設置されるのかお伺いしたいと思います。

その下の段の庁舎の障害者用駐車場塗装工事等ということで８カ所という説明がございました。どのような塗装をされるのかお伺いしたいと思います。

次に、23ページの下から３つ目のところのやすらぎ浴室をシャワーにするための経費及び浴室廃止に伴うということで工事費が書いてありますけれども、この間全協でしたか、お風呂をやめるという説明はございましたが、やはり楽しみにしていらっしゃる高齢者の方がいらっしゃいました。

そういう中で、今回この廃止にする前に、今10人が入れる浴槽になっておりますが、例えば半分にしてやろうとかそういうお話があった上でのこのシャワー設置になったのか、またこのシャワーはどのような形でつくのかお伺いしたいと思います。

31ページの真ん中あたりなのですけれども、東西連絡通路案内板修繕等とあります。この仕事の内容をお伺いしたいと思います。

それと33ページ、防災情報メールサービスが始まるということで、どのような内容、どこの携帯電話会社さんとの契約になったか、細かい内容をお伺いしたいと思います。

以上５点です。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁求めます。

まず、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　私のほうからは、まず17ページのワイファイスポットの関係についてお答えをさせていただきます。

まず、これで何カ所になるかというご質問でございました。今現在、このスポットがあるところが町立の図書館、それからアイプラザ、この２カ所にございます。そして、今回導入をいたしますのが、庁舎とふれあい交流センターということになりますので、４カ所ということになります。また、北部交流センターにつきましては、今後改修が見込まれておりますので、その際に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、稼働はいつからかということでございまして、11月からの稼働を予定しているところでございます。

続きまして、33ページの防災情報メールの関係でございます。防災情報メールにつ

きましては、具体的にはドコモのアイ・トピックスを利用したメール配信を考えて予算計上をさせていただいております。

基本的な情報発信の内容でございますけれども、基本的には防災、それから防犯、いわゆる今現在防災無線でお知らせをしているような内容、これについては基本的に発信をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　続いて、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

障害者用の駐車場の塗装、色の関係でございますけれども、駐車場スペース全体をブルーに塗装するものでございます。これは県からの要請がございまして、それぞれの市町村がそれに向けて今努力しているところということでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　続いて、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　私からは、23ページのやすらぎにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問２点ほどあったかと思います。まず、１点目について、縮小を検討したかということかと思います。今回のこのやすらぎの風呂廃止に至る経緯につきましては、去る８月５日だったと思いますが、議員全員協議会の場におきましてご説明をさせていただいておりますが、縮小ということではなく、その施設の老朽化、あるいは今後の公共施設のあり方、こういったことを総合的に判断をいたしまして、風呂については廃止というような結論を出させていただいたところでございます。

次に、今回の工事の内容でございます。今回は、大きく分けて４点ほど工事を行います。

まず１点目は、これまで給湯器、固定ヒーターがたびたび故障していたということでございますので、新たに給湯器を東西１カ所ずつつけるということでございます。

それと、シャワーにつきましても、現在ついているシャワーをそのまま使うのではなく、新たに東西に２カ所ずつ新設をしたいというように考えております。また、その浴室内ですね、シャワー室になりますが、床面の例えばタイルであったり、大変こう傷みが激しい状態にあります。また、壁面にしてもところどころタイルが浮いているような状況がございますので、床面、壁面について改修をすると。

最後に、この給湯に関する配管についても大変傷んでおりますので、そういったものも新たに配管をするというような内容でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　　私のほうからは、東西連絡通路案内板修繕についてお答えいたします。

現在、東上線の改札口を出ました正面と西口の階段の上のところに、電気で光る案内板がございますが、現在名称が古いままで中央公民館あるいは嵐山菅谷出張所という名前が残っておりますので、新しくふれあい交流センター等できましたので、新しい名称に変えるための修繕でございます。

○青柳賢治議長　６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　再質問させていただきます。

ワイファイスポットの件ですけれども、場所によっては時間制限を設けたりとかそういうところがあるのですけれども、ここはそこの場所に、庁舎に５時間も６時間もいる方は職員とか私たちぐらいしかいないと思いますけれども、そういう時間制限を与えるということはないのか確認したいと思います。

それと、あと障害者用の駐車場の塗装の件ですけれども、ブルー色に塗るということで内容はわかったのですが、やはり車椅子をご利用になられる方々が使用されるということは、歩道面に近い状態でいらっしゃるということですので、今熱交換塗料というものがございます。もしそういう配慮がしていただければ、大分このごろ高温にもなっておりますので、夏場などそういう塗装にしていただけるとよろしいのかなと思いますけれども、経費がどのくらいかかるか私わかりませんが、その辺の検討はしていただけるかどうか確認したいと思います。

そして、お風呂の件ですけれども、老朽化でということで今お話がありまして、縮小では考えがなかったというお話は伺いました。122条のやすらぎの開館日数と使用料、使用人数が書いてあるのですが、５月が１日当たり32.5人、そして６月が28人、そして７月が18.8人ということで、やはりこの３カ月間を見ても人数が半分、５月、６月の半分とまで言いませんけれども、40％近くの方がご利用が減っているのかなと思います。

なごみのお風呂がなくなったのも平成18年ということで、あのときからなごみを使

われる人数が減っているということで、本当にお風呂を楽しみになさっていた方は、では今度どこに行けばいいのかなというやはり心配があるのですが、今後、これはまた別の話になってしまいますので、できる限り続けていただければありがたかったなと思いますが、そうしますとお風呂のかまはそのまま、今課長のお話ですと、シャワーは２基、そして床面と壁面を直すということでありますと、お風呂はそのままの状態で、改修はしないでそのままの形で置いておくとは思うのですが、その辺再度確認をしていきたいと思います。

シャワーは、今度はトレーニングルームで汗を流した方のために使われるものですから、恐らくカランはつけないとは思うのですが、その辺も確認をしておきたいと思います。

次に、31ページの東西線の関係は、これ等て書いてあったので、通路のところの塗装もされるのかなと思いまして聞いたのですけれども、その辺再度確認させていただきますが、案内板だけの改修なのか、それとも東西線のあの辺もペイント、ペンキできれいにするのか、その辺再度確認させていただきたいと思います。

防災メールのほうはドコモのアイ・トピックスということで、防災・防犯ということでお話がありました。今後、例えば認知症の方々が行方不明になったとかという情報なども、例えばこれで流すことをするのかどうなのか、確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、利用時間に制限があるかというお話でございます。基本的には、利用時間については１日30分まで無料というふうになっているようでございます。それから、ただし災害時におきましては、これは無償で開放するという条件で加入をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、防災メールの関係でございますけれども、防災メールについては今お尋ねいただきました行方不明者、こういったものは当初からメール配信をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　続いて、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

今回、１カ所当たり６万円の予算措置をさせていただきました。今ご指摘をいただきました熱交換塗装、塗料というりですかね、それがどれぐらいになるかわかりませんが、余りかけ離れた数字になってしまうと難しいかなと思いますが、検討はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　やすらぎの関係につきましてお答えをさせていただきます。

浴槽につきましては、転落というのですか、転倒防止のために何かしらこう柵的なものを設けまして、浴槽側に落ちないような形で施工したいというふうに考えております。

また、シャワーにつきましては、具体的な設計につきましてはこれからということになりますので。

以上でございます。

○青柳賢治議長　続いて、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　　失礼いたしました。

東西連絡通路案内板と、連絡通路の東口エレベーターの制御ボタンの基盤の交換をいたします。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ワイファイの件は、やはり30分ということで時間制限があるということでわかりました。何か災害があったときには、もう24時間対応できるということで確認できましたので、ありがとうございます。そのほうもよろしくお願いいたしたいと思います。

お風呂の件は、柵などで囲ってというと、中にはお風呂入ってた方がシャワーだけを今度使うようになったときに、牢屋じゃないですけれども、何かそこのところが封鎖されているという風景を見るのは忍びないなて思うのですけれども、何らかのいい形での廃止、ここにお風呂入れてたのにというような、何というのですか、悲しい気持ちになるような形で残すのはちょっと、そういうことのないようにお願いしたいと

思います。

それと、通路のことなのですけれども、今エレベーターの基盤と、あと通路の塗装の塗りかえというものはないってことでよろしいのですね。もしあれば、あの辺、あとエレベーターのところも塗装はする予定はなくて、基盤だけの変更ということですからわかりました。

では、以上で終わります。

○青柳賢治議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ワイファイ、17ページのスポットなのですが、これ役場とふれあい交流センターで使えると。ノートパソコンに何か差し込めば、ホームページなどが見られるという、メールも送れるというそういう理解でよろしいのですかね。もしそうであれば、この議場でも使えるのかどうか伺いたいと思います。

それから、25ページのアイプラザの件なのですが、この前の全協でご説明いただきまして、わかりました。駐車台数が13台から20台くらいまでいくのかなというご説明でした。

駐輪場なのですが、前向きな捉え方に考えているのかなというふうに捉えたのですけれども、そういうことでよろしいのですかね。近所にどこかつくっていきたいということで考えているのか。ちょっとそこのところを確認なのですが。

それと、33ページのバスケットゴールの耐震診断委託料と。バスケットゴールに耐震診断というのがあるのにちょっと驚いたのですが、ちょっとどういう状況なので耐震診断するのか。購入したほうが安いのかなと思ったりもしたのですけれども、ちょっとあわせて伺えればと思います。

それから、菅小の校庭の整備工事ですが、どのような工事を予定しているのか伺いたいと思います。

それとあわせて、幼稚園のグラウンド整備ですけれども、ちょっと今課長の説明よくわからなかったのでお願いしたいのですが、今芝生ですよね、芝生はそのまま維持してどのようにするのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　ワイファイスポットの関係でございます。ワイファイスポッ

トというのは無線ＬＡＮというふうに考えていただければいいと思うのですけれども、基本的には使えるものとすればパソコン、それからタブレット端末、スマートフォンこういったものは、スマートフォンの場合などはどの会社の契約でも利用可能ということになっております。

なお、議場につきましては、ちょっとその、何というのでしょうか、設置するいわゆるルーターというのでしょうか、それとの関係で基本的には町民、いわゆるエントランスホール、こちらのほうで使っていただくということを基本に考えておりますので、議場のほうまではちょっと届かない、電波というのでしょうか、それが届かないということでございます。

それから、駅西周辺の整備の中で駐輪場の考え方でございます。この間、全員協議会でのご説明の中には入っておりませんでしたが、駐輪場に対応する対策というものも当然検討をしていくべきだというふうに考えております。

○青柳賢治議長　続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

まず、１点目のバスケットゴールの耐震診断委託料ということ、ご質問でございます。おかげさまで、学校関係の建物につきましては全て耐震補強ができたと、今後、今言われているのが、壁や何かのそういった設置しているものが地震のときに落ちるか落ちないかと、そういった点検を始めているところでございまして、１万6,000円ということでございますけれども、備考欄にも記入させていただきましたように、２カ所でございます。菅小、志賀小ですか、固定式のバスケットのゴールなので、１カ所については8,000円の診断料ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、菅谷小学校の校庭でございますけれども、かなり波打って荒れているというと語弊があるかもしれませんけれども、段差等もできていると、そのような状況の中で、不陸補正というか、整地をして、それで表面に転圧ブラシかけをして、それで表面のところに石灰岩ダストといって化粧砂というか、そういったものを施しまして、使いやすいように平らにしていくというような内容になるかと思います。なお、面積的に言いますと、8,000平米ということで積算をしてございます。

あと１点、幼稚園の園庭でございます。もちろん、芝生のところはそのまま残しまして、その前の砂の場所というかその箇所がかなり水がたまって排水がなかなかうまくいかないと、うまくいかないというか時間がかかるということの中で、園庭のグラ

ウンド整備をさせていただきたいという内容でございまして、この園庭につきましても基盤をならして、それで排水とすると暗渠排水を施していきたいと、水はけをよくしていきたいというような内容でございます。ちなみに、面積的には434平米を今積算をしております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ワイファイにつきましてはわかりました。

それで、駐輪場の件なのですが、駅西の活性化ということも今回考えているのだということであるわけですね。もし新しく駐輪場をつくったら、もう間違いなく通勤者の人が置いてしまうと思うのです。場合によったらそれでいっぱいになってしまうかなと思うのです。子育て、あそこを利用する人が置けないということも考えられるなって思ったのです。

それで、あそこは駐輪を業としているお店が４～５軒あるのかな、その辺とうまく相談してやったらどうかなというふうに考えた次第なのですけれども、ちょっとそういったことも考えられるのかどうか伺いたいと思います。

それから、バスケットゴールなのですが、そうするとこれは体育館の壁が十分な耐力があるかどうか、それを診断したいというそういう理解でよろしいのでしょうか。

それと、菅小の校庭整備なのですが、幼稚園のほうは暗渠を行うと、前に菅中も暗渠をしているのですね、もう10年ぐらい前ですか。ですので、ここはしなくてもいいのかどうかちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　駐輪場につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

駅西側の駐輪場の問題につきましては、議員さんがご指摘、ご心配いただいている面がございます。今度、にぎわいづくりの中でアイプラザを利用するお母さんたちが自転車で来た場合の対策、それから現状でエレベーターの前に放置してあるあの自転車の問題、それから現在その駐輪場を公的に設置する場合のそこで営業なさっている方とのかかわり方等々課題があるわけですけれども、それを解決し乗り切っていかなければこれから前へ進めないというふうに考えていますので、その辺については十分いい方法を見出していきたいというふうに考えています。

○青柳賢治議長　続いて、簾藤こども課長。
○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。
　バスケットゴールの耐震診断ということでございますけれども、ご案内のとおり一般的にボードにリングがついているわけです。その金具とか、それの落下とかそういったものがあるかないかの耐震診断ということでご理解をいただきたいと思います。
　ボードも含めてになるかとは思いますけれども、そういったところで耐力があるかどうか確認して、地震等あったときに耐えられるものかどうかを調査するということで内容的にはご理解をいただきたいと思います。
　それから、菅小の校庭の暗渠は必要ないのかというありがたいお話なのですけれども、菅谷小学校につきましては、排水についてはかなり引きがいいのです。ですから、あえて暗渠を施す必要はないかなと、このように判断した結果でございます。
　以上です。
○青柳賢治議長　ほかに。
　第４番、長島邦夫議員。
○４番（長島邦夫議員）　少し質問させていただきます。
　私のとり方がもし違っている場合もありますので、変な質問になるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。
　最初に、今、ワイファイスポットということで、お二人の方から質問がありましたが、我々がワイファイスポットを理解するのは、通信料が無料になるということで、思っております。町内にもそのワイファイスポット、たくさんのお店が使っておりますが、特に公共施設で使うということになれば、やっぱり災害時の避難したときに、今も説明がありましたですけれども、無料で使えると。そのほかに、ワイファイスポットを公共施設でこれから設置していくという、ほかに何か目的があるのかどうか、ただ無料で使えるということだけではなくて、何か特殊なものがあったら教えていただければというふうに思いますが。
　それと、これもご質問がありましたですけれども、やすらぎのお風呂の廃止のことですけれども、当然お風呂というのは、温まる施設ということで、シャワーとはちょっと目的が違うわけです。それで、シャワーについても、施設についても、これからどのようなシャワーにしていくかというのは決まっておりませんと。これから検討していくということでございますが、やはりお風呂がないところのシャワーということ

になると、冬場のこと等を想定しますと、やはり温まれる、シャワーであっても、スペースを区切った、今家庭用なんかで小さいスペースのシャワーなんかがございますが、そのようなものもお考えになっているかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

その２点だけお願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　まず、ワイファイスポットの設定をするメリットということでございます。まず、一番のメリット、それは先ほど議員さんからもお話ありましたように、町が設定する意味では、避難所となるような場所、そこでのいわゆる通信の確保というのが一つ一番大きな理由でございます。

もう一点は、今、こういったような庁舎やふれあい交流センター、そういったところ、あるいは図書館、こういったところに設定をするというのは、そこの施設のフリースペースやロビーを利用いたしまして、そこに集う方々、こういった方たちにインターネットの接続が可能になるように、いわゆる有効な利用をしていただくという意味で、このスポットを設置するということで、その施設の付加価値を高めるという意味もございます。そういった２つの大きな理由から、この今の設定する施設を選ばせていただいたということでございます。

○青柳賢治議長　続いて、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　やすらぎのシャワーにつきまして、お答えをさせていただきます。

現状で考えている施設につきましては、主にトレーニングをされた方がトレーニング後にシャワーで汗を流していただくということを主に考えておりますので、今、議員さんがお尋ねのような温まるためのシャワーということは現状では考えてございません。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ワイファイスポットにつきましては了解いたしました。

やすらぎの件ですけれども、冬場等、例えばジム等に行って、大体温まって、最後は快適な気持ちで汗をかきますから、温まって、それで汗もかき、そこで出てくると

いうのが通常だというふうに思いますが、やっぱり冬場になると、逆に寒々として、スポーツ終わった後に、運動した後に出てくるというような感じになってしまいますので、やっぱり多少なりとも体調に変化を起こさないように、風邪等引かないように、やっぱりそこのところはよく考えて、温まれない施設になってしまうわけですから、考えていただいて、やっていただきたいなというふうに思います。お風呂は中止ということでございますから、その点だけご注意してやっていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　まず、何点かあるのですけれども、15ページの緊急雇用創出基金事業で、県の金額が全額出て、そして21ページに出ている税の徴収をコールセンター業務促進人材育成事業委託料にというふうな形で648万2,000円出ているわけなのですけれども、これでコールセンターに税の徴収を委託して、どのような徴収率がアップするのか。そして、このコールセンターというのは、私がずっとこれはどういうものなのだろうかとか考えたのですけれども、例えばシングルの女性のためのコールセンター業務を委託するとか、そういうふうな形だとわかるのですけれども、県の何か１カ所のコールセンターに全面的に委託するとかというふうな形だと、全く制度自身が生きないのかなというふうに思うのですけれども、これについてどのような考え方を持って、補助額100％だからこれを入れていくという形というのは、私は、ちょっとまずいのではないかなというふうに考えているのですけれども、それについて伺いたいと思います。

それから17ページの法規管理費ですけれども、マイナンバー法導入に伴い、町の例規整備支援業務に要する経費を補正するものという形で、町の例規はどの程度補修しなくてはいけないのか、そろそろわかってきたかと思いますので、伺いたいと思います。

同じく、先ほどのワイファイスポットなのですけれども、これを無線で使うわけで、時間制限する必要というのはどこにあるのか。実際にどのような契約になっていくのか伺いたいと思うのです。例えばふれあい交流センターだとフリースペースになるかなと思うし、庁舎だったらちょっとどこになるかがわからないのですけれども、これを時間制限して、30分というふうな形で時間制限する必要がなぜあるのか。例えば喫

茶店か何かでそれを使うというのだったらば、一つの席料として当然取りますよね。ですけれども、そういうふうな場所ではなくて、公共施設で30分という、そして災害時には、それはどのくらい使ってもいいというふうな形になっていますけれども、何でこんなことする必要があるのか伺いたいと思うのです。

アイプラザに今まであったわけなのですけれども、私自身はアイプラザで使っていらっしゃる方というのを１回ほど見たことがあるのですけれども、多分業務的な形での連絡だったと思う、使っていらっしゃるのだなというふうに、アイプラザですから思ったのですけれども、アイプラザが今度そういうふうな形は、使えなくなるというふうに予測していいと思うのですけれども、そうすると、それについてはどのように、ほとんど使われていないと思ったのですけれども、ワイファイスポットというのは、結構重要だと思うのです。それ、何でこんなことをするのかがわからないので、その点を伺いたいと思います。

それから13ページと27ページに骨髄移植に関しての補助金というのですか、それが出ていますけれども、骨髄移植をするということが町に届け出があるという形、私はこれ初めてなものですから、そういうふうな形で骨髄移植のドナーになった方にお金を出していくのか、それともどういうふうな形でこれが来るのか伺いたいと思うのです。

それと31ページです。志賀堂沼公園駐車場整備不動産鑑定となっているのですけれども、これは新たに土地を購入するということになるのですか。これ不動産鑑定ということだから、今までの土地ではない部分を購入してやっていくということになると思うのですけれども、どういうことなのかよくわからないのですけれども、志賀堂沼公園に関しても、あれだけの土地があって、さらに駐車場が必要というふうな視点をお持ちなのかどうか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　それでは、コールセンターについてお答えいたします。

まず、この目的なのですが、県内で離職を余儀なくされた失業者等の雇用機会を創出することを前提ということと、税の確保ということで、始めさせていただくわけなのですけれども、まず留意点なのですけれども、その業者については、県内にコールセンターを設置する事業所、それと今予定しているのは、雇用は２人を考えておりま

す。そして、人件費が委託料の２分の１以上ということが条件になっております。そして、収納率の関係なのですけれども、まずこのコールセンター業務というのは、現年課税分、これを中心にやってもらいます。というのは、新たな滞納者をつくらないという形で始めるということで。それと、税だけではなくて、介護保険料、後期高齢者医療保険料、それとあと保育料、これも考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

17ページの例規整備支援業務委託料108万円の関係でございます。マイナンバー法が制定をされまして、大変極めて大事な法律でございます。それに伴いまして、町の例規のほうが大分変わってくるわけでございます。そういった関係条例の洗い出し及び条例の一部改正あるいは制定が必要な部分もございますので、そういった部分を委託をして、漏れがないように、そういうことでお願いするものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　ワイファイスポットの考え方でございます。どうして時間制限をするのかということなのですが、今回導入をいたしますものは、ＮＴＴ東日本サービスの光ステーションというシステムといいましょうか、その制度に加入をしたいということで導入を図っております。こちらにつきましては、基本的には、先ほど申し上げましたように、ルーターを入れて、そのシステムに入るということなのですけれども、一般のお店等における公衆的なこういったワイファイスポット、これについても、基本的にはこのような制限がある制度に入っているというふうに考えております。今、議員さんがお話ございましたように、そこのところに時間制限をするというのは、このシステムに入るということの理由がまず１つ、それから、災害時には無償で制限なく使っていただけるというような利点もあわせて持っているということです。

それから、もう一つは、それぞれの個人の方で、例えばこの制度に入っても、もう一つ個人で公衆無線ＬＡＮサービスという、フレッツスポットっというような契約を個人がされている場合には、こういった制限がなく、来ていただいて、時間制限なしに使えるという制度もあるようでございます。基本的に、そのような制度に入ってい

くと、それから30分という時間を考えると、それなりに利用者にとってもメリットがあるというふうに私どもは考えておりますので、今回、その制度にまずは入らせていただきたい、それでスタートさせていただきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えいたします。

骨髄ドナーの関係なのですけれども、対象者は、骨髄末梢血幹細胞の提供を完了した者が対象でありまして、その助成金を交付を受けようとする方は、町の助成金交付申請書を提出をしていただくということで、完了した日から90日以内に申請書を提出をしていただくということになっております。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　　志賀堂沼公園駐車場不動産鑑定につきましては、現在も駐車場が何台かありますが、駐車場を整備しまして、もう少し車が置けるようにということで、今回土地を買うための鑑定をするものでございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　最初に、税の徴収のことなのですけれども、これは２人で県内のコールセンターでということで、そうすると、２人の雇用は確実に、別に新しい人を雇用するとか、そういうふうなことが嵐山町のほうで確認できるのか、あるいは、２分の１以上がその賃金を払うというふうな形になっていますよね。コールセンター自身がもう既にあるものを使う場合は、もっと雇用を進めていくことができるのではないかと思うのですけれども、その雇用に、税の徴収にかかわる教育をするために２分の１以上の、２分の１、半額ですか、300万前後のものが必要なのか、これ、どうしてこんなに高額な金額を、税の徴収をするために、２人分で、大体半額、２分の１以上というふうな感覚になる、私は、積算の基礎みたいなのがわかればいいかなと思うのですけれども、これ何かすごく曖昧な形でやっていて、何でも補助金があればいいですよというふうな形で、それを使ってみましょうというふうな形だと、国の財政も緊迫しているときに、本当にこれが役に立つものかどうかというのは、やはり補助金を使う側としても、確認していくべきことではないかなと思うのですけれども、どこのところでも手を挙げるから、手を挙げたほうが先という考え方もあるのだと思うのですけれども、それはいかがなものなのか、伺いたいと思います。

特にシングルの女性が使うとか、そんな形でやっていく場合はわかるのですけれども、そうではないのはどうなのかなというふうな感じがいたしましたので、それを伺います。

それと、次、ワイファイスポットなのですけれども、これは、では30分たつとアクセスが切れるというシステムのものを嵐山町は導入していくということなのですか。ここのとこがよくわからないのですけれども、その30分の時間制限をつくるということは、ここに来たら、嵐山町でこれを使おうとしていて、30分たったら出ていってください、ふれあい交流センターになったら、30分たったらそこから出ていってくださいっというふうな形の制限を迎えるのか、それとも30分たったらアクセスが切れますよという形のものを嵐山町は導入して、そして災害時にだけは皆さんに終日使えるような形のシステムのものを導入するという形なのですか。そこのところが私としては理解しがたいのですけれども、その点について伺いたいと思います。

志賀堂沼の公園駐車場なのですけれども、いつ見ても志賀堂沼の公園というのは、いつも普段あいていますよね。お祭りのときは、多分いっぱいになったのかもしれないのですけれども、それ以外のときにほとんど使われていないと思っているのですけれども、そこら辺の考え方を伺いたいと思うのです。お祭りのときだったらば、地域の方は歩いてくればいいわけですし、そこのところを何も駐車場をここに新たに購入して広げていくという必要性があるのかどうか、むしろ私は志賀堂沼公園であるのならば、子供たちの遊具を入れてあげるとか、それともボールの、もう少し公園として整備していくということのほうが重要だと思うのですけれども、なぜこんなことをしていくのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　コールセンターについては、人件費とその他の経費ということで、まず税に関する研修を行います。そこで、研修費用、講師料とか、研修に関しての材料費、それと電話代とか備品関係の費用、これ等が入って、全部で600万という形でなっております。

以上です。

○青柳賢治議長　中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、今回、公衆スポットとしてのワイファイスポットを設けるに当たりましては、ＮＴＴ東日本も含めて提案をいただきました。こういった形で公共施設にこういったスポットを設けたいと。最適な案を出していただきたいという形で提案をしていただいたのが今回の提案でございます。一般的にこのような形で対応されるのがいいでしょうと、これが好ましいでしょうという案を出していただきました。それは、いわゆる料金的な部分も含めてでございますけれども、そのような最適な案として、これで十分対応できるでしょうという意味での提案をされたというふうに考えております。

それから、１点、30分たったら、それでは出ていくような形にするのかという、厳しいご質問でございましたけれども、決してそういうことではございませんで、１日30分まで最大限無料で使用できますということでございまして、仮に例えば15分で１回終わったと。さらに、もう一度利用を始めるということになれば、このシステムの中では、１日２回、最大15分ずつ無料でワイファイに接続できますよというような提案になっております。なおかつ、当然のことでございますけれども、こういった施設を選んだというのは、その施設の利用、ふれあい交流センターを利用される方、あるいは図書館を利用される方、そういった方たちの利用に合わせて、さらにそういったワイファイスポットとして、その利用者が利用できるというシステムで、付加価値を高めるというご説明させていただいたところでございまして、当然その施設の利用をされている方については、30分たったから外へ出てくださいとか、そういったロビーから出てくださいというような、そのようなことというのは考えられないというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　　堂沼公園の駐車場につきましては、地元等からも要望がありまして、もう何台かとめられるスペースがほしいということでお話がありまして、とりあえず不動産鑑定の費用を補正させてもらったものでございます。遊具につきましては、当初からの堂沼公園の計画がございますので、今後その計画を進めていくような形で今考えているところでございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ワイファイスポットなのですけれども、何でこんなふうな形をＮＴＴが出してくるのかわからないのですが、例えばいろんなことをやっていて、

私なんかだと15分で終わるということはないのですね。30分で終わるということも、切れ切れで使っていますから、切れ切れで使う方もいらっしゃると思うのですけれども、やり始めたらずっとそれを、皆さんで話し合いをするときなんかも、それを見ながらやっていくということが結構あるので、なぜこんなことをしていくのかなというふうな感覚がわからないのですけれども、ＮＴＴはそういうふうな形の30分、15分、15分２回というふうな形で切っていくことでどんなメリットがあるのか、私にはそれが理解できないのです。災害時に関しては終日にする、そういうふうな形のプランニングがあって、そういうふうな契約を嵐山町は結ぶということで、ほかにはそれではない契約の仕方があったのか、よくわからないのですけれども、ＮＴＴはなぜこういうふうな形のものを持ってくるのかわからないですけれども、それを伺いたいと思うのです。

もう一つ、志賀堂沼のほうなのですけれども、地元の方が、そういうふうな形で要望があったならば、とりあえず不動産鑑定はしてみるという形ですけれども、本来ならば公園計画とか、そちらのほうが先になるかなと思うのです。普段使っていないのに何でこんなに公園の駐車場が必要だというふうに言われているのか、お葬式があるということもあるのかもしれないのですけれども、お葬式で使っているというのは年に１回か２回、見たことがあるくらいで、それで地元から要望があったら、すぐそれは活用するのか、それとも公園計画みたいなのがあって、公園計画というのも、どの程度のものかわからないですけれども、なぜこういうふうな形で、地元要望というものだけを大きく持ってくるのか、本来ならば公園のプランニングが先ではないかと思うのですけれども、その点についての考え方を伺います。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、ＮＴＴさんがなぜこのような提案をなされたのかということでございます。私どもの捉え方とすると、この嵐山町がワイファイスポット、先進的だというふうなことは言えないのかなと思います。基本的には、民間の中では相当そういったスポットはできておりますし、また市町村の自治体でも導入されているところはかなりあるというふうに思います。ＮＴＴさんとすれば、そういった多くの先進事例といいましょうか、そういった中で、顧客といいましょうか、利用者の満足が得られるというこ

との中で、こういった提案をしていただいたのだろうというふうに思っております。また、渋谷議員さんおっしゃられますように、仮に、今後、そういった利用者から、利用を開始して、利用者の皆さんからこれではとても使いづらいとか、そういった声が出てくるようであれば、それはその段階では検討する必要があるのだろうというふうに思いますが、今回につきましては、これで始めさせていただきたいということで、ぜひお願いをしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩瀬町長。

○岩澤　勝町長　公園について、ちょっとこちらのほうでお答えさせていただきたいと思います。

地域要望があれば、それすぐ受け入れるかということですけれども、今までもこれからもそうだと思いますけれども、受け入れができるものとできないものというのは当然出てくると思うのです。そういう中で、どういう事業をやっていくのが町民要望に応えていくのか、町民サービスの向上につながるのかということだと思うのです。

それで、今の話の公園を考えてみても、公園もあっちにもこっちにもできる状況でないわけです。それで、今、町とすると、地域にある児童公園という名前ですか、そういう小さなもの、そういうようなものを使わないところはやめていく、遊具を外していくというようなことをやっていく。それであいう広いところをぜひ、使い勝手をよくやっていく、それで、集会所もありますけれども、ここでもすぐあれなのですが、志賀２区の敬老会があるのですけれども、志賀２区の集会場では、ちょっと使えないということで、こちらを使って敬老会をやっていただく、そういうような状況のときに、今はもう既に何年もここのところ数年そういうふうにやっているようですけれども、高齢者の方で歩いてという人は、行きづらいという人は車で移送したりというような状況、そうすると、集会所のところにも駐車場が必要ですし、またあそこのところで地域で合わさってグランドゴルフやる、何のあれをやるというときに、やっぱり駐車場、そういうものがないと、広い公園をつくってもなかなか使い勝手がよくないというか、使っていただけないような状況になってしまうわけですので、ぜひ、そういうところがさらに使い勝手がいいような形に重点的に核の施設というようなところは、やっぱりやっていくべきではないかなと。そういうようなところをやっていく、それでそうでないところは、ちょっとというような形をとらないと、これから全

てにというのはなかなかやれないと思うのです。ですから、皆さんが、そこならそうだろうというような広いスペースというようなところを、そういう形にこれからは整備をしていくべきなのではないかなと思っておりまして、予算化の方向で駐車場の整備というのを、地域要望という形になりますけれども、そういうような方向で考えているということでございます。

○青柳賢治議長　議案審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間を２時55分といたします。

休　　憩　午後　２時４４分

再　　開　午後　２時５４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

ほかに。

第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、何点か質問させていただきます。

まず、19ページですけれども、一番上の段ですが、普通財産の管理事業ということで、工事請負の関係が216万円ほど出ています。補正理由といたしましては、読んでもらえばわかるとおりに、マレットゴルフということですけれども、これにつきまして、町の土地というふうには理解しておりますけれども、どれくらいの平米数があるのか。

あるいは、工事の関係ですけれども、どのような内容の工事をするのか。先ほどトイレが中心だというふうに説明等がありましたけれども、トイレにつきましてはどのくらいの大きさで、どういった形の内容のトイレを設置するのかお尋ねをします。

それから、23ページですけれども、何人かの議員さん等が質問しましたけれども、やすらぎの関係なのですが、利用券を返還するためというようなことと、それから浴室の廃止ということで予算等が計上されて補正がありますけれども、これは、利用券は返還は１年とか半年というふうな形でなっているかなというふうに思っています。そうしますと、どのくらい半年券を返還し、また１年間の券はどれくらいの人数に、町内外の方もいらっしゃるかなというふうに思いますけれども、返還をしていく予算なのかお尋ねをします。

それと同時に、先ほどシャワーにつきましては、トレーニングが専用だというようなお話だったかなと思いますけれども、これはあくまでもその方たちが中心ですよということで、あそこへ、高齢者の施設だったために、まだまだカラオケ等もありますけれども、来る人たちもいると思いますし、これからももちろんそうしていただきたいというふうに思っています。そういった面では、シャワーそのものは、どちらの方でも使えるというふうな認識でよろしいのかなというふうに思っていますけれども、いかがなのでしょうか。

それに、やはりお風呂がなくなったという寂しさというようなものがありまして、利用する人数が大分減ってきています。それにかわる事業というか、それにかわるものがあれば、もう少し利用者もふえてくるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺のお考えは何かありますでしょうか。

それから、25ページになると思うのですけれども、志賀２区の第一公園の遊具の撤去ということですけれども、これにつきましては、もちろん区長さんのほうからの要望というようなものがあったのかなというふうにも思います。どのような内容の遊具を撤去するのか、あるいは台数的にはどうなのかとか質問させていただきます。

それから、31ページで最後になりますけれども、一番上ですけれども、道路照明の関係の光熱水費なのですが、補正としてはかなり大きいなと、583万円ほどですけれども、随分多いなというふうに思いますが、この内訳につきましては、どんなふうな内容だったのかをご説明いただければと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

廣野の町有地に整備するマレットゴルフ場の関係でございますけれども、あそこもともと廣野１区のゲートボール場があったところでございます。それから、その下にちょっと段差がございまして、広場があるわけでございます。平米数につきましては、手元に資料がございませんので、後ほどお答え申し上げたいと思いますが、先ほどトイレの設置が146万9,000円で主なものというふうにお答えをいたしました。トイレの大きさにつきましては、女性用、男性用別々のブースというのですか、それをつけたトイレでございます。

そのほかの工事といたしましては、撤去費というのが12万4,000円ほど、この撤去費というのは、ゲートボール場をしておりましたので、ゲートボールのボールが飛ばないようなフェンスでありますとか、旧ゲートボール場にあったトイレ、そういったものの撤去、それから簡単な整地、あそこのところがちょっと段差がございますので、そういった簡単な整地費、それと諸経費ということで、この216万円になるものでございます。

面積的には、今、資料届きまして4,466平米でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　私からは、やすらぎの関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、１点目の返還金17万1,000円の関係でございます。こちらにつきましては、施設の一部休止を行った、６月18日以降に有効期限がある１年券、あるいは半年券をお持ちの方がご希望すれば変換をするということで、予算計上させていただいたものでございます。この時点でお持ちいただいた方が全部で46件ございまして、うち今年度購入された方につきましては、今年度の現年還付ということでこの予算の中には計上してございません。あと、希望を伺ったところ、希望しない方が９名ございました。残りの30件を予算化をしたものでございます。内訳といたしましては、１年券が27件、半年券が３件でございます。それと町内、町外の数ということでございます。町外につきましては、２件でございます。残りは全て町内ということでございます。

次に、シャワーの関係でございます。先ほど長島議員さんの質問に対しまして、主としてトレーニングをされた方が利用することを想定をしているということで答弁を申し上げました。これは、シャワーのみをお使いになるという方を、そういった方を除外するということでは当然ございませんで、どなたでも、やすらぎをご利用の方はシャワーはお使いいただけるということでございます。

それと、３点目でございます。風呂を廃止することに伴って、確かに現状においても利用者は減少しております。大体この２カ月くらいの動向を見ていますと、従前の５割から６割くらいかなというふうに思っております。今後も、何とか活性化が図られるような方策を考えていければというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　　それでは、先に志賀２区第一公園の関係についてご説明いたします。

志賀２区より平成25年の12月に要望が出されまして、この志賀２区第一公園の整備をしていただきたいというものでございました。志賀２区の考えでは、今後、この公園で避難訓練や夏祭り、盆踊りなどを行って、これ以上にこの公園を利用していきたいというものでございました。それによりまして、志賀２区の区長さんはじめ、関係の方と現地で確認を行いまして、現在、階段をおりた正面にあります滑り台、シーソー、照明灯等をとりあえず先に撤去していただきたいというお話がございまして、今回、この撤去費用を補正させていただくものでございます。

続きまして、31ページの光熱水費の関係でございますが、当初予算を組むときに前年度よりも約２割近く増額をさせていただいたのでございますが、その増額の見積もりが甘かったために、今回、電気料金が不足となりましたもので、この金額を補正させていただくものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、再質問をさせていただきます。

マレットゴルフの関係なのですけれども、そうしますと現在、地域かあるいは団体かどういうところで要望等があり、町のほうで工事の関係を補正をしたというふうに考えていますけれども、どのような団体が今後これを利用し、あるいは駐車場の台数とかいろいろ、今後の管理とかいろいろなものが出てくるかなというふうに思っていますけれども、今後はどんなふうな方向で進んでいくのかお尋ねします。

それと、お風呂の関係なのですけれども、年間の券を、いいですよと言ったような方もいたということですけれども、あえてその辺のところにつきましては、お勧めは、こんな方向がありますというふうには説明等はした結果、返還は要りませんよというようなお考えだったということの解釈でよろしいでしょうか。

それと、早々と６月18日というふうな形で張り紙等が張ってありましたから、私も承知はしておりますけれども、さっき、お風呂というか、シャワーもどちらの方でも使えるということで、それでよかったかなというふうに考えて皆さん、それなりに、町民の方、あそこ利用していた方は理解をある面ではしていたようなところも見受け

られました。ですから、ぜひこれはトレーニング、あるいはあちらを利用した方はどちらでも使えますよということは今後ともしっかりとお知らせしていったほうが、私の考えとしてはよろしいというふうに思いますので、要望になるかわかりませんが、お願いします。

それに、現在のお風呂を廃止しまして、入れないように、危なくないように柵か何かできちっとするというようなことですけれども、そのお風呂のところは、今後の考え方としてはどんなふうな考え方を持って、方法は考えていることがあればですけれども、お話ができる範囲で結構ですが、ご答弁いただければと思います。

それと、志賀２区の第一公園の関係で遊具の関係の撤去の要望等があったので、それを外すというようなことのようですが、新たには、そうしますと夏祭りか、防災訓練か、避難訓練か、そういう方向でぜひ地元で使いたいというような確認になってしまいますけれども、お間違えがないでしょうか。もし、ほかにありましたら、なかったら結構です。

道路照明灯の件なのですけれども、当初予算の関係の話も出ましたけれども、それ以外には500何万円かの補正の関係については、理由はあるかなと思っていますけれども、答弁いただけたらよろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　まず、団体の関係でございますが、嵐山マレットゴルフクラブという団体でございまして、会員の数は81名ということでございます。

駐車場につきましては、あそこの場所、ご存じの方だとおわかりになると思いますが、町道１―８号線、新しくできた滑川へ抜ける道、あそこから側道のほうに上がって行きまして、ちょっと斜面になっているわけでございますけれども、あの下のほうを一応、駐車場として整備をして、そこに車を置きたいというのが団体の考え方でございます。

それから、管理につきましては、町の財産を貸すに当たりまして、町の職員が10数人、そして、このマレットゴルフクラブの会員の方、10名程度来ていただきまして、一度あそこの草刈りを実施いたしました。また、今、このシーズンですから草が伸びていると思いますけれども、大まかなものは大体きれいにしましたので、それからシルバーを頼んで、大きな木、そういったものを伐採をいたしました。

今後につきましては、このマレットゴルフクラブのほうで管理をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　やすらぎにつきまして、お答えをさせていただきます。

１年券等の返還につきましては、全ての方に文書にて個別で通知を行いまして、ご希望を伺ったところでございます。その結果、返還は要しないという方もいらっしゃいました。ということでございます。

２点目のどなたでもシャワーが使えるということにつきましては、ご案内をしていきたいというふうに思います。

３点目でございます。風呂の浴槽部分の今後の管理というのでしょうか、そういったことのお尋ねかと思いますが、先ほども答弁申し上げましたが、簡易的な転落防止措置を行いまして、やはり安全にシャワーをご利用いただく必要がございますので、転落防止措置を行い、シャワーが行うところから浴槽側のほうには行かれないような形にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　　志賀２区第一公園につきましては、議員さんがおっしゃいますように、今後、避難訓練の場所ですとか、夏祭り、盆踊り等で使用して、これ以上に幅広く利用するということで要望がありました。

それと、光熱費につきましては、現在、増額要望いたしました金額以上を使うことはないと思います。

それと、昨年度、新しく設置した照明灯につきましても、料金のほう、今現在、納めておりますので、そういうものを見込んでの補正でございます。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　すみません。25ページの志賀２区の関係なのですけれども、撤去ということですので、これ以外は、滑り台とか照明灯とかそういうものがあるよという答弁いただきましたけれども、これ以外にもまだこちらのところにはあるのでしょうか。それは要望がないので、とりあえず今回はというような考え方でよろしいでしょうか。

それと、もう１点、31ページになりますけれども、ちょっと私の聞き方というか、受け取り方がまずかったかわかりませんけれども、補正で583万2,000円ほどあります。まずは予算のときの関係だということはわかりました。そのほかに、この補正の金額に対して、何か問題というか、あるいは電気の単価だか何か組み替えだかわかりませんけれども、そういったようなものがあって、この金額を補正額に出したのでしょうかという意味で伺ったつもりだったのですけれども、申しわけないですが、その２点お願いします。

○青柳賢治議長　それでは、答弁求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　　失礼いたしました。

志賀２区第一公園につきましては、今年度、撤去するものと、まだ残っているものがございます。それは、縁石ですとか、コンクリートでつくられた動物ですとか、山がまだ今回撤去した以外に残ります。それにつきましては、志賀２区のほうと相談させていただきまして、来年度で撤去していただければ大丈夫です、ということでしたので、今回は今年度撤去できるもののみ、補正で上げさせていただきました。

それと、光熱費につきましては、一応、東電さんのほうの多少の値上げ等もございますが、一応この辺を全部見込みまして、補正を組ませていただいております。これ以上、多分、電気料金が増額になることはないと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　１点、お伺いいたします。

31ページですが、下のほう、自然緑地管理活用事業ということで、今回、大平山山頂公園の用地購入ということで補正が出ております。今回、補正をしたこの理由といいましょうか、どんな状況が起こってきたので補正をするのか、なお、この補正によって、この山頂の公有地化を図っているわけですが、どの程度の進捗になっているのでしょうか。ほぼ、これで予定どおりといいましょうか、計画に対してはどういう状況なのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、お答えさせていただきます。

大平山の山頂公園につきましては、当初予算で3,012平米ということで、これは鎌形の3061番地の１なのですけれども、分筆をいたしまして、3,012平米ほどを購入予定でございました。そういったことで分筆のほうの調査が済みましたので、千手堂の共同山ということで８人の方だったのですけれども、そういった方に確認をいただくっということでお集まりいただいたときに、残りの部分もあるので町のほうでこれ以上共同で持っていても特に使い道もないので、町のほうで買ってくれないかという希望がございまして、そういったことで今回補正ということで予算計上させていただいたことでございます。

また、進捗ということなのですけれども、こちら共同山ということでございまして、こちら８人の方の共同山なのですけれども、１件につきましては相続の関係でこちらちょっとまだ問題がありまして、まだ全て分筆だとか売買だとか、そういった面にはまだ至ってない状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　補正の金額についてはわかりました。

ただ、答弁にあったのですが、ここの計画といいましょうか、山頂公園のあそこを公有地化しながら、なお整備をしていくという予定にはなってきているのだと思うのですが、それの大まかな嵐山町の計画の中でどうなのですかということをお聞きしたのですが、それは答弁もらえないのですか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　大平山の山頂公園につきましては、24年度に１カ所購入させていただきました。25年度につきましても２カ所購入を予定しているところでございまして、今回、こういったことで２カ所の売買ということで購入ができれば計画どおり進んでいるというような状況でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　計画どおりということでございます。

ただ、木を切ったり、やっぱり手を入れてということなのですが、あそこの山頂、

大変、嵐山町でもすばらしいところでもございます。このトラスト地からの山頂の公園的な整備、これは今後の嵐山町の観光にも大変重要な拠点になってくるであろうと、川の再生事業もあったりしておるわけですが、あちらへおりて、遠山のほうとの関係もあるわけですが、そういうことに対する今後の整備の進め方についてはどなたかお答えできますか。

○青柳賢治議長　答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　嵐山町の観光拠点づくり、それからグレードを上げていくということです。ご承知のように、いろいろご知恵をおかりをして、川の丸ごと再生が進んでおります。そして、川のほうには山のところからおりて水がさわれるような場所をつくりましょうということで、何カ所かおりて行って、川の水がさわれるような形もとっている。そして、逆に今度は山のほうにも登って、山も歩ける。あの辺のところ一帯が嵐山町の公園だ、自然公園というような形で、バーベキュー場が有名になっていますし、それらもあって、それで昔さらに有名だった細原の武蔵嵐山のあの近くをいろんな形で桜は咲いているわけですけれども、さらに紅葉の里にしようということで、それらのもみじも植えていこうとか、いろんな計画があるわけですけれども、一帯的に山も川もさらに遊びやすいように、回遊しやすいように、そして、川のほうは川のほうで川の向こう側からこっち側のほうに行ったりということで飛び石を使って、またもう一カ所違うところもつくっていこうとかいうような仕掛けをつくりながら、あの辺を嵐山町の公園として、さらにグレードを上げていきたいということでございます。

それで、山のほうはご承知のように、あそこのところをふるさと再生でやったわけですけれども、お借りをしている山の木がどんどん大きくなるわけです。そうすると昔はよく見えたのだけれども、なかなかということになってきて、伸びてきた間を間伐をさせてもらって、切ってしまうというわけにはいかないから、すき間からから向こうを見るような形をとろうということでやってきたわけですけれども、やっぱりある程度、自分の土地、町の土地を持って、それで上に上がったら下が見えるように、そしていろんな植物が楽しめるような形の自分の公有地化を図りながら整備を進めていこうという、基本的なそういう考え方がありまして、それらに沿って一歩一歩ですけれども進めているという、こういう状況でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　反対討論。

では、渋谷登美子議員、どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　13番議員、渋谷登美子です。反対討論いたします。

これは、マイナンバー法導入に対する町の例規整備事業が180万円加わっています。これに関して言いますと、国の整備の中で、町はどうしてもせざるを得ないものなのですけれども、それを私は、マイナンバー法自体に反対していますし、今の住基ネットでも５％の人しか使っていない。それを国がどれだけのお金を使ったかっということ。それから、今回のマイナンバー制度でも実際に国民がどれだけの人が利用するかわからないにもかかわらず、非常に情報が集中している。そういった法制度のことを町がやっていかなくてはいけない、そのために一般財源を180万円も使っているということにまず問題があると考えていますので、その点について１点反対いたします。

それと、もう一つなのですが、志賀堂沼公園の駐車場整備で新たに不動産鑑定委託ということは志賀２区の方が高齢であり、敬老会を開催するために駐車場が欲しいということで、その要望があったということです。確かに、今、嵐山町全体、高齢化していて、どうしても高齢者の要望に沿うような形になってくるのですけれども、志賀堂沼公園できたばっかりなのですが、残念なことに真ん中にブランコが１つあるだけで、池があるために子供たちが本来ならばボール遊びをしたいということで、とてもよい環境であったと思うのですが、ボールがフェンスの下からどうしても入っていくというふうな危険性があるために、子供たちもボール遊びをほとんどしていない状況というふうなことになっています。

この志賀堂沼公園、私は、遊具も少しは子供のためのものがあったらいいなと思っていたのですけれども、残念なことに本当にブランコ１つで、そして今の嵐山町は高齢化社会なので、高齢者の人の言うことの要望を聞いていくということは、どうしてもそうせざるを得ない状況にあると思うのですけれども、でも今、嵐山町全体で見る

と、子供たちが日常的に遊ぶ場所に遊具がない、日常的な公園が消えていく、そして大平山山頂といったような自然公園的なものは整備されていく。だけれども、本当に日常生活の中で遊ぶところがないというところが非常に問題で、それに対してどのような政策選択をしていくか、これはとても大切なことだと思うのですけれども、やはり嵐山町の少ない予算の中で何を選択するかということを考えたときに、せっかくできた公園の中に子供の遊ぶ空間がなくて、そして駐車場の空間が先に整備されていくというのは問題かなと思いますので、政策の順序として何を取り上げていくか十分考慮していただきたいと思い、これについてお願いしたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第40号　平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第３、議案第41号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第41号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,460万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を21億2,689万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　それでは、議案第41号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての細部説明についてご説明申し上げます。

補正予算書の52、53ページをごらんください。２の歳入でございますが、３款国庫支出金、１項国庫負担金につきましては、平成26年度療養諸費の増額が見込まれるため、１目療養給付費等負担金を1,473万3,000円増額し、補正後の額を３億2,849万3,000円とするものでございます。

次に、５款前期高齢者交付金につきましては、平成26年度前期高齢者交付金の額の確定に伴い、１目前期高齢者交付金を384万7,000円増額し、補正後の額を６億7,997万円とするものでございます。

次に、10款繰越金につきましては、平成25年度決算の確定により、１目療養給付費交付金繰越金を720万5,000円増額及び２目その他繰越金の前年度繰越金を2,882万円増額し、補正後の額を5,602万6,000円とするものでございます。

54、55ページをごらんください。歳出でございますが、２款保険給付費、１項１目一般被保険者療養給付費3,046万4,000円の増額及び２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費1,941万3,000円の増額でございますが、これは一般被保険者療養給付費は４月から６月までの支払い実績が、一般被保険者高額療養費は４月から７月までの支払い実績額がそれぞれ当初予算の１カ月当たりの見込み額を上回っていることから増額補正をお願いするものでございます。

次に、３款後期高齢者支援金等の９万5,000円の減額、４款前期高齢者納付金等の１万6,000円の増額及び６款介護納付金の12万円の減額でございますが、これはそれぞれの平成26年度分の額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

56、57ページをごらんください。

11款諸支出金１項３目償還金867万1,000円の増額につきましては、平成25年度の療養給付費等負担金、退職者医療療養給付費交付金、災害臨時特例補助金及び高齢者医療制度円滑運営補助金について、支払い実績により額が確定したため返還するもので

ございます。

次に、12款予備費でございますが、今回の第１号補正予算を編成するために不足する額374万4,000円を減額し、補正後の額を220万5,000円とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　歳出で、54、55の療養給付費なのですが、これ高額とあわせて両方ともふえているわけです。どんな特徴的な病気がふえているのかわかりましたら伺いたいと思うのです。それと、年齢的なものはわかりますでしょうか。この年齢層が高い、医療費負担が多いですよというのが。

それと、今回、基金の繰り入れはなくて済んでいるので、そこまで手をつけなくてよかったのだなと思うのですけれども、予備費の取り崩しだけで。参考のために、基金は今どのくらいあるのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長　それでは、お答えをさせていただきます。

療養給付費と高額療養費のどのようなものが多いかということでございます。これは26年度につきましては、まだどのような病気といいましょうか、疾病が多いのかというのがちょっとわからないのですけれども、25年度の関係でお答えをさせていただければというふうに思います。25年度で見ますと、一番多いのがやっぱり新生物ということで、がんの病気でございまして、これが高額で100万円以上のものということで21件ほどございます。それから、循環器系の病気ということで、心臓ですとか脳の中のほうの病気ということで15件、それから筋骨格系の病気ということで股関節症とか椎間板ヘルニア、そういったような病気ということで９件というようなものが上位となってございます。これにつきましては、大体、毎年この３つの病気が上位３位を占めておりまして、多少順位の変動はあるのですが、毎年このような病気が多くなっているというような状況でございますので、今年度につきましても、そういったような病気で高くなっているのかなというふうに思っております。

それから、基金の残高ということでございますけれども、25年度末の残高でござい

ますが、1,180万1,702円というふうになっております。

以上でございます。

〔「年齢層」と言う人あり〕

○山下次男町民課長　年齢層、失礼いたしました。やはり、病気になられる方につきましては、先ほど言ったような病気につきましては、65歳以上の高齢者の方が大体を占めているような状況となっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。前に、年の前半に大きく伸びて、後半はそれが鈍化してよかったということがありましたので、そうすると年の前半、なぜがんがふえるのか、もしがんだったら。何かそういうのだとちょっと説明がつかないような気がするのです。今回はこの勢いでふえていって、この金額で１年間大丈夫だという予算を補正で出したのでしょうけれども、病気の中身がこの46と47だけではちょっとわかっていないみたいなので、分析のしようがないのでちょっと質問もできないのですけれども、がんや生活習慣病に基づく心疾患等であるということであれば、しようがないなという言い方はないのですけれども、この勢いでこの１年間伸びてしまうのかなという、ちょっと私も心配をしたわけであります。ほかの病気であって、年の前半だけで済むような病気であればいいなということで思ったわけです。ちょっと質問ではないのですけれども……。

○青柳賢治議長　答弁よろしいですか。

○９番（川口浩史議員）　いいです。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第41号　平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第４、議案第42号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第42号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万9,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を１億6,980万8,000円とするものであります。

なお、細部については担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長　それでは、議案第42号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての細部についてご説明を申し上げます。

補正予算書の68、69ページをごらんください。２、歳入でございますが、５款繰越金は、平成25年度決算により前年度の繰越額が確定したことに伴いまして243万9,000円増額し、補正後の額を293万9,000円とさせていただくものでございます。

次に、70、71ページをごらんください。３、歳出でございますが、４款予備費を243万9,000円増額し、補正後の額を293万8,000円とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第42号　平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第５、議案第43号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第43号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、平成26年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,376万7,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を12億273万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木　務長寿生きがい課長登壇〕

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、議案第43号の細部につきましてご説明を申し上げます。

82、83ページをお願いいたします。歳入の８款繰越金でございますが、平成25年度

の決算に伴う繰越金といたしまして4,351万5,000円を増額するものでございます。この中には、介護給付費負担金等の確定により、超過交付となっております国、県及び支払基金への返還金並びに一般会計への返還金、合わせて1,678万1,768円も含まれております。

９款諸収入でございますが、平成25年度の地域支援事業費の確定に伴う支払基金からの追加交付金25万2,000円を増額するものでございます。

84、85ページをお願いいたします。歳出の４款基金積立金でございますが、平成25年度決算による歳計剰余金を介護給付費支払準備基金へ積み立てるため2,690万円を増額するものでございます。これによりまして、平成26年度末の基金残高は１億2,258万6,522円となる見込みでございます。

次に、５款諸支出金の１項２目償還金549万8,000円につきましては、平成25年度介護給付費等の額の確定に伴いまして、超過交付分を国、県及び支払基金へ返還するものでございます。

２項１目の一般会計繰出金1,128万3,000円につきましては、平成25年度の決算に伴い、介護給付費等の町負担分として一般会計から繰り入れたものを後年度精算といたしまして繰り出すものでございます。

６款の予備費でございますが、８万6,000円を増額し、補正後の予算額を307万7,000円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第43号　平成26年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第６、議案第44号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第44号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、平成26年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を６億7,247万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　それでは、議案第44号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第２号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の96、97ページをお願いいたします。歳入ですが、第６款繰越金、１項１目繰越金は、平成25年度決算により剰余金の額が確定することから1,839万4,000円の増額を行い、補正後の額を2,039万4,000円とするものでございます。

補正予算書の98、99ページをお願いいたします。歳出ですが、第１款公共下水道費、２項公共下水道事業費、１目建設事業費の委託料553万円は、現在認可を受けている公共下水道事業、事業施工期間が平成28年３月31日までで期限が切れるため、平成27年度中に変更認可手続を行う必要がございます。下水道事業、事業認可について、事業認可の変更の手続に必要な設計図書等、作成に要する費用を今回お願いするものでございます。

第２款浄化槽費、１項浄化槽総務費、１目一般管理費は、浄化槽の適正管理及び法

定検査受検を推進するための啓発パンフレットを送付する費用をお願いするものでございます。

第４款予備費につきましては1,273万6,000円増額をし、補正後の額を2,567万5,000円とするものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　下水道事業認可変更設計委託料ということなのですが、どこの部分が変更になっていくのか伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　下水道の変更認可の内容につきましては、現在の下水道の全体計画面積、これが418ヘクタールでございますけれども、この中の全体計画面積等を減らす計画をもって手続を進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　減らすということですが、全体的に減らすということなのか、どの部分が減っていくのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　大変失礼しました。お答えいたします。

現在の418ヘクタールの中に花見台工業団地が含まれているわけですけれども、花見台工業団地の緑地部分については、建物を建てるという場所ではないというふうに判断しておりまして、そこの部分を減らす。それから、関越インター関係の周辺部分、あるいはインターチェンジの中、ここの総合振興計画に位置づけられている場所については公共下水道エリアに取り組む考え方で、ここの部分につきましてはふやしていくという考え方でございます。

それから、減らす部分につきましては、平沢の周辺に市街化調整区域の中で公共下水道区域のエリアに取り込んでいる部分がありますけれども、ここにつきましては浄化槽エリアというふうな考え方にしておりますので、その部分は減らすという考え方

で、全体的な面積としましては今回の計画で356ヘクタールにする予定で考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　関越インターの部分はふやしていくわけですね。そうすると、そこは都市計画というか市街地というふうな扱いになっていくのですか。平沢２区の周辺のところは浄化槽にしていくという形で、どの程度、減らす部分はどのくらいになっていて、ふやす部分はどのくらいになっていて、全体でというのがちょっとわかるとありがたいのですけれども、どうもよくわからないのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

現在の全体計画面積が418ヘクタールで、356ヘクタールにしようというふうに考えているわけですけれども、その中でインター関連のところにつきましては約12ヘクタールふやす考え方でございまして、差し引きしますと74ヘクタールほど減らして、12ヘクタールほどふやすという差し引きになるかと思います。

それから、インター関連につきましては、市街化調整区域の中ではありますけれども、花見台工業団地から流域の管が途中まで行っていますので、そこにつなぐというような考え方でやっていこうかなという計画でございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第44号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、議案第45号　平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第45号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を1,570万円増額をし、総額を５億1,499万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を1,218万5,000円増額をし、総額を３億108万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　それでは、議案第45号　平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書114ページをお願いいたします。平成26年度嵐山町水道事業会計予算執行計画書（補正第１号）によりご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入につきましては補正がありません。

支出でございますが、第１款事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費から４目総係費までの各目において、４月１日付人事異動に伴う給与、手当等の人件費関係の補正を行うものでございます。

１目原水及び浄水費の11節修繕費は、施設の緊急修繕対応として600万円の増額補

正を行うものでございます。第２浄水場の修繕及び第３配水池の修繕を行う予定でございます。

次に、４目総係費の13節委託料ですが、1,163万円の増額補正を行うものでございます。人口減少に対応する必要性から、人口減少に伴う給水人口の減少とあわせて水道施設の老朽化にも対応する必要があり、給水人口の減少は水道施設の更新計画に大きな影響を及ぼすため、総合的な検討を行い将来に備えた水道事業基本計画を作成したいため、今回増額補正をお願いするものでございます。

15節賃借料ですが、現在使用している水道料金システムの契約期限が本年10月末で終了いたします。新会計基準において、電算機器のリース契約につきましてはファイナンスリースとして取り扱うこととなり、今年11月から５年間の契約で新たに契約する水道料金システムに関係する電算機器は、新会計基準においてファイナンスリースとして取り扱うこととなります。ファイナンスリースにつきましては、４条予算で取り扱うこととされていることから、11月から新たに契約する５カ月分を減額するものでございます。

次に、116ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては補正がございません。

支出でございますが、第１款資本的支出、１項建設改良費、１目事務費は、４月１日付人事異動に伴う補正を行うものでございます。

２目浄化槽施設費の工事請負費でございますが、今回1,183万1,000円の増額をお願いするものです。内容は、第２浄水場の浄化槽入れかえ工事、第１、第２水源屋根修繕工事及び第１浄水場次亜塩素計交換工事等を行う必要があり、補正予算をお願いするものでございます。

３目配水場施設費の工事請負費、配水場施設工事の内容でございますが、第３配水場のフェンス、第３配水場にフェンスがめぐらしてあります。そのフェンス沿いに警報装置の配線を行っておりますが、小動物に配線がかじられているような形跡があり、配線の一部と配線を防護している防護管を交換する計画で予算をお願いするものでございます。

６目リース債務支払費のリース債務支払額は、電算機器リース支払費として90万5,000円の予算をお願いするものでございます。本年11月から５年間の長期契約で、水道料金システムに関する電算機器のリース契約を行うための予算でございます。新

会計基準においてファイナンスリースとして取り扱うことになり、３条予算から４条予算に組み替えたものでございます。

前に戻りまして、107ページにあります平成26年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書及び108ページの給与費明細書及び110ページ、嵐山町水道事業予定貸借対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　114ページの修繕費、第２浄水場、第３配水池、これ緊急対応で600万円ですが、どんなことで緊急の対応をしなければいけなかったのか伺いたいと思います。

それから、115ページの上にリース取引に係る支払利息というのがあるわけです。これは、11月から始まる116ページの電算機器リース支払費に関連したものということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　お答えいたします。

修繕費の内容で緊急対応という内容でございますけれども、当初予算におきまして759万円の予算を持っておりました。その中で、第３配水場の補給水流入流量計の交換工事、これを５月に実施したところでございます。その後に、第２浄水場、それから第３配水場において、給水ポンプの交換が必要になる。それから、第２浄水場においては注入配水残塩修繕工事、これも必要になる。それから、第３配水場においては水位計の交換工事。それから、第２水源の井戸につきましては、発電機用バッテリーの交換も必要になるというようなことがありまして、今回補正をお願いしているものでございます。

それから、115ページの営業外費用の借入利息15万1,000円につきましては、議員さんおっしゃるとおりの内容でございまして、金利、年利２％のものに関係するものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　緊急対応につきましてはわかりました。電算機器のリースは、先ほど、今度４条予算でやるようにという指示があったということでした。ですけれども、リースのこの利息については、これ３条でやらないとまずいのですか。こちらで、４条のほうでやっているのですから、利息のほうも４条のほうにつけていいのではないかなと思うのですが、ちょっとそこをお答えできますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長　３条予算につきましては、普段の営業の関係する費用につきまして支払いをするということで持っておりまして、４条予算の、資産の部分に関するものについては４条予算の取得で計上しておりますけれども、毎年利息の支払いは３条予算の中で経費として出していくという考え方で計上しているものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、議案第45号　平成26年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により、９月16日、17日、18日、19日、22日及び24日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、９月16日、17日、18日、19日、22日及び24日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時０８分）

平成２６年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第６号）

９月２５日（木）午前１０時開議

日程第　１　認定第　１号　平成２５年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第　２　認定第　２号　平成２５年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　３　認定第　３号　平成２５年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　４　認定第　４号　平成２５年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　５　認定第　５号　平成２５年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　６　認定第　６号　平成２５年度嵐山町水道事業会計決算認定について

日程第　７　議案第４６号　平成２５年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第　８　議員派遣の件について

日程第　９　閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第１０　報告第　８号　専決処分の報告について

日程第１１　発議第１４号　現状の課題に対応する義務教育制度改革を求める意見書の提出について

日程第１２　発議第１５号　原発事故・子ども被災者支援法に基づく施策の拡充と早期実現を求める意見書の提出について

日程第１３　発議第１６号　防衛装備移転３原則の撤回を求める意見書の提出について

日程第１４　発議第１７号　「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について

日程第１５　発議第１８号　消費税の増税に反対する意見書の提出について

日程第１６　発議第１９号　「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について

日程第１７　発議第２０号　奨学金制度の充実を求める意見書の提出について
日程第１８　発議第２１号　産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について
日程第１９　発議第２２号　微小粒子物質（ＰM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について

○出席議員（１３名）

１番	森　　一　人　議員	２番	大　野　敏　行　議員
３番	佐久間　孝　光　議員	４番	長　島　邦　夫　議員
６番	畠　山　美　幸　議員	７番	吉　場　道　雄　議員
８番	河　井　勝　久　議員	９番	川　口　浩　史　議員
１０番	清　水　正　之　議員	１１番	安　藤　欣　男　議員
１２番	松　本　美　子　議員	１３番	渋　谷　登美子　議員
１４番	青　柳　賢　治　議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　記	岡　野　富　春
書　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
金　子　正　己	企業支援課企業支援担当副課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝		会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一		教　育　長
簾　藤　賢　治		教育委員会こども課長
大　塚　　晃		農業委員会事務局長 環境農政課長兼務
柳　　勝　次		代表監査委員
清　水　正　之		監　査　委　員

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第３回定例会第22日の会議を開きます。

（午前１０時０１分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで、報告をいたします。

まず、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、説明員中の山下企業支援課長は、本日所用のため、欠席いたしております。かわって、企業支援課、金子企業支援担当副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第４号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第５号　平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び議案第46号　平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算認定６件並びに議案第46号の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので報告いたします。

報告第８号　専決処分の報告についての１件であります。お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、意見書の提出についての議案が提出されましたので報告いたします。

発議第14号　現状の課題に対応する義務教育制度改革を求める意見書の提出について、発議第15号　原発事故・子ども被災者支援法に基づく施策の拡充と早期実現を求める意見書の提出について、発議第16号　防衛装備移転３原則の撤回を求める意見書

の提出について、発議第17号　「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について、発議第18号　消費税の増税に反対する意見書の提出について、発議第19号　「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について、発議第20号　奨学金制度の充実を求める意見書の提出について、発議第21号　産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について及び発議第22号　微小粒子物質（ＰＭ2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について、以上の９件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、長提出議案１件及び議員提出議案９件につきましては、後刻、日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第１、認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本決算審査特別委員長。

〔松本美子決算審査特別委員長登壇〕

○松本美子決算審査特別委員長　皆様、おはようございます。議長の指名がありましたので、決算審査特別委員会に付託になりました一般会計特別会計の審査経過及び結果を、朗読をもちまして報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会報告書。

平成26年９月25日。決算審査特別委員長、松本美子。

１、付託議案名。

認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。

２、審査経過及び結果について。

９月４日開会の本町議会第３回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を、

９月12日、９月16日、９月17日及び９月18日の４日間にわたり審査いたしました。

（１）９月12日の委員会について。

11名の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、平成25年度決算事業現地調査を行いました。

初めに、杉山地内の特殊地下壕閉鎖工事について、現地において、根岸まちづくり整備課長、中村管理建設担当副課長より説明を受け、調査をいたしました。

次に、杉山城跡整備事業について、植木文化スポーツ課長より現地において説明を受け、調査しました。

次に、花見台工業団地内の町道１―５号舗装修繕工事及び町道吉田326号線改築工事について、順次、現地において、根岸まちづくり整備課長、中村管理建設担当副課長より説明を受け、調査をしました。

次に、菅谷中学校において、簾藤こども課長、藤永学校教育担当副課長に、駐輪場の新設工事及び駐輪場周辺の舗装工事について説明を受け、現地を確認いたしました。

次に、Ｂ＆Ｇ海洋センターにおいて、外壁やトレーニングルームの床などの改築工事の概要を植木文化スポーツ課長、萩原文化スポーツ担当副課長より説明を受け、施設内を確認いたしました。

最後に、菅谷地内の町道１号線改築工事について根岸まちづくり整備課長、中村管理建設担当副課長より説明を受け、現地を確認し、全ての調査を終了いたしました。

現地調査終了後、役場会議室において質疑を行いましたが、特に質疑はなく、調査を終えました。

（２）９月16日の委員会について。

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課、局ごとに、歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課、会計課、地域支援課、町民課及び文化スポーツ課の順で質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

税務課では、地方税法第15条の７第４項による不納欠損額が前年度と比較してふえているかとの質疑に対し、滞納処分の停止が３年間継続したときの消滅分であり、納税相談を行い、財産調査のほか、状況により生活状況調査票等を提出していただき、納付能力がないと判断した納税者に対しては、納税の緩和措置として、滞納処分の停止を行うことになっており、それが３年前は多かったとの答弁でした。

税務課、会計課では、平和事業の内容についての質疑に対し、町民の皆様からの資料及び広島市の平和記念資料館から原爆写真、パネルなどを借り受け、９月に町民ホール（来場者183名）とふれあい交流センター（来場者171名）で実施をし、合計354名の参加者であったとの答弁でした。

また、財政調整基金については、町は４億円を最低でも確保していたいとのことであるが、現在の状況についての質疑に対し、平成25年末では４億4,793万997円であったが、新年度予算編成で２億円程度を取り崩しているので、取り崩し後の基金残高を常時４億円確保していけるようにしたいとの答弁でした。

地域支援課では、ホームページの運用管理の内容についての質疑に対し、以前はホームページを作成できるのは地域支援課にある機器１台であったが、３月のリニューアル後は各課でホームページを更新することができるため、情報の内容の速度が一段と早まった。システムの使用料は124万7,400円との答弁でした。

また、駅東駐輪場の管理上の問題点は何があるかとの質疑に対し、放置自転車対策（年間50から60台）自転車の盗難及び施設内の除草と清掃との答弁でした。

町民課では、国民年金の免除率37.3％は近隣の町村との比較で嵐山町はどうであるかの質疑に対し、川越年金事務所管内では30.8％、市町村別では東松山市34.5％、滑川町32.1％、小川町34.4％、川島町27.7％、吉見町30.4％、ときがわ町29.3％、鳩山町32.8％となっており、比企管内で一番高いとの答弁でした。

後期高齢者の健康診査受診率と人間ドックの受診人数はとの質疑では、健康診査の対象者は1,937人中448人が実施、実施率は23.1％、人間ドックは57人が実施、２万円助成がありますとの答弁でした。

文化スポーツ課では、各交流センターの有料使用、無料使用の状況はどのようになっているかとの質疑に対し、ふれあい交流センター、有料3,816件、無料591件、合計4,407件、北部交流センター、有料305件、無料221件、合計526件、南部交流センター、有料122件、無料49件、合計171件、合計いたしまして、有料件数が4,243件、無料件数が861件、合計いたしまして5,104件との答弁でした。

（３）９月17日の委員会について。

全委員、委員外として議長、関係する執行説明員及び監査委員の出席のもとに開会しました。長寿生きがい課から始め、環境農政課、上下水道課、企業支援課、まちづくり整備課、こども課及び健康いきいき課の順で質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

長寿生きがい課では、デマンド交通の利用状況についての質疑に対し、対象者数1,257人で昨年より17人の減であるが、申請者数453人で42人の増。実利用人数398人で43人の増となっている。これは、制度自体が町民に浸透してきたこと及び平成25年４月より運用方法を一部改定し、利便性を高めたことなどにより増加したものとの答弁でした。

環境農政課、上下水道課では、ため池一斉点検調査（27カ所）の実施についての質疑に対し、調査対象は防災受益面積７ヘクタール以上または被害想定額4,000万円以上で、かつ受益面積が２ヘクタール以上で安全上、防災上の調査で問題があると判定の場合は、詳細調査を行う。豪雨による警戒すべきため池が４カ所、地震による警戒すべきため池が１カ所報告があるとの答弁でした。

環境調査の悪臭判定について、何年間か調査しているが、改善がないとの質疑に対し、平成18年度から毎年行っているが、鶏ふんの発酵臭を取り除く脱臭槽からの臭気は、規制基準値を超えており、平成24年度に改善勧告を出したとの答弁でした。

企業支援課では、住宅リフォーム補助金の68件824万6,000円による工事費総額についての質疑に対し、補助金は工事費の10％以内で、上限20万円です。施工業者は28社で、トイレ改修に関係する工事が多く、総額は9,748万1,146円との答弁でした。

マスコットキャラクター等維持管理事業の印刷製本費の用途についての質疑に対し、クリアホルダーを３種類、各2,000枚、計6,000枚作成し、庁舎内、町内拠点、学校などで配布しているとの答弁でした。

まちづくり整備課では、建設機械借り上げの内訳についての質疑に対し、２月の大雪の除雪費で、約20社に依頼した。借り上げ単価は、１時間当たり大型除雪車１万3,000円、小型除雪車7,000円との答弁でした。

道路照明の基数とＬＥＤの設置状況についての質疑に対し、町内全域道路照明灯は1,888基あり、今後は現在の寿命が尽きたものからＬＥＤに更新していく。なお、近年の実績は、平成23年11基、24年25基、平成25年32基との答弁でした。

こども課では、小中一貫教育モデル授業の効果についての質疑に対し、特に中学校の不登校が減少した。先生の意識改革が進んだ。中学校の数学と外国語の教員が、小学校の授業に参加し、小・中の連携が一段とアップした。４月の学力テストは中学校で国、数が、全国や埼玉県の平均を上回ることができたとの答弁でした。

小中学校学年費補助金の学校別内訳についての質疑に対して、菅谷小学校469名、七郷小学校114名、志賀小学校276名、私立小学校９名、菅谷中学校268名、玉ノ岡中学校208名、私立中学校など13名となっており、小学生合計868名で868万円、中学生合計で489名で978万6,000円との答弁でした。

また、要保護、準要保護の人数についての質疑に対し、要保護は小学校２名、中学校３名、準要保護は小学校92名、中学校55名との答弁でした。

健康いきいき課では、難病患者見舞金の内訳についての質疑に対し、継続で48件、新規で９件、年間１万円で対象者は57名との答弁でした。

また、精神障害者小規模作業所運営費60万円の内容についての質疑に対し、深谷市にある地域活動支援センター「かわもと・桑の実」を嵐山町の方が１名利用しており、利用者の人数に応じて、市町村で案分により負担しているとの答弁でした。

（４） ９月18日の委員会について。

全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び監査委員の出席のもとに開会し、歳入歳出を含め、総括的な質疑を渋谷登美子委員、川口浩史委員、長島邦夫委員、畠山美幸委員の４名が順次行いました。概要は次のとおりでありました。

人口減少の傾向の中で、空き家管理と新築住宅についての質疑に対し、平成25年新築住宅97棟、新築アパート８棟となっており、空き家戸数は292棟あり、連絡のとれた家主159人を対象にアンケートを行ったところ、98件の回答を得られた。主な回答は、セカンドハウスや物置場所として使用したいとの意向であった。町内では空き家候補が多数あり、現在の家族状況の検証しないことは対策のおくれにつながるため、早期の検証を検討するとの答弁でありました。

埼玉中部広域清掃協議会の新施設の建設予定場所付近は、以前裁判になり、この場所には新設、増設をしないとの和解条項が示されている。また、地元住民は熱回収施設で地域に貢献するとの説明をしたが、実際はごみ焼却場である。この場所の建設に反対するべきとの質疑に対し、さきの協議会で予定地を決定した熱回収施設として会議で賛成を表明したとおり、一日も早く完成させるべきとの答弁でした。

広域路線バス運行事業は、利用者の減少で運営しているのかとの質疑に対し、４年前に協定を締結した。ときがわ町への負担金は定額の300万円で、別に嵐山町からイーグルバスへの助成金は527万6,000円で、合計827万6,000円です。助成対象は２路線で運行し、嵐山町駅から花見台工業団地経由県立循環器センター線及び市街循環線で

す。経営上の課題は運転手の確保と乗車率のアップで、ときがわ町とも協議する必要があるとの答弁でした。

海なし当町のＢ＆Ｇプールの活用に関し、健康管理のためのプール歩き及び子供たちを対象にした町営バスの利用についての質疑に対し、子供たちは学校のプールが使用できる。嵐山幼稚園の利用があったが、自前の送迎であった。オープン期間限定のスポーツ施設であり、介護予防目的の利用については考えていないとの答弁でした。

地域の健康を維持する保健推進員の活動についての質疑に対し、48名から61名の増員をした。各地区100世帯に１名の割合としているが、まだ満たない地区が４地区ある。ヘルスアップクッキング講座は13回開催し、253名の参加を得ることができたとの答弁でした。

（５）審査結果について。

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上、認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果について、報告を終わります。

○青柳賢治議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第９番、川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。平成25年度一般会計決算に反対します。平成25年度の当初予算は賛成をしましたが、決算は反対することにしました。理由は後ほど申し上げます。

安倍首相は参院選で勝利してから、第１次安倍内閣が目指した戦後レジュームからの脱却を進めるため、外交安保政策の司令塔となる国家安全保障会議、これは日本版ＮＳＣですが、この会議の法律と秘密保護法を強行しました。続いて、国家安全保障戦略、新防衛計画に対抗、新中期防衛力整備計画を閣議決定しています。これら一連

の動きと合わせ、武器輸出３原則の放棄と、集団的自衛権の行使容認が、今年度閣議決定されたわけです。戦後レジュームからの脱却は、これまで歩んできた平和日本の道を、海外で戦争する国づくりにすることがいよいよ明らかになりました。安倍首相の進める危険な国づくりを変えるため、大同小異に立っていくことが必要と考えます。

さて、嵐山町の平成25年度決算は、町民福祉の向上につながる制度も計上されていますが、大きく３点について反対します。

初めに、嵐山町も加わる埼玉中部広域清掃協議会は、新焼却施設の建設場所を埼玉中部環境保全組合が運営する現焼却施設の隣接地に決定しました。現焼却施設は建設される際、地元住民は大きな反対運動を起こし、自殺者まで出て、裁判を起こした経緯があります。この裁判において、裁判所は和解を勧告し、その和解案に、今後はごみ処理施設を新設または増設しないということが明記されたことから、地元住民は仕方なく受け入れたのです。そこに再びつくろうというわけです。

小川地区衛生組合の焼却施設の場所には建設する考えがないことを衛生組合議会において笠原前管理者からありましたが、ここには住民との約束を真摯に守る姿勢があります。この約束は一辺の約束に過ぎないものです。それを真摯に守る姿勢と、一方で裁判所の和解をも無視する姿勢とでは、余りに違いが大きいわけです。これではどんな約束も守られる保証はなくなるわけで、行政不信を生み出すだけです。

私たちの社会は信用と信頼において成り立っているのではないでしょうか。それを壊すことは、今の社会制度をも否定することになると考えます。再び建設することができるとすれば、和解で示した関係住民全員の了解以外にないと考えます。現状では反対者のほうが多数であり、建設すべきではないことを重ねて申し上げ、岩澤町長に建設反対を求めるものです。

次に、戦争遺跡についてです。杉山地区の防空壕が埋められてしまいました。ここの防空壕が歴史的に価値があるのかの審議をしないで、単に崩れる危険があるということで埋めたわけです。戦争遺跡への価値を全く見ない行為であることを指摘しなければなりません。戦争を体験した世代がいなくなった後も、平和と戦争について考えることができる遺跡の保存は、今を生きる者の使命といえます。嵐山町に戦争遺跡の保存を求めるものです。

最後に、同和問題です。部落解放同盟への補助金を69万円から45万円に削減したことは歓迎しますが、しかし法の終了と差別実体のない状況から、同和問題に係る予算

は全て廃止し、終了することが必要です。

以上、申し上げた点の改善を願い、反対討論を終わります。

○青柳賢治議長　次に、賛成討論を行います。

第３番、佐久間孝光議員。

〔３番　佐久間孝光議員登壇〕

○３番（佐久間孝光議員）　賛成討論を申し上げます。

皆さんもご承知のとおり、今、日本全国で大変な財政危機を迎えているわけであります。その国のしわ寄せは、この嵐山町においても既に大きな影を落としております。そういった難しい財政運営を迫られる中で、この今回の25年度の決算は、大変町民に対し、いろいろな配慮、そしてまた今後の展望を開く内容が数多く示されているものであります。よって、私は今回の決算に対して賛成をいたします。

以上です。

○青柳賢治議長　最後に、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　13番議員の渋谷登美子です。平成25年度の決算認定に反対します。決算認定の審理から、３点の課題について指摘いたします。

まず１点目ですけれども、１点目、こども医療費の窓口払いについての課題です。この問題については昨年も指摘しました。本年度は、こども医療費の窓口払いを続けることで、代替事業費としての学年費や保育料の軽減を行うこと、代替事業の経費が大き過ぎること、金額であることが検証されていないこと、こども医療費の窓口払いを続けることが、医療費増の抑止になっているかいないか、各年代の医療費の動向との比較が検証されていないこと、窓口払いの継続と学年費補助、保育料軽減とは全く異なる事業であるにもかかわらず、代替事業という名目をつけていることに、町政に対しての不信感を子育て世代の持っていることに気づこうとしないことを指摘します。

窓口払いを続けることで、こども医療費の補助を町事業として行っているにもかかわらず、医療費を支払う立場の親には評価されていません。医療費が最も必要な幼い子供を抱える親は、子供の病状に不安であったり、心配な思いで受診をします。救急では病院に搬送されたとき、数万円が必要であったりします。

なぜ嵐山町だけ、医療費を支払わなくてはならないのだろうという疑問は、町への不信感につながります。どのぐらいの数かはわかりませんが、こども医療費の窓口払いがあるために、町外に転居した家族があることも聞いています。既に埼玉県で窓口払いを続けている市町村は２つになっています。学年費という補助金や保育料の減額は嵐山町独自の補助で、窓口払いと連動させない方向にしなければ、若い子育てを始めたばかりのお母さんの不信感につながっていきます。

嵐山町だけが窓口払いを続けることで、どのようなメリットとどのようなデメリットがあるか、医療機関はどのように感じているか検証せずに、この事業を続けていることは残念です。議員の一部が賛同したとしても、実際に子供を育てている母親の気持ちを無視することで、町政への不信感につながります。お母さんたちと話し合うことをせず、窓口払いを続けることは、財政の効率化という行政の価値の押しつけになり、残念な結果を生んでいます。

２点目です。25年度の施政方針においても、町民やさまざまな方との協働による地域経営のまちづくりを進めることがうたわれています。地元要望の実現ということで努力なさっていますが、私は、天沼公園基本計画をつくり、これに関しては川島地区の皆さんの要望を聞くという形で進んでいます。私がこの天沼公園基本計画をちらっと見せていただいて、ほとんど志賀堂沼の公園と同じ形であること、天沼を現在の３分の１くらいの大きさにしてしまう計画であることを知りました。

現在の地元要望では、沼を埋め、遊具のある公園、災害避難場所という要望であると感じていますが、嵐山町は埼玉県では滑川町に次いでため池の多い町です。地元要望があるからといって、水辺環境をなくしてしまっていいのか、生物多様性の考え方を、地元要望に対応して外してしまってよいものか、多額の税金を使う事業を将来に向かって水辺環境を失う計画を行ってよいものか、疑問があります。

沼には洪水調整機能と、現在に至ってはヒートアイランドを抑える機能があります。そして、歴史的な遺産でもあります。生物多様性の環境保全は、環境が今を生きている人間だけのものではなく、将来の人々や生物に与える影響から必要とされるものです。水を浄化し、沼の護岸を補強し、沼の周囲を保全し、子供の遊具を配置することで十分であり、沼を半分以上も埋める必要はないと思われます。これからの人口減少が進むとき、地元要望で水辺環境である沼を埋めていく計画設計には異議申し立てをし、計画の再考を求めます。

３点目です。政策評価を行うに当たって、嵐山町民の生活実態の数量的な実態把握が弱いことが疑われます。第５次総合振興計画の評価は、平成23年からの５年後の目標値を定め、その進捗で事業評価をすることにしています。25年度決算は、第５次総合振興計画の５分の１の進捗評価ということになります。

第５次総合計画の目標値には直接かかわらないのですが、近隣市町村との比較、嵐山町の比較が決算ベースで数値的には弱く、そのために嵐山町町政の政策検証をすることが弱いのではないか、また、数値的な把握が習慣化していないために、将来予測することが困難ではないかと推測します。

決算で、毎年度の数値を積み上げることで町民の現状を知り、第５次総合振興計画の目標値への達成度を図っていくことができると考えますが、そのための数値の積み重ねや方法が弱いと思われます。

以上、人口減少に対応するためのまちづくりのために、さまざまな工夫が必要です。そのためには、一つ一つの政策を検証しながら地域経営を進めていく賢さが必要であり、３点を指摘し、反対討論といたします。

○青柳賢治議長　以上で討論を終結いたします。

これより認定第１号　平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

◎認定第２号～認定第６号、議案第４６号の委員長報告、質疑討論、採決

○青柳賢治議長　認定第２号から第６号議案の委員長報告。

日程第２、認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第３、認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第４、認定第４号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第５、認定第５号　平成25年度嵐山町下

水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第６、認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第７、議案第46号　平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算認定５件並びに議案第46号を一括議題といたします。

決算認定５件並びに議案第46号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松本決算審査特別委員長。

〔松本美子決算審査特別委員長登壇〕

○松本美子決算審査特別委員長　それでは、議長の指名がございましたので、審査経過及び結果につきまして、朗読をもちまして報告をさせていただきます。

平成26年９月25日、嵐山町議会議長、青柳賢治様。

決算審査特別委員長、松本美子。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の10件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果のとおり報告をさせていただきます。

認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第４号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第５号　平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定について、認定すべきもの。

議案第46号　平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、可決すべきもの。

決算審査特別委員会報告書。

平成26年９月25日。決算審査特別委員長、松本美子。

１、付託議案名。

認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第４号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第５号　平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定について。

議案第46号　平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

２、審査経過及び結果について。

９月４日開会の本町議会第３回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定５件及び議案第46号について、９月19日の特別委員会で11名の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに審査をいたしました。

最初に、認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出認定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

被保険者の年齢別人口は、前年度比ゼロから６歳まで、６歳は14人減、７から69歳は164人減、70から74歳は70人増となっている。１人当たりの医療費については、ゼロから６歳は５万5,335円の減、７から69歳は2,023円の増、70から74歳は３万5,124円の増額となっている。ゼロから６歳の未就学児を持つ低所得者世帯で医療費を抑制したのではないかと思われるが、町はどのような措置をとってきたのかという質疑に対し、そのようなことはないと思われる。前年度は高額な医療費の人が１人いた。70から74歳では人間ドック、特定健診を受けていただき、個人ごとに健診後の相談等を実施している。ただし医療費の高度化で費用が増加しているとの答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

保険料の軽減人数と金額及び普通徴収の人数についての質疑に対し、７割軽減は845人で2,390万2,287円、５割軽減は83人で169万8,816円、２割軽減は161人で132万4,037円、被扶養者の５割軽減は172人で348万4,840円。合計で1,261人で3,040万

9,980円で、また普通徴収の人数は延べ673人であるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第４号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

各事業のボランティアの実績と効果及び育成についての質疑に対し、介護予防事業に協力をいただいているボランティアの実人数は22人、ボランティア養成教室成終了後は介護予防事業への協力や自主グループの活動支援を行っており、謝礼１回当たり500円、活動時間は１時間30分から２時間程度との答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第５号　平成25年度嵐山町水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

下水道使用料の不納欠損の内容についての質疑に対し、平成11年度から19年度までの352件168万7,735円で、内訳は転出先不明300件、死亡37件、倒産８件、徴収不能７件となっており、また今回は、複数年度のものが対象となっているとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

過年度損益修正損18万928円の内容及び昨年度実施した水道料金引き下げによる影響についての質疑に対し、過年度損益修正損の内容は、不納欠損21人で居所不明18人、死亡２人、破産１人となっている。引き下げによる影響については、平成25年度料金調定額が対前年度135万420円の減となっており、想定よりも少ない減収となっている。その理由は、家庭用、営業用の収入は減少したが、花見台工業団地などの大口使用者の増加が要因となっているとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号　平成25年度嵐山町水道会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査しました。質疑、討論はなく、採決し、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてのほか４件並びに議案第46号について、全て審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○青柳賢治議長　委員長報告は終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第２号から認定第６号並びに議案第46号までを一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

議案審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。再開の時間を11時５分といたします。

休　　憩　午前１０時５３分

再　　開　午前１１時０５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに、認定第２号から順次行います。

まず、認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第２号　平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第９番、川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。平成25年度後期高齢者医療特別会計決算に反対します。

後期高齢者医療制度は平成20年度から始まりました。導入した理由は、高齢者は医療機関にかかる機会が多くなり、高齢者がいたのでは公的医療保険会計が苦しくなるからと別建てにしたわけです。こんな差別的扱いがあるでしょうか。

反対の第１の理由は、高齢者を差別する医療保険制度であるということです。このような制度は、先進諸国にはありません。第２に、医療費は年々増加していますし、保険料も２期目の改定以外、値上げをしている状況です。

したがって、この制度がこのまま続けば、払い切れない保険料になることは自明のことです。高齢者を差別し、苦しめる後期高齢者医療制度はやめることを申し上げ、反対討論を終わります。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより認定第３号　平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○青柳賢治議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第４号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第４号　平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第５号　平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第５号　平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきまして、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第６号　平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○青柳賢治議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第46号　平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論につきまして、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第46号　平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成25年度決算認定並びに議案第46号の審議は全て終了いたしました。

柳代表監査委員、清水監査委員、ご両名におかれましては、長い期間、そして連日にわたり各会計の監査をいただき、また本定例会並び決算審査特別委員会にご出席をいただきました。そのご労苦に対しまして、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１１時１３分

再　　開　午前１１時１５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員派遣の件について

○青柳賢治議長　日程第８、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。なお、結果報告については議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○青柳賢治議長　日程第９、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたしま

す。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○青柳賢治議長　ここで日程の追加についてお諮りいたします。

報告第８号　専決処分の報告について、発議第14号　現状の課題に対応する義務教育制度改革を求める意見書の提出について、発議第15号　原発事故・子ども被災者支援法に基づく施策の拡充と早期実現を求める意見書の提出について、発議第16号　防衛装備移転３原則の撤回を求める意見書の提出について、発議第17号　海外で戦争する国にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について、発議第18号　消費税の増税に反対する意見書の提出について、発議第19号　「危険ドラッグ（脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について、発議第20号　奨学金制度の充実を求める意見書の提出について、発議第21号　産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について及び発議第22号　微小粒子物質（ＰM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出についての件につきましては、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎報告第８号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第10、報告第8号　専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第８号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第８号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について地方自治法第180条第１項の規定により専決処分しましたので、同条第２項の規定に基づきまして議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、報告第８号の細部につきましてご説明を申し上げます。裏面をごらんください。

専決第７号といたしまして、平成26年９月９日付の専決処分書でございます。別紙をお願いいたします。損害賠償額の決定についての件でございます。

３の事故の概要でございますが、平成26年８月７日木曜日、相手方運転の乗用車が嵐山市大字川島2199番地５先、町道川島161号線のU字溝のふたがずれていたところに草が道路に張り出していたため、発見がおくれて接触をし、同車の左側タイヤ及びアルミホイルを破損したものでございます。

相手方でございますが、滑川大字和泉131番地１、江森達哉氏でございます。損害賠償の額につきましては18万6,413円でございます。

当該案件につきましては、議会からの専決処分事項といたしまして、指定をいただいておりますので、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、９月９日に専決処分をいたしました。

なお、損賠償額につきましては、全国市町村会総合賠償補償保険で全額措置されるものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　けがの状況というか、補償がないと思うのですけれども、一応確認しておきたいと思います。

それから、この場所はきちんとふたがずれないようにもうされたのでしょうか。そ

れと、全町的な、こういう場所がまだあるのではないかなと思うのですけれども、その辺の調査はされているのかを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

けがはなさっておりません。あくまでもタイヤ1本とホイル１本、それの処理でございました。

その後の処理でございますが、すぐにまちづくり整備課のほうでそちらのほうに行きましてふたのずれを直し、草も刈り、この後、そういうことがないような形で処理をしたところでございます。

全町的なことつきましては、その後、町長のほうからもいろんな指示がございまして、全町見直すような形で今やっているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　本件につきましては、地方自治法第180条第１項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎発議第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第11、発議第14号　現状の課題に対応する義務教育制度改革を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、現在の課題に対応する義務教育制度の改革を求める意見書の提案理由をお話しします。

現在の日本は、格差社会が進行し、子供の家庭生活、学校生活においてもその格差による影響は大きいものです。学校で十分な学習をすることができない子供でも家庭生活で補える子と補えない子がいます。それは、入学時のランドセルに象徴されます。きらきらのランドセルで自分の選んだ色やデザインのランドセルを持っている子とや

っとランドセルを購入してもらった子では学校の入学時の最初のスタートが既に違っています。

秋田県では、学力日本一ということで、家庭学習が重視され、家庭学習ノートがつくられていますが、それも子供の家庭の格差で実行できる子供とそうでない子供がいます。そういった格差を子供が実感し、学校生活を今送っている現状があります。

家庭の経済格差の弊害を少なくするために、学校生活だけは父母の経済的負担をなくし、本来の無償化、日本が批准している国際人権Ａ規約13条に乗っ取って保障していくのが本来です。

国際的な教育予算水準は、ＧＤＰ比5.4％ですが、日本の教育予算はＧＤＰ比は3.6％です。この予算を5.4％に引き上げることが必要です。教育予算に対して、自治体は父母に自己責任を求めることはもう過酷な時代になっています。子供は国の宝、それを実現していくこと、子供を健康で幸せな人に育ててこそ将来のまちづくり、国づくりが成功します。

今、嵐山町では、小学校２年生までは25人ほどのクラスであった子供たちが、小学校３年生になると38人、39人クラスになり、きめ細かい指導が難しくなっています。少子化で学校に配置される教員が減少し、学校運営が難しくなっている現状があります。

このような現状を改革して全ての子供たちの教育予算を保障するために、政府による教育予算の拡充が優先課題であると考え、意見書を提出します。

意見書案を読み上げます。

現状の課題に対応する義務教育制度改革を求める意見書

文部科学省は40人学級を見直して、35・30人学級の実現を目指す「新・教職員定数改善計画（案）」を策定し、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正等により、小学校１・２年生の35人学級が実現した。しかし、2013年度以降、計画の根幹である少人数学級の推進は見送られ、小学校３年生以上における35人学級は実現していない。

少子化による子どもの減少で、学校教育の学級担任以外に教科学習のために必要な教職員数の確保が難しく、学校現場において、教職員の拡充は喫緊の課題である。子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善の確実な実施と学級編制別基準の改正及び「少人数学級」の早期実現が不可欠である。

小学生・中学生をもつ保護者は、給食費、修学旅行費、教材費などの負担があり、生活保護・就学援助受給世帯が急増している現在、子どもたちの教育を保障するためには、政府による教育予算の拡充が最優先課題である。

政府においては、義務教育費無償の実現等に向け、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率２分の１への復元など、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

１　「少人数学級」の早期実現のため、教職員定数の改善と、学級編制基準改正を早期に行うこと。

２　就学援助・教材費・図書費・修学旅行費等の学校教育に係る予算を充実させ、保護者負担がなくなるよう地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

３　国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育国庫負担制度の堅持と負担率を２分の１に復元すること。

４　義務教育費無償の実現に向け、教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

内閣総理大臣　様

総務大臣　　様

財務大臣　　様

文部科学大臣　様

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第14号　現状の課題に対応する義務教育制度改革を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第12、発議第15号　原発事故・子ども被災者支援法に基づく施策の拡充と早期実現を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、原発事故・子ども被災者支援法に基づく施策の拡充と早期実現を求める意見書の提出についての理由を述べます。

９月22日の朝ですが、福島県相馬地方の小学生が自宅で亡くなりました。最初いじめによる自殺かとういうふうに報道されたのですが、お父さんが急性心不全で亡くなったと訂正しました。福島民報の記事とツイッターで、ウエブ上で流れています。

松戸市では同じ中学から、３人の中学生が白血病に罹患したとウエブ上で流れています。いずれも放射能被曝による症状と関係ないことになっていますし、放射能被曝にかかわることはほとんど情報提供がありませんが、今現在、わかっていることは、現在、放射能被曝による甲状腺がんの子供は確定の子供が57名で、世界標準の180倍、疑いの子供104名を入れると世界標準の350倍という結果になっています。これだけの異常値が出ているのもかかわらず、本来は１ミリシーベルト以内が基準値以内とされていたものを2013年、20ミリシーベルトが安全基準という設定を国がつくってしまいました。

これは、子ども被災者生活支援法の第１条、放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険性に、科学的に十分解明されていない等のことのためとして、この子ども被災者支援法が制定されたわけですけども、これは政府避難指示の基準の年間20ミリシーベルト以下の人の生命を守るために、この被災者支援法が国会でつくられました。

子ども被災者支援法14条の政府が具体的な施策を求めるに当たって、被災者の意見を聞いて、透明性の高いプロセスをとることも定められていました。ところが、あの2013年の３月ぐらいですか、復興庁の水野参事官のツイッター問題、これは住民の方がこんなことを言っている、ばかなことを言っているってということがツイッター上

に流れたので、それが大問題になったわけなのですけども、それは被災者無視ということが明らかになりました。

そして、その後、国が基本方針を、2013年の３月になりました。これが国がつくった福島復興特別措置法に基づくものといえます。

子ども被災者生活支援法は国会議員がつくったもので、いずれも復興庁の管轄のものですが、福島復興特別措置法が優先され、子ども被災者支援生活法は形骸化され、握りつぶされている形になっています。

チェルノブイリ事故から四半世紀経過して、今、私たちは原発事故がどのような災害と健康被害に陥るか歴史的にわかっていますから、そのために最善の努力をしなければなりません。チェルノブイリ事故時、18歳以下であった子供たちは今もリスクを持っている人として医学的な検査を無料で受け、医療を受けることができます。

そして、この３月に出された基本方針策定のパブリックコメントでは、千葉県と茨城県から、13市、自治体がこれに対してパブリックコメントに意見書を提出し、国の政策を批判する事態になっています。放射能から避難する権利が国では認められていません。これは人権を守る上で、日本の将来をつくる上で重要な権利です。子供たちの被曝を避ける権利を実現するために本意見書を提出します。

では、意見書案を読み上げます。

原発事故・子ども被災者支援法に基づく施策の拡充と早期実現
を求める意見書

平成24年６月21日、原発事故・子ども被災者支援法、（以下「支援法」とする。）が議員立法により全会一致で可決、成立した。

支援法は、放射線被曝の健康への影響は、科学的にはまだよくわからない、という「予防原則」の前提に立った上で（支援法第１条)、「支援対象地域」における居住、他の地域への移動および移動前の地域への帰還、という被災者一人ひとりの選択を尊重するものと定め（支援法第２条第２項)「被曝を避ける権利」の実現に向けて、大きな一歩を踏み出すものである。

しかしながら、平成25年10月に示された復興庁の基本方針の内容は、その当時者の意向の把握等の手続きが十分とは言い難い。

支援法制定から２年が経過し、原発事故から３年半以上が経過した現在においても、被災者らの生活再建や健康への不安は拭わず、被災者は様々な負担を強いられている。

改めて、放射線による健康影響を防ぎ、被災者の安定した生活を実現するため、速やかに復興庁の示した基本方針を改定し、以下のとおり、法の趣旨に則った施策を資するように求める。

記

1　基本方針で福島県の一部に限られた支援対象地域を一般人の追加被曝放射線量の限度として用いられている年間１ミリシーベルトを超える地域を対象地域とすること。

2　支援法が掲げる予防原則に基づき、「生涯にわたる健康診断」（法第13条第２項）や「医療費の減免措置」（同条第３項）を早期に実施すること。

3　支援法に基づく避難者の「住宅の確保」（法第９条）を行うこと。

一部の避難先で住宅確保の支援が打ち切られ、避難者が退去を迫られる事態が生じている。また、現在実施されている住宅支援は短期的・限定的・硬直的なものであり、避難者の生活基盤を不安定にしている。

4　「施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものにするために必要な措置」（支援法第14条）を講ずるために、被災者の声を支援施策に反映する仕組みをつくり、情報提供・情報公開を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　様
総務大臣　　様
財務大臣　　様
環境大臣　　様
復興大臣　　様
文部科学大臣　様
厚生労働大臣　様

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　２点質問させていただきます。

まず、１点目ですけれども、この記の中の１番、年間の１ミリシーベルトという記載がございますけれども、今、ご説明があったように国のほうでは20ミリシーベルトを基準として出しおります。この20ミリシーベルトの被曝をしたときに、どのような健康被害というものがあるのか、また１ミリシーベルトではそういった心配がないというふうに主張する根拠をお願いしたいと思います。

それから、それに関連して、この１ミリシーベルトにした場合、例えば対象となる地域は大体どのくらいまで広がっていくのか確認をさせていただきます。

あともう１点は、３番のほうの住宅の確保でございますけれども、国のほうでは27年の３月まで、既にこれを延長しております。その後は、その時点でいろいろな状況を判断する中で、また適切な方策を講じていくというようなところまで発表されておりますけれども、そういう中であえてここでこのような内容のものを出していく根拠をお示しください。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　放射能被曝に関してはしきい値がないと言われています。ですから、１ミリシーベルト以下であっても長期的な被曝があれば、その放射能による被曝がありますけれども、とりあえず１ミリシーベルトという形に、原発事故以前から決まっていたので、そのようになっています。

それは、子供に対しては特にそうであるということで、東大の先生が何とおっしゃいましたか、こんな20ミリシーベルトにするっていうふうなこと自体を考えることはという形で、国会で自分は原発の審議会委員はできないというふうな形で、やめられた方がいらっしゃいました。コウデさんって言いましたっけ、そういうふうな方がいらっしゃいました。

20ミリシーベルトになると、どんな被曝があるかというのは、私は、今、ここで資料を持っていませんからわかりませんけれども、0.5ミリシーベルトでもチェルノブイリでは子供たちが甲状腺のがんになっていったり、白血病になっていったり、そして25年たった今、子供たちは奇形の子供が出てきていたりとか、いろいろな状況があ

りますので、それは放射能被曝に関してはしきい値がないということが現状であります。というふうに皆さん認識されていて、国会議員の皆さんが、これについての法律を制定したということです。

１ミリシーベルト以上になったら、どこの地域があるかっていうふうなことは、ちょっと今、地図を持ってきていないのでわかりませんけれども、それが必要であるのならば、それは多分、佐久間議員がご存じのことであると思います。ご存じであることを、私に聞くというのは非常にどうかなと思うのですけれども、それが必要であるのならば、地図は持ってきて、探しますし、どこの地域がどうなっているっていうのは、福島原発事故以後、それはどこにでも出てきている地図です。

それから、３番です。これ住宅の確保については、既に嵐山町でも支援が打ち切られて、そして嵐山町に避難した人たちが帰ってきているという状況です。今、北海道なんかは、北海道の独自の政策で支援政策が続いていますが、これも非常に厳しい状況になっているという形になっています。

多くの人たちは、非常に厳しいなと思っている方は岡山に避難していたり、沖縄に避難していたり、被災者の方で独自に、そういったお金がある方は避難していますし、外国の方は自分たちの国に戻っている。そういう状況で、これは、今、ここに出てくるっていうのは、これだけ深刻な状況になっていて、チェルノブイリの現状と比べると、今、日本がやっていることがどれだけ福島の人たちに対して悪い影響、健康被害を起こし、これから、死の国に向かっていくかということを考えますと、それが一番の大きな出してきたことです。

ですから、どんなに福島原発の事故が収束されていると言われながらも、放射線によるあらゆるものは隠して、いろんなものが残っているわけですから、それは確実に福島や千葉や茨城、そういったところで影響を起こしています。それを少なくするために、それぞれの方が選んだものに対してこういった形のものをしていくということです。

これでよろしいいですか。

○青柳賢治議長　３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　私のほうでお聞きしたのは、20ミリシーベルトがどのような健康被害を及ぼすかということを確認したかったのですけれども、資料がないということで、説明ができないというようなお話がありましたけれども、それはちょっと

こういった意見書を出すときには少し不十分かなという感じがしますけれども、あとそれから１ミリシーベルトでとりあえずというような言葉をお使いになられましたけれども、そういう認識なのでしょうか。そこだけちょっと確認をさせてください。

それから、あと、もう一点です。これは、ちょっと適切かどうかはあれですけれども、私が勝手にこの地域はわかっているでしょうという断定的な言葉がありますけれども、それはちょっと訂正を願います。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　年間10ミリシーベルト以上になりますと、２年間ぐらいそこに、それでやっていくと確実に心臓病になっていきます。子供はかなり早く心臓病になっていきます。心臓が一番最初になりますから、20ミリシーベルトだったらどうかっていうふうな形のことは言えない。その人、その人によってしきい値が違って被曝の状況が違ってきますから、内部被曝がどのような形になっていくかわからない。

１ミリシーベルトというのは、原発事故以前のものが１ミリシーベルトであったので、１ミリシーベルトというふうな形をとっています。それは嵐山町の議会も2011年６月議会で１ミリシーベルトを求めるという形の意見書を全会一致で提出しています。

ですから、１ミリシーベルトだったらどのような状況になってくるかというのは、言えばきりがないです。20シーベルトになったらどんな状況になってくるかと言えばきりがないですけども、20シーベルトで確実にこういうふうな状況に、病気になっていきますということは言えませんし、25年たつと、確実に胎児は奇形が生まれてきているというのがチェルノブイリの状況で、その20ミリシーベルトではなくて、それが0.5ミリシーベルトの地域であったり、１ミリシーベルトの地域であったりするので、20ミリシーベルトだったら、それがどのような病状が出てくるかっていうことは一概に言えないと思うのですけれども、そのような答えでよろしいいですか。とても失礼な言い方だと思います、私は。

それと、もう一つ……

○青柳賢治議長　２点目のことについて。

○13番（渋谷登美子議員）　２点目です。２点目は、地域を知っていて言うのだろうというのが、ご存じないのだったならば、私はそれは謝りますけれども、少なくとも福島のいわき近く、会津地方までは行くかなと思うのですけれども、１ミリシーベルト

という形ではその程度のところまでは行くと思います。

松戸なんかも場所、場所によって、はかって、どこの場所がっていうことが言えないわけで、風向きによって、いろいろな形で放射能が行っているわけです。ですから、ここっていうふうな形では言えないですけれども、それは地図を見ていただければいいのではないかなと思うのですけども、ここでわざわざ私に質疑するような内容ではないと思います。

○青柳賢治議長　３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　議長、議事進行。

先ほど、私が申し上げたのは、私があたかも知っているかのようなことを断定するということに対しては訂正をお願いしますということでお願いしたのですけども、それに対して議事進行をお願いします。

○青柳賢治議長　渋谷議員、今の件についてお答えください。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、佐久間議員が知らないということであるのならば、それは知らなかったということで、訂正します。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第８番、河井勝久議員。

〔８番　河井勝久議員登壇〕

○８番（河井勝久議員）　８番議員、河井勝久です。意見書の提出に賛成をいたします。

私は、８月19日に立ち入り禁止区域になっている大熊町、双葉町、浪江町、大熊町の原発から500メートルのところまで視察に行きました。身分証明書を提示し、改めて先に住所、氏名を提出していないと入れないところでありますし、ここに入るまでに３回の検問を受けて、大熊町に入るときには、身分証明書の顔写真と名前、住所が一致しないと入れないところでの検問を受けて入りました。

３町に入りまして、線量計が11ベクレルから17ベクレル、大熊町の原発の近いところの丘に登りますと17ベクレルで、全て防護服を着ないと、そこから出られないというところであります。そして、３町ともまさに人一人いないゴーストタウン、原発事故が起きてから、いまだに復興のできないそのままの廃墟のまちになっております。

そういうことを考えると、これらは避難する人たちがどのくらいの被曝をしたのか、子供たちはどのくらいの被曝をしたのかを考えると、一刻も早くこの問題については、考えるべきだろうと思います。

平成24年の６月21日に原発事故・子ども被災者支援法が、これは国会の全会一致で成立いたしました。多くの市民・自治体が原発事故・子ども被災者支援法13条２項３項に定める健診や医療費の減免措置について、その幅広い実施を求め、政府に意見・要望を提出してきました。

しかし、政府は有識者会議を開催、今後の支援のあり方を検討することとされ、この結果、設置された環境省が主催する事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門会議において、これまでの被曝線量の評価に関する限定的な議論がなされてきたにとどまっており、要望されてきた被災当事者からのヒヤリングは実現していません。

外部有識者からは、専門家会議の議論に対して、厳しい意見が表明されております。子ども被災者支援法が今、骨抜きにされつつあります。原発事故により、福島県内、県外の多くの自治体が放射能汚染に見舞われてきましたが、支援対象地域は福島県内の33市町村と限定、準支援対象地域も降線量や汚染が観測・確認されており、適切な支援が実施されるよう拡大する必要があります。

１ミリシーベルトを浴びたら、危険かどうかという問題と政府が１ミリシーベルト以上被曝させませんということと、約束をしたのに守れなくなっていることとは別の問題です。放射能の害については、安全か危険かがわからなければ危険だと判断する考えに徹すべきであります。

福島の健康管理検査でも、子供甲状腺がんが89人に拡大、支援対象地域外で生活する子供の健康診断、医療の必要性も急務であります。支援対象地域以外で生活する被災者の支援、家族と離れて暮らす子供に対する各種支援を進める必要があり、支援法14条に基づく、支援施策を講ずるために強く政府に求めるため、意見書の提出に賛同するものです。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第15号　原発事故・子ども被災者支援法に基づく施策の拡充と早期実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

議案審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。午後の再開の時間は１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５４分

再　　開　午後　１時２６分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第13、発議第16号　防衛装備移転３原則の撤回を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、防衛装備移転３原則の撤回を求める意見書の提出についての理由をお話しします。

安倍内閣の防衛装備移転３原則は、武器輸出積極的３原則だと、私は考えます。武器輸出３原則は、1967年に佐藤栄作内閣が共産圏諸国、国連決議で禁止された国、国際紛争の当事国、国際紛争のおそれのある国への武器輸出を禁止し、1976年に三木武夫内閣で、これ以外の国への禁止対象を拡大したことで、実質的には、日本は武器輸出を行わないことになりました。

その後、中曽根内閣で、例外的に、米国に、技術の輸出が認められましたが、武器輸出３原則は、国是として維持されていました。そして、さらに野田内閣で、我が国と安全保障面で協力関係にある国と共同開発、生産する場合に、国際紛争の助長を回避することを目的で輸出することを認めるということで、しかしそれでも、少なくとも武器輸出を禁止する３原則は守られていました。

ところが、第２次安倍内閣は、本年４月１日、積極的平和主義という名前の積極的軍事主義で、武器を輸出して利益を得ることで平和を目指すことを掲げました。武器が商品として輸出されるならば、当然、使う国が出、それで利益を得る国が日本の企

業側となってきますから、日本は「死の商人」と化していきます。

20世紀は、国家が軍事力と核を持つことで相手国を脅かし、平和を維持する考え方が主流でした。ところが、今、世界の国家が抱えている問題は、国家間同士の侵略ではありません。食品、食糧危機であったり、気候変動による災害であったり、ＰM2.5に示される大気汚染であったり、鳥インフルエンザやエボラ熱に代表される感染症であったりします。そういった問題に、各国に情報提供をし、協力することで国家間の紛争が解決していく、それが原爆を受けた被爆国、日本のとる外交政策であります。

そのために、日本国は「死の商人」となる防衛装備移転３原則は撤廃しなくてはならず、本意見書を提出します。

それでは、意見書案を読み上げます。

防衛装備移転３原則の撤回を求める意見書

政府は、2014年４月１日、武器輸出３原則に代わる「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。新たな「防衛装備移転三原則」は、例外を設けながらも1967年から武器輸出を禁止してきた武器輸出三原則を撤廃し、武器や関連技術の輸出を包括的に解禁するものである。防衛装備移転三原則は平和国家の根幹を覆すものである。

武器輸出三原則は、1967年に当時の佐藤内閣が武力行使を禁止した憲法第９条を持つ平和国家としての立場から、国際紛争を助長することを回避するため、①共産国②国連決議で輸出が禁止されている国③紛争当事国やそのおそれのある国への輸出を禁じたのが始まりで、1976年の三木内閣のもとで、憲法が定める平和主義に則り、その他の国への武器輸出も「慎む」として、武器輸出を原則禁止したものである。

武器輸出を慎む国是は、専守防衛、非核三原則とともに、平和国家という戦後日本の「国のかたち」の根幹を成してきた。武器輸出三原則は、1981年、三木内閣時の衆参両議院の本会議において「武器輸出問題等に関する決議」が採択され、武器輸出の実質的な禁止措置が強化されたものである。

武器輸出三原則では、紛争当事国だけでなく、「そのおそれのある国」への輸出も禁止していた。これに対し、「防衛装備移転三原則」の第一原則では、輸出禁止対象国である「紛争当事国」は「国連安保理がとっている措置の対象となっている国」と限定され、「そのおそれのある国」は削除されている。そのため、周辺国に空爆を繰り返すイスラエルなどの輸出も制限なくされる。

イスラエルのガザ攻撃では、ミサイルの先に日本のソニー製のカメラが使用され、

ガザで標的を選定されるのに使用されたと報道がされている。

７月17日、政府は国家安全保障会議でパトリオットの基幹部品の米国への輸出と戦闘機に搭載するミサイルを英国と共同研究することを決めた。アメリカの軍需産業レイセオン社がライセンスを得て自衛隊向けに製造している三菱重工に要請した。パトリオットは、航空機器などを迎撃する地上発射型のミサイルで、輸出するのは先端部分の高性能センサーで標的へ正確に誘導する役割を持つ。パトリオットはアメリカで組み立てられ、カタールに輸出される。日本の先進技術を使った武器で国際紛争を助長し、子どもや女性・高齢者など一般の人を殺傷する結果になる。

「防衛装備移転三原則」は国際紛争を助長する。

嵐山町議会では、世界で戦争を進めることになる閣議決定の撤回を強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様

参議院議長　　様

内閣総理大臣　様

経済産業大臣　様

防衛大臣　　様

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第16号　防衛装備移転３原則の撤回を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第14、発議第17号　「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。

「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について提案をいたします。

この集団的自衛権の行使容認については、今回３回目ということになります。今回は、閣議決定でこの問題を進めていいのかという問題です。そういう点では、集団的自衛権そのものが、アメリカが世界のどこであれ戦争に乗り出した際に、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援を行うというのが集団的自衛権の中身です。

同時に政府は、今まで２つの歯どめがありましたけれども、その歯どめを容認をすると。その２つの歯どめというのは、武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという、この２つの歯どめがあったために、今まで戦闘地域での支援はやらないで来ていたということであります。

国会の審議の中でも、横畠内閣法制局長官は、閣議決定に、「現に戦闘行為を行っている現場とは、戦闘行為が行われている場所、平たく言えば戦場のことだ」という答弁をしています。同時に、この問題に対して、慶応大学の名誉教授である小林節教授は、この集団的自衛権の閣議決定に対して憲法違反ということで、３点について指摘をしています。

第１は、憲法９条を踏みにじったということです。憲法９条は、ご承知のように、第１項で戦争放棄をうたい、２項では軍隊と交戦権、海外で戦争を遂行する手段の保持をも決めているという点。

第２点は、憲法解釈手続を定めた96条違反だと、改正手続なしに、内閣が憲法解釈の変更だけで９条を勝手に踏みにじるのは明白な違反だという指摘をしています。

３つ目は、憲法99条に明記された公務員の憲法尊重擁護義務に対する違反だというふうな指摘をしています。

このように、憲法学者からも集団的自衛権の閣議決定についての異論が出てきています。そういう点では、この日本の進路を決める、こうした問題を、閣議決定だけで遂行していいのかというのが問われているというふうに思います。

意見書について、朗読をしたいと思います。

「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書

安倍政権は、７月１日、国民多数の声に背いて、集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」を強行しました。

「閣議決定」は、「憲法第９条のもとでは海外での武力行使を許されない」という従来の政府見解を180度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものです。

こうした憲法改正に等しい大転換を、与党の密室協議を通じて、１片の「閣議決定」で強行するなどというのは、立憲主義を否定するものです。

よって嵐山町議会は、憲法第９条を破壊する歴史的暴挙に抗議し、下記のことを求めます。

記

１　集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回すること。

２　集団的自衛権行使のための立法措置を行わないこと。

３　日本国憲法第９条を守り、生かすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様

参議院議長　　様

内閣総理大臣　様

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので質疑を行います。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　文章の中に、憲法第９条のもとでは、海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くという文章がありますけれども、どういう内容が閣議決定されたのかお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　これは、与党と公明党の密室協議で行われたというふうに理解をしています。

閣議決定の内容は、先ほど、憲法の問題で言えば慶応大学の小林節教授の問題を説明をしました。閣議決定そのものは、集団的自衛権の行使容認ということで、今まで、戦後、自衛隊60年がたってきましたけども、自衛隊そのものは、海外で戦闘地域にまで行って支援をしたことはありません。後方支援という形でそれを支援をしてきたと。したがって、自衛隊そのものが、戦後、外国人を殺したり、自衛隊員そのものを死なすということは一度もありませんでした。それが、先ほど言ったように、２つの歯どめを外すということで、戦闘地域まで行ってアメリカの戦争を支援をするというのが今度の閣議決定の内容です。したがって、この閣議決定そのものが、日本を戦争に巻き込むと、戦場に行って自衛隊員がアメリカの戦争に支援するというのが、今度の閣議決定の内容だというふうに認識をしています。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　憲法第13条の中に、国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。また、第９条には、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛糾を解決する手段としては、永久にこれを放棄するとあります。そして、日本国憲法の前文の中には、ちょっと、いろいろ、全部読みますと、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とあるんですけれども、今、戦争をするつもりがなくても、海外から、いろんな船とか、いろんな状況で狙われたりしている中で、どのように国民を守っていけばよろしいのか、確認したいと思います。

武力をなくして……。

〔何事か言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　だから国民の、国民を守るには……。
○青柳賢治議長　日本国民を。
○６番（畠山美幸議員）　今、いろいろと他国からいろんなことを起こされていますけれども、どうやって国民を守っていったらよろしいのか確認したいと思います。
○青柳賢治議長　答弁を求めます。
　清水正之議員。
○10番（清水正之議員）　まず、日本国民を守るという点では、アメリカが日本国民を守るという協定は、アメリカとの協定は結んでおりません。日本は、その他の国という位置づけであります。したがって、アメリカが日本国民を守るということはあり得ないというふうに、一つは思います。それは、わからなかったら調べてください。
　もう一つ、やはり憲法９条を守るというのは、多くの人たちが望んでいることです。この集団的自衛権の問題で言えば、国民の65％は集団的自衛権について反対という明言をしています。同時に説明不足というものを含めれば、80％から90％がこの問題に異議を唱えています。賛成しているのは、わずか20％、30％台まで行きません。これが国民の声だというふうに思います。
　したがって、日本がこうした集団的自衛権行使容認ということで閣議決定をして、このまま進めるということであれば、やはり大きな問題が、そこには起こってくるだろうというふうに思います。
　私たちも、この集団的自衛権反対の宣伝活動をやってきました。川越では、自衛隊員の人が一緒にビラを配らしてくれということで参加をしてきたという話も聞いています。自衛隊員そのものが、この集団的自衛権そのものを、私たちが戦場に行くのかという危惧を抱いていると、日本国憲法の中で、戦争の放棄や交戦権の放棄をうたっているのも、世界でも数少ない憲法の中の一つです。
　そういう面では、閣議決定だけで、この問題を進めていいのかと、まして密室の中で行われた閣議決定が日本の進路を決めるということであれば、大きな問題になるというふうに思います。
　したがって、与党である自民党や、そこに賛同する公明党の責任は大きいというふうに思います。
○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。
○６番（畠山美幸議員）　すみません。憲法９条のもとにおいて認められる武力の行使

についてということで、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、そして我が国の存立を全うし、国民を守るために、ほかに適当な手段がないときには、武力を使ってもいいという閣議決定になったと思うのですけれども、確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうは思っていません。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「賛成討論です」「反対」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　それでは反対討論。

第11番、安藤欣男議員。

〔11番　安藤欣男議員登壇〕

○11番（安藤欣男議員）　「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。

最近の国際情勢は、さまざまな不安定要素が出てきております。ウクライナをめぐるＥＵとロシア、またアメリカ、我が国も対ソ外交で、このことで影響を受けております。また、イスラム国というような、そうした新しい、想定もできなかったような事態も起こっております。また、我が国と中国、韓国の問題、東アジアにおける中国の動きなど枚挙にいとまがありません。

そうした中でございますので、３点にわたりまして申し上げさせていただきます。

第１点は、集団的自衛権行使容認については、閣議決定はしておりますが、限定的な行使容認を閣議決定をしたとされています。その後の各種のメディアによる世論調査では、国民の半数以上はこれを容認するという調査結果も出ております。

〔「嘘つけ」と言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員）　安倍内閣の支持率も、直後は……。

〔「メディアが……」と言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員）　直後は支持率が落ちましたが、現在では回復の基調が出ております。

第２点は、先ほど清水議員からも説明がありましたが、この自衛隊法を含めた法の改正が、あるいは整備が必要でありまして、来春をめどにこれをやるという、今、政府が取り組んでいるわけでございます。

海外での武力行使については、国会の議決をすることが必要であろうというふうに言われておりまして、政府もこの国会の議決を経なければ、海外では武力行使はできないというふうなことに、恐らくまとまっていくのではなかろうかと思います。

それから、第３点ですが、我が国は申すまでもなく、国連を中心とした国際的な平和外交を求めていかなければなりません。安倍総理は、積極的な平和外交を推し進めていくという努力を……

〔何事か言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員）　現在しております。この影響かわかりませんが、そうだと思いますが、最近では、中国、韓国におきましても、我が国に対する対応に大きな変化が出てきたと。対話と力、そうしたものが国際外交では必要でもございます。

我が国は、経済大国と言われておりますが、経済大国のみならず国際的なリードができる国に発展していく必要があります。そういう観点からいたしますと、今回、この限定的な集団的自衛権の行使容認というものは、今の憲法の中でも、これを容認するだけの必要性が出てきたということだというふうに認識をしております。

そういう観点から、今回のこの反対する意見書の提出につきましては、反対をさせていただきます。

以上です。

○青柳賢治議長　続いて、第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。賛成討論をいたします。

日本国は憲法を持っています。それは、日本の憲法というのは、硬性憲法と言って軟性憲法とは全く違います。硬性憲法というのは、その憲法に基づいて国の統治機構があります。その統治機構を、今、壊そうとしているのが安倍内閣であります。日本の憲法は、時の権力者が暴走しないように、その権力者を規制するものであります。

そして、それが人々の基本的人権や平和を守るために、その立憲主義という形でずっと戦後続いてきました。

我が国は吉田内閣以下、60年間、個別的自衛権のみで海外に対応しています。そして、その個別的自衛権で十分に対応できるというふうな形が、今の海外の状況であります。

たまたま権力を握った安倍政権が、一夜にして、今までに培ってきた人権意識や、それから歴史感覚を一切無視して、憲法を解釈改憲で、憲法の、その長い歴史のある、戦争に敗戦してきた、その戦争した理由からのことを考えたときに、どのような事態になっていくか、この統治機構をまるで覆すような立憲主義に反対する憲法違反の閣議決定に関して、これを撤廃すること、それを求めることは当然のことであり、そしてそれは、これからの将来の若い人たちの生命や日本の食糧危機などに対しての海外からの援助、そういったものを全て無にすることがないように、この集団的自衛権の解釈改憲を撤廃すること、それを求めることに賛成いたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第17号　「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第15、発議第18号　消費税の増税に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。

消費税増税に反対する意見書について、提案説明を行います。

安倍内閣は、ことしの４月、消費税を５％から８％に引き上げました。さらに、６

月から９月期、景気の動向を見て、来年10月からの消費税10％に対する決定をするという決断をしています。そういう点では、消費税そのものは、所得の少ない人に重くのしかかる不公平税制だというふうに認識をしています。

最近の新聞でも、４月から６月期の国内総生産が、年率でマイナス7.1％落ち込むという報道もされました。その大きな原因が家庭消費にあると、家庭消費そのものが13カ月連続マイナスになっている。この８％の消費税増税が、家計へも経済へも、大きな影響を及ぼしていることは間違いありません。さらに、これを10％にするということであれば、家計も経済も壊滅的打撃を受けることになるというふうに感じます。

したがって、消費税の10％引き上げに反対をするということが、今、必要になっていると思います。

裏面の意見書をごらんください。すみません。（案）が抜けています。足しておいていただきたいと思います。

消費税の増税に反対する意見書

今、国民の所得は伸びず、社会保障の負担がのしかかっています。物価や原材料費が高くなり、くらしと営業を圧迫しています。このもとで、消費税の８％の大増税によって、消費が冷え込み、景気が急速に悪化することは必至です。

さらに、安倍内閣は、圧倒的多数の国民の反対にもかかわらず、来年10月から消費税を10％へ引き上げる、大増税路線につきすすもうとしています。消費税増税の口実は、すべて崩壊しています。「社会保障のため」といいながら、大型公共事業や軍事費の規模を膨らませ、財政再建へのめどは示されていません。

消費税を増税しなくても、所得や資産に応じて負担する「応能負担の原則」にたった税制改革と賃上げをはじめ国民所得を増やす政策で税収を増やせば、社会保障拡充の財源は十分に確保できます。財政再建の道も開かれます。

よって嵐山町議会は、政府が進めようとしている消費税の増税に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

衆議院議長　　様

参議院議長　　様

内閣総理大臣　様

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「賛成討論です」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、消費税増税10％に反対する意見書の提出に賛成いたします。

今、国の財政赤字は深刻になって放置できない状況です。消費税の増税分を社会保障に使うと言われていますが、本当に使われるかどうかはわかりません。既に、防衛費は５兆円と、今までの最高の金額が予算要求されています。８％時に約束された子育て関係の関連の予算、社会保障予算も不十分であり、政府が社会保障に活用するということは信頼できない状況にあります。

国民に問わず憲法違反をする安倍内閣の消費税分の値上げを社会保障に回すということは嘘で、まるで信用できません。法人税を下げることで雇用関係にある人の給与は上がるので、消費税を上げても生活は維持できるという論理は、もう既に破綻しています。

現在、働く人の40％が非正規雇用で、非正規雇用の人は正規雇用の人の60％の給与にしかならず、賃金にも反映されない結果になっています。消費税増税分は、来年度より法人税を段階的に下げ、数年間で20％にする、大企業に対しての大増税による不足分を結局消費税で補っていくという効果を生み出します。

ＴＰＰに参入することで、外国企業、アメリカ企業の進出を法人税削減で迎え入れ、消費税増税で補う仕組みを、社会保障に使うと国民をごまかしている安倍政権の姿があります。

北欧諸国のように、真に社会福祉国家の枠組みを目指している場合とは全く異なるスタイルの消費税増税で、日本国民の生活は、より一層貧困率を高め、グローバル企

業のための経済へ展開する仕組みになっていきます。これでは日本の内需は落ち込み、日本は崩壊していきます。

以上、嵐山町議会は、今、国で何が起きているか、本当に分析して知ろうとする力が必要になっています。そして、その検証もしていかなくてはいけません。

嵐山町議会から、この意見書を提出することに賛成します。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第18号　消費税の増税に反対する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第16、発議第19号　「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

長島邦夫議員。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　静粛にお願いします。

〔４番　長島邦夫議員登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　４番議員の長島邦夫です。議長より指名が出ましたので、提出者としまして、提案理由並びに意見書の案を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書についての提案理由を、最初に申し上げます。

昨今、「合法ハーブ等」と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっております。

指定薬物使用禁止、薬物脅威等の強化等々を進め、社会混乱を防ぎ、国民の生命を守ると、早急に危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めるため、本意見書を提出するものでございます。

（案）が抜けていますので、ちょっと手書きで書いておいていただきたいと思います。

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策
の強化を求める意見書（案）

昨今、「合法ハーブ等」と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘をされています。

厚生労働省は、省令を改正し、昨年３月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年４月には改正薬事法が施行され、指定薬物については、覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記

１　インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取り締まり体制の充実を図ること。

２　簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指

定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。

3　薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

内閣総理大臣　　様
総務大臣　　様
文部科学大臣　　様
厚生労働大臣　　様
国家公安委員会委員長　様
経済産業大臣　　様
防衛大臣　　様

よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「賛成」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

〔２番　大野敏行議員登壇〕

○２番（大野敏行議員）　２番議員、大野敏行です。賛成討論を行います。

総務省消防庁が危険ドラッグを吸引した疑いで、救急搬送された人の数が、2009年１月から2014年６月までの５年半の調査で4,469人に上がることがわかりました。

そして、それは47都道府県全てにわたっております。ことしの６月には東京池袋で危険ドラッグを吸った男の車が暴走をし、８人が死傷する事故が起きるなど、危険ドラッグの乱用が社会問題となっております。

救急の現場では、ことしに入って、搬送後に死亡するなど、より重い症状を訴える患者がふえ始めています。これは、より毒性の強い麻薬の成分が含まれているものと思われます。依存性も高く、吸引後の事故を何度も起こしたり、常習的に使ううちに

薬の作用が切れているのに幻覚や妄想が消えなくなるなどの症状を訴えたりする人も出ております。

しかし、今回の調査で判明したのは、氷山の一角だと思います。危険ドラッグが蔓延している状況を示すものだと消防庁は説明しております。

危険ドラッグによって、人生を狂わせたり、人の命を軽視したりすることのないよう、一刻も早い対応を国にお願いし、賛成討論といたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第19号　「危険ドラッグ（脱法バーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第17、発議第20号　奨学金制度の充実を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

吉場道雄議員。

〔７番　吉場道雄議員登壇〕

○７番（吉場道雄議員）　発議第20号　奨学金制度の充実を求める意見書の提出について説明をさせていただきます。

提出理由ですが、近年、奨学金の貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況などから卒業しても奨学金の返済ができずに生活に苦しむ若者が急増している。よって、意欲と能力のある若者が家庭の状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境をつくるため、給付型奨学金制度の創設や、所得連動返済型奨学金制度の創設などを求める。

以上のことから、本意見書を提出します。

提出者ですが、嵐山町議会議員吉場道雄。賛成者、清水正之議員、同じく渋谷登美子議員、同じく河井勝久議員、同じく佐久間孝光議員。

奨学金制度の充実を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第２項の規定により提出いたします。

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年３％を上限とする利息付第二種奨学金があります。平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっています。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加するなか、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返済ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ、「所得連動型無利子奨学金制度」を導入しています。更に、平成26年度からは延滞金の賦課率10％を５％の引き下げを実施しています。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が10年であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されています。

よって、政府においては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記の事項について強く要望します。

記

１　高校生を対象にした給付型奨学金制度は拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。

２　奨学金が返済困難な人の実情にあった返済制度にすること。

３　授業料免除を充実させるとともに無利子奨学金をより一層充実させること。

４　海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

内閣総理大臣　様

文部科学大臣　様

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を行います。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　それでは、賛成討論。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　奨学金制度の充実を求める意見書提出に賛成いたします。

私は、一昨年あたりから、子供と貧困ネットワークという学習会にずっと参加し続けていたのですけども、その参加し続けている学習会の中で、必ず奨学金問題というのが出てきました。

請願の部分はあったのですけども、意見書提出はしたいなと思っていて、ずっと温めてきました。今回、この９月議会で意見書提出しようと思って、私のほうも意見書案を出したのですが、ありがたいことに吉場議員のほうも意見書を提出するということで案が出されましたので、それで合体した意見書となっています。

この奨学金問題、実は非常に厳しい問題がありまして、アメリカでは、サブプライムローンの次にメリーローンといって奨学金ローンが、奨学金ローンといいますけども、それがとても厳しい状況になって、人々をますます経済的窮地に追い込んでいるという状態があり、奨学金問題を抱えている弁護士さんの話によりますと、本当に、今は５％になりましたけれども、延滞金が10％で、２カ月払わなければ延滞金がついて、そしてそれを親が払っていたり、体のぐあいが悪くて全く払えない状況であると、それが、ずっと続いてきて、それで10カ月ぐらいたったところで高額の一括返還金という形になってきて、一遍に苦しい生活をしている中で、さらに一括の奨学金を求められ裁判になるという事態になっているのを、それを弁護士が手伝っているという話をずっと聞いています。

このような、この奨学金制度の充実という形で、本当は改革を求める意見書というふうな形で出したかったのですけども、そのような状況になっていて、それを嵐山町議会から、今回、出せる。多分、６月議会に３カ所か４カ所出して、次がこの９月議

会になりますので、これはとてもいい提案であると思いますので、保守系議員の政友会の皆さんのほうから出された、吉場議員からこうやって出していただいたことに感謝して、賛成いたします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第20号　奨学金制度の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開の時間を２時40分とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時２７分

再　　開　午後　２時３９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎発議第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第18、発議第21号　産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔６番　畠山美幸議員登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　それでは、産後ケアについてちょっとお話しします。

母親の胎内で約35億年にわたる生命の進化を凝結して体験し、誕生する人類の赤ちゃん。大脳には140億ものニューロンという神経細胞があり、その中のシナプスという情報伝達の網は、赤ちゃんがどんな環境でも対応できるように、２歳くらいまでの間に莫大に増大し、それが精査され、大人になっていくと言われております。その時期に豊かな愛情で接すること、笑いかけたり、話しかけたり、触れたりして五感で感じることでシナプスがふえ、赤ちゃんその後の人生を豊かにしていくと言われていま

す。この時期の母親の安定が非常に大事だと言われています。

そこで、今回、産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第２項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

出産で女性の心身には大きな負担が生じ、十分な休養とサポートが必要だが、近年は女性の出産年齢が高くなるとともに、女性の親の年齢が高齢化し、十分な手助けを受けられない状況がある。

そこで、産前・産後の切れ目のない支援を行うために、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の着実な実施及び検証の上、全国で産後ケアの提供体制を構築することなどを強く求める。

以上のことから本意見書を提出するものです。

それでは、産後ケア体制の支援強化を求める意見書を読まさせていただきます。

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在、大きな課題になっているのが出産前と直後の対応です。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要です。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に出産直後から１か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっています。良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の１か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすといわれています。従って、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上しました。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要があります。よって以下の項目の実現を強く求めるものです

記

1　「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。

2　モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。

3　単なる家事支援でなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

内閣総理大臣　様

厚生労働大臣　様

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。ここでは母子のことは書いてあるのですけども、夫たる人のことは一切出てこないのですが、夫たる人はここではどのような役割を果たすのでしょうか。産後ケア体制の支援強化の中で、夫というのが非常に重要になってくるわけなのですけれども、ここの中には全く出てこなく、妊婦の母親が出てきますよね。妊婦の母親が高齢化でというふうな形になって、あと行政の支援という形になってきますけれども、本来ならば夫との関係が一番大切になってくると思うのですが、それはどのような形でここにあらわれてくるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、手元に資料はあるのですけれども、夫の関係はこちらの私の持っている資料には何も書いておりません。あくまでも母親の関係のところだけで、夫は仕事をしていれば、育休を取ってもらうとか、そういう形での援護というか助けをするしかないのかなって思います。

以上です。

○青柳賢治議長　13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この妊娠・出産包括支援モデル事業の中には、夫に対して

のケアというものがあるはずだと思うのですけれども、それは入っていないのですか。それは、とても大切なことで、それが抜けている場合はちょっと問題があるかなと思うのですけれども、その点についての資料はお持ちではないのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　申しわけございませんが、私の手元にはそのような資料が、夫に関しての資料がございませんので、私の調べ方が悪かったのかなと思いますが、ここにはそういう資料、夫のことを書いたものはございません。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第21号　産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第19、発議第22号　微小粒子物質（ＰＭ2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　微小粒子物質（ＰＭ2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14号第２項の規定により提出します。提案理由を述べさせていただきます。

ＰＭ2.5は、疫学的知見が少なく、暴露濃度と健康影響との間の一貫した関係が検

出されていないことから、大きな課題となっている。

我が国でも、越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより、国民の関心が高まっている。そこで、国民にわかりやすい注意発令の仕組みの整備や国、地方の連携によるモニタリング体制の整備等、ＰM2.5による大気汚染に関して総合的な対策を求める。

以上のことから、本意見書を提出するものです。

では、本文にいきます。

微小粒子物質（ＰM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法や自動車NO_X・ＰＭ法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（ＳＯ２）、二酸化窒素（ＮＯ２）などの濃度は大きく改善してきています。

一方で微小粒子状物質（ＰM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。

また、平成25年１月以降、中国において深刻なＰM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、ＰM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

１　ＰM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。

２　国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。

３　ＰM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年９月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

内閣総理大臣　様

環境大臣　　様

厚生労働大臣　様

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、発議第22号　微小粒子物質（ＰM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎町長挨拶

○青柳賢治議長　これにて、本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、平成26年第３回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期、定例会は９月４日に開会をされまして、９月25日の本日まで22日間にわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成25年度一般会計決算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決及び承認を賜り深く感謝を申し上げる次第でございます。

議案審議並びに一般質問等を通じまして、ご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

また、柳代表監査委員並びに清水議会選出監査委員におかれましては、連日にわたりましてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご提出いただきました決算審査、意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

今、前途に横たわる人口減少、超高齢化社会への対応など避けて通れない課題に正面から向き合いながら、「豊かな自然　あふれる笑顔　心の通いあうまち　らんざん」これを実現するため、町民の皆様のニーズに応え、地域経営の視点に立ったまちづくりを目指して、全力を傾注してまいる所存でございます。

さて、明後日、27日には商工会青年部主宰の出会い系イベント、「炎の焼きコン」が企画をされ、町も後援をしております。多くのカップルが誕生し、町の活性化につながることを期待をしております。

日に日に、秋が深まってまいりました。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきながら、さらなるご活躍いただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○青柳賢治議長　次に、本職から挨拶申し上げます。

平成26年第３回定例会も本日をもって閉会となります。９月４日から本日までの22日間、議員の皆様方には熱心に、そして活発な審議を尽くすとともに議事進行に多大なご協力をいただき、ここに、第３回定例会が無事閉会できますことに心より感謝を申し上げます。

また、町長をはじめとする執行部の皆様には、常に真摯な態度で、丁寧な答弁をいただき、そのご労苦に対しまして、深く敬意をあらわすものであります。

決算審査特別委員会におきましては、委員長、副委員長を務められました松本美子委員長、大野敏行副委員長に対しまして、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。ご苦労さまでございました。

提出されました議案は、報告３件、条例８件、予算６件、認定６件、その他３件の合計26件でありましたが、全て原案のとおり可決されました。議員提出議案は、９件提出され、数多く、４件が可決されました。

一般質問には、８名の議員が登壇し、当面する町の諸問題に対しまして、活発な議論が展開されました。特に、今議会は人口減少に対する質問が多く出され、町の内外

に向けて、子育てしやすい町をＰＲできるよう力を入れていくとの答弁もありました。それらを含めまして、出された提案やご意見は今後のまちづくりに大いに生かされることを期待するところであります。

国におきましては、第２次安倍改造内閣が引き続き経済を最優先にとスタートしました。諸政策を力強く実行する内閣に期待するところであります。

広島大規模土砂災害に対しましては、嵐山町議会といたしましてもお見舞いを申し上げることにいたしました。

このところ、心の痛む事件も多く、この闇の背景は一体何なのだろうかと自問することもあります。しかし、明るい話題もあります。スポーツの世界におきましては、テニス、水泳、体操などの日本人選手の活躍は目をみはるものがあります。

そこで、私たち嵐山町にあっても、おのおのが夢と希望と高い志を持ち、町民、執行、職員、議会とが一体となり、力を合わせて嵐山町のイメージアップに向けて、強固な取り組みを進めていきたいものでございます。

今年も暑い夏でしたが、ここに来て朝晩めっきり秋らしくなりました。執行部の皆様、議員の皆様には、健康に充分ご留意されまして、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○青柳賢治議長　これをもちまして、平成26年嵐山町議会第３回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時０１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員